1 B
1
23

福島県長期総合計画

ふくしま新世紀プラン

21世紀の新しい生活圏―美しいふくしま―の創造

福島県議会図書室
平成 11. 12 13 収受

平成４年12月

福島県

「21世紀の新しい生活圏
ー美しいふくしまーの創造」に向けて

私は、これまで昭和59年12月に策定した「新福島県長期総合計画」に基づき、県政諸施策を積極的に推進してまいりました。この間、県民の皆様をはじめ、各方面の御支援、御協力によりまして、県勢は着実な伸展を見ております。

しかしながら、近年、本県を取り巻く時代潮流の変化は、従来にも増して広範かつ大規模になりつつあり、また、変化の速度も大きくなってきています。

さらに、我が国が21世紀に向けて、創造性と活力ある社会を築いていくためには、くらしを重視し、くらしに焦点を当てた地域づくりを進めることが求められており、優れた自然と恵まれた立地条件を持つ本県は、この理念を実現し、我が国の発展をリードする地域としての大きな飛躍が期待されています。

このため、県民福祉のより一層の向上を図り、新世紀に向けて新しい“ふくしま”を創造するため、『ふくしま新世紀プラン』を策定したものであります。

私は、この計画の基本目標である「21世紀の新しい生活圏ー美しいふくしまーの創造」の実現のために、県政の各分野にわたる施策を総合的かつ戦略的に展開し、様々な分野において我が国の発展をリードするフロンティアに果敢に挑戦してまいる決意でありますので、県民の皆様をはじめ、国、市町村、関係団体等皆様の御支援・御協力をよろしくお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定に当たりまして熱心に審議検討いただきました県総合開発審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました多くの方々に、心から御礼申し上げます。

平成４年12月

福島県知事
佐藤栄佐久

目　次

はじめに

● **第Ⅰ編　基本構想** …… 1

第１章　本県を取り巻く時代潮流変化 …… 2
1　価値観の多様化・生活の重視 …… 2
2　地域構造の変化 …… 3
3　グローバリゼーションの進展 …… 3
4　進む高齢化・変わる人口構造 …… 4
5　変わる産業構造 …… 5
第２章　本県の位置づけと役割 …… 6
1　豊かで多様な自然 …… 6
2　有利な地理的条件 …… 6
3　躍進する県勢 …… 7
4　特色ある多極分散型県土構造 …… 7
5　新しい国土軸の先導的拠点としての役割 … 7
第３章　基本目標 …… 8
「21世紀の新しい生活圏
ー美しいふくしまーの創造」
第４章　21世紀の福島県（県土のグランドデザイン） … 10
1　県民生活の姿 …… 11
2　産業経済の姿 …… 14
3　県土の姿 …… 18
4　人々の姿 …… 19
第５章　主要課題 …… 20
1　新しい国土軸の一翼を担う県土づくり …… 20
2　個性的で魅力ある地域づくり …… 20
3　快適なくらしのための生活空間づくり …… 20
4　発展を支える活力ある産業づくり …… 20
5　健やかで生きがいあふれる
福祉社会づくり … 21
6　明日を築く人づくり …… 21
7　世界に開かれた県づくり …… 21
第６章　県づくりの基本方向 …… 22
1　県づくりの基本姿勢 …… 22
2　施策の展開方向 …… 24
第７章　21世紀を目指す戦略的構想 …… 27
Ⅰ　グローバルネットワーク・ふくしまプラン … 28
Ⅱ　新国土軸形成プラン …… 30
Ⅲ　「うつくしま、ふくしま。」
県民運動推進プラン … 34
Ⅳ　頭脳集積プラン …… 36
Ⅴ　地域づくり産業創造プラン …… 38
Ⅵ　高齢化社会総合対策プラン …… 40
Ⅶ　男女共同参画型社会形成プラン …… 44
Ⅷ　ふくしま・人づくりプラン …… 46

● **第Ⅱ編　基本計画** …… 49

第１章　地域に根ざし、世界に伸びる人づくり …… 50
第１節　21世紀を担う心豊かで
たくましい児童生徒・青少年の育成
1　総合的な育成推進体制の整備 …… 51
第１節の１　児童生徒の育成
1　教育内容・方法の改善充実 …… 52
2　道徳教育・環境教育の充実 …… 53
3　生徒指導・進路指導の充実 …… 54
4　健康教育と学校体育の充実 …… 55
5　教育諸条件の整備充実 …… 56
6　養護教育の充実 …… 57
7　幼稚園教育の充実 …… 58
8　私学教育の充実 …… 58
第１節の２　青少年の育成
1　青少年健全育成の推進 …… 59
2　青少年の主体性を促進する活動の推進 … 60
第２節　新しい時代の要請にこたえる
高等教育機関の充実
1　高等教育機関の整備 …… 61
2　県立大学の整備充実 …… 62
第３節　ふれあいと生きがいに満ちた
生涯学習の推進
1　生涯学習の基盤整備 …… 63
2　生涯学習機会の整備充実 …… 64
3　生涯学習の普及・啓発 …… 65
4　社会教育の充実 …… 66
5　家庭教育の充実 …… 67
第４節　国際感覚を備えた人づくり
1　国際交流・国際協力の推進 …… 68
2　国際的視野を持つ人づくり …… 69
3　世界に広がる人的ネットワークの形成 … 70
第５節　潤いと個性に満ちた文化の振興
1　文化活動の振興 …… 71
2　文化の伝承の充実 …… 72
3　文化環境の整備 …… 73
第６節　県民の活力を育むスポーツ・
レクリエーションの振興
1　スポーツの振興 …… 74
2　スポーツ・レクリエーション環境の整備 … 76
第２章　快適で健やかな生活の実現 …… 77
第１節　生涯にわたる健康づくり
1　健康の保持・増進活動の推進 …… 78
2　ライフステージや疾病に応じた
予防対策の充実 … 79
3　保健医療提供体制の整備充実 …… 80
4　保健医療の新たな展開 …… 82
5　医薬品等の安全性・血液の確保と
薬物乱用防止 … 83
第２節　安全で安心できる生活の確保
1　総合的な防犯対策の推進 …… 84
2　総合的な交通安全対策の推進 …… 86
3　総合的な消防・防災対策の推進 …… 88
4　環境の適正な管理と
地球環境問題への対応 … 90
5　食品等の安全性の確保と
生活衛生の向上 … 91
6　廃棄物処理対策の推進 …… 92
7　原子力発電所周辺地域の安全確保 …… 93
8　消費者保護対策の推進 …… 94
第３節　ともに生きる社会づくり
1　地域福祉サービスの推進 …… 96
2　自立と社会参加の促進 …… 98
3　未来をひらく福祉の人づくり …… 99
4　人にやさしいまちづくり …… 100
第４節　ゆとりと潤いのある生活空間づくり
1　豊かな住まいづくり …… 101
2　潤いのある居住環境づくり …… 102
3　賑わいのあるまちづくり …… 104
第５節　美しい自然空間の形成
1　良好な自然環境の保全 …… 105
2　美しい景観形成・緑の創造 …… 106
3　自然とふれあう環境の整備 …… 108

第３章　魅力的で多様な産業の集積……109
第１節　時代の潮流に即応した、活力ある農林水産業の展開
1　高生産性・高付加価値農業の実現……110
(1) 農業生産の担い手育成と生産構造の再編成…110
(2) 生産性の向上と産地銘柄化の推進 ……111
(3) 販売の戦略化と価格安定対策 ……112
(4) 情報システムの整備と先端技術の開発普及……114
(5) 農業生産基盤の整備、農地等の保全管理……115
2　豊かな森林づくりと活力ある林業の振興…116
3　豊かで魅力ある水産業の振興……118
第２節　高い技術力を誇る工業の充実
1　高付加価値型工業の振興……120
2　研究開発機能の強化……122
3　産業高次機能の集積と高度化の促進……123
第３節　新しい時代に対応した、魅力ある商業・サービス業の展開
1　商業の振興……124
2　サービス業の振興……125
第４節　個性豊かで魅力ある観光・リゾートの振興
1　魅力ある観光・リゾート地づくり……126
2　観光ＰＲ・サービスの充実強化……127
3　国際観光の推進……128
第５節　地域に根ざした産業の振興
1　活力ある地域中小企業の振興……129
2　経営資源の充実……130
3　新たな産業基盤の創造……131
4　地域経済の国際化の推進……132
5　ふるさと産業おこしの推進……133
第６節　ニーズに対応した雇用機会の確保と働きやすい環境づくり
1　雇用の安定と雇用開発の推進……134
2　生涯にわたる職業能力開発の推進……135
3　ゆとりと豊かさを実感できる労働福祉の充実…136
第４章　個性豊かな、世界に開かれた県土の創造……137
第１節　個性と魅力ある地域づくり
1　県土づくり・地域づくりを支援する社会資本の整備…138
2　広域的な地域づくりの推進……140
3　自主的・主体的な地域づくりの推進……142
4　コミュニティづくりの推進……143
5　特定地域の振興……144
第１節の１　緑あふれる創造性豊かな都市基盤の整備
1　計画的な都市づくりの誘導……145
2　市街地整備の推進……146
3　機能的な都市交通基盤の整備……147
4　公園緑地の整備……148
5　下水道の整備……149
第１節の２　緑豊かな活力ある農山漁村づくり
1　農山漁村の多面的機能の維持増進……150
2　農山漁村の活性化……152
3　魅力ある生活環境の整備……153
第２節　交流ネットワークの形成
1　世界と繋ぐネットワーク拠点の整備……154
2　高速交通ネットワークの整備……156
3　地域間交通ネットワークの整備……157
4　地域内交通の整備……158
5　高度情報通信ネットワークの形成……159
6　多様な情報の受発信力の充実……160
第３節　安全でやすらぎのある県土の建設
1　治山事業の推進……161
2　河川・ダム事業の推進……162
3　海岸事業の推進……163
4　砂防事業の推進……163
第４節　水資源・エネルギー対策の推進
1　安定的な水供給……164
2　合理的な水利用……164
3　新しい水環境の創造……165
4　エネルギー対策の推進……166
第５節　総合的な土地対策の推進
1　総合的かつ計画的な土地利用の推進……167
2　適正な地価水準の形成……168
3　適正な土地利用の確保……168

● 第Ⅲ編　地域整備構想……169

第１章　地域整備の基本方向……170
1　地域整備の目標……170
2　地域区分の考え方……171
3　地域整備の基本的考え方……173
第２章　広域的地域整備計画……174
第３章　地域別計画……179
1　県北地域……180
将来像、現状と課題、基本的発展方向……180
リーディングプロジェクト……181
主要な施策……182
2　県中地域……186
将来像、現状と課題、基本的発展方向……186
リーディングプロジェクト……187
主要な施策……188
3　県南地域……192
将来像、現状と課題、基本的発展方向……192
リーディングプロジェクト……193
主要な施策……194
4　会津地域……198
将来像、現状と課題、基本的発展方向……198
リーディングプロジェクト……199
主要な施策……200
5　南会津地域……204
将来像、現状と課題、基本的発展方向……204
リーディングプロジェクト……205
主要な施策……206
6　相双地域……210
将来像、現状と課題、基本的発展方向……210
リーディングプロジェクト……211
主要な施策……212
7　いわき地域……216
将来像、現状と課題、基本的発展方向……216
リーディングプロジェクト……217
主要な施策……218

計画推進のために……223

● 付属資料……225

はじめに

1　計画策定の趣旨

本県は、昭和59年12月に昭和70年度（平成７年度）を目標年度とする「新福島県長期総合計画」－豊かなふるさとづくり・新ふくしまプランー－を策定し、「心豊かな生き生きとした“ふくしま”の創造」を基本目標として県勢の振興を図ってきました。

しかし、近年、本県を取り巻く時代潮流の変化は、価値観の多様化・生活の重視、グローバリゼーションの進展、人口・地域・産業構造の変化など、従来にも増して広範かつ大規模になりつつあり、また、変化の速度も大きくなってきています。

さらに、我が国が21世紀に向けて、創造性と活力ある社会を築いていくためには、くらしを重視し、くらしに焦点を当てた地域づくりを進めることが求められており、優れた自然と恵まれた立地条件を持つ本県は、この理念を実現し、我が国の発展をリードする地域としての大きな飛躍が期待されています。

このため、県民福祉のより一層の向上と新世紀に向けて新しい“ふくしま”を創造するため、『ふくしま新世紀プラン』を策定するものです。

2　計画の性格と役割

この計画は、21世紀に向けて本県の目指すべき目標と、これを実現するための施策の基本方向を明らかにするものであり、県政運営の基本指針として、県政の各分野における施策の整合性、計画性を確保するものです。

計画の策定に当たっては、特に、明瞭性、戦略性、実効性、さらには柔軟性の確保に留意しています。

県民や民間諸団体に対しては、県政に対する理解と協力を求め、新しい県づくりのための自主的、積極的な参加を要請し、市町村に対しては、県との連携による効果的な行政を推進するための指針となることを期待するものです。

また、国などに対しては、県として期待する施策を明らかにし、積極的な支援と協力を要請するものです。

3　計画の期間

この計画は、平成５年度（1993年度）を初年度とし、平成12年度（2000年度）を目標年度とする８ヵ年計画です。

4　計画の構成

計画の構成は、次のとおりです。

第Ⅰ編　基本構想

本県を取り巻く時代潮流の変化や本県の特性などを踏まえ、計画の基本目標、平成12年における本県の姿、目標達成のための主要課題、さらには21世紀に向けて取り組むべき県づくりの基本方向を示しています。

第Ⅱ編　基本計画

基本構想を受けて、各種分野別の実施指針を総合的、体系的に示しています。

第Ⅲ編　地域整備構想

基本構想を受けて、各地域の整備の基本的方向と各地域において展開する主な施策を示しています。

県の花●ネモトシャクナゲ

北海道、本州北中部の高山帯から亜高山帯にはえるツツジ科の常緑低木。本県では、吾妻山、安達太良山に群生する。高さは1～3ｍで花は白色か淡紅色で、花冠の内部にさらに花冠が生じ、ときには三重のものも見られる珍種である。

県の鳥●キビタキ

昭和40年5月10日公募により選定。4月から10月末にかけて渡来し、低山帯から上部の落葉広葉樹のうっそうとした自然林に好んで生息する。雄はオレンジ、黒、黄色をおび、すばらしい美声で鳴く。

県の木●ケヤキ

昭和41年9月28日公募により選定。九州の一部と北海道を除く日本全土に分布し、県外にも広く分布しているニレ科の落葉高木である。陽の当たる場所を好み、成長が早く、寿命が長い。

第Ⅰ編

基本構想

第１章　本県を取り巻く時代潮流変化
第２章　本県の位置づけと役割
第３章　基本目標
第４章　21世紀の福島県（県土のグランドデザイン）
第５章　主要課題
第６章　県づくりの基本方向
第７章　21世紀を目指す戦略的構想

第１章　本県を取り巻く時代潮流変化

福島県が、21世紀の新しい時代に向かって一層躍進するためには、本県を取り巻く内外の潮流変化に的確に対応していく必要があります。

また、これらの潮流変化を単なる外的要因としてのみ受け止め受動的に対処するのではなく、時代潮流に内蔵されている変化のエネルギーを県づくりの活力として積極的に取り込む前向きの姿勢をもって県勢の振興に取り組んでいくことが必要です。

1　価値観の多様化・生活の重視

【キーワード】

『心の豊かさ』

◆　所得水準の向上や労働時間の短縮による自由時間の増大を背景に、ゆとりと潤いのあるライフスタイルが求められ、心の豊かさや一人ひとりの個性、感性を尊重する傾向が強くなっています。

『自己実現・充実』

◆　余暇の楽しみ方は、従来のレジャー・消費型単一指向から、学習、スポーツ、文化活動等自己実現・充実を目指すものなどへと多様に広がっており、また、人々との交流、自然とのふれあい等に対する欲求が高まってきています。

『生活の質の向上』

◆　生活の質の向上に対する欲求が高まっており、生活環境や労働環境における快適性・豊かさ・美しさが求められています。

『コミュニティの形成』

◆　生活の質を高める基盤整備、誰もが個性を発揮し、自己実現を図ることができ、また、地域社会の一員として積極的に社会参加できる条件整備、心が通いあう良好なコミュニティの形成が必要とされています。

『地球環境問題』

◆　地球環境問題に対する地域の取り組みを通して、個人の生活と環境が調和した新しいライフスタイルの確立が求められています。

2　地域構造の変化

【キーワード】

◆　東京一極集中に伴う様々な弊害が表面化してきており、東京圏の諸機能の地方への分散圧力が強まっています。

　とりわけ、これまでの東京から西に向かう第一国土軸とは異なり、くらしに重点を置いた地域整備の理念に基づき、北海道・東北地方を貫く新しい国土軸の形成が求められています。

『新しい国土軸』

◆　都市的サービスに対するニーズの増大、都市における就業機会の拡大等を背景に、人口や諸機能が中枢、中核都市に集中し、地域間格差が拡大しつつあります。

　こうした中で、地域の発展に大きな役割を果たす都市における都市機能の充実強化とともに、美しい景観や環境、豊かな地域資源等を生かした農山漁村の活性化、さらには、都市と農山漁村の一体的整備が求められています。

『地域間格差』

◆　高速交通体系と情報通信体系の整備の進展に伴い、地域間交流が促進され、地域の新たな活性化を喚起する一方、地域社会のアイデンティティ形成が求められています。

『地域間交流』

3　グローバリゼーションの進展

◆　交通・通信手段の飛躍的な発達や我が国の国際的地位の向上に伴い、政治、経済、文化等の幅広い分野における諸活動は国境を越え、地球的規模で展開されています。

　また、国家の枠を越えて、世界の人々が協力・連携した地球社会をどう形成していくかが大きな課題となっており、我が国が国際社会において積極的な役割を果たすことが期待されています。

『地球社会』

『ボーダーレス化』

◆　ボーダーレス化の進展に伴い、地域社会も地球社会の一員として捉えられるようになってきており、地方が国や大都市を介することなく諸外国と直結した関係を築き、地球的視野で地域づくりを進める動きが顕著になっています。

　また、地球環境問題や人口問題等地球的規模での問題に対する地域社会からの取り組みが求められています。

4　進む高齢化・変わる人口構造

『長寿社会と新しい社会システム』

◆　我が国における高齢化は、世界に例をみないほどに急激に進行しています。

　また、年少人口の減少等により就業構造や人口構造は大きく変化しており、こうした変化に適応し、21世紀に向けて社会の活力を維持しながら、豊かさを実感できる新しい社会のしくみづくりが必要となっています。

『少子化』

◆　出生率の低下に伴う子どもの数の減少傾向は、子どもの健やかな成長に好ましくない影響を及ぼすとともに、社会全体の活力を減退させるものと懸念されています。

『就業構造の変化』

◆　生産年齢人口の減少や定年退職年齢の上昇は、就業人口に占める高年齢労働者の割合を高めることとなるため、それにふさわしい雇用環境の整備が必要とされています。

5　変わる産業構造

◆　農林水産業においては、担い手の高齢化が進行する一方、輸入農産物との競争の激化や消費者ニーズの変化、自然環境の保全等に対する適切な対応が必要となっています。

『農林水産業を取り巻く環境変化』

◆　地域の新たな産業の育成・振興、地場産業の高付加価値化・活性化、情報受発信機能の強化等を図るため、研究開発機能の充実が一層重要となっています。

『研究開発機能の強化』

◆　情報化、国際化の進展や価値観の多様化などを背景に、ソフト重視の経済社会に移行しつつあり、第三次産業の比重がますます高まるとともに、産業全般において、企画、情報、研究開発、商品開発、デザイン開発等のソフト・サービス部門の比重が増大しています。

『経済のソフト化・サービス化』

◆　財貨やサービスに占める情報価値の増大とともに、産業、行政、医療、教育等の分野においてはもちろん、個人、家庭、コミュニティなど社会全体において情報化が進展し、21世紀には多様なニューメディアや各種の情報通信システムによってネットワークされた高度情報化が一層進むことが予測されます。

『高度情報化』

◆　地球環境問題への関心の高まりに伴い、これまでの経済効率優先とは異なった企業の新しい行動基準が求められ、環境と調和した持続可能な産業への転換が必要とされています。

『環境にやさしい産業』

第２章　本県の位置づけと役割

明治９年、当時の福島、若松、磐前の３県が統合して現在の福島県が成立し、以来、経済的、社会的な様々の変動を経て今日の県土が築かれました。

明治、大正及び昭和初期にかけては、安積疏水の建設、常磐炭鉱の開発、東北本線・常磐線等の鉄道や幹線道路等交通基盤の整備、養蚕・製糸・絹織物業をはじめとする産業振興策等により本県の発展の基礎が培われ、戦後においては、只見地域電源開発の推進や常磐・郡山地区における新産業都市の建設等により県勢は大きく発展しました。

昭和50年、東北縦貫自動車道（以下、「東北自動車道」という。）岩槻～白石間の開通により本県は高速交通時代を迎え、さらに、東北新幹線の開業、常磐自動車道（以下、「常磐自動車道」という。）三郷～いわき間の開通、東北横断自動車道（以下、「磐越自動車道」という。）いわき新潟線の供用開始等により高速交通ネットワークが一層整備され、そして平成５年３月の福島空港の開港により、北海道をはじめ関西、九州等の国内はもとより、世界との直接交流が可能となり、福島県は新たな発展の出発点に立つこととなりました。

本県がこれまで辿ってきた歩みを踏まえながら、今日、本県が置かれている位置づけと本県に期待されている役割を正しく認識することは、新たな時代に飛躍するために重要です。

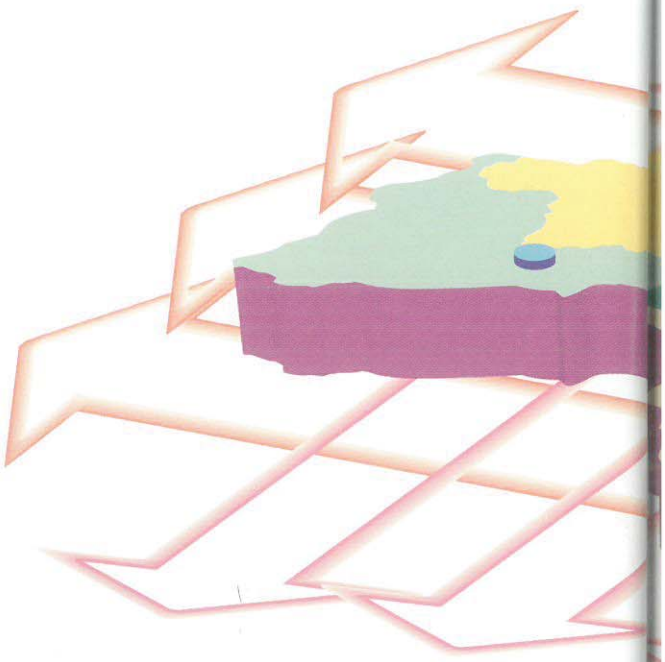

１　豊かで多様な自然

本県は、13,781㎢という全国第３位の広大な県土面積を有しており、東に阿武隈高地、西に奥羽山脈が縦断しているため、中通り、会津、浜通りの３地方に区分され、それぞれ気候、風土、人情等を異にした地域特性を有しています。

また、森林が県土の７割を占めるほか、総延長4,841kmに及ぶ大小様々な河川、猪苗代湖等の湖沼群、標高２千メートル級の山々を擁し、多くの温泉や景勝地等が県内各地に点在し、日光国立公園、磐梯朝日国立公園、越後三山国定公園と11の県立公園を有するなど、豊かな自然と美しい景観に恵まれています。

２　有利な地理的条件

本県は、東北地方の最南端、東京から200km圏に位置し、福島空港の開港等近年の高速交通体系の整備の進展や東京圏に近接する地理的な優位性等から、新たな発展の可能性が高まっています。

また、茨城、栃木、群馬、新潟、山形、宮城の６県に接し、隣県と連携した特色ある多様な県際交流が可能であるとともに、東は黒潮と親潮が合流する太平洋の海原と150km余に及ぶ海岸線を有し、豊かな水産資源や海洋レクリエーション資源等に恵まれています。

さらに、暖地型作物の北限、寒冷地型作物の南限に位置しているため、米をはじめ果物、野菜、畜産、工芸作物、花き等様々な農作物を生産し、首都圏をはじめ全国各地に食料を供給しています。

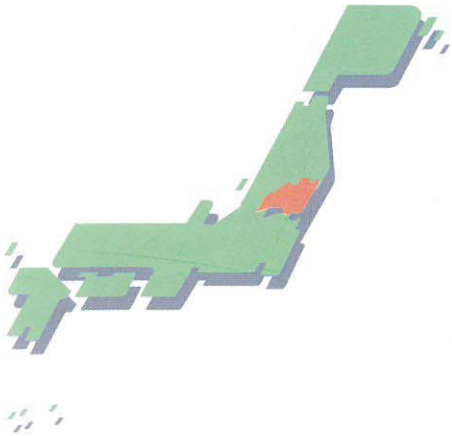

4　特色ある多極分散型県土構造

本県は、特定の都市に機能が集中することなく、県内各地域にヒューマンスケールの都市が分散した多極分散型の県土構造になっています。

近年、高速自動車道をはじめとする交通体系の整備の進展により、県内各地域を結ぶ時間距離が大きく短縮していることから、各地域において、都市と農山漁村が機能分担と連携により特色ある生活圏を形づくり、それぞれの生活圏をネットワーク化することにより県全体として魅力ある多様なライフスタイルを選択することを可能としています。

3　躍進する県勢

本県は、東京圏に近接していることに加え、高速交通体系の整備により近年の企業立地はめざましく、工業出荷額は飛躍的な伸びを見せており、東北地方随一の工業集積を有しているとともに、都市集積の拡大や経済のソフト化・サービス化等を要因として第３次産業も着実な伸びを見せており、近年、県民所得の伸び率は全国の上位に位置しています。

一方、本県の人口は、昭和30年代前半から40年代後半にかけて、首都圏等への人口流出により、人口減少が続き、昭和47年４月に約192万８千人に減少しましたが、その後増加傾向に転じ、平成元年11月には県政史上初めて210万人の大台を超え、現在なお増加傾向にあります。

さらには、社会福祉、保健・医療の充実や教育・文化基盤の整備が図られるなど、県勢は着実な伸展を辿っています。

5　新しい国土軸の先導的拠点としての役割

東京一極集中を是正し、多極分散型国土の形成を目指す地域づくりが進められるなかで、北海道・東北地方においては、真に豊かさを実感できる生活の場の創造という理念に立つ国土の新たな発展軸、すなわち新しい国土軸の形成を目指しており、首都圏に隣接し、北海道・東北地方と関東地方の結節点にある本県は、新しい国土軸形成の上で先導的役割を担うべき地域です。

また、福島空港や磐越自動車道の整備の進展等を契機とし、本県が様々な分野における世界との直接的な交流を拡大させ、環太平洋経済圏と環日本海経済圏を結ぶ結節点としての国際的な役割を積極的に担うことにより、地球社会における我が国の新たな発展に寄与することが期待されています。

第3章　基　本　目　標

◆　21世紀に向けて県づくりを進めていくに当たっては、本県を取り巻く時代潮流変化に的確に対応するとともに、本県の自然的・社会経済的特性を踏まえながら、その開発可能性を最大限に引き出すことが必要です。

◆　広大な県土を有する本県は、多様性に富んだ豊かな自然と歴史・伝統を有し、県土は多極分散型の構造になっており、こうした多様性は本県の発展可能性をより大きなものにしています。

◆　一方、我が国が21世紀に向けて創造性と活力ある社会を築いていくためには、くらしを重視し、くらしに焦点を当てた地域づくりが求められていますが、優れた自然と恵まれた立地条件を有する本県は、その理念を実現し、我が国の発展をリードしうる地域です。

ふくしまイメージデザイン

21世紀に向けて、「美しい自然」、「美しいまち」、「美しいこころ」を実現し、新しいふくしまを創造するという県づくりの目標を花にたとえて表現しました。

ー花言葉は「未来」ー

このイメージデザインは、本県を最も印象づけるカラーである空、海、湖沼、河川のブルーを基調に、緑豊かな自然とまち、大きな可能性を秘めた大地など、本県の有するさまざまな自然、風物とさんぜんと輝く太陽がコミュニケーションの輪を形成し、ハーモニーを奏でながら大きく発展していく姿を表しています。

このため、本計画における基本目標を

「21世紀の新しい生活圏
ー美しいふくしまーの創造」

とします。

このことは、美しい自然、美しいまち、美しい心が織りなす質の高い生活空間を創造することであり、こうした生活の場の整備によって、人々の定住と交流を促し、産業に新たな活力を吹き込み、本県の新たな発展を導きだそうとするものです。

その推進に当たっては、

「うつくしま、ふくしま。」

をスローガンとした県民運動との連携を図り、基本目標の達成を目指します。

21世紀の新しい生活圏
ー美しいふくしまーの創造

「うつくしま、ふくしま。」

■込められた意味

①「21世紀の新しい生活圏ー美しいふくしまーの創造」を短くし、覚えやすい言葉としました。
②「うつくし」「しま」「ふくしま」の3つのパートからできており、
「うつくし」：日本の古語であり万葉の言葉である「うつくし」という言葉をスローガンに込めたのは、福島県が日本の原風景を豊かに残している。
「しま」：福島県の形はオーストラリアに似ており、この美しい大地で県民が一つのファミリーを形成し、一つの国のようなイメージを有している。
「ふくしま」：「うつくしま」の「うつ」を「ふ」に変えると「ふくしま」になり、「うつくしい」というきれいな響きが「ふくしま」の中にもともと含まれている。

第４章　21世紀の福島県（県土のグランドデザイン）

計画の基本目標である「21世紀の新しい生活圏ー美しいふくしまーの創造」を目指し、私たちが築きあげたいと考えている21世紀初頭の福島県の姿を「くらし」、「仕事」、「基盤」、そしてそこで躍動している「人」を通して、描きます。

それは、県民一人ひとりの参加と協力によって築いていくための提案でもあります。

◆　21世紀の福島県は、

一人ひとりの夢が実現できる地域

です。

様々な人々が集い、住む福島県、そこでは「人」を中心とした基本理念の下で、「くらし」、「仕事」、「基盤」等の全ての面にわたって生活の質を高めるための環境が整えられています。

また、一人ひとりが夢を持ち、その実現に向かって躍動しており、そうした人たちの夢の実現のために行政が支援し、一人ひとりのくらしがゆとりと豊かさで充足されています。

◆　また、21世紀の福島県は、

新しい理念を実現し、我が国の発展をリードする地域

です。

特定の都市に機能が集中することなく、ヒューマンスケールの都市が分散した多極分散型県土の中で、都市と農山漁村がそれぞれの機能を補完しあいながら一つの生活圏を形成し、各圏域がネットワークによって結ばれ、県全体として豊かさと利便性を享受できる県土を形成しています。

すなわち、

① 美しい自然と共存した生活の中で、あらゆる世代がふれあう「多世代交流生活圏・ふくしま」

② 常に時代のニーズに対応できる研究・技術が集積する「産業創造圏・ふくしま」

③ ゆとりある空間の中で、様々な人々が行き交う「多極交流圏・ふくしま」

が形成されており、こうした本県の姿は、我が国におけるこれからの地域づくりのモデルとなるものです。

1　県民生活の姿

平成12年（2000年）の本県の人口等を見通すとともに、県民生活の面から見た21世紀の福島県の姿を描きます。

快適で健やかな生活　が営まれています。

美しくゆとりと潤いのある自然や生活空間の中で、約216万人の人々が、健康で安全な生活を営み、相互に助け合える社会の中で暮らしています。

◆　県民一人ひとりが自主的な健康づくりを行うことのできる基盤の整備が進められ、ライフステージや疾病に応じたきめ細かな予防対策や体系的かつ包括的な保健医療サービスの充実が図られるなど、生涯にわたる健康づくりが進められています。

◆　防犯・交通安全・消防防災対策などが充実し、環境汚染や廃棄物についての対策が適正に実施されているとともに、衣食住全般にわたる安全性の確保や消費者保護体制の拡充などにより、安全で安心できる生活が営まれています。

◆　多様化、増大する福祉需要に対応したきめ細かな地域福祉サービスの充実や福祉マンパワーの養成・確保が図られ、高齢者や障害者などの自立と社会参加が促進されるとともに、いろいろな面に配慮した人に「やさしいまち」づくりが進められ、人々が支えあって暮らしています。

◆　豊かな住まいや良好な居住環境、そして人々が集い交流できる「まち」が整備され、「住まい」と「まち」が調和した、ゆとりと潤いのある生活空間が形成されています。

◆　良好な自然環境の適正な保全が図られているとともに、美しい景観形成と緑の創造が積極的に推進され、そうした美しい自然空間の中で、誰もが手軽に自然とのふれあいを楽しんでいます。

そして、福島県は、

多世代交流生活圏・ふくしま　です。

◆　快適で健やかな生活を過ごせる環境の中で、各地域において、子どもから高齢者までのあらゆる世代が住み集い、様々な交流を通じたふれあいあふれる生活圏・ふくしまです。

◆　「うつくしま、ふくしま。」をスローガンに、県内全域にわたる「みんなで進める一歩一歩運動」や各地域の特性に根ざした「ふるさとの自慢づくり運動」を県民の共感のもとに主体的・創造的に展開する、共感あふれる生活圏・ふくしまです。

◆　都市や農山漁村、そして産業などが人々の生活や美しい自然と調和した、やさしさあふれる生活圏・ふくしまです。

2000年には216万人が生活する福島県

本県の人口は、昭和31年に過去最高の209万6千人に達した後、その後の高度経済成長期に若年層を中心とする県外流出により減少傾向をたどりました。

しかし、40年代後半には高度経済成長の終わりとともに、また地元志向の中で県外流出が減少しはじめ、昭和47年の193万9千人を底として、増加傾向に転じ、昭和53年には再び200万人台に回復し、昭和60年には208万人、さらに平成2年には210万人と県政史上最高を記録しました。

このような中で、近年、出生率の低下傾向がみられ、本県の合計特殊出生率は平成2年には1.84と全国の1.53よりも高いものの、昭和55年の1.98に比べ低下しており、長期的には、人口規模や人口構造の変化を通じて社会に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

本県においても、今後は、特に、子どもを生み育てやすい環境づくりを行うとともに、子どもたちが伸び伸びと育つ県土を作っていく必要があります。

今後の本県人口は、このような施策の推進や保健医療サービスの充実による死亡率の低下に加え、首都圏に隣接するという恵まれた立地条件による就業機会の増大、さらには多様性に富んだ広大な土地空間と豊かな自然の中で、様々な人々が住み集うことのできる人間中心の魅力ある地域づくりの推進などにより、さらに増加し続け、2000年（平成12年）には約216万人程度の人口規模になると予測されます。

県人口の推移と見通し

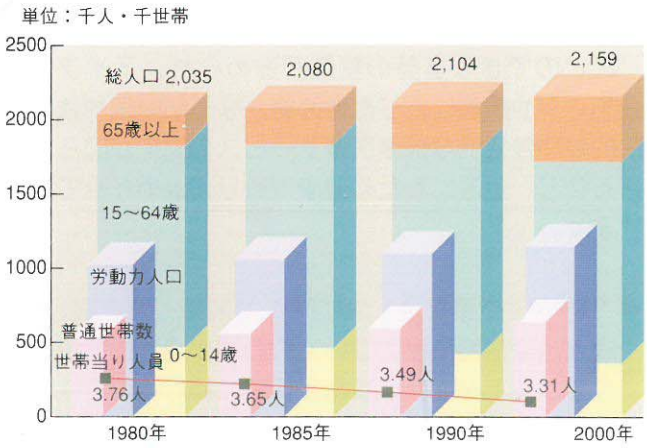

県人口の推移と見通し

（単位：千人、千世帯）

区　　分	1980年 (S.55)	1985年 (S.60)	1990年 (H.2)	2000年 (H.12)	年平均増加率(%) 90/80	2000/90
総　人　口	2,035	2,080	2,104	2,159	0.33	0.26
0～14歳人口	467 (22.9)	461 (22.2)	422 (20.1)	363 (16.8)	▲1.01	▲1.49
15～64歳人口	1,355 (66.6)	1,371 (65.9)	1,378 (65.5)	1,354 (62.7)	0.17	▲0.18
65歳以上人口	213 (10.5)	248 (11.9)	302 (14.3)	442 (20.5)	3.55	3.88
労働力人口	1,049	1,076	1,095	1,149	0.43	0.48
普通世帯数	530	558	591	640	1.10	0.80
世帯当り人員	3.76	3.65	3.49	3.31	—	—

注1　3階層別人口欄の下段()は、それぞれの構成比である。
2　総人口は年齢不詳も含むため、3階層別人口の合計と一致しない。
3　世帯当り人員の単位は人である。

変わる人口構造

－ 2000年には、５人に１人が65歳以上となる－

人口構造は、平成12年に向けて大きく変化していくものとみられます。年少人口層（0～14歳）は、出生率の低下等の影響により今後も引続き減少し、平成12年には36万３千人になるものと予測されます。

また、生産年齢人口層（15～64歳）は、若年層の県内への定着及び県外からの流入が促進されるものの、出生率の低下等の影響により、全体では24千人程度減少し、平成12年には135万４千人になるものと予測され、総人口に占める割合は昭和60年の65.9%から62.7%になりますが、この年齢層に属する第１次ベビーブーム世代は平成12年には50歳を過ぎるため、働く世代の高年齢化が進むことになります。

老年人口層（65歳以上）は、今後とも、死亡率の低下、平均余命の伸長などにより増加し、平成12年には44万２千人になるものと予測され、総人口に占める割合は昭和60年の11.9%から12年の20.5%へと上昇し、全国平均を５年程度先行するテンポで高齢化が進むことになります。

本県においては、このような本格的な高齢化社会の到来に対して、寝たきり老人や痴呆性老人などの要介護老人へのきめ細かな対策を実施するとともに、高齢者の持つ能力や経験を社会に生かせるような条件整備や人にやさしいまちづくりの推進などによって、活力ある明るい高齢化社会が形成されます。

普通世帯数は、核家族化の進行などによって増加してきましたが、今後もゆるやかな増加傾向をたどり、平成12年には64万世帯程度になるものと予測されます。

中通り、浜通り地方は、高速交通体系の整備等による企業立地の増加等に伴い、従来から人口が増加しており、今後もこの状況に大きな変化はないものと予測されます。

一方、会津地方は、自然増加の停滞や地域外への流出などにより、人口の減少が続いてきましたが、今後は、磐越自動車道や会津大学等のインパクトによる企業立地の促進や若年層の流入・定着が見込まれ、人口増加へ向かうことが予測されます。

しかしながら、各地方とも、出生率の低下等による年少・生産年齢人口の減少、高齢化の進行が著しく、特に会津地方では65歳以上が24.7%になることが予測されます。

県内３地方の2000年の人口

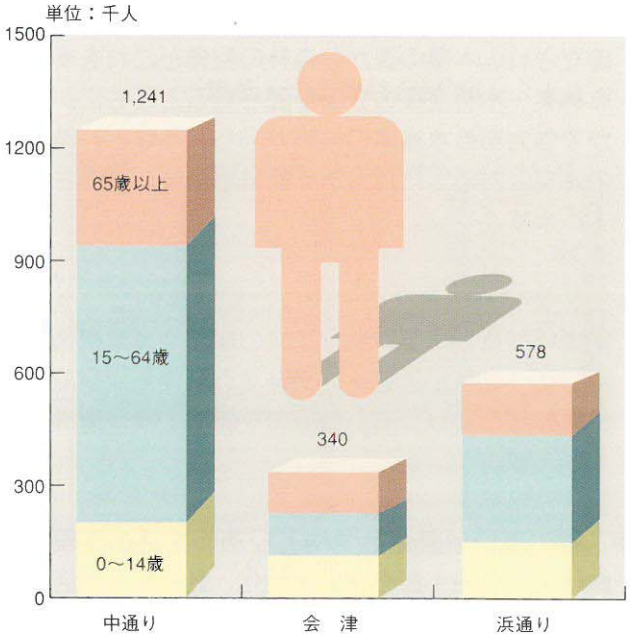

変わる人口構造

－ 2000年には、５人に１人が65歳以上となる－

人口構造は、平成12年に向けて大きく変化していくものとみられます。年少人口層（0～14歳）は、出生率の低下等の影響により今後も引続き減少し、平成12年には36万３千人になるものと予測されます。

また、生産年齢人口層（15～64歳）は、若年層の県内への定着及び県外からの流入が促進されるものの、出生率の低下等の影響により、全体では24千人程度減少し、平成12年には135万４千人になるものと予測され、総人口に占める割合は昭和60年の65.9%から62.7%になりますが、この年齢層に属する第１次ベビーブーム世代は平成12年には50歳を過ぎるため、働く世代の高年齢化が進むことになります。

老年人口層（65歳以上）は、今後とも、死亡率の低下、平均余命の伸長などにより増加し、平成12年には44万２千人になるものと予測され、総人口に占める割合は昭和60年の11.9%から12年の20.5%へと上昇し、全国平均を５年程度先行するテンポで高齢化が進むことになります。

本県においては、このような本格的な高齢化社会の到来に対して、寝たきり老人や痴呆性老人などの要介護老人へのきめ細かな対策を実施するとともに、高齢者の持つ能力や経験を社会に生かせるような条件整備や人にやさしいまちづくりの推進などによって、活力ある明るい高齢化社会が形成されます。

普通世帯数は、核家族化の進行などによって増加してきましたが、今後もゆるやかな増加傾向をたどり、平成12年には64万世帯程度になるものと予測されます。

中通り、浜通り地方は、高速交通体系の整備等による企業立地の増加等に伴い、従来から人口が増加しており、今後もこの状況に大きな変化はないものと予測されます。

一方、会津地方は、自然増加の停滞や地域外への流出などにより、人口の減少が続いてきましたが、今後は、磐越自動車道や会津大学等のインパクトによる企業立地の促進や若年層の流入・定着が見込まれ、人口増加へ向かうことが予測されます。

しかしながら、各地方とも、出生率の低下等による年少・生産年齢人口の減少、高齢化の進行が著しく、特に会津地方では65歳以上が24.7%になることが予測されます。

県内３地方の2000年の人口

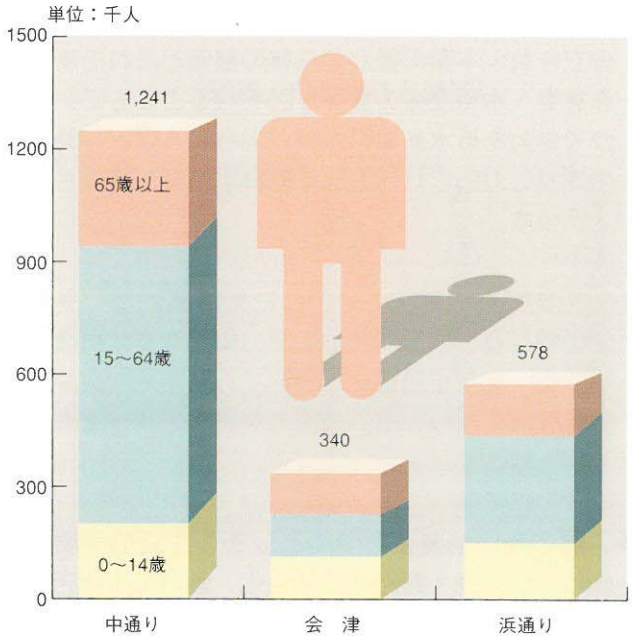

2　産業経済の姿

平成12年（2000年）の本県の就業人口、総生産額等を見通すとともに、産業経済の面から見た21世紀の福島県の姿を描きます。

魅力的で多様な産業の集積　が進んでいます。

第一次産業から第三次産業までにわたる、魅力的で多様な高付加価値型産業が集積する中で、約112万人の人々が、働きやすい環境の下で働いています。

◆　高生産性・高付加価値で、魅力に富む農業が確立され、本県の豊かな森林の整備とこれを支える林業・木材産業の振興が図られるとともに、豊かで魅力ある水産業の振興が図られるなど、時代の潮流に対応した活力ある農林水産業が展開されています。

◆　産業構造の変化に対応した知識集約型、高付加価値型及び研究開発型工業の集積や産業構造の高度化・高付加価値化に寄与する産業高次機能の集積などにより、高い技術力を誇る工業が躍進しています。

◆　質の高い消費生活やゆとりある生活の実現に向けて、小売・卸売業の活性化、魅力ある商店街の整備、そして多様なサービス業の振興が図られるなど、新しい時代に対応した、魅力ある商業・サービス業が展開しています。

◆　本県のイメージを高めるための積極的な観光ＰＲの充実や観光情報提供体制の整備の中で、観光産業の振興や多様化するニーズに対応した観光・リゾート地づくり、そして国際観光の推進など、個性豊かで魅力ある観光・リゾートが展開しています。

◆　技術・情報・人材・金融など、様々な経営資源の充実が図られ、地域社会の経済・社会・文化の担い手としての中小企業や地域の特性を生かした地場産業の振興が図られ、地域に根ざした産業が地域社会で活躍しています。

◆　「労働力尊重の時代」に対応した雇用システムが構築され、一人ひとりが、能力や年齢に応じた職業能力を備え、それらを生かすことのできる、ゆとりと豊かさを実感できる労働福祉が充実されているなど、ニーズに対応した雇用機会や働きやすい環境が整えられています。

そして、福島県は、

産業創造圏・ふくしま　です。

◆　常に時代を先取りした創造的な生産活動を支援する研究開発機能が集積し、産業界、大学、そして各種試験研究機関の幅広いネットワークにより、高付加価値型産業が生まれ育つ産業創造圏・ふくしまです。

◆　産業の活力と地域の魅力との相乗効果によって、産業の一層の発展や地域の活性化を実現し、産業と地域づくりの新しい連携や環境にやさしい産業のあり方を提案する地域づくり産業創造圏・ふくしまです。

◆　住民生活に密着した地域自らの情報集積に裏付けされた高度な分析に基づく、地域独自の政策提案を積極的に行っていく知的創造圏・ふくしまです。

2000年には、約111万７千人が働き、約10兆円の経済規模を持つ福島県

◆ 変わる就業構造

これまでの本県の就業構造の推移を見ると、昭和35年において就業人口の約５割を占めていた第一次産業の割合は一貫して減少傾向を示しており、第二次産業、第三次産業の割合は着実に上昇しています。

今後もこの傾向は続くものと予想され、平成12年には、第一次産業では平成２年の14.2％から11.5％へと減少し、第二次産業は36.7％から36.8％へと微増し、さらには、第三次産業は49.0％から51.7％へと５割を超えることになると予測されます。

このような中で、人口構造と同様、就業者の高齢化が進むとともに、女性の職場進出が一層増大することになり、これらの人々が働きやすい環境づくりが求められます。

地域別の就業構造については、３地方とも就業人口が増加していく中で、第一次産業が減少し、第二次・第三次産業が増加していくという、同様の傾向で推移していくことが予測されます。

◆ 力強い成長の道をあゆむ本県経済

本県経済は、高速交通体系の整備、首都圏に隣接するという立地条件から全国トップクラスの規模で企業立地が進んでいることなどにより、順調に推移しています。

今後も、研究開発機能の強化等により高生産性・高付加価値型産業が集積し、県内産業の活性化がより一層図られることから、本県経済は力強い成長の道を歩むことになります。

その結果、平成12年度の本県の総生産額は、平成２年度の約1.5倍の10兆円（昭和60年価格）となり、平成２年度～平成12年度までの年平均実質経済成長率は、4.34％程度になるものと予測されます。

就業人口の推移と見通し

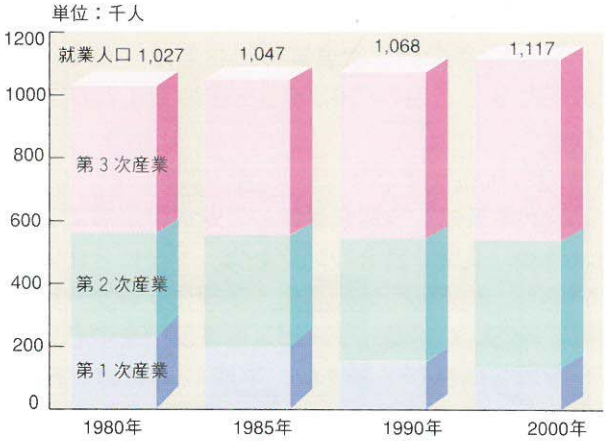

就業人口の推移と見通し

（単位：千人）

区　分	1980年 (S.55)	1985年 (S.60)	1990年 (H.2)	2000年 (H.12)	年平均増加率（%） 90/80	2000/90
就業人口	1,027	1,047	1,068	1,117	0.39	0.45
第一次産業（構成比）	228 (22.2)	197 (18.8)	152 (14.2)	129 (11.5)	▲3.97	▲1.63
第二次産業（構成比）	331 (32.2)	360 (34.3)	392 (36.7)	411 (36.8)	1.71	0.47
第三次産業（構成比）	468 (45.6)	489 (46.7)	523 (49.0)	577 (51.7)	1.12	0.99

注　就業人口の合計には分類不能も含まれているため、第一次から第三次の合計と一致しない。

県内三地方の2000年の就業構造

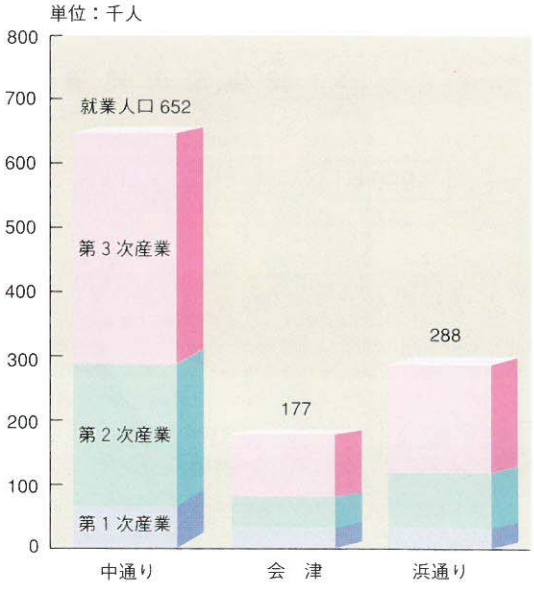

◆ 豊かな暮らしを支える魅力的で多様な産業の集積

第一次産業である農林水産業は、安全で安定的な食料の供給をはじめ、県土・自然環境の保全や地域社会の活力の維持など多面的な役割を担っておりますが、第一次産業を取りまく厳しい環境や今後ますます激化が予想される産地間競争に打ち勝つための経営規模の拡大、生産技術の向上、高付加価値品種へのシフトなどによる生産性の向上によって、平成12年には総生産が約3,500億円になると予測されます。

第二次産業のうち、製造業は、本県の有する立地条件を十分に生かした先端技術産業等の立地の促進や、中小・地場産業の技術の高度化などにより順調に伸び、本県経済成長の牽引力となり、また、建設業等においても生産性の向上が図られます。その結果、平成12年の第二次産業の総生産は、約４兆４千億円となり、全体の42.4％を占めることが予測されます。

第三次産業は、高速交通体系の整備の進展による物流機能の集積や経済のソフト化・サービス化の流れの中で、卸売部門や高度化・多様化するサービス需要に対応した知識・サービス生産部門を中心にして、順調な成長が予測され、平成12年には、総生産が約５兆６千億円となり、全体の54.2％を占めることが予測されます。

◆ 県民所得水準の向上

一人あたり県民所得は、全国平均に比べてまだ低い水準にあるものの、総じて順調に伸びています。

今後は、魅力的で多様な産業の集積や高付加価値型の産業構造が構築されていくのに伴い県民所得もさらに上昇し、平成12年度には約370万円になることが予測されます。

一人当り県民所得の推移と見通し

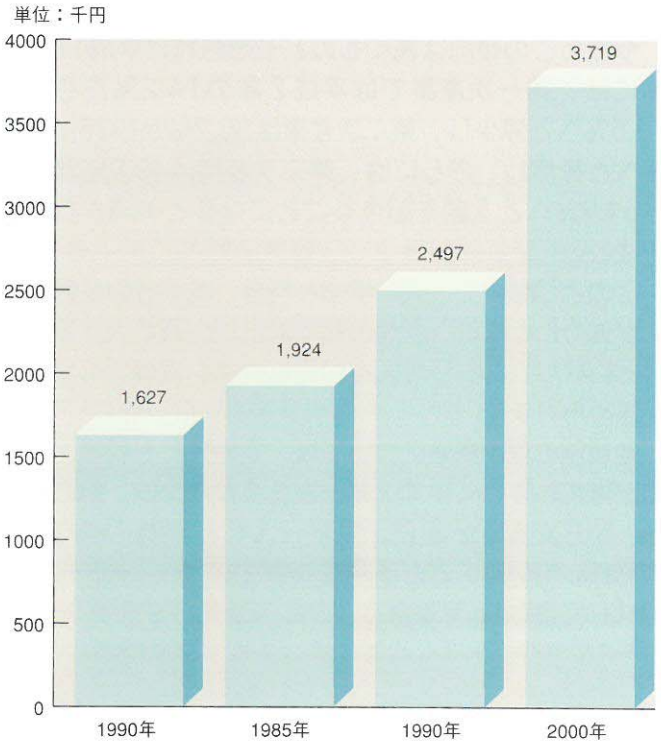

総生産の見通し（単位：億円）

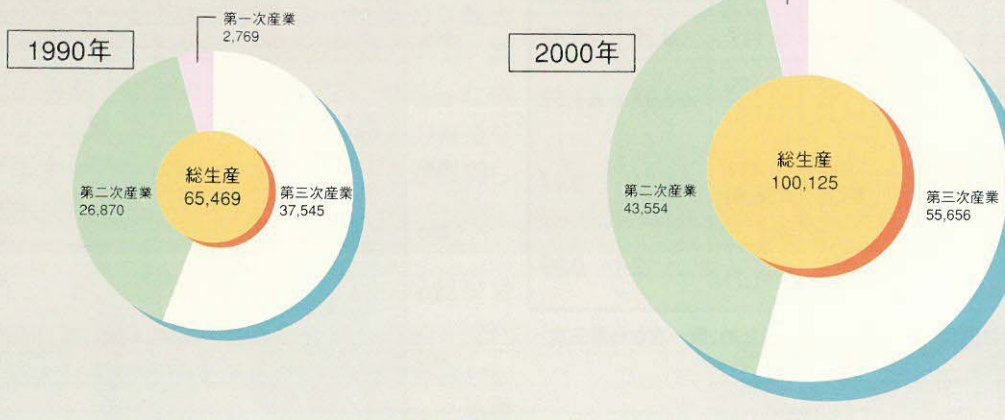

総生産額及び農業粗生産額、製造品出荷額、商品販売額

（単位：億円）

区　　分	1980年 (S.55)	1985年 (S.60)	1990年 (H.2)	2000年 (H.12)	年平均増加率(%) 90/80	年平均増加率(%) 2000/90
総　生　産	41,063	50,369	65,469	100,125	4.78	4.34
第一次産業（構成比）	2,621 (6.2)	2,901 (5.6)	2,769 (4.1)	3,537 (3.4)	0.55	2.48
第二次産業（構成比）	14,570 (34.5)	17,661 (34.2)	26,870 (40.0)	43,554 (42.4)	6.31	4.95
第三次産業（構成比）	25,011 (59.3)	31,087 (60.2)	37,545 (55.9)	55,656 (54.2)	4.15	4.02
農業粗生産額	3,435	4,001	3,680	5,049 (注.3)	0.69	3.21
製造品出荷額	23,856	35,895	52,282	91,977	8.16	5.81
生活関連型（構成比）	9,054 (38.0)	11,138 (31.0)	14,832 (28.4)	17,954 (19.5)	5.06	1.93
基礎資材型（構成比）	6,624 (27.8)	8,233 (22.9)	10,887 (20.8)	15,759 (17.1)	5.09	3.77
加工組立型（構成比）	8,178 (34.3)	16,524 (46.0)	26,563 (50.8)	58,264 (63.4)	12.50	8.17
商品販売額	34,865	44,178	59,071	86,043	5.41	3.83
卸　　売（構成比）	21,833 (62.6)	28,145 (63.7)	38,714 (65.5)	56,702 (65.9)	5.90	3.89
小　　売（構成比）	13,032 (37.4)	16,033 (36.3)	20,357 (34.5)	29,341 (34.1)	4.56	3.72
一人当り県民所得（千円）	1,627	1,924	2,497	3,719	4.38	4.06

注１　総生産の第一次から第三次までは、帰属利子控除前りため合計と一致しない。
　２　数値はすべて1985年（昭和60年）価格である。（以下、同じ。）
　３　2000年の農業粗生産額5,049億円は、1985年価格であり、これを1987年価格に置き換えると、第三次福島県農業振興基本方針における目標値5,080億円と整合する。

県内３地方の産業経済の見通し

（単位：億円）

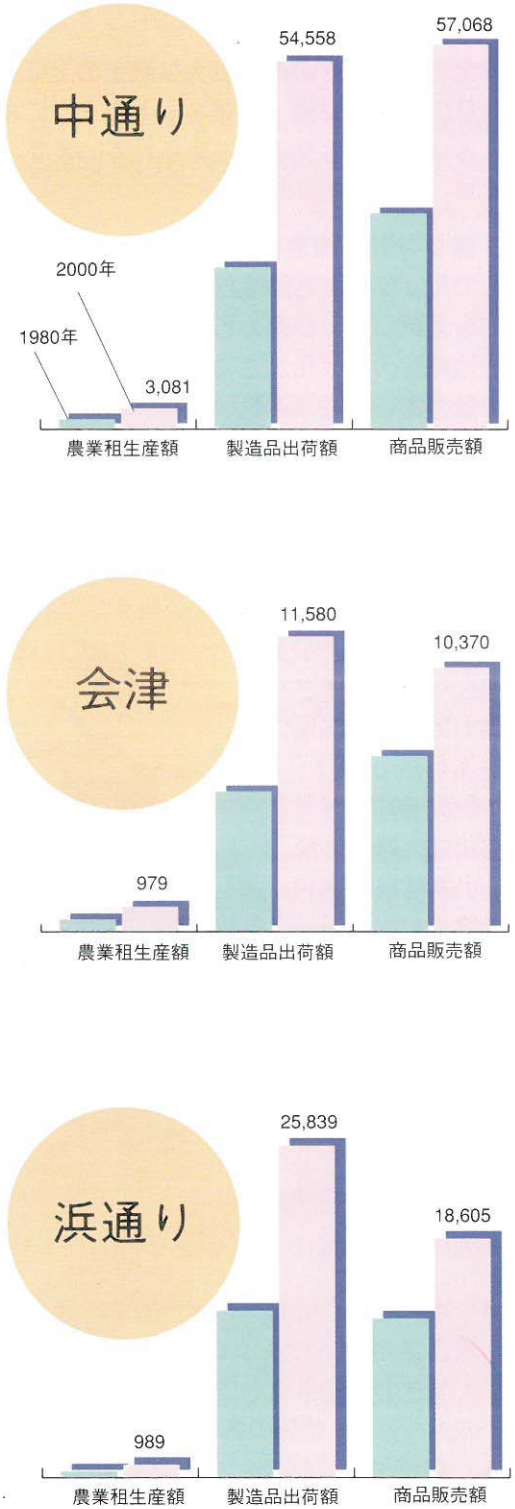

3　県　土　の　姿

県土の面から見た21世紀の福島県の姿を描きます。

個性豊かな、世界に開かれた県土　が築かれています。

安全でやすらぎのある広大な県土の上に、都市や農山漁村など個性と魅力にあふれる様々な地域が息づき、それらの地域が交通・情報ネットワークにより結ばれ、活発な活動が展開され、また、全国各地や世界との間で、多様で活発な交流が進められています。

◆　様々な社会資本の整備が図られ、地域におけるコミュニティ活動や自主的・主体的そして広域的な地域づくりが進められるとともに、過疎・山村地域等の活性化が進められるなど、全県に個性と魅力ある地域が躍動しています。

● 計画的な土地利用のもと、市街地や公園緑地などの良好な都市空間や機能的な都市交通基盤が整備された、緑あふれる創造性豊かな都市づくりが進められています。

● 農山漁村の持つ多面的な機能が発揮され、魅力ある生活環境の整備や都市との交流の促進などにより、緑豊かな活力ある農山漁村の整備が図られています。

◆　世界に直結した交流拠点を中心に、高速交通・地域間交通さらには地域内交通網や高度情報通信網が整備され、多様な交流のためのネットワークの形成が進められています。

◆　治山、治水、砂防、そして海岸事業の推進により、安全でやすらぎのある県土が築かれています。

◆　豊かな生活や産業活動を支える水資源・エネルギー対策が推進されています。

◆　総合的な土地対策の推進により、県民の共通の資源である土地の総合的・計画的な利用が図られています。

そして、福島県は、

多極交流圏・ふくしま　です。

◆　陸・海・空にわたる総合的な高速交通体系や情報通信ネットワークの整備に加え、世界各地の人々との人的ネットワークが形成された、世界との人・もの・情報の多様な交流圏　ふくしまです。

◆　我が国の発展をリードする新しい国土軸の中で、人間、生活中心の理念による日本のモデルとなる地域づくりを実現するとともに、ゆとりと潤いのある余暇空間を形成する交流圏・ふくしまです。

◆　北海道・東北地方と北関東地方を結び、また、太平洋側と日本海側を結ぶ位置にある本県の特性を生かし、県域を越えた広域的な交流を通じた新しい地域間連携のあり方を提案する交流圏・ふくしまです。

◆　都市と農山漁村との連携により、ゆとりと潤いのある生活の実現に必要な基本的機能と個性的な機能を併せ持った生活圏づくりが進められているとともに、それぞれの生活圏の連携が図られ、県全体として多様で質の高い機能が集積されている多極ネットワーク・ふくしまです。

４　人　々　の　姿

本県に住み、集う人々が21世紀に躍動する姿を描きます。

地域に根ざし、世界に伸びる人々　が躍動しています。

◆　国際化・情報化などに対応した教育や個性を生かした教育の充実、新しい時代の要請にこたえる高等教育機関の整備充実、さらには、県民総ぐるみによる健全育成の推進などにより、心豊かでたくましい児童生徒・青少年が伸び伸びと育っています。

◆　幅広い学習ニーズに対応した生涯学習機会の充実や文化の振興、さらには、スポーツ・レクリエーションの振興により、県民一人ひとりが、生涯を通じて、いつでも、どこでも、楽しみながら充実した学習・余暇活動をおくっています。

◆　各分野における世界との多様な交流や国際理解教育などの充実、さらには海外派遣研修の充実などにより、国際感覚を備えた人々が、地域レベルでの国際交流の推進力となっています。

◆　ノーマライゼーション理念に基づく「ともに生きる社会」の中で、高齢者や障害者の人々も生き生きと暮らしています。

◆　男女平等観に基づく男女共同参画型社会の中で、女性も社会のあらゆる分野で活躍しています。

◆　産業を取り巻く環境変化に柔軟に対応できる、活力ある産業人や、各地域における個性と魅力ある地域づくりを担う人々が、社会のリーダーとして活躍しています。

第5章 主 要 課 題

この計画の基本目標、さらには基本目標の具体的な姿として描く「21世紀の福島県」の姿を現実のものとして築きあげるためには、次のような主要課題に積極的に取り組むことが必要です。

1 新しい国土軸の一翼を担う県土づくり

本県は、東京から約200km圏に位置し、東北地方と関東地方の接点にあり、今後我が国の発展を支える重要な役割を担うことになります。

このため、幹線交通網、情報・通信体系の整備、都市機能の集積等を進めるとともに、多様性に富んだ優れた自然を生かしながら、首都機能等の誘導を図りつつ、第一国土軸とは異なる快適な地域づくりを進めることが必要です。

また、人・物・情報の交流がさらに活発になってきており、今後の県土づくりに当たっては、広域的な視点に立った地域づくりを進めていく必要があります。

2 個性的で魅力ある地域づくり

本県が今後県土の均衡ある発展を図るためには、多極分散型県土構造を形成する各地域がその特性を生かしながら、それぞれの役割分担と連携により地域相互の補完関係を強化していくことが必要です。

また、都市と農山漁村を一体的な地域として捉え、それぞれが機能的に相互補完することにより、地域全体としての質を高めていくことが必要です。特に過疎化が進む中山間地域においては、価値観の多様化を背景に新しい住まい方、新しいライフスタイルを求める人々に快適な居住環境と魅力ある就業機会を提供できるよう基盤整備を進めるとともに、その地域の良さの再発見とこれを生かした個性的な地域づくりを進める必要があります。

3 快適なくらしのための生活空間づくり

価値観の多様化に伴い、ゆとりと潤いのある生活の実現が求められており、快適なくらしのための生活空間づくりが重要な課題となっています。

このため、地球環境問題への積極的な対応を通して、良好な自然環境の保全を図りながら、美しく、安全で快適な地域づくり、そして、文化の香り高い地域づくりを進める必要があります。

4 発展を支える活力ある産業づくり

本県が21世紀に向けて飛躍するために、また、快適なくらしを実現するために、活力ある産業づくりは重要な課題です。

特に、産業構造の変化に的確に対応しながら、付加価値の高い産業を育成するための研究開発機能の強化と地場産業の技術の高度化、ソフト機能の強化等が必要であるとともに、環境の変化に対応した農林水産業の育成強化、多様なニーズにこたえる商業の活性化を図る必要があります。

さらに、産業の振興にとって欠くことのできない情報化への対応とともに、年齢や性別の違い等、人の立場に立った魅力ある就業環境の整備や教育訓練体制の充実等を図り、労働力需給の逼迫やミスマッチ等に配慮しながら、働く人々の能力を最大限に引き出していく必要があります。

5　健やかで生きがいあふれる福祉社会づくり

高齢者の増加や子どもの減少等による人口構造の変化に対応し、高齢者や障害者等の積極的な社会参加を支援するしくみが必要となっています。

とりわけ、保健・医療・福祉サービスの充実・連携強化が必要であり、県民一人ひとりが自立し、生きがいに満ちた生活を送ることができる環境づくり、さらには相互に思いやり、助け合うことのできる社会づくりを進める必要があります。

6　明日を築く人づくり

将来に向けて本県が一層発展するためには、人それぞれが持っている能力や特徴、個性を十分に伸ばすことのできる社会である必要があります。

このため、高等教育機関の整備をはじめ、県民だれもが生涯にわたって積極的に学習・自己啓発活動を実践できるような支援体制の整備を図ることが必要であり、また、産業の集積による若者の定着を促進しながら、個性的な地域づくりのリーダーの育成に努め、本県に集い、住みたくなるような魅力ある地域づくりを進める必要があります。

また、地球的視野に立って思考し、地域において行動できる人間を地域の中から育てていく必要があります。

7　世界に開かれた県づくり

グローバリゼーションの進展に伴い、地方レベルでの国際化への取り組みが極めて重要になっており、地方における草の根交流が国際理解・親善に大きな役割を果たすようになってきています。

本県においても、国際交流のための拠点整備や交流機会の創出など、国際交流を促進するための条件整備、外国人が暮らしやすく、行動しやすいまちづくりを推進していく必要があります。

また、国際社会における我が国の影響力が高まる中で、国際社会の中における地位にふさわしい役割を果たすためには、地方においても技術研修生の受入れや技術協力など積極的に国際協力、国際貢献に努めていく必要があります。

第６章　県づくりの基本方向

１　県づくりの基本姿勢

21世紀に向けての県づくりは、ひとり県政の努力のみによって成し遂げられるものではなく、市町村、民間団体、県民の理解と協力を得ることにより、はじめてそのための推進力が培われるものです。そのためには、県、市町村、民間団体、県民が、次のような共通の基本姿勢に立って、相互に連携し、協調することが必要です。

また、県づくりに向けての本県としての基本姿勢を明らかにすることは、国や他の都道府県の理解と協力を引き出すとともに、本県に共感を持つ人々を増やしていく鍵ともなります。

１　ふるさと・ふくしまに対する誇りと自信

◆　戦後ほぼ半世紀を経た今日、本県をめぐる社会経済情勢は大きく変わりつつあります。高速交通網の整備が進展し、本県への企業立地はめざましいものがあり、本県経済は著しく伸長しつつあります。

◆　一方、時代は経済効率が重視された時代から、生活のゆとりと豊かさを求める時代へと大きく変転してきており、本県が有する広大な空間と先人たちが守り育ててきた豊かな自然、美しい景観が、我が国の新たな発展のための極めて重要な資源となっています。

◆　また、多彩な地形と風土によって育まれてきた個性ある都市や地域の存在は、自由な選択により多様な住まい方を求める人々の欲求に適い、新しい時代にふさわしい本県の発展可能性の大きさを裏付けるものとなっています。

◆　東京から西に向かうこれまでの国土軸に代わって、21世紀の我が国の新たな発展を支える新しい国土軸の形成が強く求められている今日、この国土軸上に位置する本県は、我が国のこれからの生活、産業、文化の創造の上で先導的な役割を担うべき立場にあるといっても過言ではありません。

◆　私たちは先人たちの豊かな英知と奮闘の精神に学び、ふるさとふくしまに対する誇りと自信を持って、21世紀に向けた県づくりに当たっていくべきです。

２　個性の尊重と交流の促進

◆　人は、年齢や男女の別なく、それぞれがかけがえのない個性と能力を有しており、それらを合わせた社会全体の力は無限です。一人ひとりが尊重され、その能力を最大限に発揮できるような社会のしくみを作っていくことが大切です。

◆　今、ふくしまは、画一的な地域づくり、人づくりから抜け出る努力が必要です。個性を尊重し、個性を引き出す努力と工夫が求められています。

◆　また、人は自由に羽ばたくことを欲しています。人々の多様な交流は一人ひとりの個性を引き出し、新たなものを生み出す源泉となります。交流の輪を地域社会から県際地域へ、そして全国へ、さらには地球全体に拡げていくことにより、ふくしまの未来は無限に拡がります。福島空港の開港は、その確かな礎となるものです。

3　新たなものへの挑戦

◆　世界は、この数年の間に米ソの対立に象徴されたこれまでの政治、経済体制を大きく変えるほどの激動を見せており、新たな秩序と価値体系の構築が求められています。

◆　こうしたことを契機として、私たちは人類の普遍的な理念は何かということに関心を寄せ、これまでの国家を単位とした判断基準を超越して、「地球社会」という、より高次の視点から世界を見ることの必要性を感じています。

◆　近年の地球温暖化、熱帯林の減少、酸性雨、オゾン層の破壊等に見られる地球環境問題への対応を通して、こうした新たな視点から問題に取り組むことの重要性を伺い知ることができます。

◆　そして、同時にこのことは地域社会と世界は同じ基盤の上にあって、両者は密接な関係にあるということを示しているのです。

◆　一方、今日、行政、経済、文化などの様々な機能が東京に一極集中していますが、このことが地方の発展の基盤を脆弱なものにしています。地方の持つエネルギーが閉じ込められていては、我が国は地球時代のリーダーとしての力を十分に発揮することはできません。地方が東京に比肩し、世界との交流において当事者能力を有することにより、我が国の新たな発展の展望が開かれるのです。

◆　新しい世紀ー21世紀を目の前にして、新しい価値観、新しい発想が求められています。人々の関心は美しく豊かな自然、広大な空間、堅実、俊秀で心豊かな人材に向けられます。本県はそうしたことにこたえることのできる可能性を有しています。

　福島県は、地球時代における課題に対応しながら、様々な分野において我が国をリードするフロンティアに果敢に挑戦し、「21世紀の新しい生活圏ー美しいふくしまーの創造」を目指します。

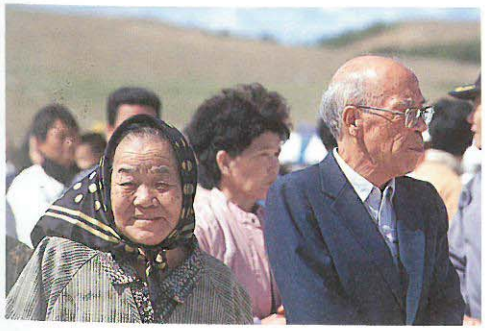

2　施策の展開方向

この計画の基本目標である「21世紀の新しい生活圏ー美しいふくしまーの創造」に向けて、「一人ひとりの夢が実現できる地域」、「新しい理念を実現し、我が国の発展をリードする地域」の実現を目指し、諸施策を総合的、体系的、かつ戦略的に展開します。

1　総合的、体系的な展開

県政各般にわたる施策を、「人」を中心として、総合的、体系的に組み立てることを基本に、「一人ひとりの夢が実現できる地域」の形成を目指します。

人にはそれぞれの生活があり、働く場所があり、それらが依って立つ大地があります。そして、さらに重要なことは、一人ひとりが自分の夢を実現できるよう、その努力を支援するための条件や環境が整えられることです。

このため、施策の総合的、体系的な展開を図ることとし、次の四つを柱として、「第Ⅱ編　基本計画」において、施策の基本方向を示します。

1．地域に根ざし、世界に伸びる人づくり（人づくり）
2．快適で健やかな生活の実現（くらしづくり）
3．魅力的で多様な産業の集積（仕事づくり）
4．個性豊かな、世界に開かれた県土の創造（基盤づくり）

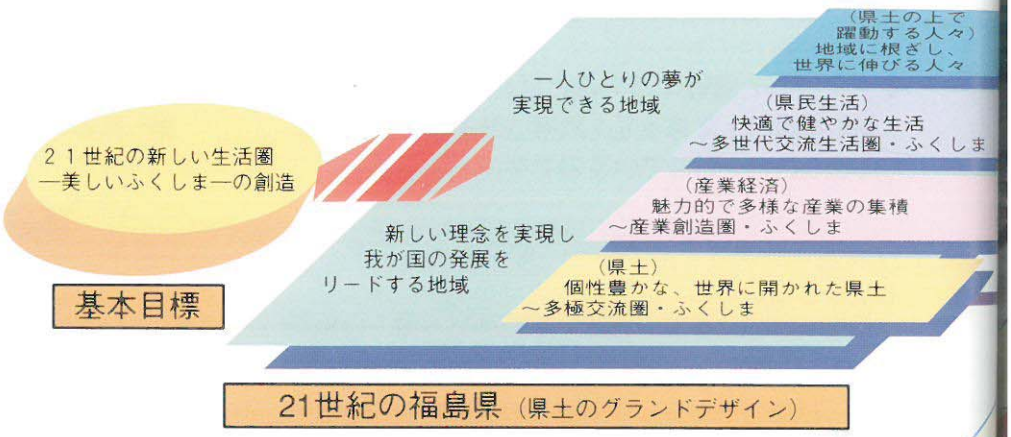

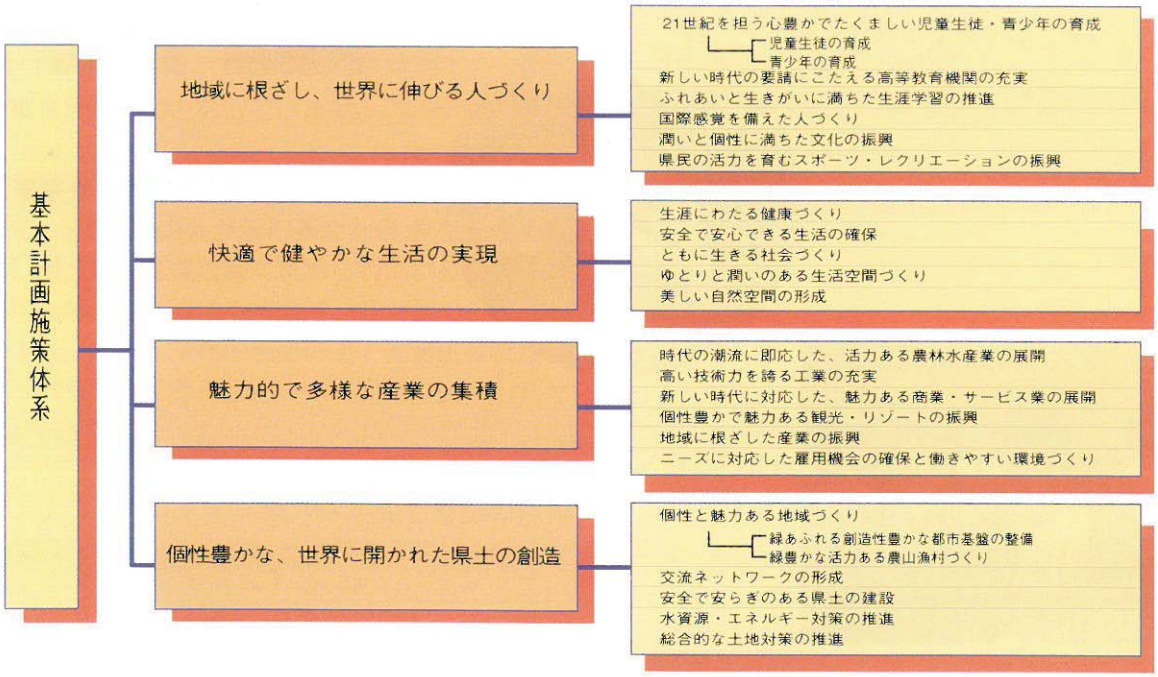

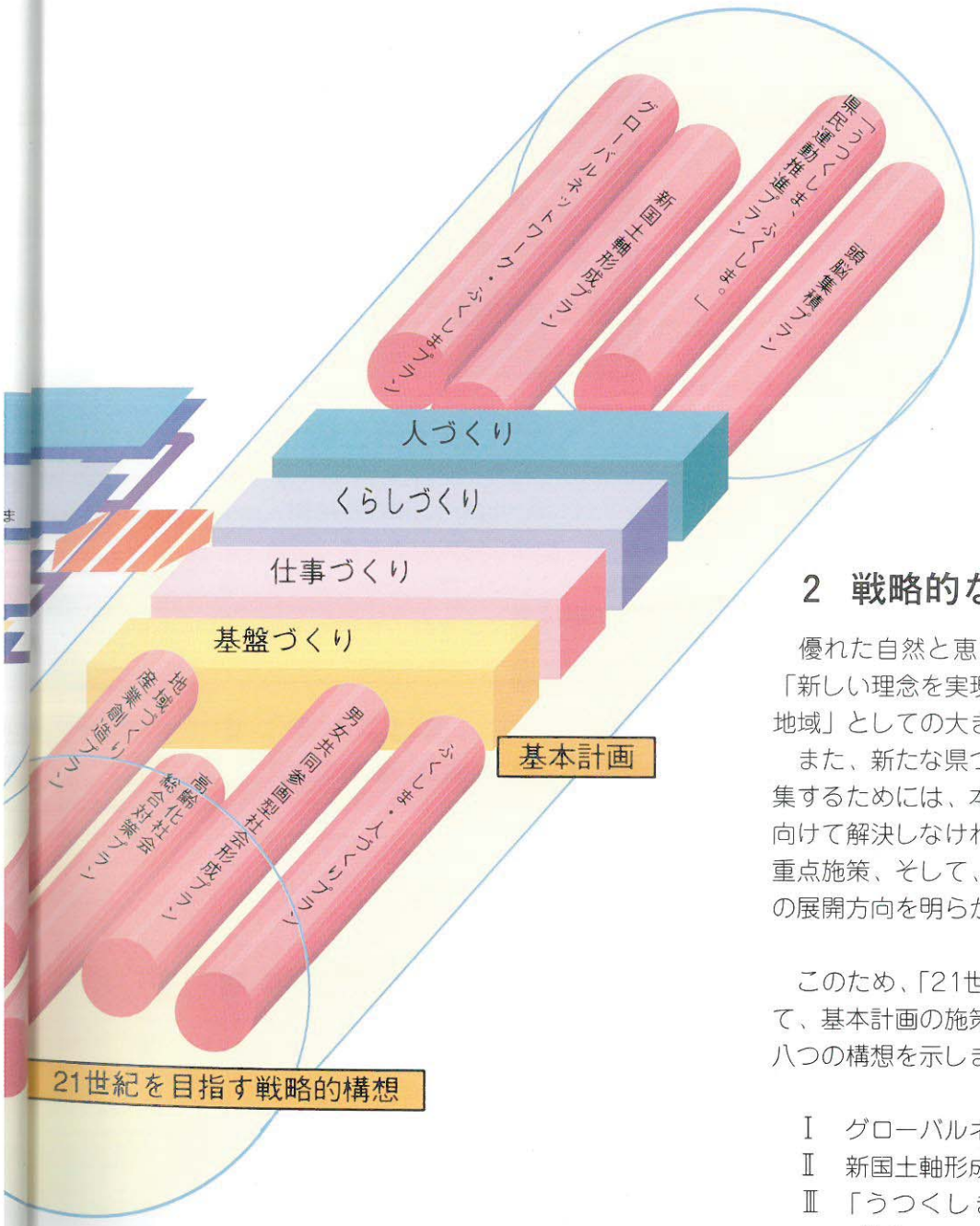

2　戦略的な展開

優れた自然と恵まれた立地条件を持つ本県は、「新しい理念を実現し、我が国の発展をリードする地域」としての大きな飛躍が期待されています。

また、新たな県づくりに向けて、県民の総力を結集するためには、本県の将来のあるべき姿の実現に向けて解決しなければならない課題、取り組むべき重点施策、そして、そのために必要な戦略的な施策の展開方向を明らかにすることが重要です。

このため、「21世紀を目指す戦略的構想」において、基本計画の施策を再構築し、戦略的に推進する八つの構想を示します。

Ⅰ　グローバルネットワーク・ふくしまプラン
Ⅱ　新国土軸形成プラン
Ⅲ　「うつくしま、ふくしま。」県民運動推進プラン
Ⅳ　頭脳集積プラン
Ⅴ　地域づくり産業創造プラン
Ⅵ　高齢化社会総合対策プラン
Ⅶ　男女共同参画型社会形成プラン
Ⅷ　ふくしま・人づくりプラン

第７章　21世紀を目指す戦略的構想

本章では、計画の主要課題（第５章）の解決を図りながら、基本目標を達成するため、21世紀に向けて取り組む県の重要な施策の方向を明らかにしています。

この戦略的構想は、それぞれ一つの施策の目標に向って、様々な事業を関連付けて行っていくものであり、構成する事業一つひとつは、それぞれ第Ⅱ編・基本計画、第Ⅲ編・地域整備構想に位置づけられています。

Ⅰ　グローバルネットワーク・ふくしまプラン

1　国際複合物流拠点の形成
2　世界と結ぶふれあいネットワークの形成

Ⅱ　新国土軸形成プラン

1　人間創造の新しい拠点づくり
2　共振・共鳴型交流圏の形成
3　魅力ある余暇空間づくり
4　首都機能等の誘導と交流基盤づくりの推進

Ⅲ　「うつくしま、ふくしま。」県民運動推進プラン

1　県民運動の推進
2　県民運動と連携した行政施策の推進

Ⅳ　頭脳集積プラン

1　研究開発ネットワークの形成
2　シンクタンク・ふくしまの形成

Ⅴ　地域づくり産業創造プラン

1　水と緑の産業の創造
2　まちづくり産業の創造
3　交流の促進と環境にやさしい産業の展開

Ⅵ　高齢化社会総合対策プラン

1　健康・福祉の基盤づくり
2　生きがい・社会参加の基盤づくり
3　産業・雇用の基盤づくり
4　住宅・生活環境の整備
5　子育て環境の整備

Ⅶ　男女共同参画型社会形成プラン

1　男女平等を基礎とした共同参画の推進
2　多様な選択を可能とする条件整備
3　老後生活等をめぐる女性の福祉の確保

Ⅷ　ふくしま・人づくりプラン

1　地域に根ざし、世界に伸びる人づくり
2　ともに生きる社会を育む人づくり
3　活力ある産業人の育成
4　地域づくりを担う人づくり

Ⅰ　グローバルネットワーク・ふくしまプラン

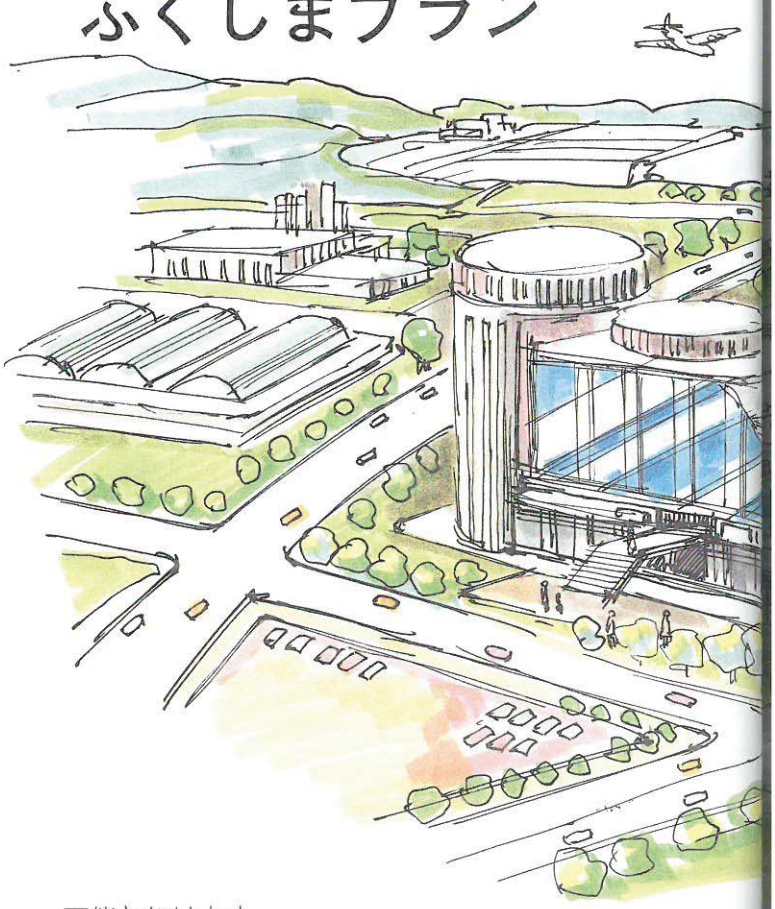

目指すべき方向

経済活動から個人生活に至る社会のあらゆる局面で、世界の各地域相互の依存関係が一層密接となっており、また、地球環境問題等人類全体の進歩・発展に関わる課題が提起されている中で、人々の日常生活や地域づくりにおいても、地球的規模で考える視点が必要になっています。

本県においては、福島空港の開港や滑走路の延長、磐越自動車道の全線開通、港湾の整備等交通体系の一層の整備により、世界各国との多様な交流のための基盤が整うことになり、とりわけ太平洋と日本海を結ぶ磐越自動車道の全線開通によって、アジア大陸を含む日本海沿岸地域と太平洋地域との結節点としての新たな交流の展開が期待されます。

このため、世界各地域との間で人・もの・情報の多様な交流を展開し、ふくしまと世界を結ぶグローバルネットワークの形成を図り、地球と人類の新たな発展を目指す「地球社会」の形成に地方から積極的に参画していきます。

整備の基本的方向

1　国際複合物流拠点の形成

福島空港や磐越自動車道の整備、さらには新しい国土軸形成への積極的な取り組みなどによって、本県をめぐる物流構造は大きく変化することが予想されます。

また、福島空港の国際化への取り組みや首都圏空港を補完する役割の一層の増大等により、空港及びその周辺地域を国際的な物流拠点として位置づけることが可能となってきます。

さらに、東京から放射状に伸びる高速交通体系をベースとした南北方向の従来の物の流れに加え、本県を横断する磐越自動車道によって、小名浜港～福島空港～新潟港のラインにおける産業集積と、陸海空の物流基盤の有機的な連携が形成され、環太平洋地域は小名浜港を、環日本海地域は新潟港を活用して展開するという新しい国際的物流ラインの形成が可能となります。

このため、これらの可能性を本県の振興につなげる国際複合物流拠点の形成に向け、次の施策に取り組みます。

◆　総合的な物流対策の検討を進めるとともに、福島空港・小名浜港等の整備の進展を踏まえた国際流通業務機能の整備について検討します。

◆　世界各地域との人・もの・情報の多様な交流を一層促進させるため、ソフト・ハードを含めた福島空港の国際化を長期的視点から推進します。

◆　我が国経済の一層の国際化に対応し、情報の収集・提供や経済交流の促進等、地域経済の国際化を進めます。

◆　交通・通信ネットワークや流通団地等関連基盤整備を推進します。

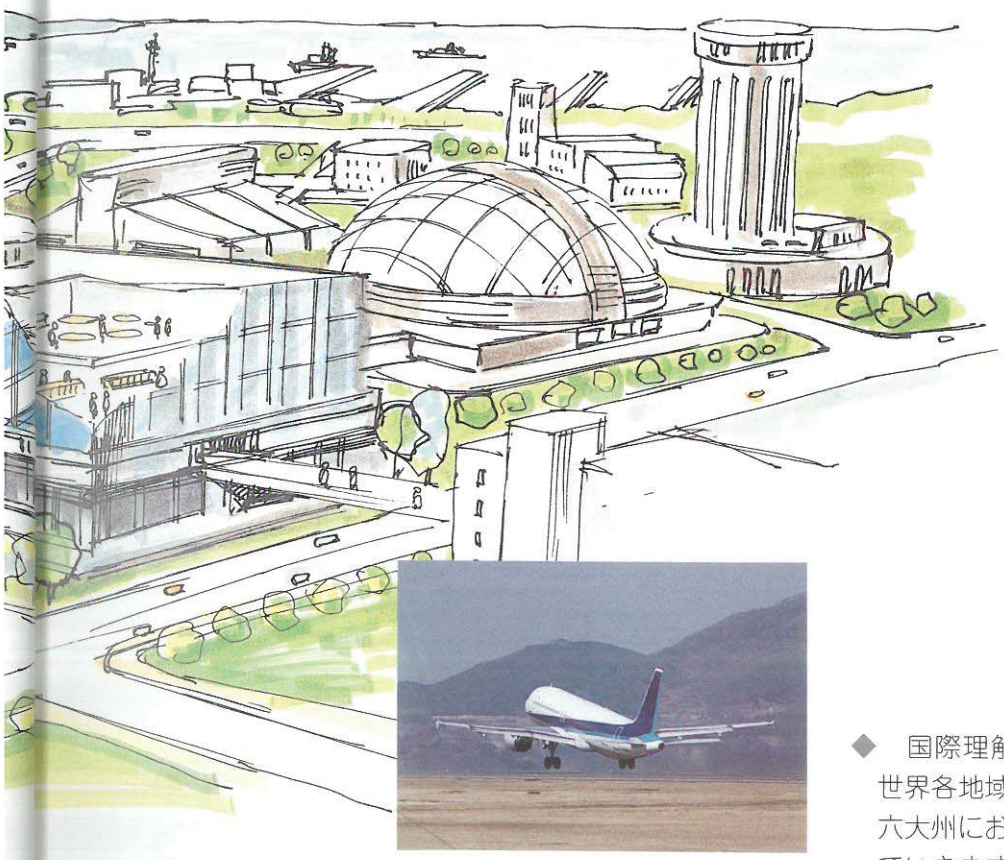

世界と結ぶふれあいネットワーク

2 世界と結ぶふれあいネットワークの形成

様々の分野で地方と世界との直接交流が活発になり、国際的な相互理解や親善に地方が大きな役割を果たしています。

本県においては、これまで、世界各国から語学指導等を行う外国青年や研修生・留学生など大勢の人々が訪れ、県民との交流を図っており、また、歴史的に多くの移住者を送り出しているなど海外との数多い接点を持っております。

こうした交流の輪を拡大し、恒常的なネットワークを形成することは、県民一人ひとりの国際理解を深めるとともに、地域活性化の新たな原動力となるものです。

このため、技術や研修、環境や文化等多様な分野において、本県と世界を結ぶネットワークの形成に向けて、次の施策に取り組みます。

◆　国際理解を深める啓発活動を行うとともに、世界各地域との様々な交流を深めながら、世界の六大州において、本県とゆかりを持つ地域を築いていきます。

◆　県内の国際交流団体等の連携を図るとともに、海外移住者や本県とゆかりのある人々とのネットワークを形成し、交流のきずなを深めます。

◆　開発途上国等からの留学生・研修生等の受入れ体制を整備するとともに、海外への技術者派遣等を充実し、学術・技術等の分野で国際協力を推進します。

◆　世界に向けて、地域文化や地球環境保全など様々な分野におけるふくしまらしい特色ある情報を発信します。

◆　多様な国際交流の場を提供するとともに、ふくしまからの情報発信力を向上させるため、本県における国際交流センターの整備や海外事務所等海外における拠点づくりについて検討します。

Ⅱ　新国土軸形成プラン

目指すべき方向

東京一極集中を是正して、多極分散による国土全体の均衡ある発展を図ることが国土政策上、緊急な課題となっており、このため、東京から福岡に至る第一国土軸に加え、東京から札幌に至る1000kmの新しい国土軸の整備を図っていくことが求められております。

また、近年、国民生活の面において、所得水準の向上、自由時間の増大などにより、生活の質の充実に対するニーズが高まり、真の豊かさが実感できる生活の実現が求められてきている中で、この新しい国土軸は、生産基盤の整備を優先させてきた第一国土軸とは異なる、人間、生活を重視した新しい理念の形成が求められております。

東京から約200km圏に位置し、北海道・東北地方と関東地方との結節点にある本県は、豊かな自然と広大な開発空間に恵まれ、東京圏との近接性、安定した地盤に支えられた災害に強い県土を有しているなど、豊かな可能性を秘めており、今後の我が国の発展をリードする新しい国土軸の先導的拠点としての役割を担うべき地域であります。

このため、新しい国土軸の一翼を担う県土づくりを目指し、これまでの第一国土軸とは異なる、新しい理念に基づく日本のモデルとなる地域の創造を図ります。

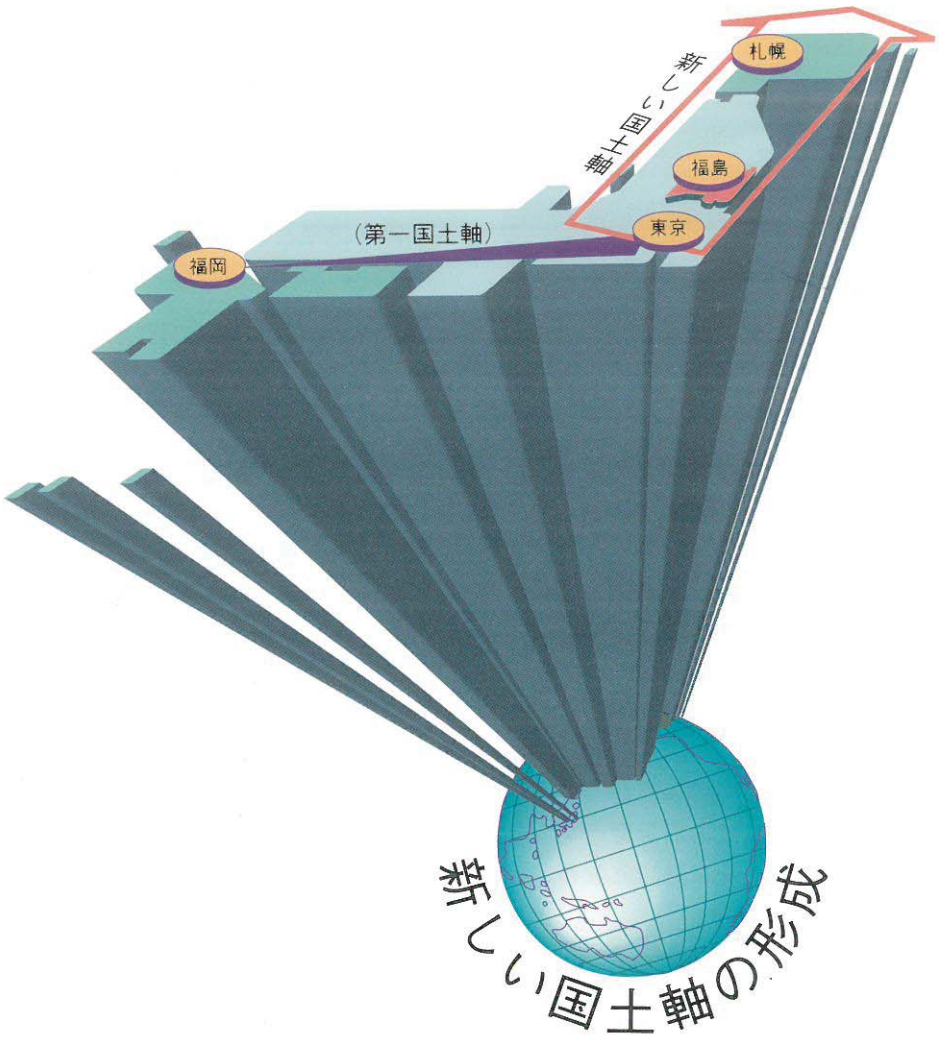

整備の基本的方向

1　人間尊重の新しい拠点づくり

これまでの経済効率性を追求してきた社会は、昨今において様々な歪みを生み出しつつあり、経済的豊かさから、ゆとり・精神的豊かさなどが求められてきています。

また、人々の価値観の多様化や高度化に伴い、一人ひとりの生活の質への欲求はますます高まってきており、生活の質を支える基盤整備の立ち遅れが経済的な繁栄と個人の生活面での充足感に大きな乖離を生じさせている現状の中で、生活者としての「人」を中心にした開発、整備を推進するという理念の確立が求められています。

このため、こうした人間、生活中心の理念のもとに、新しい国土軸における先導的拠点の形成を目指す本県において、先行的に新しい生活・生産環境の創出、新しいライフスタイルの創出・展開を目指すモデルとなる拠点の形成に向け、次の施策に取り組みます。

◆　阿武隈地域の中核的拠点の形成、本県における新たなシンボルの創造及び新しい国土軸の先導等を目標に、「人間創造都市」を基本理念とする「あぶくま新高原都市」構想を推進します。

◆　「あぶくま新高原都市」の効果が、外延部地域に効率的に波及するよう、交通ネットワーク等の関連基盤の整備を推進します。

◆　あぶくま新高原都市構想の推進を図りつつ、さらには21世紀ＦＩＴ構想や南東北中枢広域都市圏構想との連携を図りながら、阿武隈地域の総合的開発を積極的に推進します。

新しい国土軸の形成をリードするプロジェクト

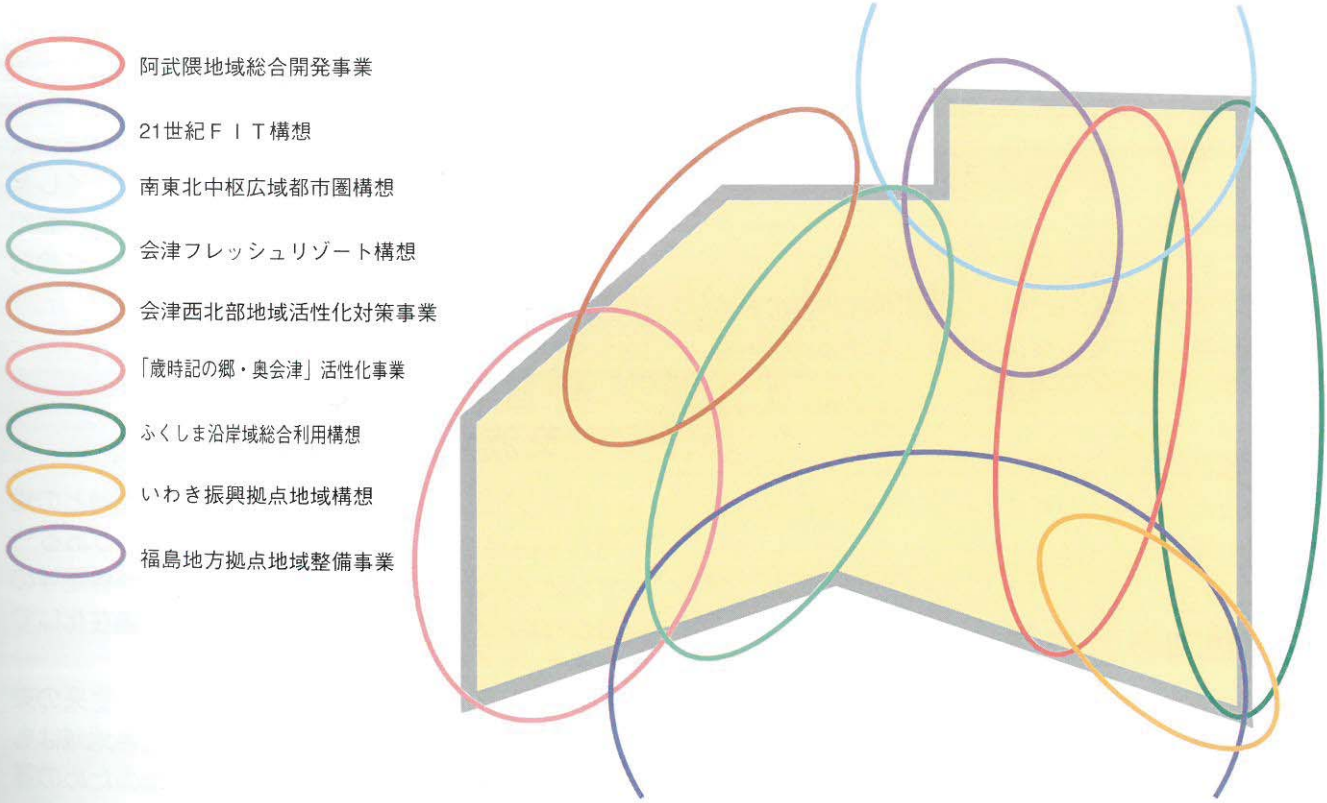

2　共振・共鳴型交流圏の形成

新しい国土軸の形成にあたっては、太平洋側から日本海側までの新潟を含む北海道・東北地方全体を面的に捉え、今後の我が国の発展をリードする上で必要な諸機能の整備について、各地域の有機的連携のもとに推進する必要があります。

本県は、東を太平洋に望むほか、周囲が６つの県に接しており、南東北と北関東との結節点にあるばかりでなく、太平洋と日本海を結ぶ位置にあり、新しい国土軸を形成する上での枢要な位置を占めています。

このため、各地域の有機的連携のもとに形成される新しい国土軸におけるモデル地域として、新しい連携のあり方等の模索を通して、各地域が共振・共鳴できる交流圏の形成に向け、次の施策に取り組みます。

◆　新しい国土軸形成のため、中核プロジェクトの設定及びその具現化方策を検討する北海道・東北21世紀構想づくりについて、北海道・東北地方一体となって取り組みます。

◆　南東北及び北関東に位置する福島（F）、茨城（I）、栃木（T）３県における21世紀ＦＩＴ構想の推進により、21世紀に向けた我が国の発展の新しい拠点の形成を積極的に推進します。

◆　福島市、仙台市、山形市を核とする広域的な地域において、都市間の適切な役割分担と連携の下に、東北の牽引等となりうる広域都市圏の形成を図る南東北中枢広域都市圏構想を積極的に推進します。

◆　磐越自動車道の整備や国道121号大峠の改良工事等により近接性が高まる新潟、山形両県との交流の一層の充実を図ります。

3　魅力ある余暇空間づくり

近年の所得水準の向上や自由時間の増大、さらには人々の自然志向の高まりの中で、心の豊かさや人間らしさを実感できる、ゆとりと潤いのある生活の実現が求められています。

新しい国土軸の形成においては、ゆとりある空間と豊かな自然、固有の文化を生かし、魅力ある余暇空間の形成を図っていく必要があります。

本県は、豊かな自然を有し、自然とともに営まれる人々の暮らしの中に四季折々の行事や食べ物、祭り等が生き生きと息づいている地域が数多くあるなど、心の豊かさや自然とのふれあいを重視するニーズに応え得る特性を有しています。

このため、自然との共生を基本に、地域の資源を生かした地域活性化という視点に立った魅力ある余暇空間づくりに向け、次の施策に取り組みます。

◆　会津フレッシュリゾート構想を推進し、我が国を代表するオールシーズン型の魅力的な高原リゾートづくりを図ります。

◆　地域の優れた自然景観と調和した秩序ある開発を誘導し、快適な環境を有する質の高いリゾート地域を形成するため、福島県リゾート地域景観形成条例の適正な運用等に努めます。

◆　会津西北部活性化対策事業や「歳時記の郷・奥会津」活性化事業を推進し、美しい自然や景観、個性ある地域文化等を生かし、都市と農山村の交流を推進するふるさと型リゾートづくりを進めます。

◆　本県沿岸域の良好な環境の保全と創造を図り、その多面的可能性を積極的に引き出す、ふくしま沿岸域総合利用構想を策定し、開発と保全の調和のとれた沿岸域の総合的な利用方策について検討します。

4　首都機能等の誘導と交流基盤づくりの推進

高速交通体系の整備により、本県と東京圏との短時間・高頻度の相互交流が容易となりつつある一方、政治・行政機能、業務機能、研究開発機能等の首都機能等が東京圏から移転する動きが顕在化しています。

また、新しい国土軸の形成のためには、従来の東京へのアクセスの整備に止まらず、県内各地域はもとより、全国各地、世界との幅広い交流のための基盤を整備する必要があります。

このため、本県の高まりつつある開発ポテンシャ

ルを十分に生かした首都機能等の誘導の積極的な推進や、交通､情報・通信ネットワークの形成に向け、次の施策に取り組みます。

◆　高速交通体系等の整備により高まりつつある地域の開発ポテンシャルを十分に生かした首都機能等の誘導について、積極的に対応します。

◆　職・住・遊の融合と自然との新たな調和を基本に、空間的にも環境的にもゆとりあるオフィス環境のあり方について研究を進めるとともに、分散型オフィスの導入について検討します。

◆　多極分散型国土の形成を図るため、いわき振興拠点地域構想を推進し、地域特性に即した特色ある機能の集積を図ります。

◆　都市機能・居住環境等の整備を推進し、地方拠点都市地域における一体的な整備の促進を図るとともに、産業業務機能の集積を促進します。

◆　福島空港、高速自動車道、地域高規格幹線道路等、交流を促進する交通基盤の整備を積極的に進めます。

◆　衛星通信、光ファイバー等を活用した情報・通信体系の整備を推進するとともに、情報交流を活発化させる新たな情報伝達手段の活用を促進します。

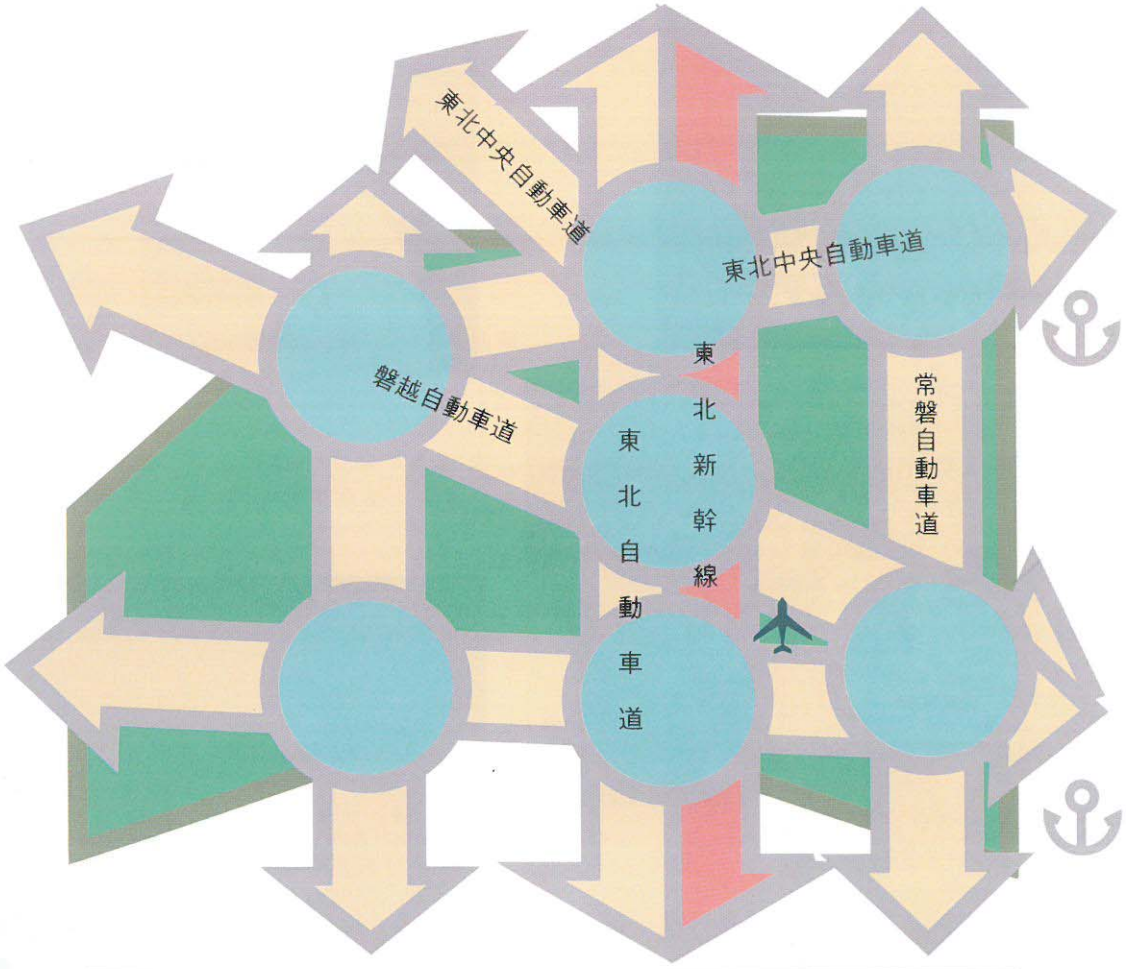

整備の進む交通体系

Ⅲ　「うつくしま、ふくしま。」県民運動推進プラン

目指すべき方向

人々の価値観の多様化により生活の質的向上に対するニーズはますます大きくなってきており、本県が今後の我が国の発展をリードする地域づくりを進めていくためにも、新しいくらしの場づくり、質の高い生活空間の整備を進めていく必要があります。

一方、地域づくりを進めていく上で、地域がいかに良好な地域イメージを形成するかが、極めて重要な地域経営戦略となっており、その形成に向けては、行政による取り組みと同時に、それぞれの地域の実情を踏まえながら、住民一人ひとりが誇りと愛着を持って、積極的に参画することが重要です。

このため、本県の将来イメージである「21世紀の新しい生活圏ー美しいふくしまーの創造」の実現に向けて、「うつくしま、ふくしま。」を運動スローガンとした県民運動を推進するとともに、その運動と連携した行政施策を積極的に展開します。

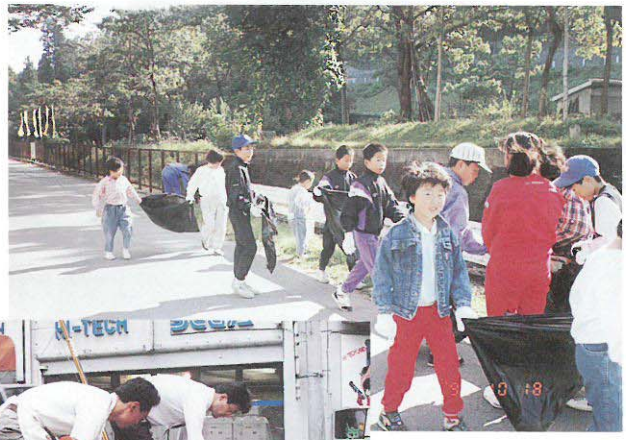

整備の基本的方向

1　県民運動の推進

新しいくらしの場の創造は、県民一人一人の共通の生活の場である地域社会において達成されるべきものであり、地域社会を快適な潤いのあるものとしていくためには、行政のみならず、住民相互の連帯と協力関係が確立されなければなりません。このような観点から、将来イメージの形成に向けて、県民が共感をもって主体的・創造的に取り組むことができるようにするためには、統一性、テーマ性のある運動展開が必要です。

このため、県内全域にわたる「みんなで進める一歩一歩運動」や、各地域における「ふるさとの自慢づくり運動」の推進に向け、次の施策に取り組みます。

◆　「うつくしま、ふくしま。」県民運動の推進のため、推進母体である、「うつくしま、ふくしま。」県民運動推進会議の組織・機能の充実強化を図ります。

◆　県民運動の顕彰制度の創設等により、運動への参加意識の醸成を図ります。

◆　各市町村における県民運動推進のための施策に対して、支援します。

◆　ふるさとの自慢づくり運動を推進するため、各地域での運動テーマに対応する事業を実施します。

2　県民運動と連携した行政施策の推進

将来イメージの形成のためには、県民運動の展開とともに、行政自らが、将来イメージに対応した行政全般にわたる施策を、県民運動との連携により積極的に展開することが必要です。

このため、ふくしまイメージづくり行政施策大綱に基づく各種事業を推進するとともに、特に次の施策に取り組みます。

◆　本県の将来イメージを県内外はもとより広く世界にアピールしていくため、シンボルゾーン構想を策定するなど、ふくしまの顔づくりを進めます。

◆　県民運動との連携を強化するため、イメージづくりの重点テーマに基づく施策展開を図ります。

◆　県民運動が県内外に広くアピールできるよう、県民運動広報を充実します。

◆　多くの県民の共感を得ることができる県民総参加型のシンボル事業について、調査研究を進めます。

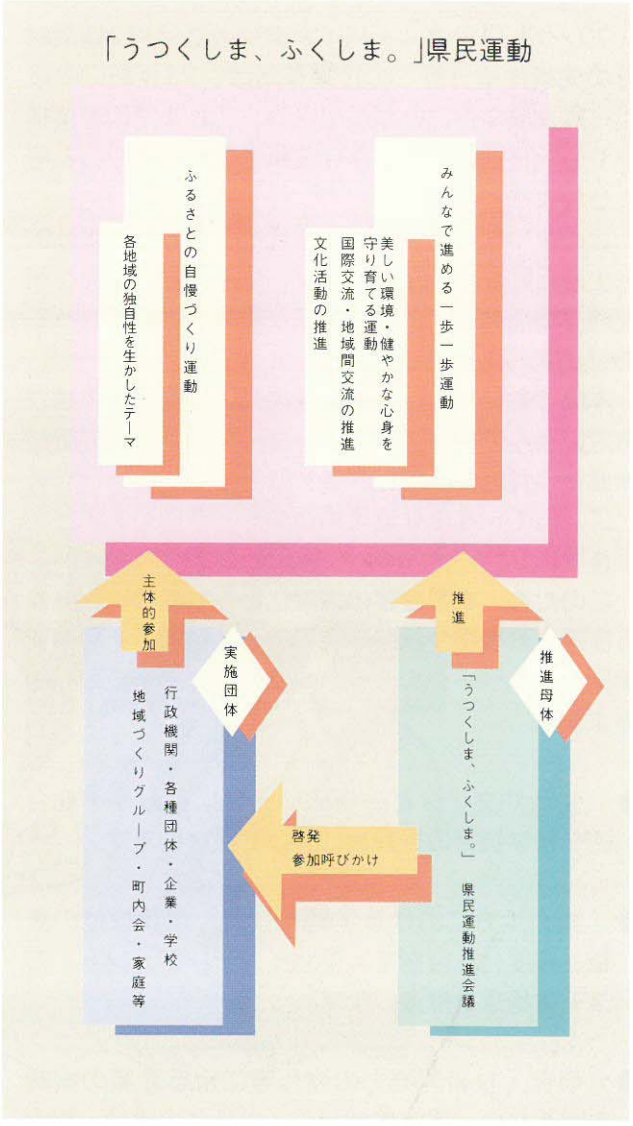

Ⅳ　頭脳集積プラン

目指すべき方向

近年の情報化、技術革新の進展や価値観の多様化などを背景に、情報、知識、サービスといったソフトを重視する経済社会に移行しつつある状況の中で、産業部門をはじめ、地域づくりなどの面で、企画、情報、研究開発、デザイン開発などの分野における知識・情報・感性などの活用が大きな比重を占めつつあります。

また、高速交通体系の整備や情報化の進展などにより、行政施策や産業経済の展開において地域間競争がますます激しくなってきており、今後は、地域からの情報発信、政策提案なども重要になってきます。

このため、本県産業の高度化、高付加価値化、さらには我が国の発展をリードする地域づくりを目指し、企画、情報、研究開発などの頭脳部分の集積とそのネットワーク化を推進します。

整備の基本的方向

1　研究開発ネットワークの形成

エレクトロニクス、バイオテクノロジー、新素材等の先端技術分野での技術革新は、21世紀に向けて一層進展することが予想され、これまでの産業構造や生活様式などに大きな変革をもたらすものと考えられます。

このような中で、特に、時代を先取りした創造的な生産活動が求められており、生産活動を支える研究開発機能の強化とその連携が重要な課題となっております。

本県においては、現在、先端技術型産業の集積が急速に進んでおり、今後は、さらなる新しい先端技術産業の育成と、地域産業や農林水産業の先端技術化によって、高度な産業構造を作っていく必要があります。

このため、本県産業の高度化と頭脳集積を促進する高等教育機関や試験研究機関の集積と、その研究開発ネットワークの形成に向け、次の施策に取り組みます。

◆　生活や文化など、幅広い分野に貢献する総合的な科学技術の振興策について検討します。

◆　東北地方における学術・技術・情報機能の集積と高度化を目指す、東北インテリジェント・コスモス構想を推進します。

◆　研究・技術開発力の強化等による産業の振興を図るため、郡山地域テクノポリスの建設、郡山地域頭脳立地構想及び常磐郡山地区新産業都市建設を進めます。

◆　長期的視点に立った研究開発を推進するため、県試験研究機関の機能強化を図るとともに、試験場等の総合的な再編整備を検討します。

◆　高度な研究開発機能を有する大学や各種研究機関と県試験研究機関との交流を促進し、産学官の技術開発、共同研究体制づくりを推進します。

◆　県立大学における研究機能の強化や附属研究所の充実強化等を図ります。

◆　地域における商品・デザイン開発等への支援やソフトウェア機能の充実強化を図ります。

2　シンクタンク・ふくしまの形成

近年強まってきている地域間競争を契機として、各地域において、地域自らの創意工夫による、個性と魅力ある地域づくりを進めることが重要になってきており、他地域とは異なる個性を作り出していくための戦略的な事業への取り組みが求められています。

このような中で、情報化の進展や価値観の多様化・生活の質の向上への欲求の高まりなどに対応した効果的で弾力性のある施策を展開していくためには、今後、地方自らの情報集積に裏付けされた、高度な分析に基づく政策提案を積極的に行っていく必要があり、今後、本県が我が国の発展をリードする地域づくりを進めていくためにも、地域独自の情報集積・政策企画機能の強化を推進する必要があります。

このため、産学官の連携のもと、本県の地域政策を研究し、政策提案を行う集団「シンクタンク・ふくしま」の形成に向け、次の施策に取り組みます。

◆　新しい行政需要への対応及び地域に密着した政策形成に資する分析システムの構築に努めるとともに、大学や各種研究機関との交流を促進し、産学官の共同分析、共同研究体制づくりを推進します。

◆　多様な情報を効果的に収集、加工、蓄積、提供できる情報受発信機能の強化を図るとともに、各種行政情報をよりわかりやすく利用できる情報提供システムの構築を図ります。

◆　地域政策の形成に資する人づくりを推進するとともに、総合的な地域政策研究機関の設置について検討を進めます。

Ⅴ　地域づくり産業創造プラン

目指すべき方向

我が国の戦後の飛躍的な経済発展の中で、近年、経済全体の豊かさと個人の豊かさの実感には大きな乖離がみられ、これまでの経済効率性重視の視点から、生活の質を支える基盤整備や人を中心とした産業活動環境の基盤整備という視点が重要になってきています。

また、地球的規模での環境悪化の拡がりは、環境問題への関心の高まりを招来し、地球にやさしい、そして持続可能な新たな産業活動の展開のあり方が求められています。

このような中で、本県が21世紀に向けて、豊かで快適なくらしを実現するためには、活力ある産業の振興と魅力ある地域づくりが不可欠です。

このため、くらしと産業の調和という視点に立ち、産業の活力と地域づくりの魅力との相乗効果によって、産業のさらなる発展や新しい地域活性化の方向を見出す「地域づくり産業」の創造を図ります。

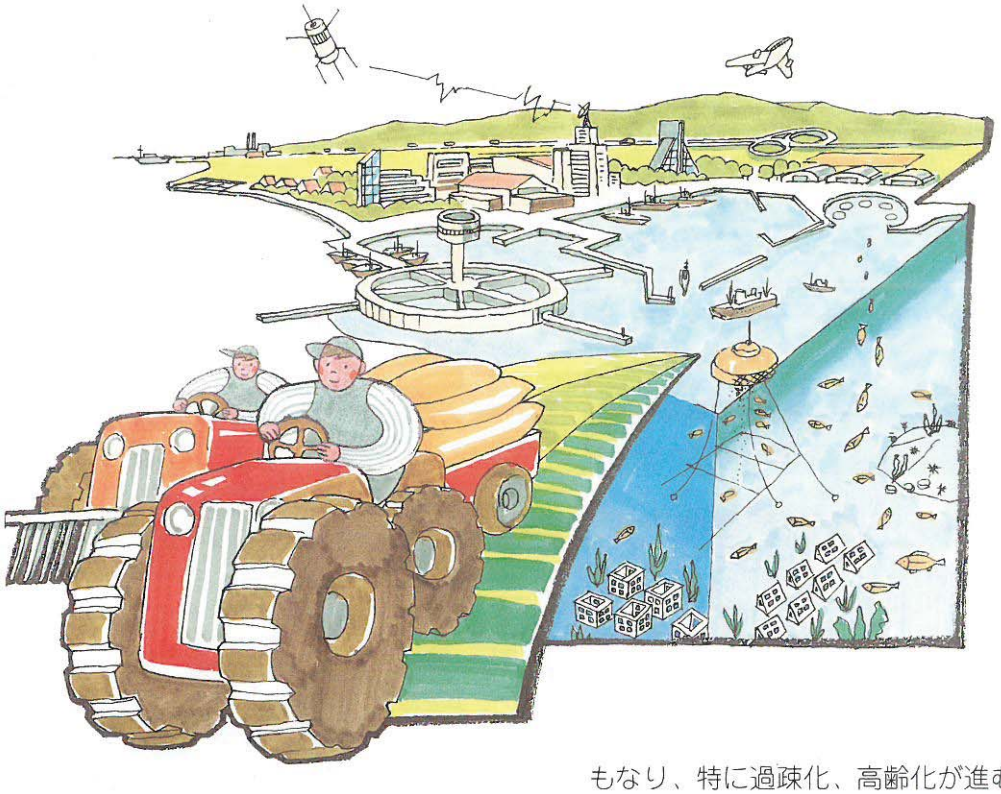

整備の基本的方向

１　水と緑の産業の創造

農林水産業は、本県の基幹産業であり、安全な食料の安定供給をはじめ、県土・自然環境の保全や地域社会の活力の維持など、多面的な役割を担っており、その活性化は地域社会の形成にとって極めて重要です。

また、活力ある地域社会の形成が農林水産業の活力を支え、その多面的機能の発揮を支援することにもなり、特に過疎化、高齢化が進む中山間地域の活性化が重要になっています。

このため、農山漁村の持つ優れた景観や固有の文化等を生かした快適でゆとりある農山漁村空間の整備と農林水産業における生産性の向上、高付加価値化に向け、次の施策に取り組みます。

◆　大区画ほ場整備等の生産基盤や生産基幹施設の整備を推進するとともに、流通との一体性の確保のための広域的な集出荷体制の整備を図るなど、農業を基幹産業とする地域づくりを推進します。

◆　中山間地域においては、冷涼な気候や昼夜の温度較差を利用した多様な農業の振興を図るとともに、水と緑を支える森林の整備と活用、さらには新たな農林水産品の需要の創出を図り、地域の活性化に努めます。

◆　中山間地域を中心に増えている耕作放棄地対策を講ずるとともに、優良農地の保全に努め、農地の持つ国土保全等の機能の維持・増進に努めます。

◆　沿岸漁業における重要魚種の種苗生産施設を整備するとともに、栽培漁業を柱とした資源管理型漁業の一層の推進に努めます。

2　まちづくり産業の創造

商工業については、これまでどちらかといえば、生産効率の視点が重視されてきましたが、今後は、文化・交流機能等の都市機能の充実への貢献など、新たな機能を発揮することが期待されています。

また、工場の立地や工業団地の造成、商店街の形成に際しても、これらが、まちづくりを推進する主体の１つであるとの認識に立って、地域環境への配慮を十分に払いつつ、まちづくりと一体となった整備を進める必要があります。

このため、まちづくりと連動した商工業の活性化に向け、次の施策に取り組みます。

◆　大規模見本市・展示会開催機能を中心とした「産業見本市会館（仮称）」の整備により、新たな地域間・産業間の交流創造拠点づくりを推進します。

◆「産業文化センター（仮称）」の整備により本県産業・文化振興の戦略創造拠点づくりを推進します。

◆　研究所、ソフトウェア産業、産業支援施設等の集積した産業団地や、住宅、ショッピングセンター等の多様な生活関連施設を併設する職住遊近接型の複合型工業団地の整備に取り組みます。

◆　地域環境と調和し、快適な生活・生産空間を有する工業団地づくりや、地域住民に開かれた新しい工場環境を備えたニューファクトリーづくりを支援・誘導します。

◆　店舗等の商業施設とコミュニティホール、イベント広場等のコミュニティ機能やアメニティ機能を備えた商業基盤施設等の一体的な整備に対する支援により、商業集積を核とした街づくりを推進します。

3　交流の促進と環境にやさしい産業の展開

近年、農山漁村が持つ保健、休養、情操教育などの場としての機能に対する都市住民の関心が高まっており、一方、都市の利便性、多様な選択性等に対する農山漁村住民の関心が高まってきています。

このため、農山漁村と都市を広域的な視点で、一体的に捉え、相互の機能の連携・補完を図るとともに、環境と共存する視点、環境に過大な負荷を掛けることのない視点に立った産業活動の展開に向け、次の施策に取り組みます。

◆　定住促進と農業支援のための農村地域工業団地等の整備を進め、商工業との調和のとれた一体的・総合的な農村空間づくりを推進します。

◆　地域の景観との調和を図りつつ、地域資源を活用した産業を核とした交流ゾーンの整備を図ります。

◆　美しい自然を守り育て、環境保全に配慮した低投入持続型農業を推進します。

◆　生産段階でのエネルギー利用効率の改善、資源リサイクルの促進による資源の有効活用と廃棄物の発生の抑制を促進します。

◆　環境影響評価制度の適正な運用に努め、環境に対して影響の少ない開発行為を促進するとともに、リゾート産業等による地域づくりの推進に当たっても、環境にやさしい産業の誘致に努めます。

Ⅵ　高齢化社会総合対策プラン

目指すべき方向

我が国全体を通しての人口の高齢化が急速に進行する中で、本県は、全国平均を５年程度先行して高齢化が進み、また、75歳以上の後期高齢者の増加のピークを早く迎えることや地域によって高齢化の進行度合いに格差が生じていることが特徴となっており、高齢化の著しく進行した地域では、地域社会全体に大きな影響を及ぼすものと考えられます。

人口の高齢化は、保健、医療、福祉、年金といった分野にとどまらず、就労、生活環境、教育、文化、産業等の幅広い分野に様々な影響を及ぼすことから、これから発生してくる課題を見極め、人生80年時代にふさわしい新たな高齢者観の確立に努めながら、豊かな経験と知識を有する高齢者を社会の重要な構成員として位置づけるとともに、世代や性別を超え、社会を構成する個人、家庭、企業、地域社会等の各主体の理解と協力のもとに、総合的な対策を計画的に推進していく必要があります。

このため、21世紀までの期間を本県における本格的な高齢化社会に向けての「貴重な準備期間」として位置づけ、豊かで明るい長寿・福祉社会の実現を目指し、高齢化社会総合対策を推進します。

施策の基本的方向

１　健康・福祉の基盤づくり

生涯を通して生き生きとした生活を営むために最も重要な基礎となるものは、一人ひとりが自分の健康は自分で守るということを基本に据えた、一人ひとりの健康の保持・増進です。一方、心身の機能の低下等により、何らかの援助が必要となった場合には、身近な地域で十分な支援等が得られるようなサービスの充実が必要です。

このため、ライフステージに応じた健康づくりの推進や保健医療サービス供給体制の充実、さらには多様な福祉サービスの充実など、健康・福祉の基盤づくりの観点から、次の施策に取り組みます。

◆　ライフステージに応じた健康づくりのための指針の策定や多様な健康づくりの場の整備を図るとともに、県立病院や救命救急センター等の医療救急施設の整備充実を図ります。

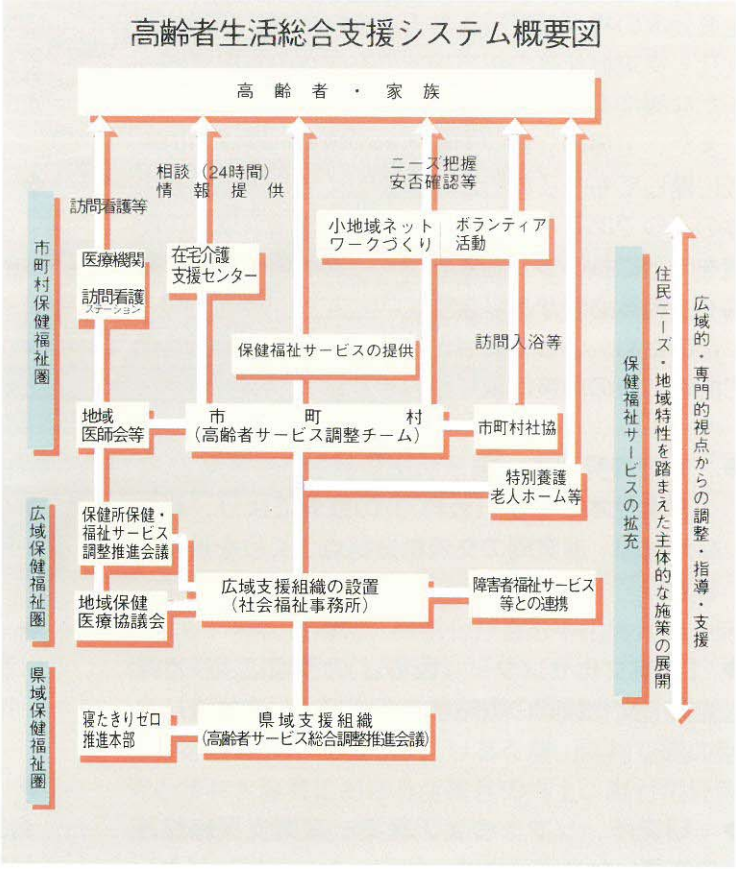

◆　高齢者が身近な地域で適切な保健・医療・福祉の総合的なサービスが受けられる「高齢者生活総合支援システム事業」を創設し、多様な在宅福祉サービスや老人保健事業等を推進します。

◆　保健・医療・福祉の連携強化のためのモデルとなる施設や、障害者のための総合的な施設など、時代の要請に応じた施設のあり方について検討を進めます。

◆　増大かつ多様化、高度化する保健・医療・福祉ニーズに対応した福祉や看護、リハビリテーションなどの分野における専門職員の養成・確保等、総合的なヒューマンパワー対策を推進します。

◆　地域福祉推進のための中核的機関である社会福祉協議会への支援の強化を図るとともに、ボランティア活動が地域で自主的かつ継続的に展開できるような基盤づくりや福祉教育の充実に努めます。

2　生きがい・社会参加の基盤づくり

平均寿命の伸長によって個人のライフサイクルは大きく変化しており、今後は、人生80年時代の到来による生涯生活時間の長期化を踏まえ、新たな高齢者観の確立に努めるとともに、生涯の各段階を通じて、一人ひとりの自己実現が図られるような条件の整備が必要です。

このため、高齢者や障害者等の生きがい・社会参加の基盤づくりの観点から、次の施策に取り組みます。

◆　豊かで明るい長寿・福祉社会の実現に向けた県民の意識づくりを進めるため、長寿社会県民憲章の制定など、全県的な意識啓発のための事業を展開します。

◆　高齢者の生きがいづくりを推進し、社会参加、世代間交流を促進するための拠点となる場づくりや、身近な地域における高齢者のふれあいの場づくりを進めます。

◆　高齢者の総合的なスポーツ大会の開催や新たな学習機会の確保等、高齢者の生きがい対策を推進する中核機関である（財）福島県長寿社会推進機構の事業の充実に努めます。

◆　平成７年に第31回全国身体障害者スポーツ大会を開催するとともに、この大会を契機に、スポーツを通した障害者の自立と社会参加を積極的に促進します。

◆　障害者が地域で自立した生活を送れる環境を整えていくため、身近な地域での相談体制を充実し、コミュニケーション対策や移動対策の充実を図るとともに、福祉的就労の場の整備を促進します。

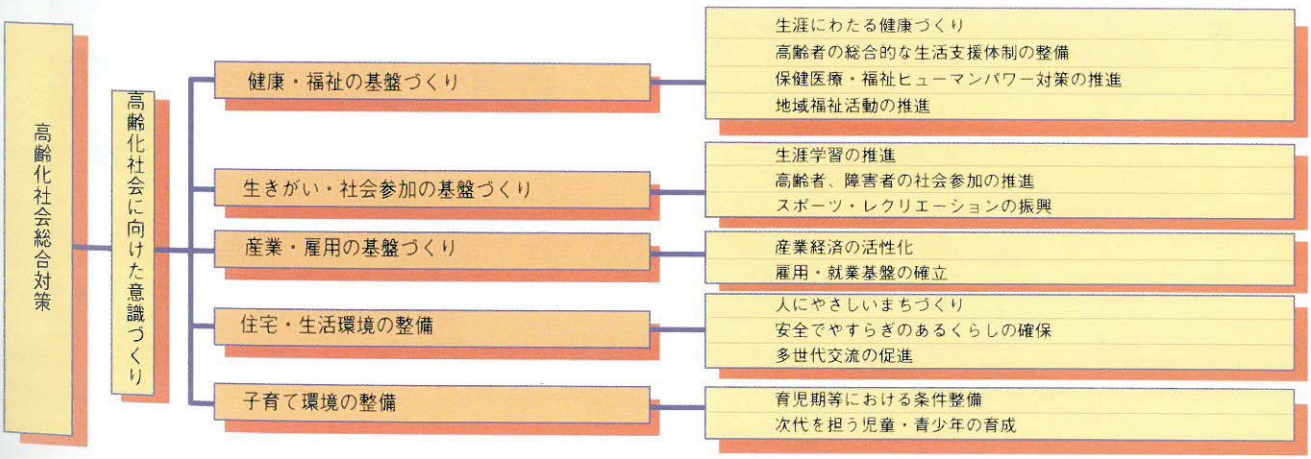

3　産業・雇用の基盤づくり

労働人口の高齢化、生産年齢人口の減少など、高齢化社会を取り巻く環境変化の中で、明るく活力に満ちた長寿・福祉社会を築いていくためには、その基盤となる産業経済の活性化を図る必要があります。

このため、人生80年時代に対応した雇用・就業基盤の確立など、産業・雇用の基盤づくりの観点から、次の施策に取り組みます。

◆　高齢者の持つ知識・経験・技術を生かした産業の振興や生産活動の場づくりを図るとともに、後継者の育成等就業人口の高齢化に対応した施策を推進します。

◆　60歳定年の完全定着や65歳までの継続雇用を促進するとともに、高年齢者等の再就職を促進するための環境づくりや定年退職後における臨時・短期的な就業の場の確保に努めます。

◆　労働力供給の伸びの鈍化に対応するため、中小企業が行う省力化投資等に対して支援します。

4　住宅・生活環境の整備

都市化の進展、住民意識の変化などにより地域社会が変容する中で、高齢者や障害者等が家庭や地域社会において自立した日常生活を送り、社会参加活動が促進されるようにするためには、地域社会を多世代が共生するコミュニティとして再生するとともに、ゆとりや安全性、快適性に配慮し、さらには適切な在宅サービスが提供されやすい住宅や生活環境の整備を促進する必要があります。

このため、住宅・生活環境の整備の観点から、次の施策に取り組みます。

◆　建築物、道路、公園等の整備改善など、高齢者や障害者をはじめ、誰もが安全にゆとりを持った行動ができる、人にやさしいまちづくりを推進します。

◆　高齢化対応住宅の普及促進等、高齢者や障害者が日常生活を安心して過ごせる住まいづくりを進めます。

◆　世代間の交流を促進するため、施設の複合化を促進するとともに、コミュニティ施設や健康増進施設・福祉施設が一体的に配置された地域整備のあり方について検討を進めます。

◆　誰もが安全でやすらぎの得られるくらしの確保を図るため、犯罪や事故の防止、消費者保護対策等の充実を図るとともに、シルバーサービス産業の健全育成に努めます。

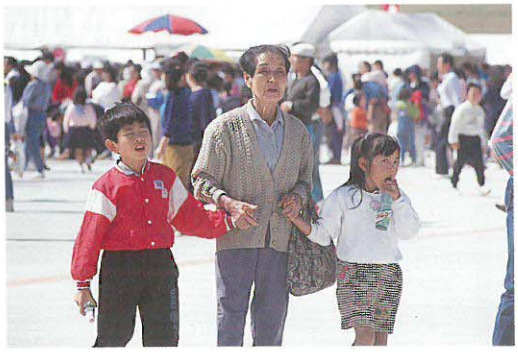

5　子育て環境の整備

人口構造の変化は、平均寿命の著しい伸長と出生率の低下によってもたらされています。

子どもの数の減少は、子ども自身の成長への影響と社会全体の活力低下への懸念を招いています。

このため、次代を担う子どもたちが健やかに育つことのできる環境づくりなど、子育て環境の整備の観点から、次の施策に取り組みます。

◆　社会全体で子育て環境づくりを進めるための意識啓発を行うとともに、官民が一体となった子育て環境づくり推進組織の整備を図ります。

◆　専門的な相談機関である児童相談所の整備充実や電話相談の充実など、多様化している相談に応じられる体制を整備します。

◆　保育所や児童館の適正な整備や特別保育対策等の充実を促進するとともに、子どもの遊び場づくりや家庭教育の充実を図り、地域で子どもを育む環境づくりを進めます。

◆　育児休業制度・介護休業制度の普及促進など、家庭生活と職業生活の両立を支援するための対策を進めます。

◆　心身障害児の健やかな発達を促進するために、福祉・保健・医療・教育の連携組織、地域における療育体制の整備等を軸とする心身障害児療育システム整備事業を推進します。

Ⅶ　男女共同参画型社会形成プラン

目指すべき方向

平均寿命の伸長や出生児数の減少などによるライフサイクルの変化、高学歴化、生活様式の変化など女性を取り巻く社会環境の著しい変化を背景として、女性が自らの人生を自分自身で設計し、職場や地域活動など社会の多様な場へ参加することが一層活発化しており、経済社会の発展や県民生活の向上に対する女性の貢献が重要となっております。

しかしながら、未だに日常生活に深く根ざしている「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識や、それに基づく社会慣習・行動様式が社会全体にわたり残っており、また、女性の社会参加の増大に対応する社会的条件整備も立ち遅れており、女性が制度上のみならず、実際の面において社会へ参画できるための環境整備が必要となっています。

このため、女性が多様な価値観に基づいて人生を主体的に選択し、持てる能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画型社会」の形成を推進します。

施策の基本的方向

１　男女平等を基礎とした共同参画の推進

今なお社会に根強く残っている「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が、男女平等の原則を実現するための大きな障害となっており、このような意識の変革や母性の社会的重要性、性についての正しい理解と認識を深めるための啓発活動を家庭、職場、学校、地域などにおいて強力かつ継続的に推進する必要があります。

このため、男女平等を基礎とした共同参画の推進の観点から、次の施策に取り組みます。

◆　固定的な性別役割分担意識の是正のため、あらゆる機会と媒体を活用した積極的な啓発広報活動を推進します。

◆　県立高等学校における男女共学のあり方について検討を進めるとともに、家庭教育、学校教育及び社会教育等において、男女の相互協力・理解についての学習機会を充実します。

◆　就労支援等男女が共に支えあう社会の形成に向けての具体的、実践的な活動拠点である女性総合センターの整備など、推進のための基盤づくりについて検討を進めます。

◆　母性の社会的な重要性や性についての正しい理解と認識を深めるための意識啓発を図るとともに、母性保護対策を充実します。

◆　政策・方針決定への女性の参画を促進するとともに、家庭生活や地域社会、職場などあらゆる分野における男女共同参画を推進します。

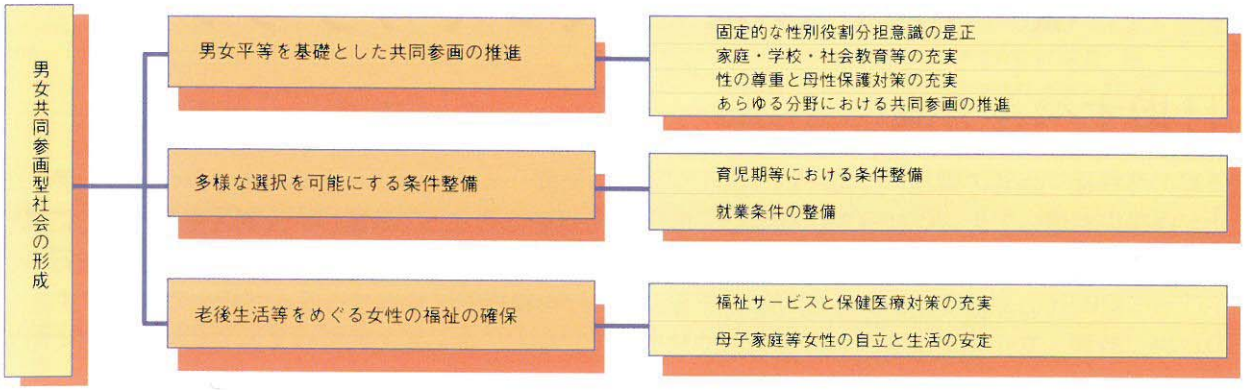

2　多様な選択を可能にする条件整備

女性の生き方が多様化する中で、就業をはじめとする社会参加が増大しており、特に、出産・育児期を機に就業形態が多様化する傾向が顕著になってきております。

また、自己実現を目指す女性が増えている中で、学習意欲も高度化、多様化してきております。

このため、生涯学習の基盤整備や雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保など、女性の多様な選択を可能にする条件整備の観点から、次の施策に取り組みます。

◆　男女雇用機会均等法や労働時間短縮、パートタイム労働指針、労働者派遣事業制度等についての普及啓発や再就職への支援など、就業条件の整備や多様な就業形態に対応した支援を行います。

◆　女性の社会進出意欲の高まりや能力開発に対するニーズの多様化に対応した教育訓練体制の充実強化を図るとともに、働く女性への支援のための官民一体となった推進体制づくりを進めます。

◆　保育需要の多様化に応じた保育サービスの提供とその質的な向上を図るとともに、育児休業、介護休業についての普及啓発など、育児期における条件整備を充実します。

◆　農林水産業や農山漁村活性化の担い手として重要な役割を果たしている女性が、地域づくり等へ積極的に参画できるよう、社会的な機運の醸成を図るとともに労働負担の軽減等の条件整備を進めます。

3　老後生活等をめぐる女性の福祉の確保

女性の平均寿命が男性を上回る中で、女性の老後の生活や健康をめぐる問題、老親や配偶者の介護問題などが重要な問題になっております。

また、未成年の子どもを持ち単独で生活を支えている母子家庭の女性などについては、経済的に弱い立場に置かれがちであり、その自立の促進と生活の安定を図ることが必要になります。

このため、老後生活等をめぐる女性の福祉の確保の観点から、次の施策に取り組みます。

◆　「高齢者保健福祉推進十か年戦略」（ゴールドプラン）に基づくサービスの充実を中心とした福祉サービスと保健医療対策を充実します。

◆　母子家庭等に対する相談指導体制の充実、母子家庭医療費助成事業の拡充や母子家庭等介護人派遣事業などの支援対策を推進します。

Ⅷ　ふくしま・人づくりプラン

目指すべき方向

価値観の多様化・生活の重視、グローバリゼーションの進展、人口・地域・産業構造の変化など、時代の潮流変化が従来にも増して大きくなっている中で、本県が21世紀に向かって飛躍し、人間性豊かで活力に満ちた地域社会を築いていくためには、一人ひとりの持つ能力が最大限に発揮できるような仕組みづくりを行うとともに、こうした時代の潮流変化に的確に対応できる人づくりを積極的に推進することが極めて重要です。

このため、教育・文化、県民生活、産業経済や地域づくりなどの各分野にわたり「ふくしまの人づくり」を推進します。

施策の基本的方向

1　地域に根ざし、世界に伸びる人づくり

世界経済の相互依存、グローバル化が進展するとともに、国境を越えた地球的規模の課題が顕在化しており、今後は、地球的規模で考え、地域の垣根を越えて、多様な交流のできる人を育てていくことが必要になってきています。

一方、高齢化の進行や若年人口の減少の中で、一人ひとりが真の豊かさを実感できるようにするためには、自己実現の機会が十分にあり、一人ひとりの個性を伸ばすなど、新たな時代の要請にふさわしい人づくりが求められています。

このため、地域に根ざしながら、地球的規模で多様な交流のできる「地域に根ざし、世界に伸びる人づくり」という観点から、次の施策に取り組みます。

◆　国際化・情報化などに対応した教育や個性を生かした教育の充実、さらには、県民総ぐるみによる健全育成などにより、心豊かでたくましい児童生徒・青少年の育成を図ります。

◆　新しい時代の要請にこたえる高等教育機関の整備充実を図ります。

◆　県民一人ひとりの幅広い学習ニーズに対応した生涯学習機会の充実や文化の振興、さらには、スポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

◆　各分野における世界との多様な交流やネットワークの形成などにより、国際感覚を備えた人づくりを推進します。

2　ともに生きる社会を育む人づくり

世界に例をみない速さと規模で進む我が国の高齢化は、近年の出生率の低下とあいまって、単なる高齢者人口の増加のみではなく、年少人口の減少、生産年齢人口の減少といった人口構造の著しい変化をもたらしており、今後は、こうした人口構造の変化を的確に捉えた新しい社会システムの構築、地域社会の形成が求められています。

このため、高齢者や障害者、子どもなど県民誰もが安心して暮らせる社会、そして相互理解と連帯に支えられた「ともに生きる社会」の形成のための人づくりという観点から、次の施策に取り組みます。

◆　高度化、多様化する保健・医療・福祉ニーズに対応するため、専門職の養成・確保やボランティア活動の普及・振興、さらには福祉教育の充実に努めます。

◆　交通安全や防災等に対する意識の高揚のための教育訓練や体験学習等の充実に努めます。

◆　環境教育を推進するなど、美しい自然を愛し、守り育てることのできる人づくりを進めます。

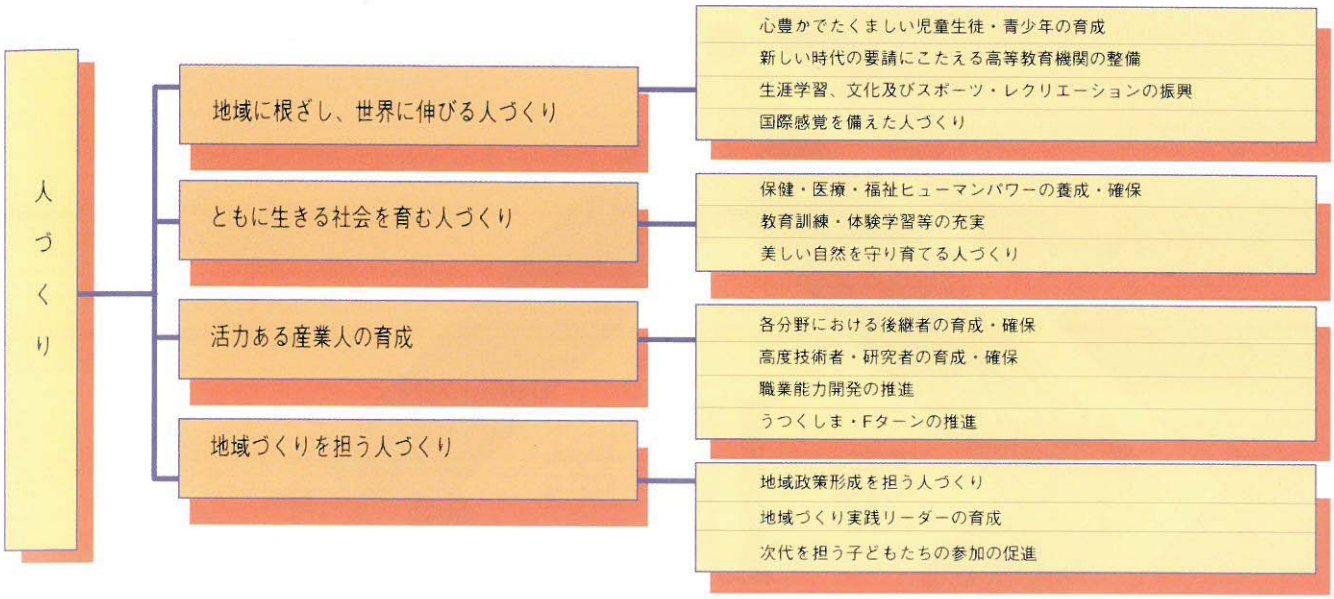

3　活力ある産業人の育成

国際的競争の激化､経済のソフト化・サービス化、技術革新の進展など、産業経済を取り巻く環境変化が著しい中で、今後も本県産業経済の発展を図っていくためには、研究開発機能の強化や技術力の高度化、さらには、ソフト機能の強化などとともに、産業活動を担う人材の育成・確保が重要です。

このため、こうした変化に対応できる柔軟性、創造性のある活力ある産業人の育成という観点から、次の施策に取り組みます。

◆　学習機会の拡充や各種研修等を通して、次代を担う新しい知識・技術を有する農林水産業の担い手を育成するとともに、活力ある商工業を支える後継者の育成を図ります。

◆　各種研修や技術交流、さらには高等教育機関の整備等を通して、各分野における技術者・研究者の育成・確保を図ります。

◆　公共職業訓練施設の充実強化などにより、職業能力開発の推進を図ります。

◆　求人・求職情報の提供や就職機会の創出などにより新規就業者等の本県へのＩ・Ｊ・Ｕターンを促す「うつくしま・Ｆターン」を推進します。

4　地域づくりを担う人づくり

高速交通体系の整備や情報化の進展等に伴い、人々の行動領域は拡大し、その交流も活発化している中で、いわゆる地域間競争が激化しており、今後ますます、地域自らの創意工夫による個性的で魅力ある地域づくりが求められています。

このため、地域からの政策提案、さらには、広域的な地域づくりを担う人づくりという観点から、次の施策に取り組みます。

◆　各種研修や官民合同の政策立案会議の開催等を通して、地域政策形成を担う人づくりを推進します。

◆　様々な地域との交流・研修等を通じて、地域づくりの各分野における実践的リーダーの育成を図ります。

◆　子どもの夢を県づくりに結びつける「子ども会議21」（仮称）を創設します。

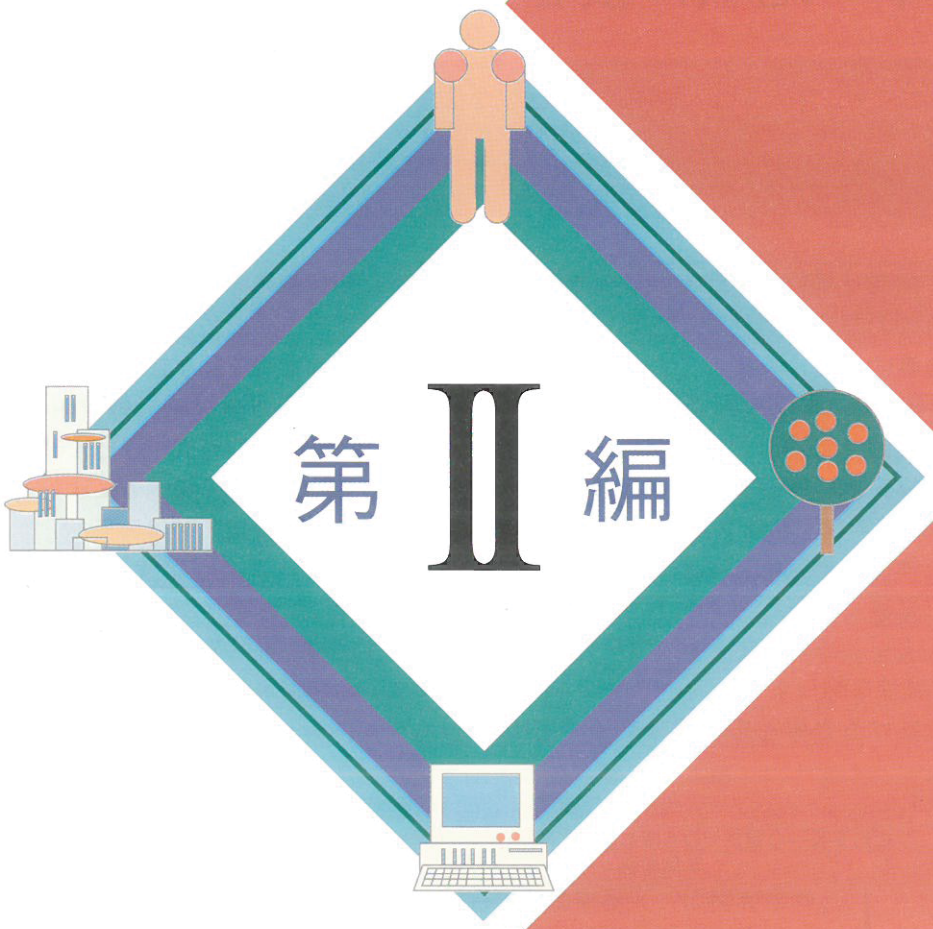

第Ⅱ編

基本計画

第１章　地域に根ざし、世界に伸びる人づくり
第２章　快適で健やかな生活の実現
第３章　魅力的で多様な産業の集積
第４章　個性豊かな、
　　世界に開かれた県土の創造

第１章　地域に根ざし、世界に伸びる人づくり

人づくりに当っては、地域に根ざしながらも、地域の垣根を越えて、しかもそれぞれの価値観を認め合いながら、多様な交流のできる人を育てていくことが必要であるため、教育・文化に関する施策を通じて、『地域に根ざし、世界に伸びる人づくり』を図ります。

◆　国際化・情報化等に対応した教育や個性を生かした教育等の充実、県民総ぐるみによる健全育成の推進等により、心豊かでたくましい児童生徒・青少年の育成を図ります。

◆　大学等の誘致や整備の促進、県立大学の整備充実等により、新しい時代の要請にこたえる高等教育機関の充実を図ります。

◆　県民が主体的、継続的に学習できる基盤の整備や機会の充実、さらには社会教育・家庭教育の充実等により、ふれあいと生きがいに満ちた生涯学習の推進を図ります。

◆　各分野における世界との多様な交流や国際理解教育等の充実、さらには世界の人々とのネットワークの形成等により、国際感覚を備えた人づくりの推進を図ります。

◆　県民が主体的に取り組む文化活動の振興や文化の伝承の充実、さらには地域性豊かな文化の香り高い環境の整備等により、潤いと個性に満ちた文化の振興を図ります。

◆　生涯スポーツや競技スポーツ等の振興や多様化するスポーツ・レクリエーション活動のニーズに対応した施設の整備等により、県民の活力を育むスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

【施策体系】

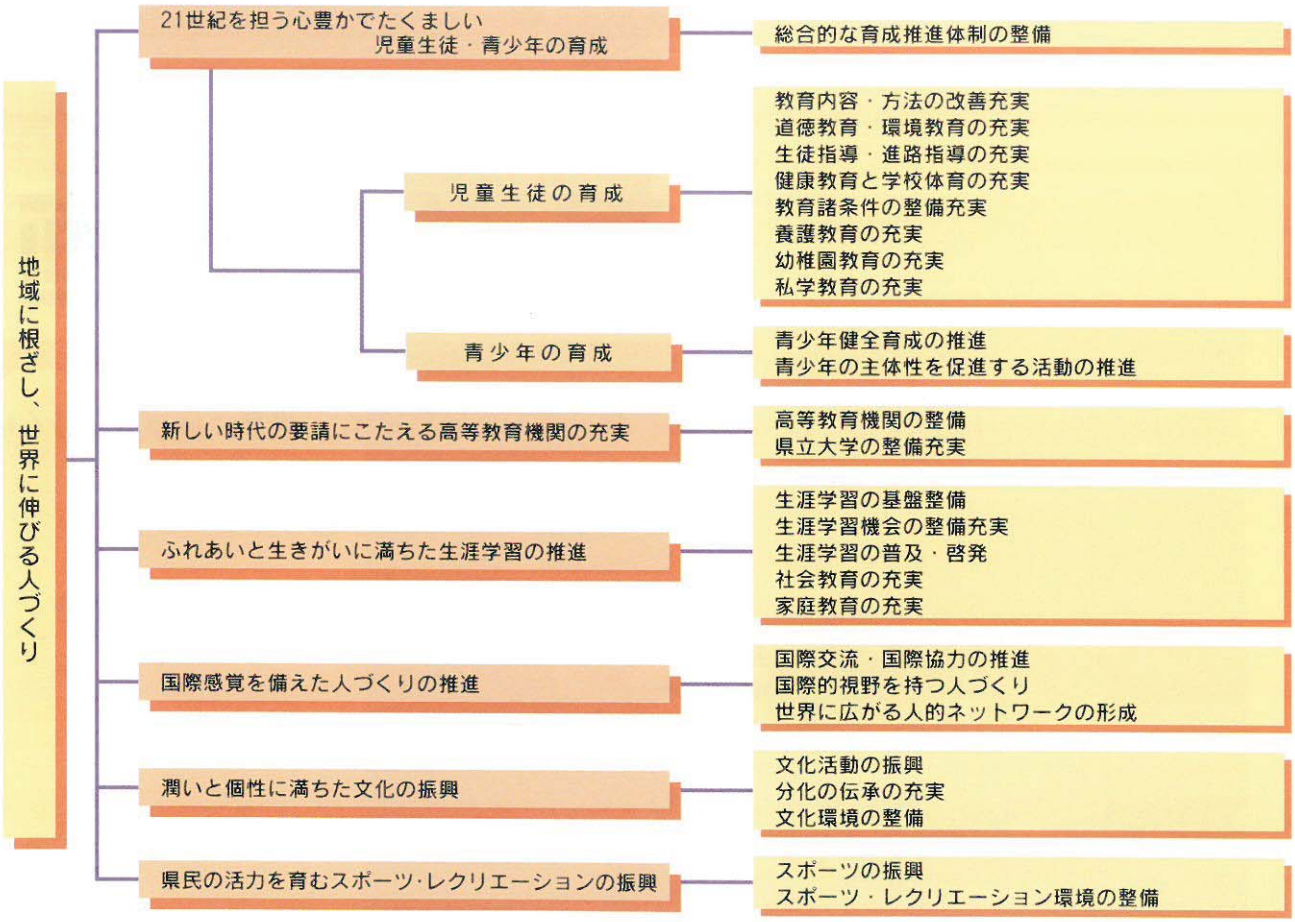

第１節　21世紀を担う心豊かでたくましい児童生徒・青少年の育成

１　総合的な育成推進体制の整備

施策のねらい

21世紀に向けて、創造的で活力ある社会を築いていくためには、社会変化に的確に対応できる資質と意欲を持ち、活力に満ちた児童生徒・青少年の育成を図ることが重要な課題となっています。

このため、家庭、学校、地域社会、関係機関の連携を図りながら児童生徒・青少年の総合的な育成推進体制の整備充実を図るとともに、地域における育成活動の拡充強化に努めます。

青少年育成推進体制の整備充実

◆青少年育成の総合的な対策を推進するため、「県青少年健全育成推進本部」を中心として、県の青少年行政の総合的な推進を図るとともに、市町村及び関係機関の相互連携を図りながら、計画的で効果的な青少年行政を推進します。

◆地域の実態や要請に応じた健全育成対策を進めるため、青少年育成問題の調査・研究や情報提供の拡充及び連絡調整機能の充実に努めます。

◆青少年健全育成のための県民運動の推進母体である県青少年育成県民会議の組織体制を強化するとともに、地域に根ざして青少年育成活動を推進する青少年育成市町村民会議の設置を促進します。

学校教育と家庭・地域社会の連携強化

近年における社会の変化は、子どもを取り巻く教育環境にも大きな変化をもたらしているため、子どもが社会変化に主体的に対応し、心豊かにたくましく生きることができる資質や能力を育成する観点から、学校、家庭及び地域社会における子どもの生活全体を見直す必要があります。

学校週５日制もこのような趣旨から実施されるものであり、今後なお一層学校教育、家庭、地域社会の教育機能の充実と連携強化に努めます。

◆学校にあっては、児童生徒一人ひとりの個性を尊重し、基礎・基本を重視した教育の充実を図るとともに、児童生徒が社会の変化に主体的に対応し、よりよい社会の一員として健全な成長が図れるよう、情報化や国際化に対応した教育や道徳教育、環境教育等の充実に努めます。

◆青少年の育成を期するうえで、家庭の果たす役割は最も根源的なものであるため、家庭の教育機能を向上させるための支援を行います。

◆地域社会は、文化、社会規範等を青少年に教え、その実践を促す場であるため、地域社会において子どもが伸び伸びと豊かな生活体験を持つことができるよう様々な条件整備を図ります。

◆学校、家庭及び地域社会全体で子どもの育成を図るという観点が重要になっていることから、相互の連携強化を図ります。

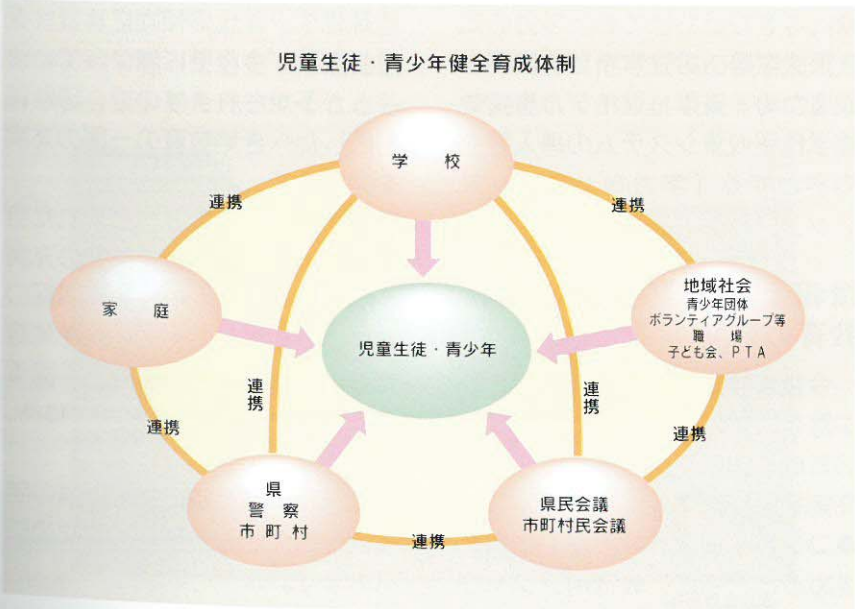

第１節の１　児童生徒の育成

1　教育内容・方法の改善充実

施策のねらい

科学技術の進歩、情報化社会の到来、国際化の進展等、児童生徒を取り巻く社会環境は大きく変化しており、学校教育においても、こうした変化に的確に対応した新しい内容と方法が求められています。

このため、生涯にわたり学習を行うために必要な基礎的・基本的な能力や自ら学ぶ意欲・態度を養うとともに、社会の変化に主体的に対応できる能力の育成に努めます。

教育課程の改善充実

生涯学習の基盤を培うという観点に立ち、社会の変化に自ら対応できる心豊かでたくましい人間の形成を図るため、新しい学習指導要領の趣旨に従い、教育課程の編成・実施のよりよい在り方について研究を進め、その改善充実に努めます。

◆小学校・中学校においては、各学校の特色ある教育課程の編成に努めるとともに、児童生徒の個性の伸長や主体性を育む、体験的・問題解決的な学習の充実に努めます。

◆高等学校においては、多様な選択科目を設け、適性に応じて履修できる教育課程の編成に努めるとともに、単位制の趣旨を生かし、進級等の弾力化に努めます。また、普通科と職業科の性格を併せ持つ新しい学科の在り方等について検討を進めます。

◆学校週５日制の制度改正の主旨を踏まえ、各学校において、教育水準の維持向上に配慮しつつ、教育課程の改善充実に努めます。

自己教育力の育成と学力の向上

社会の変化に主体的に対応できる児童生徒を育成するためには、自己教育力の育成を図るとともに、十分な学力を身に付けさせることが必要です。

このため、基礎的・基本的な学習内容を定着させ、その展開・応用による課題解決能力の育成や児童生徒の学力向上を図る教育内容・方法の質的改善充実に努めます。

◆小学校・中学校においては、「新しい学力観」に立った学力を育成するとともに、「小・中学校教育ネットワークプラン」による学習指導法改善研究推進地区の研究実践の成果を普及することなどにより、児童生徒の自己教育力と学力の向上に努めます。

◆高等学校においても、学力の向上と大学等への進学希望の実現を図るため、進学推進モデル事業や進学情報収集システムの導入等を内容とする「学力向上ステップアッププラン」を推進します。

情報化・国際化に対応した教育の充実

今後ますます進展する情報化や国際化に対応して、情報活用能力の育成や国際理解に関する教育の充実を図ります。

◆コンピュータ等の機器の整備を進めるとともに、教育用ソフトウエアの研究開発やソフトライブラリーの設置に努めます。

オープンスペースでの児童生徒の活動風景

◆児童生徒が身近な場で国際交流を体験する機会の拡充やコミュニケーション能力を育成する外国語教育の改善充実に努めます。

へき地教育の充実

へき地学校においては、地域の過疎化や少子化の傾向により、児童生徒数が今後更に減少していくことが予想されますので、これに対応したへき地教育の一層の充実を図ります。

◆少人数学級のよさや恵まれた自然環境を生かした教育活動の充実を図るため、弾力的な教育課程の編成に努めるとともに、へき地教育担当教員の指導力の向上を図ることなどにより、教育水準の維持、向上に努めます。

◆へき地学校と都市部や近隣の学校との教育活動の積極的な交流に努めます。

新しい学習指導要領　生涯学習の基盤を培うという観点に立ち、社会の変化に自ら対応できる心豊かでたくましい人間の育成をねらいとした学習指導要領。

新しい学力観　児童生徒一人ひとりの内発的な学習意欲を喚起し、自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等の能力の育成を基本とする学力観。

2　道徳教育・環境教育の充実

施策のねらい

社会や自然環境の著しい変化とそれに伴う価値観の多様化等は、児童生徒の生活や意識の上にもさまざまな影響を与えており、心の教育の充実が重要になっています。

このため、明日を担う児童生徒が人間としての在り方を自覚し、よりよい社会の実現に向けて主体的に貢献していくことができるよう道徳教育の充実に努めます。

また、豊かな自然や快適な環境の価値についての認識を高めるよう環境教育の充実に努めます。

道徳教育の充実

児童生徒の道徳的判断力や実践力の向上を図るため、指導方法の改善充実、地域社会との連携を図るなど道徳教育の一層の推進に努めます。

◆豊かな体験や感動を通して内面に根ざした道徳性の育成が図れるよう、児童生徒の実態に即した指導の充実に努めます。

◆自然教室や体験学習の充実及び郷土の伝記や逸話等を題材にした道徳教育用郷土資料の作成、活用等を図り、指導の改善充実に努めます。

◆道徳教育の指導力の向上を図るため、教員に対する実践講座等の各種研修会を充実します。

◆地域社会が一丸となって道徳教育への取り組みを目指す「道徳教育振興会議」等を充実するとともに、道徳教育推進校等の成果の普及に努めます。

道徳教育活動

環境教育の充実

今日、地球の温暖化、オゾン層の破壊等、地球規模の環境問題が深刻化しており、環境教育の重要性が高まっています。

このため、児童生徒が環境問題の重要性について理解を深め、身近なところから実践することができるよう、総合的な環境教育を推進します。

◆道徳教育での実践と各教科の活動等を関連づけながら、総合的・系統的な環境教育の実施に努めます。

◆各教科、道徳及び自然教室、勤労生産学習等の特別活動における実践や学校教育全体を通して、自然を愛護することの大切さを理解させるとともに、環境への望ましい働きかけや環境への責任ある行動がとれるよう指導に努めます。

◆環境教育に関する指導力の向上を図るため、教員の研修機会の拡充に努めます。

道徳教育活動

3　生徒指導・進路指導の充実

施策のねらい

児童生徒の心身の健やかな成長を育むため、児童生徒の抱える不安や悩みなどに適切に対応し、児童生徒一人ひとりの個性と能力に即した教育相談体制の充実を図る必要があります。

また、生徒一人ひとりの能力や適性に基づき、生徒が自主的に進路を選択し、自己実現に向けた道を歩むことができるよう指導援助する必要があります。

このため、教育相談の充実等、児童・生徒理解に基づく学校不適応対策の推進に努めるとともに、生徒が目的意識を持ってより充実した学校生活を過ごせるよう進路指導の改善充実に努めます。

学校不適応対策の推進

小・中学校における登校拒否や高等学校における中途退学等、学校不適応の問題について適切な対策を講じていきます。

（1）　小・中学校

◆登校拒否児童生徒の解消を図る登校拒否対策会議を実施するとともに、カウンセリング講座や児童生徒・保護者が気軽に相談できる「ふれあい教育相談」事業を充実し、問題の早期発見と早期指導に努めます。

◆登校拒否児童生徒が早期に学校に復帰できるよう適応指導教室の開設等に努めます。

（2）　高等学校

◆中途退学者の減少を図るため、中学校との連携を深めながら、入学後の早い時期から生徒一人ひとりの実態に基づく適応指導を充実するとともに、学校生活への目的意識を高めることができるよう進路指導の充実に努めます。

（3）　各　学　校

◆各学校においては、生徒と教師の人間的なふれあいを通して、悩みやつまずきにきめ細かく対応できる教育相談体制の充実に努めます。

◆学校不適応等の問題は、家庭的要因や社会的要因ともかかわりが深いことから、学校・家庭・地域社会・関係機関との連携を一層強化するよう努めます。

◆学校週5日制が実施されたことに伴い、児童生徒の学校外における生活の在り方について指導の充実に努めます。

進路情報の活用風景

進路指導の改善充実

中学校卒業者のほとんどが高等学校に進学する状況の中で、高等学校における中途退学や進路変更等をする生徒も少なくないなど進路指導の様々な課題が生じています。

また、高等学校卒業者の進学希望者の次年度受験予定者や就職後の離職者数も少なくない状況にあります。

このため、生徒一人ひとりの能力や適性に基づき、生徒が自主的に進路を選択し、自己実現を図ることができるよう進路指導を充実します。

（1）　中　学　校

◆進路指導の充実を図るとともに、学級活動を中心とした教育活動全体を通して、生徒一人ひとりに応じた計画的、組織的な進路指導の実施に努めます。

（2）　高等学校

◆生徒の進路目標の達成を図る観点から学力の向上に努めるとともに、進路情報の収集や活用等により有効な指導法の確立に努めます。

◆進路講演会や進路相談を充実することにより生徒が早期に進路目標を確立するよう努めます。

適応指導教室　登校拒否児童生徒を対象にカウンセリング、教科指導、集団生活への適応指導等を組織的・計画的に行う教育の場。

4　健康教育と学校体育の充実

施策のねらい

児童生徒を取り巻く環境や生活習慣の変化は、日常生活における身体活動の減少や栄養の偏り、あるいは精神的負担を増大させるなど、児童生徒の心身の健全な発達に好ましくない影響を与えています。

このため、明日を担う児童生徒が生涯にわたり健康で安全な生活を送り、活力に満ちた生き方ができるよう健康教育と学校体育の充実に努めます。

学校保健安全の充実

児童生徒が生涯にわたり健康で安全な生活を送るための基礎を培うため、家庭や地域との連携を図りながら学校の教育活動全体を通じて、保健安全教育の充実に努めます。

◆指導者の資質の向上や指導法の改善に努めるとともに、健康づくり推進校を指定するなど、家庭や地域保健医療機関との連携による健康診断の事後措置の徹底や健康相談の充実に努めます。

◆安全教育については、児童生徒の災害事故を防止するため、学校安全研究校を指定するなど、発達段階に応じた指導の充実と安全管理の徹底に努めます。

◆交通事故防止については、教育活動全体を通じて児童生徒の安全意識の高揚に努めるとともに、高等学校において「４プラス１ない運動」の趣旨の普及を図るなど、家庭、地域及び関係機関・団体との連携のもとに交通安全指導の充実に努めます。

運動部活動風景

学校給食の充実

児童生徒の心身の健全な発達や望ましい食習慣を育成するため、学校給食の一層の充実を図ります。

◆完全給食の普及拡大に努めるとともに、家庭や地域との連携を通した給食指導の充実に努めます。

◆週３回の米飯給食の実施や児童生徒が選べる献立の導入を一層促進するなど、内容の充実を図ります。

◆食事環境の改善を図るため、食堂や空き教室を利用したランチルームの設置等、施設設備の整備促進に努めます。

給食の風景

学校体育の充実

児童生徒に生涯スポーツの基礎を培うとともに、心身の健全な発達を促すため、体育担当教員の資質の向上と各種学校体育施設の整備充実を図ります。

◆児童生徒の個人差に応じた指導により、運動実践意欲を高め、継続して体力・運動能力を向上させることができるよう、体育担当教員に対する各種講習会の充実を図ります。

◆優れた民間指導者の小・中・高等学校への派遣を拡充するとともに、運動部活動研究推進校等の研究成果の普及等に努めます。

◆体育に関する指導が適切に行われるよう水泳プール未設置校の解消や中学校の柔剣道場の整備を推進するとともに、高等学校におけるトレーニング機器等の整備を推進します。

5　教育諸条件の整備充実

施策のねらい

今日、少子化の傾向等を背景に児童生徒の減少期を迎えている中で、これからの学校教育の在り方について検討し、教育の質的水準の向上等を図るための教育諸条件の整備充実が課題となっています。

このため、教育機会の拡充や学校規模の適正化等の施策を推進するとともに、教職員の資質能力の向上や施設・設備の整備充実に努めます。

教育機会の拡充と学校規模の適正化

本県における児童生徒数の減少傾向を踏まえ、適正な学校配置と学校規模の適正化に努めるとともに、生徒の進路動向や社会の要請等を考慮しながら、学校・学科の新設・改編や単位制課程の充実など教育機会の拡充に努めます。

（1）　小・中学校

◆児童生徒数の推移を見極めながら、それぞれの地域の実態に応じて適正な学校配置を促進するとともに、過大規模校の解消をはじめ学校規模の適正化を指導します。

（2）　高等学校

◆中学校卒業者数の減少や過疎・過密の進行状況等に配慮しながら、高校進学率の向上等を目指した適切な募集定員の策定に努めるとともに、学校規模についても、長期的な展望のもとに適正なものとなるよう努めます。

◆社会の変化や生徒の志願動向等を考慮しながら、学校・学科の適正配置やその新設・改編に努めます。

◆生涯学習の観点から、高等学校教育に関する学習機会の拡充を図るため、単位制課程や定時制・通信制教育の充実に努めます。

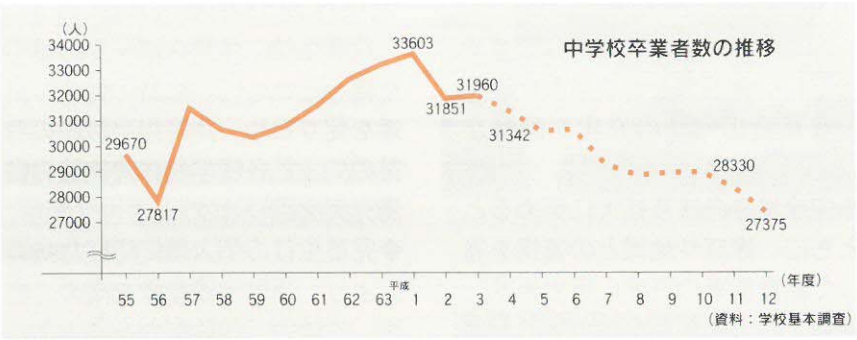

教職員の資質能力の向上と適正配置

情報化・国際化等の社会の変化に対応し、児童生徒一人ひとりの個性・能力に応じた教育活動を効果的に進めるために、優れた人材を確保するとともに、教職員の資質能力の向上を図ります。

◆教職員の採用方法等に創意工夫を加え、人材の確保に努めるとともに、特色ある学校づくりが推進できるよう、国の教職員定数改善計画の動向を踏まえながら、教職員の適正配置と校内組織の充実に努めます。

◆初任者研修をはじめ、教職員の経験に応じた体系的、計画的な研修を推進するとともに、自主研修の奨励・支援に努めます。

施設・設備の整備充実

児童生徒の学習活動にふさわしい教育環境を確保し、人間性豊かな児童生徒を育成するため、各学校の施設・設備の整備充実を図るとともに、教育センターの研究・研修機能の充実に努めます。

（1）　小・中学校

◆余裕教室の活用によりコンピュータ教室等の特別教室や多目的スペース等の整備を促進するとともに、屋外教育環境の整備を促進します。

◆学校施設の開放を進めるため、クラブハウス等の施設整備の促進に努めます。

（2）　高等学校

◆建物の経年劣化を踏まえ、校舎の増改築や大規模改造等、施設の整備を図るとともに、産業教育施設の整備充実や特色ある学校づくりの推進等に必要な施設の改善に努めます。

◆理科教育、産業教育等必要な設備の整備を推進するとともに、コンピュータ等の設備充実に努めます。

（3）　教育センター

◆施設・設備の改善に努めるとともに、センターの研究・研修機能の今後の在り方について検討を進めます。

◆教育センターをキーステーションとする教育情報ネットワークシステムの整備を推進します。

過大規模校　学級数が31以上の小・中学校。
単位制課程　学年区別がなく、取得単位が一定になれば卒業できるコース。

6　養護教育の充実

施策のねらい

近年、児童生徒を取り巻く環境が変化しつつある中で、障害の重度・重複化、多様化の傾向がみられ、障害の状態及び能力・適性等に応じた養護教育の充実が大きな課題になっています。

このため、適正就学の推進、教育機会の拡充、教育内容・方法の改善充実、教育諸条件の整備を図り、心身障害児が可能な限り社会参加・自立できるよう養護教育の一層の充実に努めます。

適正就学の推進と教育機会の拡充

心身障害児に適切な教育を行うため、適正な就学指導を推進するとともに、養護学校の適正配置を進めるなど、教育機会の一層の充実に努めます。

◆適正な就学指導を推進するため、県の就学指導委員会と市町村の就学指導審議会との連携を深めるとともに、養護教育センターにおける相談活動の充実を図ります。

◆養護教育に対する保護者と地域社会の理解と認識を深めるため、啓発事業の充実に努めます。

◆教育機会の拡充を図るため、県中地区に精神薄弱養護学校を設置するとともに、児童生徒数の推移をみながら障害の種類や程度に応じた養護学校の適正配置を検討します。また、障害の種類や程度、社会的動向等を踏まえながら高等部の設置について検討します。

◆特殊学級の適正配置を進めるとともに、通級による指導については、その充実に努めます。

教育内容・方法等の改善充実

児童生徒の心身の障害の種類・程度及び発達段階や適性等に応じて、社会参加・自立を目指した教育を効果的に行えるよう、教育内容・方法の改善充実に努めます。

◆障害の重度・重複化、多様化に対応できる弾力的な教育課程の編成、実施に努めるとともに、養護教育改善対策会議を開催し、指導内容・方法の改善充実に努めます。

◆障害の種類や程度及び特性に応じた教材・教具の開発や指導方法の工夫等に努めるとともに、養護・訓練及び通学が困難な児童生徒に対する訪問教育の充実に努めます。

◆児童生徒が、可能な限り社会参加・自立ができるよう、早い段階から職業能力の向上、開発に取り組み、基礎的知識、技能を身につけさせるなど、職業教育の充実に努めます。また、関係機関との密接な連携を図りながら、進路指導の充実に努めます。

◆心身障害児と障害をもたない児童生徒が、相互に理解を深めるため、交流教育を積極的に推進します。

◆学校週５日制の実施に伴い、児童生徒一人ひとりの実態や地域の実情に対応しながら、その趣旨に沿った学校外活動の充実に努めます。

県立会津養護学校

教育諸条件の整備充実

教育水準の一層の向上を図るため、教員の適正配置、資質の向上、施設・設備の充実に努めます。

◆障害児教育に深い理解と優れた資質を有する教員を確保するとともに、その適正配置に努めます。

◆養護教育センターを中心とした教職員研修の一層の充実を図り、教職員の資質と専門性の向上に努めます。

◆障害の重度・重複化に対応した施設・設備や教材・教具の整備充実を図ります。

養護・訓練　視覚や聴覚及び運動機能等の障害による種々の困難を改善するために必要な地域・技能を養うための指導領域。
通級による指導　各教科等の授業は主として通常の学級で行いながら、心身の障害の状態等に応じた特別の指導を通級指導教室等で実施すること。

7　幼稚園教育の充実

施策のねらい

核家族化や少子化、都市化の進展等、幼児を取り巻く環境は大きく変化し、幼児期における集団での遊びや自然とのふれあいなどの機会や場が少なくなってきています。

このような中で、幼児期ならではの心身の望ましい発達の機会を与える幼稚園教育の果たす役割はますます大きくなっています。

このため、就園機会の拡充を図るなど、幼稚園教育の一層の充実に努めます。

就園機会の拡充

◆5歳児で希望する幼児はほぼ就園していますが、4歳児・3歳児の入園希望にも十分対応できるよう、地域の実態や保育所との関連等に十分配慮しながら、幼稚園の適正な配置とその充実について促進を図ります。

教育内容・方法の改善充実

幼児期の特性を踏まえ、人とのかかわりや自然とのふれあいなど、環境を通しての教育を基本に幼稚園の教育内容・方法の改善充実を図ります。

◆各幼稚園の教育課題の明確化を図り、特色を生かした創意ある教育課程の編成が行われるよう、指導に努めます。

◆幼稚園教員の指導力の向上を図るため、教員の経験年数に応じた研修の充実に努めます。

教育諸条件の整備充実

幼稚園教育の一層の充実を図るため、学級定員や教員の配置等について検討するとともに施設・設備の充実に努めます。

◆幼稚園と保育所の在り方も含めた幼稚園教育振興計画を策定し、学級幼児数の計画的な改善を促進するとともに幼稚園未設置町村の解消など教育諸条件の整備充実に努めます。

◆幼稚園が保護者の学習の場として、地域における幼児教育のセンター的役割を担うなど、家庭や地域社会に一層開かれた幼稚園活動が推進できるよう支援に努めます。

園児の自然体験学習の風景

8　私学教育の充実

施策のねらい

私立学校は、独自の建学精神と伝統に基づく特色ある教育を行い、本県の学校教育において大きな役割を果たしており、今後、就学年齢人口の減少等の社会状況の変化に対応し、個性を重視し、創造性を高める特色ある教育を一層推進していく必要があります。

このため、私立学校がより魅力あるものとなるよう、教育諸条件の整備充実を図り、学校経営の安定、教育水準の向上及び教育費の父母負担の軽減に努めます。

特色ある教育の推進

◆独自の建学精神と伝統に基づいた特色ある教育や魅力ある教育を推進するとともに、教職員の資質の向上に資するため、研修機会の拡充を図り、教育水準の一層の向上に努めます。

経営基盤の確立

◆経営基盤の確立と教育費の父母負担の軽減及び教育環境の整備を図るため、私立学校への助成を充実します。

◆私立幼稚園については、教育諸条件の向上、経営基盤の安定を図るため、学校法人化を促進します。

専修学校・各種学校の育成

◆専修学校等は、実践的な職業教育や専門的な技術教育を行う教育機関として多様な機能を果していますが、社会のニーズに対応した教育内容の充実を図るなど、その育成に努めます。

第１節の２　青少年の育成

1　青少年健全育成の推進

施策のねらい

近年の経済発展による消費志向、利便性追求の風潮や都市化の進展は、一方において地域連帯意識の希薄化や有害図書等の氾濫をもたらすなど、青少年の意識や行動に大きな影響を及ぼしており、規範意識の低下や非行など様々な問題を引き起こしています。

このため、家庭、学校、職場、地域社会が一体となった青少年健全育成のための県民運動を展開するとともに、青少年を取り巻く社会環境の整備、青少年相談指導体制等の充実を図ります。

県民運動の展開

青少年健全育成に対する県民意識の高揚を図り、県民総ぐるみの運動を推進します。

◆関係機関・団体、地域住民が実施する青少年健全育成と非行防止のための諸活動を有機的に関連づけ、青少年健全育成のための県民総ぐるみ運動を展開するとともに、広く県民の青少年育成に対する理解を促すため、広報・啓発活動を実施します。

◆県民運動の推進母体である青少年育成県民会議及び地域に根ざして青少年育成活動を推進する青少年育成市町村民会議の活動を積極的に支援します。

青少年を取り巻く社会環境の整備

青少年の健全育成を図るため、青少年を取り巻く社会環境の整備を図ります。

◆青少年の健全育成を図るうえにおいて有益であると認められる映画、演劇、書籍等を推奨するとともに、青少年がこれらの優良文化を鑑賞する機会の拡充を促進します。

◆青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害図書等の指定を行うとともに、関係業界に対し、自主規制等の協力要請を行います。

◆薬物乱用防止のため、その推進体制を充実強化するとともに、啓発活動等を推進します。

相談指導体制の充実

複雑化、多様化する少年や保護者等からの相談に適切に対応するため、青少年の相談指導体制の充実を図ります。

◆各青少年問題相談機関が、相談内容等の情報交換を行うなど相互の連携を深め、相談機能の充実を図ります。

◆無職少年の就学・就労を促進するため、無職少年に対する総合的な相談指導体制の充実に努めます。

非行防止活動の推進

行政、家庭、学校、職場、地域社会が一体となった非行防止活動を推進します。

◆初発型非行をはじめとする青少年の非行を防止するため、家庭、学校、地域社会及び関係業界・団体相互の連携を密にし、地域ぐるみの非行防止活動を推進します。

◆青少年非行の早期発見・早期補導と青少年を取り巻く有害環境の浄化活動を行うため、地域における補導・相談活動の拠点となる少年センター等関係機関の充実強化を図ります。

◆青少年の健全な育成を阻害し、青少年の福祉を害する犯罪の取締りを強化するとともに、関係業界に対する協力要請、被害青少年に対するアフターケアを強化します。

県民総ぐるみ運動

初発型非行　万引き、自転車盗、オートバイ盗などをいう。初発型非行は、軽く見られがちであるが、本格的な非行への入り口となりやすい犯罪。

2　青少年の主体性を促進する活動の推進

施策のねらい

国際化や情報化、価値観の多様化等、社会環境が大きく変化する中で、こうした社会の変化に対応し、主体的に判断し行動することのできる、自主性や社会性を備えた青少年の育成が強く求められています。

このため、青少年の社会参加の促進、青少年活動の場の整備、青少年の指導者等の育成の一層の推進に努めます。

青少年の社会参加活動の促進

◆青少年が、地域社会との密接な結びつきを通じ、次代を担う者としての誇りと責任を自覚しながら、心身ともに健全に成長するよう、ボランティア活動をはじめとする青少年の自主的な社会参加活動を促進します。

◆青少年の社会参加を促進する運動月間を設け、この期間における青少年の活動等について、広く県民にアピールします。

◆地域づくりへの子どもや若者の意見を積極的に採り入れる機会づくりに努めます。

青少年活動の場の整備・充実

青少年が豊かな情操、自主性、社会性を身につけることができるよう、青少年活動の場の整備・充実を図ります。

若人の翼

フレンドシップトレーニング

◆青少年が身近な場で仲間づくりをし、活発な活動を展開できるよう、児童館の整備を図るとともに、これらを利用した放課後児童対策、また、地域ぐるみで遊び環境を整備する子どもの遊び場づくりを推進します。

◆自然の中での野外活動や体験学習等を通じて友情を深め、心身を鍛えるための機会や施設の充実、整備に努めます。

◆社会参加活動やスポーツ活動等により青少年の社会性や自主性を養うため、これらの活動を行う青少年団体やグループの育成、支援に努めるとともに、青少年の参加を促進します。

◆青少年の相互研鑽や、社会参加の機会を提供する福島県青少年会館の機能を十分に生かし、青少年の自主的活動の場の一層の拡充を図ります。

青少年活動指導者等の育成

青少年活動の一層の充実を図るため、リーダーの養成を図ります。

◆宿泊交流・訓練を通じて、青年に対して青少年活動に必要な研修を行うフレンドシップ・トレーニングを実施するとともに、ジュニア・リーダーの育成を図ります。

◆地域社会において青少年の健全育成に携わる民間の指導者等が、より効果的な活動を行うことができるよう、研修会の実施等を通じて、共通理解、相互連携の確保を図ります。

◆青年の海外派遣事業「若人の翼」の一層の充実や、県内青年と外国青年の共同研修事業等を推進することにより、国際感覚を身につけ、地域社会や職場、青少年団体等において積極的に活動する青少年指導者の養成を進めます。

第２節　新しい時代の要請にこたえる高等教育機関の充実

１　高等教育機関の整備

施策のねらい

大学等の高等教育機関は、教育・研究の中心としての機能だけでなく、地域における産業、文化等の情報供給源として、また生涯学習や産業社会人の育成機関として重要な役割を担っています。

このため、高等教育機関の教育・研究機能の充実に努めるとともに、生涯学習機会の拡充や施設の開放等、地域社会との連携を促進します。

福島大学の整備拡充

◆本県唯一の国立大学である福島大学の総合大学化を目指し、県内各層との連携の下に、本県産業の高度化と頭脳集積を促進するため、自然科学系学部の新設を積極的に国に働きかけます。

◆福島大学の研究・教育施設の整備拡充を促進します。

福島大学

大学等の誘致と整備促進

◆就学機会の拡充、地域の教育・文化水準の向上及び産業の活性化を図るため、市町村と連携しながら地域の要請にこたえられる魅力ある大学等の誘致を促進します。

◆既存私立大学等については、新たな時代の要請にこたえられるよう、学部・学科の開設等、大学等の整備拡充を促進します。

専修教育機関の充実

◆実践的な職業教育や専門的な技術教育を行う専修学校（専門課程）等については、社会経済情勢の変化や学習ニーズの高度化に適切に対応できるよう、教育内容の充実を促進します。

開かれた高等教育機関の推進

◆県民の多様な生涯学習ニーズにこたえるため、高等教育機関における公開講座、聴講・研究生制度等の拡充及び施設の開放等を促進します。

◆高等教育機関が持っている教育研究機能、高度な技術集積及び各種先端情報を地域に開放し、産学官による共同研究、共同技術開発及び人材交流を促進します。

大学進学率の推移（本県・全国）

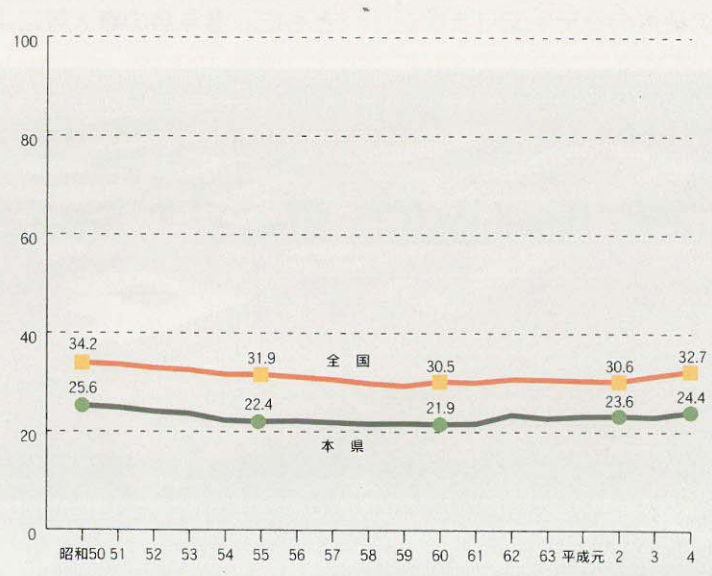

（資料：企画調整課）

2　県立大学の整備充実

施策のねらい

技術革新、情報化、国際化の進展の中で、大学の地域社会に及ぼす影響は、ますます大きくなってきており、これに対応する県立大学の人材養成・研究体制の充実が必要とされております。

このため、県立大学の教育・研究機能の高度化と施設の整備を推進するとともに、県民の学習意欲の高まりと地域産業の期待にこたえるため、県立大学と地域との連携を強化します。

医科大学の充実

医学・医療技術の目覚ましい進歩に対応し、最新・高水準の教育、研究を行うため、県立医科大学の整備充実を図ります。

◆医学・医療技術の進展を踏まえ、新しい分野に対応するため、講座や附属研究所等の充実に努めます。

◆看護教育を充実するなど、高度な医療に対応できる看護職員等の養成・確保体制の整備について検討します。

◆快適に教育・研究ができる環境づくりをめざし、施設等の整備充実を図ります。

◆学術情報の増大に対応した情報の検索・提供等を行うため、附属図書館の機能の充実を図ります。

会津大学の充実

◆情報に関する科学技術を担い、更にこれを発展させていくことができる人材の育成を図るため、平成５年４月に開学する会津大学に、コンピュータ理工学部を設置し、体系的なカリキュラムの下に、学生や教員が高性能のコンピュータ機器を自由に駆使できる教育・研究環境を整備します。

また、専門科目を履修するに当たって不可欠な語学力を向上させるため、国際的なコミュニケーションが可能となる実践的な英語教育を行います。

◆大学の自己点検・自己評価制度を採り入れ大学の活性化を図るとともに、参与会の導入等により、「開かれた大学」としての大学運営を目指します。

◆会津大学に併設する短期大学部においては、職業又は実生活に必要な能力を備えた人材を育成するため、その整備を進めます。

県立大学の大学院の充実

基礎研究を中心として学術研究を推進するとともに、優れた研究者の養成及び高度な専門的知識・能力を有する人材を養成するため、大学院の充実に努めます。

◆県立医科大学における大学院の体系的整備を図るとともに、教育・研究の充実に努めます。

◆会津大学においては、学部開設後早い時期の大学院開設に努めます。

地域との連携強化

◆県立医科大学において、県内の医療従事者に最新の医学、医術の情報や研究の成果を提供するとともに、技術的指導援助を行い、地域医療水準の向上に努めます。

◆会津大学の研究の成果を広く還元していくために、ハイテクプラザなどの試験研究機関や他大学、あるいは民間の研究機関及び企業との交流・連携を図り、共同研究等を積極的に推進します。

◆地域の生涯学習ニーズの高まりにこたえるため、社会人、高齢者等に対する県立大学における教育機会の提供に努めます。

会津大学全景

第３節　ふれあいと生きがいに満ちた生涯学習の推進

1　生涯学習の基盤整備

施策のねらい

高齢化、高学歴化の進行、所得水準の向上や自由時間の増大等により、県民の生涯学習への関心や意欲が高まっていることから、生涯を通じて、いつでも、どこでも、県民の一人ひとりが、充実した学習活動ができるよう、生涯学習推進のための基盤を整備していく必要があります。

このため、全県的な生涯学習の推進体制の整備を図るとともに、学習活動の充実を図る上で中心的な役割を担う生涯学習施設の整備に努めます。

生涯学習推進体制の整備充実

県民の生涯にわたる学習活動が円滑に行われるよう、県及び市町村による生涯学習に関する事業の連絡・調整を充実するとともに、民間等を含めた関係機関・団体との連携を深めながら、推進体制の整備充実に努めます。

◆市町村の生涯学習の振興を支援するため、生涯学習に関する専門的な職員を養成し、その活用を図るなど、生涯学習推進体制づくりを促進します。

◆生涯学習シンポジウムの実施等により、市町村の特色ある生涯学習を促進します。

◆生涯学習に関する機会の総合的な提供を行うため、地域生涯学習振興基本構想を策定し、民間事業者との連携をとりながら地域の生涯学習振興の支援に努めます。

◆自治会等、地域における各種学習活動団体と連携し、地区集会施設、高齢者施設等を活用しながら、住民が自主的に学ぶことができる学習活動の基盤づくりの促進に努めるとともに、生涯学習に関する標語や論文等の募集により生涯学習の意義の普及に努めます。

生涯学習施設の整備

県民の学習需要に対応した多様な学習機会を確保するため、生涯学習を支援する中心的な役割を担う施設の整備に努めるとともに、生涯学習関連施設間相互の連携・協力を推進します。

◆生涯学習に関する調査・研究、指導者等の人材の養成、学習情報の提供や学習相談等の機能を持ち、生涯学習を支援する拠点となる施設の整備について検討します。

◆公民館等の生涯学習関連施設の整備にあたっては、新しい情報通信機能や、地域の自然・文化等を取り込んだ快適な学習・生活空間を備えた施設整備の在り方や、施設の特性・地域の状況等に応じてその機能を最大限有効に活用する方策について検討していきます。

◆県の専門施設及び民間の関連施設との間の情報交換や事業連携を積極的に推進します。

2　生涯学習機会の整備充実

施策のねらい

生涯学習の気運の高まりの中で、学習ニーズは多様化、高度化しており、これにこたえる学習機会の整備充実が求められています。

このため、学習機会を提供している市町村や関係機関・団体、民間教育事業者との連携を図り、学校の教育機能を活用することにより、県民がライフステージに応じた幅広い分野で学習活動ができるよう学習機会の整備充実に努めます。

関係機関等との連携

生涯学習に関する事業を実施している機関・団体との積極的な連携を図ります。

◆関係機関・団体に対して、学習情報の提供に努めるとともに、学習プログラムの作成、講師選定に当たっての助言・相談を行うなど積極的な連携に努めます。

◆市町村や企業の生涯学習に関する事業担当者を、生涯学習プランナーとして育成するための研修事業を推進します。

学校の教育機能の活用

学校は、生涯学習の基盤を培うとともに、地域の中で学習の場や機会を提供し、教育・文化の向上の中心的な役割を担っていることから、児童生徒の教育活動の充実を図るとともに、学校が有する施設及び機能の積極的な開放に努めます。

◆学校生活の様々な機会において生涯学習の観点に立った学習活動を取り入れるとともに、社会人の積極的な活用に努めます。

◆地域の要請や社会人の学習ニーズにこたえる多様な学習活動が展開できるよう、大学・短期大学、高等学校、専修・専門学校における開放講座の拡充等を促進します。

文化活動と生涯スポーツ活動の促進

生涯にわたり日常生活の中で、様々な文化活動やスポーツ活動に親しみ、実践しようとする人々のニーズに対応するため文化・生涯スポーツ活動の推進に努めます。

◆県民の文化活動や生涯スポーツ活動への参加の促進を図るため、民間をも含めた広範な分野で行われている文化・スポーツ活動の実態を把握し、それらの情報の提供に努めます。

◆民間をも含めた文化・スポーツ活動団体や企業と、家庭・学校・地域社会との連携強化を図るなど、県民の文化・生涯スポーツ活動の支援に努めます。

生涯学習ふくしまフェアにおける学習成果の発表

民間教育事業者との連携

人々の学習活動を一層支援していくため、広い分野にわたる学習機会を提供しているカルチャーセンターやスポーツクラブなどの民間教育事業者との連携に努めます。

◆生涯学習推進の観点から、県民へ民間教育事業の意義を広く知らせるとともに、情報の交換や交流をねらいとした協議の場を設けるなど、これら事業者との連携のための体制づくりに努めます。

◆民間教育事業の独自性に配慮しながら、県事業との共催や指導者の交流等に努めます。

生涯にわたる職業生活への支援

職業生活は、生涯の中できわめて大きい比重を占め、人間形成の上からも大きな意義を有しております。

このため、職業生活を実り多いものとするためのリカレント教育を含めた多様な学習機会の提供に努めます。

◆勤労者に対する学習情報の提供や指導者の紹介等、関係機関・団体及び企業が行う職業生活の向上を図るための事業を支援します。

◆大学・短期大学、専修・専門学校等との連携を深め、リカレント教育の普及に努めます。

リカレント教育　一旦社会に出た人が、再度学校教育を受けるために入学するなど、学校生活と社会生活とを交互に繰り返すことのできる教育システム。

3　生涯学習の普及・啓発

施策のねらい

県民が生涯学習を通じて、明るく心豊かで、生きがいに満ちた人生を創造することができるよう、自ら積極的に生涯学習に取り組む意欲を高めことが必要です。

このため、学習情報提供システムの整備を図るとともに、学習活動の発表の機会の充実や学習ニーズに応じた学習プログラムの開発を行うなど、県民が意欲的に学習活動に取組むことができるよう諸条件を整備し、生涯学習の普及・啓発に努めます。

学習情報提供・相談体制の整備

学習活動をさらに活性化していくため、学習情報を提供する機能の充実と学習相談体制の整備に努めます。

◆生涯学習情報提供システムの学習情報データベースの充実及び市町村との通信ネットワーク網の拡充に努めます。

◆施設や指導者等の情報について、県域を越えた広域的な活用が図れるよう、近隣の県とのネットワーク化について検討を進めます。

◆住民の学習活動に関する課題等の解決を図るため、公民館等に学習相談窓口の設置を促進し、学習相談体制の充実に努めます。

学習成果の評価と活用の促進

生涯学習の動機づけやその成果を生かすため、学習成果を適切に評価する方策を検討し、その活用を促進します。

◆各種の指導者研修や講座の修了者が、地域における学習活動において果たしている役割等を調査し、学習成果を適切に評価する方策について検討するとともに、学習成果の有効活用を促進します。

◆ボランティア活動やスポーツ・レクリエーション、文化活動等において学習成果が広く活用されるよう関係機関・団体等との連携に努めます。

高等学校開放講座

学習方法・プログラムの研究開発

生涯学習を一層普及させるため、ニーズの高い学習の領域やテーマを把握するとともに、学習方法の改善や新たなプログラムの研究開発の推進に努めます。

◆魅力ある学習テーマを設定し、学習教材の作成や社会通信教育の利用促進に努めるとともに、放送大学等の放送メディアやコンピュータ等ニューメディアの活用等、効果的な学習方法についての研究開発に努めます。

◆情報化や国際化等の社会の変化に対応した学習や趣味・教養を深めるための学習等、県民の多様な学習ニーズにこたえる学習プログラムの開発に努めます。

◆各世代に応じた学習活動や地域活動の実践の成果を発表する場の充実に努めます。

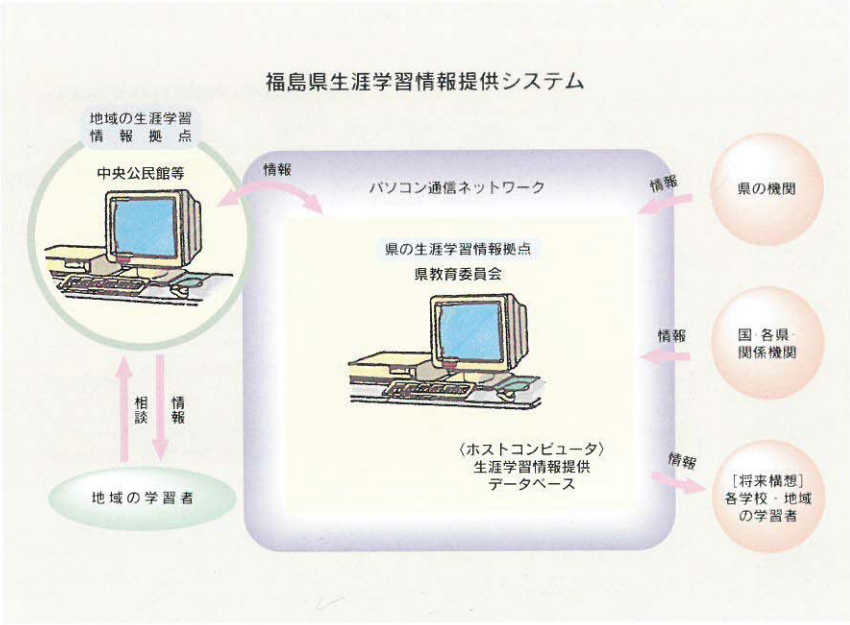

4　社会教育の充実

施策のねらい

21世紀に向けて、生涯学習社会を築いていくためには、家庭・学校・地域社会の持つ教育機能を高め、それらを有機的に統合することにより、学習活動を一層充実していく必要があり、そのような中で地域にあって組織的で多様な学習機会を提供する社会教育の役割は大きいものがあります。

このため、社会教育活動の充実や社会教育推進体制の充実、学習施設の整備充実に努めます。

社会教育活動の充実

青少年や成人を対象として、生涯にわたる学習活動を支援し、多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動を行う団体・サークルの育成に努めます。

◆人間性豊かなたくましい青少年を育成するため、地域における奉仕活動や団体活動等の教育機会の拡充や、社会参加活動の推進に努めます。

◆青少年の家等における各種事業の充実と子供が仲間遊びをする広場等の確保に努めます。

◆成人の学習機会の拡充を図るため、関係機関・団体の協力を得ながら青年・婦人・高齢者学級等を一層充実させるとともに、学習者がいつでもどこでも学習に参加できるよう環境の整備に努めます。

◆地域の青少年団体や婦人団体等の社会教育関係団体との連携を進めるとともに、団体活動への積極的な支援に努めます。

社会教育推進体制の充実

社会教育活動の充実を図るため、市町村における社会教育推進体制の整備促進と民間を含めた指導者の養成・確保に努めます。

◆市町村の専任社会教育主事の設置を促進し、必要に応じ社会教育主事の派遣に努めるとともに、公民館や図書館体制の充実を促進します。

◆社会教育関係職員や関係団体等の指導者を対象とした研修を充実し、指導者の養成、確保に努めます。

社会教育施設の整備充実

地域内での学習機会を援助する拠点である公民館、図書館等の社会教育施設について、施設の複合化や快適な学習空間の配置、更には情報化時代への対応にも考慮しながら整備促進を図ります。

◆県立図書館にあっては、業務の迅速化とサービス向上を図るため、業務の電算化を進めるとともに、市町村図書館との図書館情報のネットワーク化に努めます。

◆地域視聴覚ライブラリーの広域的な設置促進と未設置地区の解消に努めます。

◆いわき少年自然の家（仮称）の早期開設に努めるなど、青少年のための社会教育施設の充実を図ります。

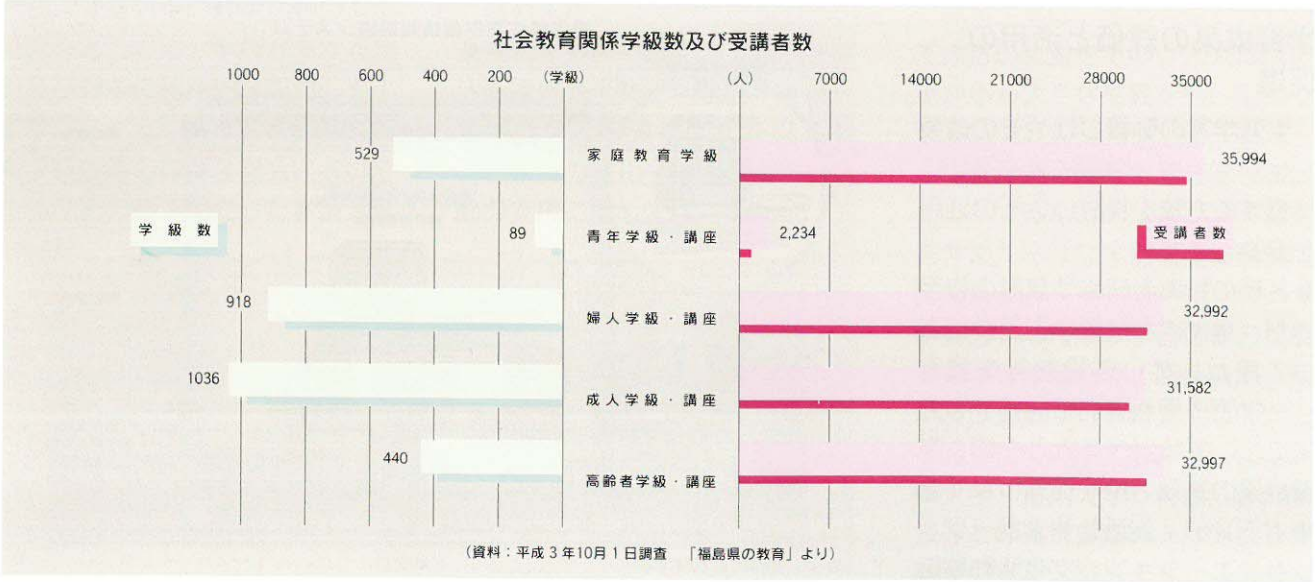

（資料：平成３年10月１日調査　「福島県の教育」より）

地域視聴覚ライブラリー　視聴覚機材や教材等の供給及び技術の講習等を実施する学校や地域における市町村の視聴覚教育推進機関。

5　家庭教育の充実

施策のねらい

家庭は、子どもの健全育成の場であるとともに、学校・社会と並ぶ生涯にわたる学習の場として位置付けられ、生涯学習の原点として新たな時代を主体的に生きぬく能力・意欲・個性を培う基盤でもあります。

このため、家庭教育の役割とその重要性を明らかにしながら、家庭教育事業や相談体制の拡充を図るとともに、家庭や地域の教育力の向上を目指した施策の推進に努めます。

家庭の教育力の向上

家庭は、子どもの健全な育成を担う場であるとともに、生涯にわたる極めて重要な学習の場としての役割を担っていることから、家庭の教育力の向上に努めます。

◆家庭教育学級等の家庭教育に関する学習機会を拡充するとともに、将来、親になる若い世代のためにも、家庭教育について学ぶ機会の提供に努めます。

◆家庭教育に関する正しい理解を得ることができるよう、テレビ放送、ビデオ教材の作成、家庭教育に関する資料の発行など、子どもの成長に応じた学習情報の提供を行います。

家庭教育相談体制の充実

社会の変化に伴い、子どもに関する悩みや不安を感ずる親が増えていることから、関係機関相互の連携協力を深めるとともに、相談員の養成や確保を図るなど相談体制を充実します。

◆教育関係者等に、家庭教育に関する専門的知識の確保やカウンセリングに関する能力を養成する講座を開設し、市町村における家庭教育相談体制の充実に努めます。

◆県・市町村及び関係機関相互の連携を深めるとともに、家庭教育電話相談などの相談体制の充実に努めます。

地域の教育力の活性化

親と子、地域住民の交流の場を設定するなど、地域住民が共に支え合う活動を通して家庭教育上のさまざまな課題の解決に努めます。

◆親と子のふれあいを目指した事業等の開催を支援するとともに、子育てに関する学習・交流の場の設置を促進します。

◆ＰＴＡの協力のもとに、家庭と地域のふれあいを深めるための教育環境の改善等について話し合う地域懇談会の開催や家庭の日や「ふくしま・フレッシュ・ふれあいデー」の定着に努めるなど、地域の教育力の活性化に努めます。

家庭教育における課題

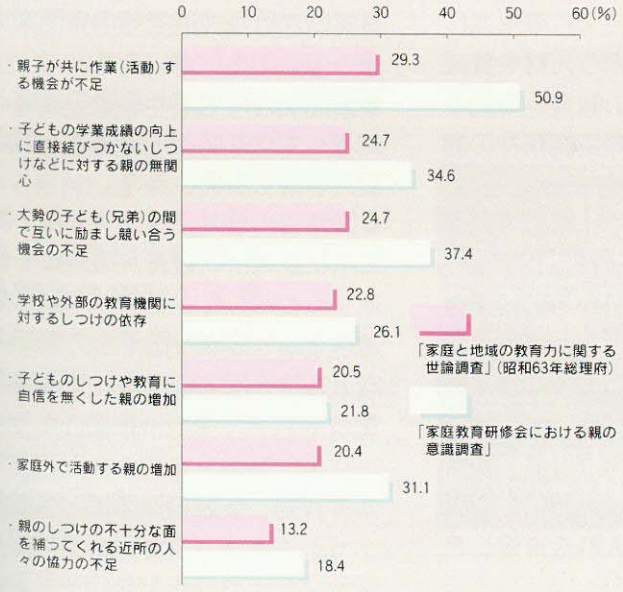

（資料：生涯学習課調査「家庭教育研修会における親の意識調査」（平成３年６月～11月））

家庭教育学級数及び学級生数の推移

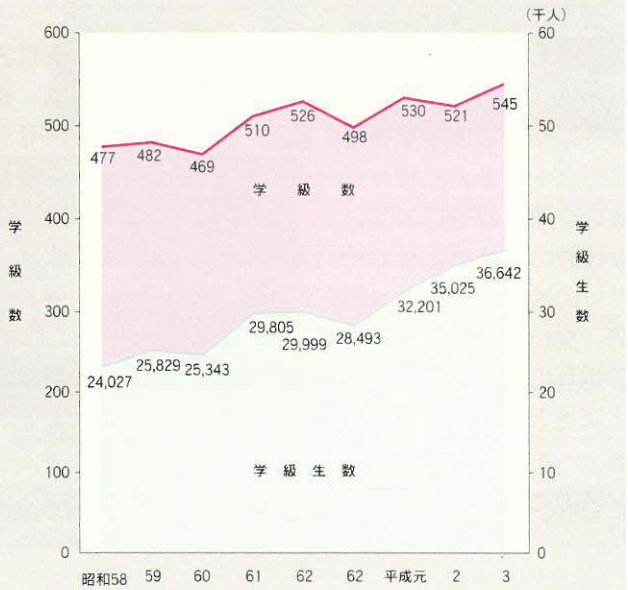

（資料：「社会教育統計要覧」（昭和58年～平成３年度））

第４節　国際感覚を備えた人づくり

１　国際交流・国際協力の推進

施策のねらい

地球時代を迎え世界の国々、人々との多面的な交流を図ることは、県民一人ひとりが国際的な視野から地域の活性化について考え、行動する上で重要であるばかりでなく、相互依存関係を深める国際社会の安定と発展を地方から支えるという意味からも重要になっています。

このため、地域に根ざした国際交流を進めるとともに、県民の理解と協力に基づく国際協力を推進します。

各分野における国際交流の推進

世界各国の人々との相互理解を深め、国際的視野を持った人材の育成を図るため、草の根レベルの国際交流を推進します。

◆市町村、民間交流団体と連携を図りながら、県内各地において産業、文化、スポーツ等様々な分野における国際交流事業を実施します。

◆多様な交流の展開を支えるための総合的な機能を持った国際交流センターの整備について検討します。

海外との地域間交流の推進

県民が広い視野と国際性を身につけるとともに、経済・文化面において地域の活性化を図るため、海外にゆかりの地を持ち、相互のニーズを踏まえた様々な分野で多様な交流を推進します。

◆世界の六大州にそれぞれ県のゆかりの地を持つことを目指し、経済、文化、教育等の各分野において相互のニーズに合った特色ある交流を展開しながら、特定の一国・一地域に片寄ることなくバランスのとれた海外交流を推進します。

海外技術研修員受入れの拡充と体制の充実

開発途上国からの技術研修員の受入れは重要な国際協力活動であり、また、研修員は帰国後も母国と福島県との架け橋として活躍していることから、その積極的な受入れを図ります。

◆県の試験研究機関など各種機関や大学、企業、民間団体等との連携のもとに、技術研修員の受入れを積極的に進めるとともに、帰国後の研修成果に関するフォローアップを進めるなど受入体制や制度の充実を図ります。

留学生制度の整備充実

留学生の派遣や受入れ等を通して、次代の世界を担う人材を養成することは、相互の教育、研究水準を向上させ、国際協調精神の醸成を図りながら国際的に開かれた社会をつくるうえで、極めて効果的であります。

特に、開発途上国からの留学生の受入れについては、わが国の国際貢献のあり方としてますます重要となっています。

◆県費留学生制度について、制度の改善充実を図るとともに、開発途上国等からの受入れを推進します。

◆海外からの留学生の教育・研究条件や生活条件の改善を図るとともに、関係機関と協力しながら、留学生の派遣や受入れなど、総合的な観点から留学生制度のあり方について検討を進めます。

特色ある国際協力事業の推進

国レベルの国際協力活動を積極的に支援するほか、専門性と熱意のある人材を育成し、本県独自の国際協力を推進します。

◆青年海外協力隊を支援するため、市町村、支援団体と連携しながら、県民の意識啓発、応募相談等を推進します。

◆開発途上国に対して、国際協力事業団が行う技術者等の専門家派遣への参加を促進します。

◆国際協力に中高年齢層の経験と知識を生かすなど、特色ある国際協力事業を展開します。

◆国際協力事業団青年海外協力隊二本松訓練所（仮称）の建設を促進するとともに、これとの緊密な連携を図りながら国際協力機能の向上方策等について検討を進めます。

六大州　アジア州、アフリカ州、北アメリカ州、南アメリカ州、ヨーロッパ州、オセアニア州の総称。

2　国際的視野を持つ人づくり

施策のねらい

国際的視野から物事を考え、多様な文化や価値観の存在を受入れるとともに自主的主体的に行動し得る人材を育成していくことは国際社会の一員となるための重要な条件であります。

このため、国際理解教育やコミュニケーション能力の育成等、国際化に対応した教育の充実に努めるとともに、海外派遣制度を充実するなど、様々な分野において国際的視野を持つ人づくりを推進します。

国際化に対応した教育の改善充実

児童生徒が国際化の進展に主体的に対応できるよう国際理解教育や外国語教育の充実に努めます。

◆学校における教科・科目や特別活動を通した国際理解教育の充実方策及び姉妹校提携に関する研究を進めます。

また、国際理解教育に関する講座を新設するなど、教員研修の充実に努めるとともに、児童生徒の身近な場での国際交流体験の拡充に努めます。

◆外国語指導助手とのティーム・ティーチングを充実させるとともに、ＬＬ装置（語学演習装置）の更新等を図り、外国語教育の充実に努めます。

◆教員の海外派遣研修の機会の拡充に努めるとともに、高校生の海外留学と海外からの受入れが円滑に行われるよう、その在り方について検討します。

語学指導等を行う外国青年招致の推進

◆地域における国際化の推進と語学教育の充実を図るため、地方公共団体の国際化施策を推進する国際交流員や中学校・高等学校で語学教育・国際理解教育に協力する外国青年の招致の拡充を図るとともに、その外国青年が十分な活躍ができるよう受入れ体制の整備充実に努めます。

国際化に対応できる人材の育成

国際情勢、時代の潮流変化を充分に理解し、将来の発展を担う人材の育成に努めます。

◆地域リーダーとなる青年や女性、学術研究者を海外に派遣するほか、各種の研修会や研究会、スポーツ等を通して積極的に国際化に対応できる人材を育成します。

◆国際化時代に即した諸施策を推進していくため、国際感覚や語学力を備え、国際交流や国際経済についての専門的知識を持った職員の養成を図ります。

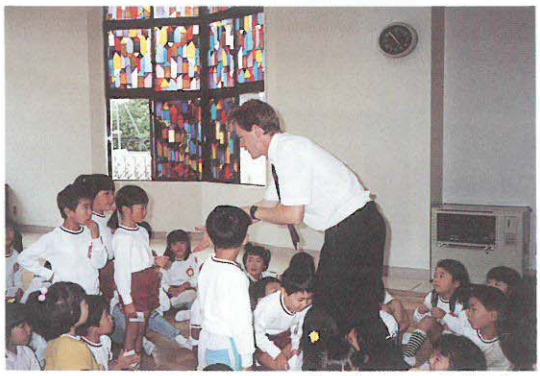

外国語指導助手による指導風景

ティーム・ティーチング　複数の教師がティームを組み、協力しあいながら授業計画を立案し実践して行く指導方式。

3　世界に広がる人的ネットワークの形成

施策のねらい

ボーダーレス時代を迎える中にあって、諸外国の人々との相互理解を一層深め、実質的な意味での協調と連携を築いていくことが重要性を増しています。

このため、本県にゆかりのある人々や海外移住者とのきずなを強め、地球市民として友好の輪を広げるとともに、県内の国際交流団体や人々との交流のネットワークを築いていきます。

地球市民ネットワークづくり

世界の人々との真の相互理解は、身近な情報を交換することから出発することが重要であるため、本県にゆかりのある海外の人々と県民とのネットワークづくりを推進します。

◆語学指導等を行う外国青年をはじめ海外技術研修員、県費留学生等、本県ゆかりの外国青年と県民とのネットワークを構築し、定期的に情報誌を作成、交換するとともにそれらの青年を通して世界に向けて本県をアピールします。

ふくしま国際交流祭「経済懇談会」

◆本県は、全国有数の移住者輩出県であり、海外において多数の二世・三世等が活躍していることから、次代を担う移住先国の青年と本県青年との交流を活発にし、本県との新しい絆を築きあげネットワーク化を図ります。

◆世界の各地域と本県の特色ある多様な交流を通して、世界の各地域の人々と県民とのネットワーク化を図ります。

県内国際交流団体及びボランティアのネットワークづくり

県内の国際交流活動の一層の推進を図るため、推進体制の整備充実を図るとともに、様々な国際交流活動を行っている民間国際交流団体のネットワークづくりを進めます。

◆行政と民間が一体となった地域の国際化の中心的な推進母体としての機能を果たす(財)福島県国際交流協会の事業の充実に努めます。

ジュニアウィンターフェスティバル（只見町）

◆国際交流の担い手となる団体やボランティアの活動がさらに活発になるよう、これら活動主体との連携を強化し、官民一体となったネットワーク体制を整備します。

海外広報の充実と国際情報の収集・提供の強化

海外との交流を推進していくため、本県の持つ様々な特性等を相手方にＰＲするとともに、相手方の姿を知るための情報の収集・提供に努めます。

◆県広報誌等を通して、自然や文化等、県の多様な特性を海外に向けて積極的に広報します。

◆海外における経済活動を支援するとともに、本県の情報を発信するため、海外事務所等海外における拠点づくりについて検討します。

◆海外の地域情報や民間レベルの情報の収集をリアルタイムに行い、県内市町村・民間団体等へ有益な情報の提供を行います。

各種広報媒体
英文情報「OUTLOOK」
英文県勢広報誌「Fukushima」
海外広報ビデオ 他

第５節　潤いと個性に満ちた文化の振興

１　文化活動の振興

施策のねらい

近年、県民の文化に対する興味や関心は著しい高まりをみせており、文化の香りの高い個性豊かな地域社会を形成することが求められています。

このため、さまざまな分野で県民が主体的に文化活動に取り組むことができるよう文化活動推進体制を整備するとともに、文化活動の促進と発表機会の拡充、文化の国際交流の促進等に努めます。

文化活動推進体制の整備

県民の文化活動の一層の振興を図るため、文化活動推進体制の整備に努めるとともに、団体等の行う文化活動に対する支援の充実に努めます。

◆県と市町村の連携を深めながら、個性豊かな地域文化を振興できる市町村の文化活動推進体制の整備充実を促進します。

◆各種文化活動に対する（財）福島県文化振興基金の助成事業の充実を図るとともに、国の芸術文化振興基金や民間企業の行う文化活動への助成等について周知し、その活用を促進します。

◆文化団体の活動が活発になるよう、各種文化団体の育成強化に努めるとともに、文化活動指導者の養成のための事業や生涯学習情報提供システムの活用等による文化情報の提供の充実に努めます。

文化活動の促進と発表機会の拡充

県民が積極的に文化活動に参加することができるよう、美術・文学・音楽等の各分野にわたる芸術文化事業を充実するとともに、青少年の文化活動を促進します。

◆文化活動の促進と発表機会の拡充を図るため、県音楽祭など各分野における芸術文化事業を拡充するとともに、全国的な文化行事の開催について検討を進めます。

◆公民館を中心とした文化講座や教室、総合文化祭等、地域の文化団体との連携等による市町村の文化事業を促進します。

◆青少年の文化活動の奨励と発表機会の充実を図るとともに、高校生の文化活動を推進する団体への支援を拡充します。

高等学校総合文化祭

芸術鑑賞の機会の拡充

県民の文化活動の振興を図るため、優れた芸術を身近に鑑賞する機会と、次代を担う青少年に対する芸術鑑賞の機会の拡充に努めます。

◆「こども芸術劇場」や「移動芸術祭」等を公演するとともに、「芸術鑑賞教室」を充実するなど、優れた芸術文化の鑑賞機会の拡充に努めます。

◆鑑賞機会の少ない地域において、県総合美術展覧会の作品を巡回展示するなど鑑賞機会の確保に努めます。

文化の国際交流の促進

諸外国との相互理解や友好を深めるとともに、これからの新しい文化を創造するため、文化の国際交流を促進します。

◆県民が外国の優れた芸術文化に接する機会を拡充するため、県立美術館・博物館における企画展の充実を図るとともに、本県における海外の文化団体の優れた公演の奨励に努めます。

◆県内の文化団体が、海外で活動成果を発表する機会等を拡充することができるよう支援に努めます。

2　文化の伝承の充実

施策のねらい

県内には歴史的、学術的価値を持つ貴重な文化財が数多く存在しており、先人の遺産であるこれらの文化財に学ぶことは、ふるさとの再発見とさらなる文化の向上・発展にもつながり、文化財の保存・活用が重要な課題となっています。

このため、県・市町村の文化財保護体制の充実と文化財保存調査及び指定を推進するとともに、文化財に親しむ機会の拡大や文化財愛護の精神の高揚等に努めます。

文化財保護体制の充実

近年、大規模開発の進展により、埋蔵文化財の試掘及び発掘件数が著しく増加するなど、文化財を取り巻く環境は大きく変化しているため、埋蔵文化財の調査・保存体制や文化財保護のための監視・指導体制の一層の充実に努めます。

◆埋蔵文化財に関する調査体制を充実するとともに、文化財保護指導委員の資質の向上や市町村との連携を図りながら、文化財パトロールの充実に努めます。

◆文化財についての専門的な知識を有する人材を養成するため研修機会の提供を図るなど、市町村の文化財保護体制の充実を促進します。

文化財保存の充実

文化財の保存を図るため、文化財の分布や保存状況、価値等について調査し、埋蔵文化財の周知や重要な文化財の指定を行うとともに、防災・防犯設備の整備を推進します。

◆文化財保存調査や埋蔵文化財の分布調査等を計画的に行うとともに、美術工芸品、民俗文化財等についての文化財指定の推進や埋蔵文化財の保存の充実に努めます。

◆文化財の保護対策として、文化財防災設備の整備を推進するとともに、日常的な管理の強化を促進します。

◆文化財の保存修理はもとより、文化財の活用と公開の観点から、文化財の管理者等に対して助成の拡充に努めます。

文化財の愛護と活用の推進

県民の価値観の多様化に伴い、地域独自の文化に対する関心が高まっていることから、県民が文化財により親しむことができるよう、文化財の愛護と活用の推進に努めます。

◆指定文化財についての「目録」「地図」等の資料作成や各種調査報告書を刊行します。

◆史跡等に標柱や説明板を設置するなど環境の整備に努めるとともに、文化財保護強調週間や文化財防火デー等の行事への参加の促進に努めます。

◆文化財の展示・公開のための機会の充実に努めるとともに、市町村が行う公有地化等による史跡整備が適切に行われるよう指導・援助に努めます。

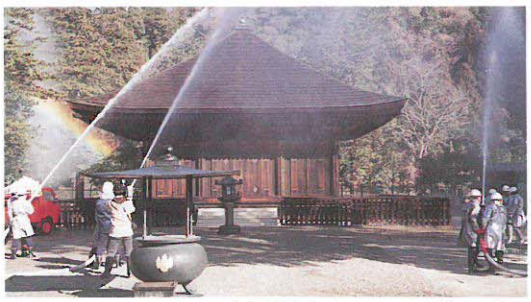

文化財防火デーにおける訓練風景

県内の文化財指定数

種　別	国指定	県指定	市町村指定
国宝	2		
重要文化財	85	225	881
重要無形文化財		2	5
重要有形民俗文化財	5	29	126
重要無形民俗文化財	4	33	178
特別天然記念物	2		
記念物	58	102	279
重要伝統的建造物群保存地区	1		1
選定保存技術	1	1	
合計	158	392	1,803

（資料：教育委員会〈平成4年5月11日現在〉）

3　文化環境の整備

施策のねらい

21世紀に向けて新しい文化を創造し、発展させていくためには、県民の多様で高度な要望に応えうる文化施設の整備や文化的視点を取り入れたまちづくりなど、文化環境の整備を図る必要があります。

このため、文化活動の振興や文化財の保存と公開のための各種の文化施設の整備を推進するとともに、文化の香り高いまちづくりに努めます。

文化活動の発表と参加の場の整備

文化活動の発表と参加の場の整備を図るため、県文化センターの機能の充実を図るとともに、市町村立文化会館の建設を促進します。

◆本県文化の振興の拠点である県文化センターについて、利用者の要望等に十分配慮しながら施設・設備の整備充実に努めるとともに、その機能の一層の充実について検討を進めます。

◆市町村立文化会館は、地域における文化活動の発表や参加の場として重要な位置を占めることから、それぞれの地域性に応じた整備を促すとともに、広域的に利用できる施設の設置を促進します。

◆学校週５日制が実施されたことに伴い、児童生徒が学校外において文化活動に参加できるよう、各種文化施設における子ども向けの企画の充実に努めます。

文化財の保存と公開の場の整備

地域における文化財に身近に親しむことのできる場の整備を促進するとともに、文化財の調査・保存等を推進する施設の整備について検討します。

◆文化財に身近に親しむ場として、地域における特色ある歴史民俗資料館等の設置や既存施設の整備を促進します。

◆文化財の調査・研究、出土品の整理・保存等のための施設の整備について検討します。

美術館・博物館等の整備充実

◆本県の美術振興の中心施設である県立美術館の機能を一層充実するため、本県出身作家等の調査研究、教育普及事業、企画展の積極的開催を推進するとともに、美術作品の計画的収集を図ります。

◆県立博物館については、計画的な調査研究や各種展示の充実等を図りながら、歴史と伝統に育まれた文化的環境を生かした特色ある博物館活動を推進します。

◆市町村立美術館・博物館については、既存施設の整備を一層促すとともに、広域的に利用できる施設の設置を促進します。

◆海に関する知識を深め、海に対する親近感を養うことにより海との関わりを深める機能を持つ海洋・文化学習施設の設置を進めます。

文化の香り高いまちづくりの推進

個性と魅力にあふれた地域文化を創造するため、文化的な視点を取り入れたまちづくりの推進に努めます。

◆公共施設の整備に際しては、優れた建築デザイン等文化的な視点を取り入れ、周辺環境と調和するよう配慮します。

◆地域住民のまちづくりへの積極的な参加と協力を求め、特色ある都市景観の創出や歴史的な街並みの保存等を推進するとともに、美しいまちづくりについての県民意識の高揚を図ります。

県立博物館及び展示風景

歴史民俗資料館　地域の特性を示す民俗文化財や歴史資料を収集・保存し、地域住民に公開することによって、それを活用していくための拠点となる施設。

第６節　県民の活力を育むスポーツ・レクリエーションの振興

１　スポーツの振興

施策のねらい

県民のだれもがスポーツに親しみ、心身ともに健康で活力ある生活を営むことを欲しており、ライフステージに応じて楽しめるスポーツの振興が必要となっています。

このため、県民の欲求に応じた生涯スポーツの振興を図るとともに、各種スポーツにおける競技力向上を目指し、体制や諸条件の整備充実に努めます。

また、平成７年に本県において第50回国民体育大会を開催します。

スポーツ振興推進体制の整備充実

本県の生涯スポーツの一層の普及・振興と競技力の維持・向上を図るため、県、市町村及び各スポーツ・レクリエーション団体等との連携や協力体制の充実に努めます。

◆県や市町村におけるスポーツ振興推進組織の充実や(財)福島県体育協会等関係団体の育成強化に努めます。

◆ふくしま国体を契機として県民のスポーツへの関心が高まり、スポーツ人口もますます増大することが予測されることから、本県スポーツの一層の普及・振興を図るため「福島県スポーツ振興基金（仮称）」の設置に努めます。

生涯スポーツの充実

近年、健康で生きがいのある生活を求めて、ニュースポーツなど各種のスポーツ活動に対するニーズが増大しているため、指導者の養成や身近な施設の整備に努めます。

◆生涯スポーツの普及に取り組む団体の育成に努めるとともに、より資質の高い指導者の養成・確保やスポーツリーダーバンク制度の利用を促進します。

◆生涯スポーツに取り組む多くの人々が参加できるスポーツ・レクリエーション祭の充実に努めるとともに、身近な施設である学校体育施設の開放や高齢者をはじめ広く県民を対象としたスポーツ教室の開催等により、多くの地域住民がスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる場と機会の確保に努めます。

◆学校週５日制の実施に伴い、児童生徒の地域における活動の機会を拡充するため、児童生徒を対象とした遊びや自然体験等を含むスポーツ・レクリエーション活動事業の充実に努めます。

◆進展する国際化の中で、スポーツを通した諸外国との交流事業を促進します。

高齢者のニュースポーツ風景

競技スポーツの振興

県及び県体育協会が中心となって各競技団体の組織の整備や計画的な競技会の開催など競技スポーツの振興に努めています。今後も、ふくしま国体を目指して競技力を一層向上させるとともに、国体後においても高い水準の競技力を維持できるよう努めます。

◆競技人口の拡大や少年層からの一貫した指導体制の確立及び企業スポーツの拡充促進に努めるとともに、競技力向上指導者の計画的な養成確保等に努めます。

◆関係機関、団体との連携を一層強化し、優秀選手の確保や質の高い強化事業を推進します。

◆各種の国際競技会や全国レベルの競技会の誘致を促進するなど、競技スポーツの一層の振興に努めます。

スポーツリーダーバンク　日本体育協会公認の指導者をはじめとする広範なスポーツ・レクリエーション指導者の登録を行い、その有効な活用を図る制度。

ふくしま国体の開催

平成７年に第50回国民体育大会（ふくしま国体）を開催し、全国から集う選手、役員等を温かく迎えるとともに、本県のすばらしさを全国に紹介します。

さらに、この大会を契機として、県民のスポーツの振興や心豊かな生き生きとしたふるさとづくりを推進します。

◆県内50市町村において、42競技とデモンストレーションとして、７つのスポーツ行事を行います。

◆県民総参加の大会とするため、県民運動を積極的に展開し、県民の総力をあげて開催準備を進めます。

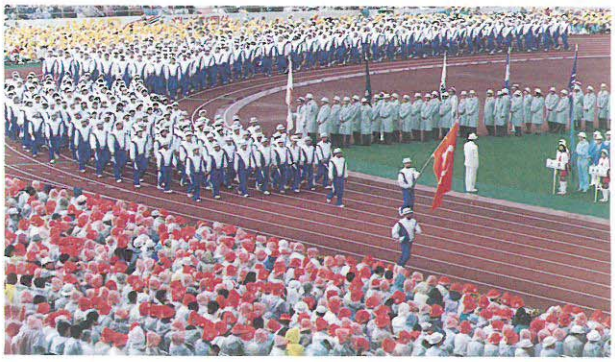

べにばな国体入場行進

シンボルマーク

Ｆは、FUKUSHIMA の頭文字であると同時に、ふくしま国体が“新鮮”（FRESH）で、“闘志”（FIGHT）に満ちあふれ、“友情”（FRIENDSHIP）の輪を広げる大会として成功することを願っている。

マスコット

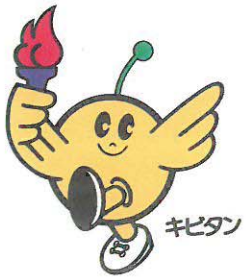

福島県の鳥“きびたき”を親しみを込めて表現した。

ほんとうの空に向かって、明るく元気にとびたとうとしている姿は、スポーツの躍動感、友情の輪、未来への飛躍を象徴している。

会場地市町村マップ

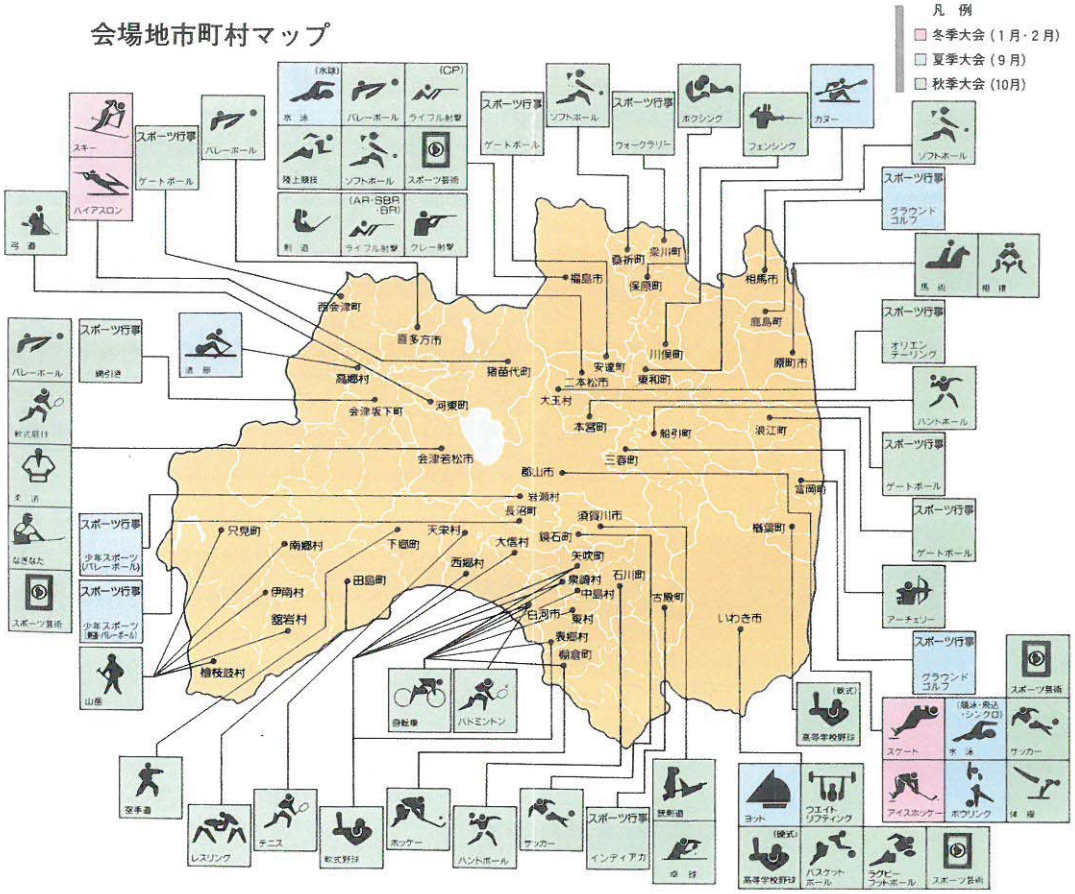

2　スポーツ・レクリエーション環境の整備

施策のねらい

所得水準の向上や余暇時間の増大等に伴い、県民のスポーツ・レクリエーション活動は、日常生活のなかに定着しつつあり、県民の健康増進や体力づくり、ゆとりとうるおいのある生活の創造に大きな役割を果たしています。

このため、多様化するスポーツ・レクリエーション活動のニーズに対応した施設の整備を進めます。

スポーツ施設の整備と活用

身近なスポーツ活動の場を確保するため、市町村のスポーツ施設の整備や学校体育施設の開放を促進します。

◆市町村の実状に応じた多目的運動広場、水泳プール等の身近な施設の整備を促進します。

◆クラブハウスや夜間照明施設等の整備促進を図り、学校体育施設の開放を促進するとともに、学校週5日制の実施に伴う児童生徒の地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の充実を図るため、学校体育施設等スポーツ施設の有効活用に努めます。

◆公共スポーツ施設を有効に活用するため、専任指導者の配置を促進するとともに、スポーツ活動のための各種情報の提供に努めます。

◆スポーツ活動を支援するため、スポーツ・健康科学についての研究・研修機能や相談指導体制の整備充実に努めます。

サイクルスポーツ広場（福島市）

ふくしま国体に向けた施設整備

◆ふくしま国体の円滑な運営及びコミュニティスポーツの場の確保等を目的として、メイン会場となるあづま総合運動公園内にあづま陸上競技場等を整備するとともに、小名浜港マリーナの整備を推進します。

身近なスポーツ・レクリエーションの場づくり

県民が、手軽に、いつでも、楽しくスポーツ・レクリエーションが行える場を整備します。

◆都市公園において、緑豊かな環境の中で誰もが楽しめる、スポーツ・レクリエーション活動のための運動施設の整備を図ります。

◆林内遊歩道、サイクリングロード、キャンプ場、フィールドアスレチック施設等、自然とのふれあい、野外体験の場の整備を進めます。

水上スポーツ・レクリエーションの場づくり

◆近年、スポーツ・レクリエーションの多様化にともない、水上スポーツに対するニーズが増大しているため、マリーナの整備やダム湖のレクリエーション空間としての積極的な活用に努めます。

◆沿岸域の持つ多様な機能を活用し、海浜の特性、地域の特性を十分に生かした施設の整備を総合的に行う「海辺のふれあいゾーン」の創出を支援します。

あづま陸上競技場完成予想図（福島市）

第２章　快適で健やかな生活の実現

くらしづくりに当たっては、美しい自然、ゆとりと潤いのある生活空間の中で、県民一人ひとりが健康で安全な生活を営むとともに、人々がお互いに助け合い、理解しあえる社会を形成することが必要であるため、県民生活に関する施策を通じて、『快適で健やかな生活の実現』を図ります。

◆　県民一人ひとりが自主的に健康づくりを行えるような基盤の整備、ライフステージや疾病に応じたきめ細かな予防対策や体系的かつ包括的な保健医療サービスの充実等により、生涯にわたる健康づくりを図ります。

◆　防犯・交通安全・消防防災対策の充実、環境の適正な管理と地球環境問題への対応や廃棄物処理対策の充実、さらには食品等の安全性の確保や消費者保護対策の充実等により、安全で安心できる生活の確保を図ります。

◆　多様化、増大する福祉需要に対応したきめ細かな地域福祉サービスの充実や福祉ヒューマンパワーの養成・確保、さらには高齢者や障害者等の自立と社会参加の促進やすべての人にやさしいまちづくりなどにより、ともに生きる社会づくりを図ります。

◆　豊かな住まいづくりや潤いのある居住環境の整備、さらには人々が楽しく集い交流できる賑わいのあるまちづくりなどにより、ゆとりと潤いのある生活空間づくりを図ります。

◆　良好な自然環境の保全や美しい景観形成と緑の創造、さらには誰もが手軽に自然とふれあう環境の整備等により、美しい自然空間の形成を図ります。

【施策体系】

第１節　生涯にわたる健康づくり

1　健康の保持・増進活動の推進

施策のねらい

すべての県民が、生涯を通じて心身ともに健康で活動的な生活を営むことができるようにするためには、県民の自主的な健康づくりを積極的に支援し、「人生80年時代」に対応した健康的な生活スタイルを確立することが必要です。

このため、健康づくりの普及啓発や情報の提供を進めるとともに、健康づくりのための推進体制を整備します。

健康づくりの普及と情報の提供

◆「自分の健康は自分で守る」というセルフ・ケアの自覚と認識を高めるため、健康教育、健康相談等の拡充等により、健康に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

◆科学に裏付けられた正確な健康情報等を効果的に県民に提供できるシステムの研究、開発を推進します。

◆各種イベントの開催により、県民総参加の健康づくり運動を積極的に展開します。

◆日常生活の中に健康づくりのための運動習慣が定着化した健康的な生活スタイルの普及を進め、県民が生涯を通じて健康で活動的な生活を送ることができるよう、総合的、体系的かつ実践的な指針の策定を進めます。

◆「健康の道」など運動面に着目した健康づくりの場の整備を進めます。

◆県民が栄養、運動、休養のバランスのとれた健康的な生活が送れるよう、「健康づくりのための食生活指針（対象特性別）」に基づく食生活改善の普及啓発を推進します。

健康づくり推進体制の整備

◆地域住民の生活に密着した対人保健サービスを総合的に行う拠点である保健所や市町村保健センターの計画的な整備や施設設備の充実を進めます。

◆県民の自発的な健康づくりを支援するため、健康づくりに関する正しい知識と指導技法を有する健康運動指導士等を積極的に養成します。

◆疾病の発生予防、健康増進を中心とした「一次予防」に重点を置いた保健指導を推進するため、保健所や市町村保健センター等に配置される保健婦や栄養士等の確保や資質の向上に努めます。

◆市町村健康づくり推進協議会など地域における健康づくり推進組織の育成強化を図ります。

◆地域で行われる健康づくりボランティア活動を推進するため、保健委員や食生活改善推進員等による自主的な活動への積極的な支援を行います。

◆県民の健康増進と地域における健康づくりを支援するため、健康・スポーツ科学についての研究・研修機能や相談指導体制等の整備充実に努めます。

◆保健・医療・福祉等を包括した総合的な推進体制の整備に努めます。

◆精神保健に関する総合的な中核機関である精神保健センターの相談指導、知識の普及啓発、研修・研究、関係機関に対する技術指導等の機能を充実強化します。

福島保健所・精神保健センター合同庁舎の完成予想図

健康の道　運動の中でも基本的な「歩くこと」を奨励するため、景観の優れた地域において、案内板や運動アドバイス表示板が整備されたモデルコース。

健康運動指導士　医学的知識や運動生理学の知識等に基づいて、個々人の身体の状況に応じた運動プログラムを提供することのできる資格を持った専門家。

2　ライフステージや疾病に応じた予防対策の充実

施策のねらい

がんをはじめとする成人病の増加や寝たきり老人の増加、さらには「心の健康」の問題など、社会生活環境の著しい変化による疾病形態の多様化が進んでいます。

このため、県民の健康に対する多様なニーズに的確に対応し、母子保健、成人・老人保健等、ライフステージに応じた予防対策の充実に努めるとともに、精神面の健康の保持・向上や難病対策、さらに感染症対策等きめの細かな疾病対策の充実に努めます。

母子保健の充実

◆母親の育児不安、思春期における悩みなどについての専門相談支援体制の強化や、家庭、学校、職場を含めた地域ぐるみの各種対策を促進します。

◆心身障害の発生予防や早期発見、早期治療のための妊婦健診、乳幼児健診等の充実や、個々のニーズに応じた相談事業や健康診査後の事後指導等、一貫した母子健康管理体制を整備していきます。

◆心身ともに健全な子供の出生と育成を図るため、乳幼児等に対する医療扶助等の一層の充実に努めます。

成人・老人保健の充実

◆急速な高齢化の進行とともに増加しているがんなどの成人病とその予防について、正しい知識の普及を図るとともに、老人保健と職域保健との連携を深めながら、壮年期以降の総合的な保健対策を推進します。

◆がん検診機器及び各種検診車の整備促進や検査従事者の養成確保等を図るとともに、県民が受診しやすいがん検診体制づくりを進めるなど、健康診査実施体制の充実を図ります。

◆市町村が行う健康教育、健康相談、機能訓練等の各種保健事業の

がん検診風景

充実に努めるとともに、寝たきり老人ゼロに向けて、意識啓発や住環境の整備、福祉サービスの提供を含めた総合的な推進体制の整備を図るなど、その予防対策等の充実に努めます。

精神保健の充実

◆「心の健康」の保持・増進について、幼児期から老年期までのライフステージに応じたきめ細かな相談体制の充実を図ります。

◆精神障害者の人権に配慮した適切な医療と保護を図るため、専門医療機能や医療扶助の充実に努めます。

◆回復途上にある精神障害者の社会復帰を促進するため、保健・医療・福祉の連携を強化するとともに、共同作業所等の整備や地域社会全体で精神障害者を支える意識の醸成に努めます。

歯科保健の充実

◆生涯を通じての健康づくりの大きな要素である歯の健康を守るため、80歳で20本の歯を残すことを目標として、歯科保健についての正しい知識の普及を図ります。

◆乳幼児健康診査の充実強化や、在宅寝たきり老人に対する訪問歯科保健医療サービスの実施など、乳幼児期から高齢者に至るまで生涯を通じた歯科保健対策を推進します。

難病対策等の充実

◆原因が不明で治療方法が確立されていない特定疾患について、治療法の調査・研究等に努めます。

◆治療費の自己負担の軽減、保健婦等による家庭訪問の実施など、患者や家庭の立場に立った対策を進めます。

結核・感染症対策の充実

◆「西暦2030年代の結核根絶」を最終目標に、2000年までに結核罹患率を半減させるため、健康診査、保健指導の充実を進めます。

◆感染症疾病の予防対策や感染症サーベイランス体制の充実強化に努めます。

◆特に社会的問題ともなっているエイズについては、その対策のための幅広い推進体制のもとで、その特性や予防についての正しい知識の普及啓発を図り、まん延の防止と感染者や患者に対する不当な差別の防止に努めるとともに、相談体制、検査体制の充実や医療機関の受入れ体制の整備に努めます。

感染症疾病　細菌、真菌（カビ類など）、原虫、ウィルス等の病原体がヒトや動物の体内に侵入し、増殖した結果発病する病気の総称。

3　保健医療提供体制の整備

施策のねらい

県民が、いつでも、どこでも、適切な医療を受けることができるようにするためには、高齢化、疾病構造の変化及び県民ニーズの多様化に対応した保健医療提供体制全体の質の向上を図っていく必要があります。

このため、保健医療施設・設備の整備を図るとともに、ニーズの多様化に対応した各種医療サービスの充実や保健医療スタッフの確保等に努めます。

保健医療施設・設備の整備

◆健康増進から、疾病の予防・治療、リハビリテーションに至る幅広い範囲にわたって良質かつ適切なサービスを提供する保健医療施設等の整備促進を図ります。

◆地域医療のセンター的役割を果たす医療機関の施設・設備の充実を積極的に図るとともに、その開放を進めるなどして、プライマリーケアを支援していきます。

◆民間医療機関の施設・設備の高度化や充実を促進するため、各種の経済的支援を行います。

◆医療資源に恵まれない南会津地方の医療サービスの充実を図るため、県立田島病院の全面改築を進めます。

高度・専門・特殊医療

◆医療資源の効率的な活用に配慮しながら、高度専門特殊医療を提供する医療機関・設備の整備を支援します。

◆本県医療の中枢機関である県立医科大学附属病院においては、高度で専門的な医療サービスを提供するための施設・設備の充実等を図ります。

◆臓器移植や骨髄移植についての県民の関心の高まりに応じて、民間レベルの体制づくりの支援に努めます。

老人保健医療

◆看護・介護を重視する保健医療サービスを提供するため、病院と家庭との中間施設として、医学的管理下で機能訓練等のサービスを提供し、家庭復帰を目指す老人保健施設の整備促進に努めます。

◆需要の増大が予想される老人病院等の整備を支援します。

救急医療

◆救命率及び社会復帰率を向上させるため、医師及び看護婦が、短時間で救急現場に到着できるシステムの構築やドクターカーの整備促進を図ります。

◆高度な専門性が要求される県立医科大学附属病院の高次救急センター体制について検討するとともに、救命救急センターへの高度医療機器の導入促進等、救急医療機関への支援を行い、救急医療体制の一層の整備充実を図ります。

◆医療機関と搬送機関との迅速かつ円滑な連携を図るため、救急医療情報システムの整備を進めます。

◆救急業務の充実強化を図るため、救急救命士の養成や救急隊員に対する教育訓練の充実をはじめ、高規格の救急自動車や救急資機材の整備、医療機関との連携の一層の強化、住民に対する応急手当ての普及啓発等を総合的に実施します。

ドクターカーの活動風景

ドクターカー　医師が同乗して、患者搬送中に初期治療をすることのできる設備を持った救急車。

へき地医療

◆県内の医療に恵まれないへき地の医師の確保を図るため、自治医科大学における医師の養成とへき地医療機関への配置を引き続き進めるとともに、県立医科大学や関係団体の協力のもとに、勤務医師の確保を図ります。
◆へき地医療提供体制を充実強化するため、へき地診療所や国保診療所の施設・設備の整備を進めます。
◆へき地中核病院を核とした医師派遣ローテーションシステムやへき地医療機関と後方病院を結んだ情報システム及び救急患者搬送システム等、総合的なへき地医療支援システムの構築に努めます。

保健医療スタッフの確保と資質の向上

◆医学、医術の進歩や県民の医療ニーズの変化に対応した医師等の資質の向上に努めるとともに、プライマリーケアを推進するための研修・研究機会の確保に努めます。
◆高齢者の増加や疾病構造の変化に伴い、多様化、高度化している保健医療の需要に応える看護職員の養成確保に努めるとともに、養成施設の整備を促進します。
◆高度な専門知識を持った看護職員やリハビリテーション技術者など保健医療マンパワーの養成・確保のため、高等教育機関の整備等について検討を進めます。

4　保健医療の新たな展開

施策のねらい

医学・医術の進歩、高齢化の進行に伴う在宅ケア等の増大に対応して、県民の保健医療サービスに対するニーズも、きめ細かで高度な、そして複合的なサービスへと広がってきています。

このため、保健医療機関相互の機能分担と連携をより一層促進するとともに、保健・医療・福祉が一体となった在宅ケアシステムの構築や保健医療情報システムの整備等、新しい時代にふさわしい保健医療サービス提供システムの構築をめざします。

保健医療機関相互の機能分担と連携

◆いわゆる「かかりつけ医」から、かなり高度な専門医療を提供する病院、さらには、先進的な技術や特殊な医療機器を必要とする病院まで、医療ニーズの各段階に応じた医療機能の分担を進めます。

◆県民の健康管理から疾病の予防及び治療、さらにはリハビリテーションに至るまでの総合的な保健医療提供体制を確立するため、保健医療機関相互の連携システムの構築を進めます。

◆老人保健施設、市町村保健センター、保健所等の保健関係機関と特別養護老人ホーム等の社会福祉施設との連携を強化し、より広範な連携システムの構築を進めます。

◆薬の重複投与や副作用等を防止し、医療の質の向上を図るため、医薬分業制度の一層の定着化に努めます。

在宅ケアの充実

◆今後、寝たきり者や在宅療養者の増加が予測されるため、在宅での療養生活の質を重視した、往診、訪問看護、療養指導等の在宅ケア体制を整備します。

◆保健、医療、福祉関係機関が有機的に連携した在宅ケアシステムを構築するとともに、これを支援する「かかりつけ医」機能の強化及びコーディネート機関の整備を図るなど、在宅ケアサービスの充実に努めます。

◆また、こうした在宅ケアシステムを支える保健婦、看護婦等のマンパワーについて、在宅有資格者の掘り起こしをするナースバンク制度等の充実を図るなどして、その確保に努めるとともに、資質の向上を図ります。

◆今後増加が予測される痴呆性老人が家庭での療養生活を安心して送れるよう、家庭で介護にあたる家族も含めてその支援に努めます。

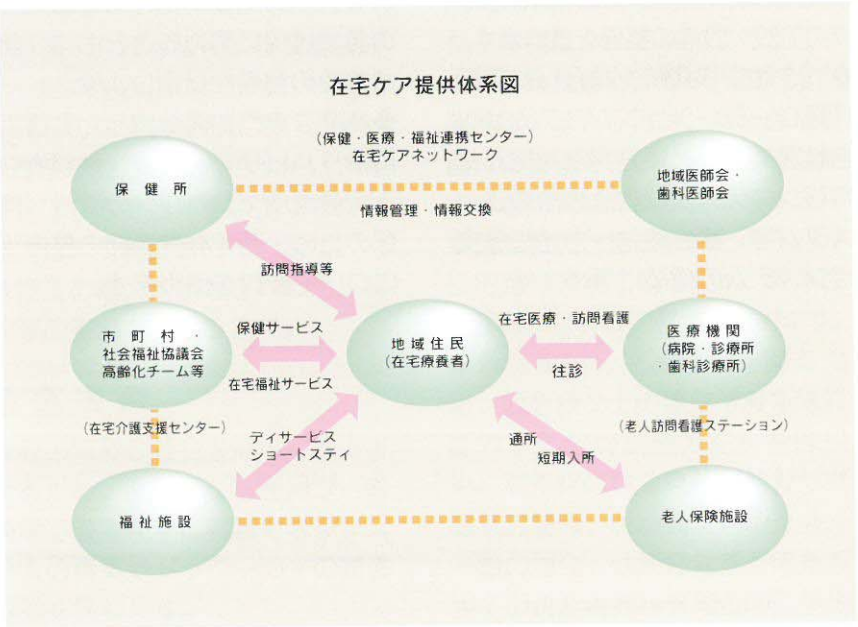

保健医療情報システムの整備

◆保健医療に関する情報の増大と情報処理技術及び高度通信技術の進歩に対応して、結核・感染症サーベイランスシステムや医薬品情報サービス等の保健医療情報システムの構築を進め、県民のニーズに対応した情報の提供に努めます。

◆へき地医療や医療機関相互の連携を推進するため、心電図やエックス線写真等の情報を電送し、専門医師により適切な指導を行う医療情報電送システムの検討を進めます。

医薬分業　薬局薬剤師が医師、歯科医師の処方せんに基づいて薬剤を調剤し、併せて薬歴管理や服薬指導を行うシステム。

5　医薬品等の安全性・血液の確保と薬物乱用防止

施策のねらい

医薬品・血液は、医療上欠くことのできないものとして、県民の生命・健康を守るために大きく貢献していますが、薬の多用等による副作用の発生や血液をめぐる事情の変化等の問題を抱えています。

また、薬物乱用が大きな社会問題となっています。

このため、医薬品等の有効性・安全性の確保や血液の安定的供給に努めるとともに、薬物乱用のない社会づくりを進めます。

医薬品等の有効性・安全性の確保

医薬品の多用等による副作用の発生を防止するとともに、より一層の有効性・安全性の確保を図ります。

◆薬事監視体制の充実強化と監視員の資質の向上に努めます。

◆市販医薬品の副作用についての情報収集と伝達体制を充実します。

◆消費者に対する正しい薬事知識の普及啓発に努めます。

血液の確保

医学・医術の進歩や飛躍的な輸血学の進展によって、血液をめぐる事情が大きく変化している中で、医療にとって欠くことのできない貴重な資源である輸血用の血液等の確保を図ります。

献血風景

◆広く県民の理解と協力を求めながら善意の献血についての啓蒙普及や献血しやすい受け入れ体制の整備を図ります。

◆血液製剤を使用する医療機関に対して、その有効利用、適正使用の徹底を図ります。

薬物乱用の防止

◆薬物乱用の弊害について広く県民に周知徹底するとともに、麻薬・覚せい剤等の乱用予防についての啓発活動を積極的に推進し、薬物乱用を根絶する地域社会の環境づくりに努めます。

◆特に、青少年に対しては、薬物に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、一人ひとりに、絶対に乱用者となってはならないという自覚を持たせるよう積極的に指導していきます。

◆ますます広域化・国際化する薬物犯罪に対応するため、専門的捜査体制の整備や情報収集の強化など、供給の遮断や薬物乱用の根絶に向けた取締りを徹底します。

◆関係機関との協力のもと、乱用実態の調査研究、乱用者の更生指導、薬物相談等を推進し、乱用者の再犯防止に努めます。

薬物　広い意味では、身体又は身体の組織になんらかの影響を与える化学物質をいう。狭い意味では、上記のうち、疾病の治療や健康状態を維持する目的で使用するものをいう。

第２節　安全で安心できる生活の確保

１　総合的な防犯対策の推進

施策のねらい

近年、犯罪情勢は、急速に変貌する時代を反映して、ますます悪質・巧妙化、スピード化、広域化、そして国際化する傾向にあります。

このため、犯罪のない快適な生活環境の確立を目指し、警察活動基盤の強化を図るとともに、地域住民の期待にこたえる警察活動を展開し、総合的な防犯対策を推進します。

地域における防犯機能の充実強化

住民の連帯意識、相互扶助意識の醸成による官民一体となった犯罪抑止機能の向上を図ります。

◆県民の防犯意識を高めるため、犯罪実体に即した具体的な防犯広報や地域・職域ぐるみによる自主防犯活動を活性化するとともに、地域の特性を生かしたコミュニティづくりなどを積極的に支援します。

◆防犯活動、捜査活動等に対して組織的な協力が得られるよう、犯罪の被害を受けやすい業種はもとより、各業種における職域防犯組織の結成を積極的に促進します。

◆地域防犯協会の充実強化やセキュリティ産業等の健全育成を図ります。

◆犯罪に強く、誰もが安心して生活できる住環境づくりのマニュアルとして『犯罪のない街づくりのための提言』を作成し、この提言に基づく「防犯モデル団地」づくりなどの普及、浸透を図ります。

◆自転車盗・オートバイ盗防止のため、駅、大型店舗等における有人駐輪場の整備を促進するなど、犯罪のない街づくりに努めます。

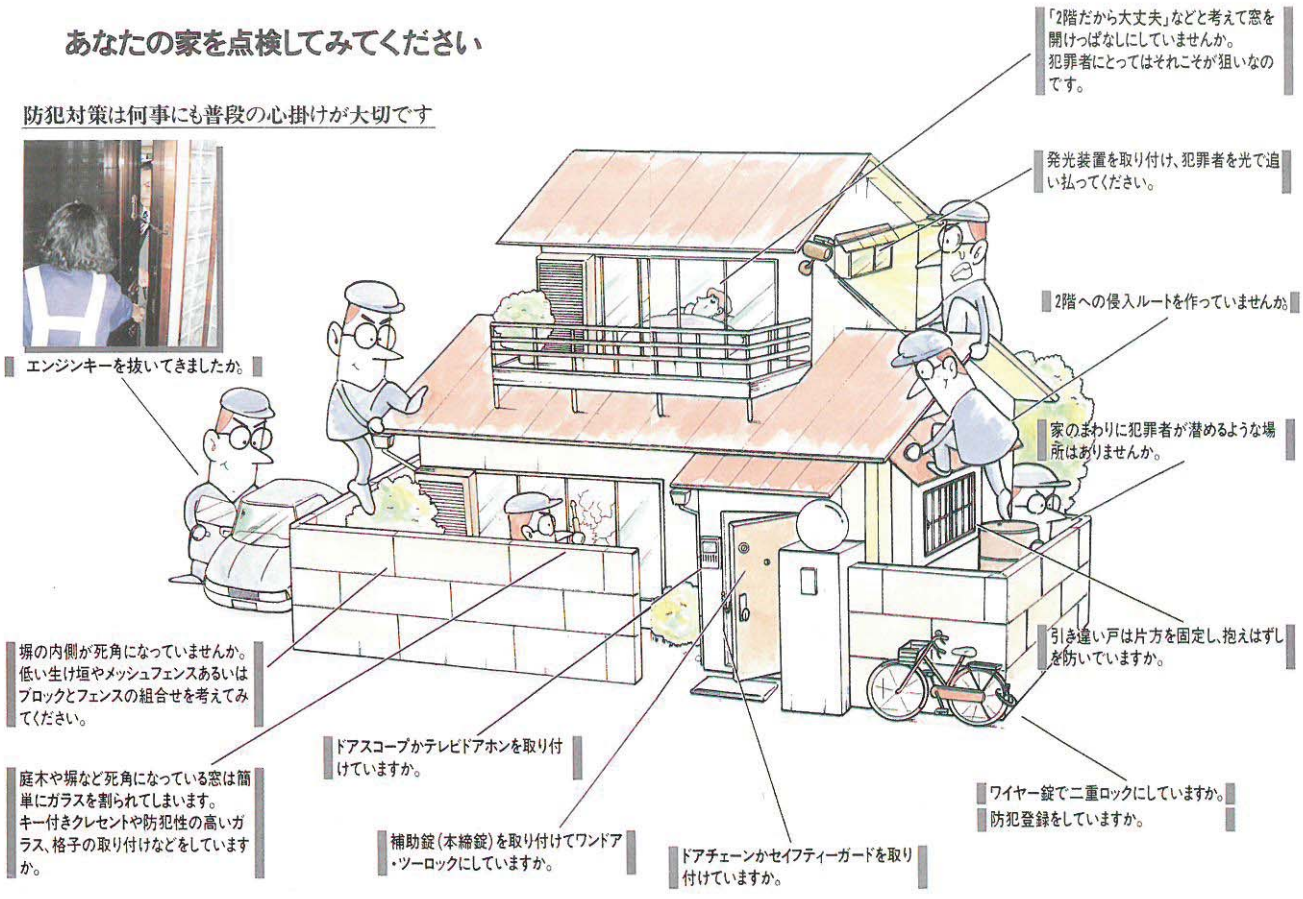

セキュリティ産業　警備業、防犯設備機器販売（施工）業等の県民の自主防犯防災活動を支える産業をいう。
高齢者世帯等に対する訪問活動　犯罪や交通事故等の被害にあいやすい高齢者世帯等を重点的に訪問し、事件・事故防止の指導助言を行う活動であり、毎月15日を「老人訪問の日」としている。

住民に密着した防犯活動の推進

住宅地、商業地等の地域の実情に応じて、訪問活動や相談活動等を充実強化するとともに、地域における犯罪実態に対応した予防・検挙活動を推進し、県民の期待にこたえる地域警察活動を推進します。

◆訪問活動により、住民の要望・意見等を把握し、また、適切な情報の提供を行います。

◆警察総合相談コーナー等の各種困りごと相談機能を充実強化します。

◆独居老人や高齢者世帯、昼間不在家庭、母子家庭等に対する訪問活動を強化します。

◆地域防犯協会等関係機関・団体との連携により、住宅・車両等に対する合同防犯診断・指導を実施するなど、地域における自主防犯活動を活発に推進します。

◆覚せい剤・麻薬等の薬物事犯、悪質商法等の経済事犯、公害関係事犯等、県民の生活を直接脅かす様々な特別犯罪に対しては、取締りを徹底するとともに、防止対策及び危険物対策を推進します。

効果的な犯罪捜査活動の推進

◆急速に変貌する時代を反映した犯罪情勢に的確に対応するため、国際化に対応する捜査官の育成、機動捜査隊等による事件発生時の初動捜査活動の徹底、犯罪捜査資機材の整備等、刑事警察の体制強化を図り、事件の早期解決に努めます。

◆複雑・多様化する犯罪に対応した科学捜査力の強化のため、各種鑑定業務を担当する鑑定官の育成や鑑定技術の高度化に対応した鑑定資機材の整備等、証拠資料の採取、検査、鑑定までの総合的な鑑識業務を行う体制の充実強化を図ります。

◆地域における近隣関係の変質等、社会環境の変化に伴う捜査活動を円滑に行うため、被害者に対する連絡制度や参考人、聞き込み活動への協力等に対する各種制度を充実強化し、犯罪捜査に対する県民の理解と協力の確保に努めます。

県警ヘリコプター「ばんだい号」

街頭警察活動

警察活動基盤の充実

◆治安情勢の変化に的確に対応するため、組織機構の再編整備、第一線警察力の強化等警察力の適正な配分に努めます。

◆あらゆる警察活動の拠点となる警察署、派出所・駐在所等警察諸施設の計画的な整備や機能の強化を図るとともに、施設の整備に当たっては、地域景観との調和や地域コミュニティの活性化が図られるよう、地域住民に親しまれる施設づくりをめざします。

◆空・海・陸一体となった警察機動力の充実強化や新型犯罪、事件・事故等に対応できる各種装備資機材の整備を図ります。

◆捜査活動支援システム、市民応接関連システム等の構築、通信基盤の高機能化と各種通信のシステム化の積極的な推進など、高度情報管理システム及び情報通信システムの整備を図ります。

効果的な警察広報活動の推進

社会情勢の変化に対応する警察活動が展開できるよう、警察活動に対する県民の理解と協力を得るための総合的な警察広報活動を推進します。

◆刑事、防犯、交通等各種広報業務を集中的に運用し、また、各種相談業務を統括した総合相談体制の確立等を図ります。

◆効果的な警察広報を展開するため、駅前広場や繁華街等における、都市景観と調和した広報モニュメントの整備等について検討を進めます。

◆県民各層の警察に対する要望・意見等を警察施策に反映するための各種懇談会を開催します。

◆音楽を通して県民と警察との結びつきを深める警察音楽隊の体制を強化し、各種イベント等に積極的に派遣するなど、効果的な広報活動を推進します。

市民応接関連システム　警察署等における遺失拾得物の取扱窓口業務をパソコン等で迅速、的確に処理することにより、サービスの向上を図るシステム。

2　総合的な交通安全対策の推進

施策のねらい

高速交通網の整備や余暇時間の拡大、高齢化社会の進展等に伴い、交通流や交通事故の形態も質的な変化が急速に進んでいます。

このため、これらに対応できる安全で円滑な交通環境の実現に向けて、総合的な交通安全対策の推進に努めます。

県民総ぐるみによる交通安全意識の高揚

◆交通安全意識の高揚を図るため、福島県交通対策協議会を中心とした県民運動の展開など、広報・啓発活動を積極的に展開します。

◆交通安全巡回指導や各地域における交通安全対策会議の開催、交通安全広報資料の提供などに努めます。

◆各地域の交通安全教育指導者として、「地域交通安全活動推進員」を委嘱し、その育成と関係団体等を含めた自主活動の促進に努めます。

◆交通事故で親をなくした小、中学生が健やかに成長し、勉学に励むことができるよう、激励金を贈るなどの援護のための施策を充実します。

◆幼児から高齢者までの一貫性ある生涯教育としての交通安全教育を、心身の発達段階に応じ、組織的かつ継続的に実施します。

①未就学児童に対する交通安全教育

幼児の段階から、「健全な交通社会人の育成」を目指して、幼稚園・保育所等と連携を図りながら実践的な交通安全教育を推進するとともに、幼児交通安全クラブ等の組織化とその育成に努めます。

②小・中学校における交通安全教育

学校における交通安全教育や「家庭の交通安全推進員」の自主活動の促進、さらには、「交通少年団」の組織化に務め、社会人として必要な交通ルールとモラルを身につけさせます。

③高校生に対する交通安全教育

運転免許取得を間近に控えた高校生に対しては、生徒自らが社会の一員としての責任を自覚し、交通安全に貢献できる健全な社会人となることを目指して、プレ・ドライバー教育を推進します。

④高齢者に対する交通安全教育

高齢者の交通事故の実態等を踏まえて、街頭における保護活動等の実践的な指導及び老人クラブや老人交通安全大学等における交通安全教育を実施するとともに、高齢者の中から交通安全教育指導者の養成に努めます。

◆子供と高齢者の交通事故被害は、交通ルールに対する理解の不足、交通環境の変化に対する判断や認識の甘さなどがその要因となっていますので、

・各戸訪問時の個別的な安全指導
・街頭での個別的な安全指導
・交通安全巡回教育車を活用しての巡回教育

等を行います。

◆交通安全教育施設の整備

県民皆免許時代を迎え、今後、幼児から高齢者までの一貫した組織的、体系的な交通安全教育が最も重要になることから、交通安全意識の高揚や矯正教育、更新時講習等の充実が図られる交通安全教育施設を県中地域に設置します。

県内の運転免許人口の推移・交通事故発生状況

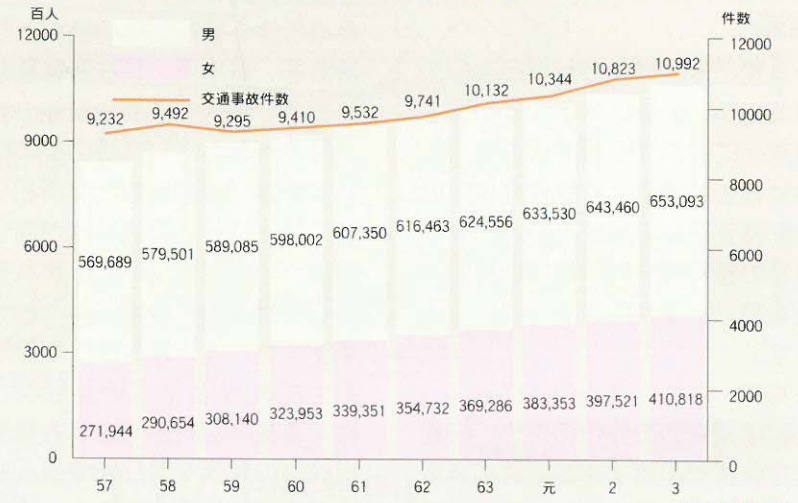

（資料：警察本部）

交通少年団　各市町村が主体となり、小学校高学年を対象として、正しい交通安全知識とマナーを身につけた交通社会人を育成する組織。

安全・快適に通行できる道づくり

（1）　歩道等の整備

◆歩行者や自転車等の安全で快適な通行を確保するため、危険性が高い区間について、積極的に自転車歩行者道の整備を図ります。

◆高齢者や障害者等の利用に配慮した交通安全施設の整備を推進します。

（2）　交差点の改良及び交通信号機等の整備

◆交通事故を防止し、安全で円滑な交通流を確保するため、交差点の改良を重点的に整備します。

◆交差点における信号機を増設するとともに、既設の信号機については、感応化・系統化、交通管制センターの地域制御化等の機能高度化を図ります。

◆夜間の重大事故を防止するための道路照明、視線誘導標等の設置を図ります。

◆いらいら事故防止のための登坂車線、付加車線（ゆずりあい車線）等の整備を進めます。

◆過労運転による事故防止のための簡易パーキングエリアの整備等を進めます。

（3）　交通規制等の推進

◆市部については、都市総合交通規制に基づいた交通規制を行うほか、市部以外の地域についても、市部に準じた面的な交通規制を推進します。

◆交通事故の多発及びそのおそれのある路線・地域に対しては、一時停止、はみ出し禁止、最高速度制限等効果的な規制を推進します。

（4）　交通管制センターの整備

◆適正な交通の配分と誘導等広域的交通管制を推進するため、信号機や道路標識の広域的操作を行う高度情報システムや、交通情報の提供を行う旅行時間提供システムの整備等、交通管制センターの拡充整備を図ります。

（5）　駐車対策の推進

◆都市部における路上駐車を抑制し、安全で円滑な道路交通を確保するため、駐車場や駐車場案内システム等の整備を促進するとともに、違法駐車締め出し気運の醸成を図るための広報啓発活動を展開するなど、総合的な駐車対策を推進します。

運転者対策の推進

◆指定自動車教習所において、夜間教習や高速教習等時代の要請に応じて逐次教習カリキュラムを見直し、教習内容の充実強化に努めるとともに、科学的教習機材の整備を促進し、指導員の資質の向上を図ります。

◆安全運転管理者に対する講習等を充実して資質の向上を図り、各事業所における安全運転管理体制を強化します。

◆運転者の資質の向上に努めます。

①初心運転者講習の充実

運転免許取得時に、安全運転の知識・実技講習を行い、初心運転者による事故の防止に努めます。

②高齢運転者教育の充実

65歳以上の方の免許更新時には、特別学級として「ゆとりコース」を開設し、適性検査に基づく実践的な個別指導を行うとともに、安全運転の巡回指導を実施するなど、高齢運転者による事故の防止を図ります。

交通指導取締り体制の整備

◆重大事故の原因となっている悪質・危険な違反及び迷惑性の高い放置駐車、騒音運転等を追放するため、交通指導取締りを強化します。

◆高速交通網の整備の進展等の交通情勢の変化に的確に対応するため、交通警察体制の強化や車両、装備資機材の充実を図ります。

視線誘導標　道路の側方に設置し、90cm程度の高さに反射体が取り付けられた支柱等で、夜間や降雪、霧発生時等の視界が悪い時に、自動車のヘッドライトに反射して、進行方向の道路幅や線形（形状）を運転者に知らせるための交通安全施設。
旅行時間提供システム　２地点間における旅行時間を計測し、その所要時間を情報板によりドライバーに提供するシステム。

3　総合的な消防・防災対策の推進

施策のねらい

社会経済の発展により、都市型災害は大型化、複雑・多様化してきており、また、水害、土砂災害、地震、津波、火山活動など、自然災害への備えも怠ることはできません。

このため、これらの災害から県民の生命、身体及び財産を守ることを基本に据え、県、市町村、警察、消防などの防災関係機関の連携による総合防災体制の確立を図るとともに、各種の消防・防災対策を推進します。

総合的防災体制の整備

災害の未然防止や被害の軽減のための迅速かつ的確な応急対策を推進するため、防災関係機関・団体相互の緊密な連携のもと、県民総ぐるみの総合的防災体制を整備します。

◆県防災会議の充実強化を図るとともに、総合防災訓練、石油コンビナート・原子力防災訓練等を実施します。

◆社会環境の変化に即した「地域防災計画」の見直しなどにより、市町村に対する指導を進めていきます。

◆地震、水害、土砂災害、林野火災等の現場にいち早く駆けつけ、被害の調査や人命の救助にあたる「福島県警察災害警備先遣隊」の充実強化を図ります。

◆関係機関の連携のもと、災害発生時における県民の生命、身体及び財産の保護のための災害救助体制の整備について検討します。

◆火災の多くが失火を原因としていることから、県民一人ひとりの防火意識の高揚を図るとともに、各地域の自主防災組織や婦人防火クラブ等の民間防火組織の育成強化を図ります。

自主防災組織の活動

消防防災施設等の整備

大型化、複雑・多様化する災害に対処するため、より高度な消防・救急資機材の整備や消防職員等の資質の向上等を図ります。

◆消防ポンプ車、救助工作車、高規格救急自動車等の資機材の整備を促進するとともに、消防防災ヘリコプターの導入について検討します。

◆増大する防災情報に対応するため、衛星通信や地上系無線通信等を利用した「福島県総合情報通信ネットワーク（仮称）」を整備するとともに、このネットワークを活用した防災情報体制を充実強化します。

◆団員の減少、高齢化等の問題に直面している消防団の活性化を図るため、表彰制度の充実や女性消防団員の採用及び団員の待遇改善等を促進します。

◆消防職員・団員等の資質向上のため、教育訓練機能の拡充強化等、消防学校の整備充実に努めます。

◆県民の防災意識の高揚を図るため、教育訓練や体験学習等の充実に努めます。

自然災害対策の充実

近年の土地利用の高度化や過疎化の進行などによる森林や農地等の保水・遊水機能の低下等や、土砂災害、水害・渇水被害等の危険性の増大への対応、さらには、地震や津波、火山等への備えなど、自然災害対策を充実します。

◆土砂災害危険箇所について、砂防、治山、地すべり、急傾斜地崩壊対策等を推進します。

◆広大な面積を有する森林や水田等の保水・遊水機能の向上に努めるとともに、河川、ダム、砂防等

消防職員　各消防本部及び消防署の職員で、地方公務員法の適用を受ける一般職の地方公務員をいう。
消防団員　日常は、各人の職業に従事しながら、必要の都度召集されて消防活動に従事する者で、非常勤特別職の地方公務員をいう

の治水施設の整備を推進します。
◆雨量や河川の水位、流量等の河川情報について、収集・伝達を迅速かつ的確に行い、水防活動や警戒避難対策に資するため、「福島県河川流域総合情報システム」の整備を推進します。
◆地震や津波、火山等の災害対策のため、避難場所の確保とルート等の表示の明確化、地震災害に大きな影響を持つ地盤の耐震特性や被害の危険度を明らかにするなどの対策を推進します。
◆大規模地震等に備え、緊急物資等の輸送の確保を図るため、小名浜港や相馬港の一部岸壁の耐震化や道路橋りょうの耐震性強化等の事業を推進します。

都市における防災対策の推進

近年の人口の都市集中に伴う都市施設の高層化・密集化等により増大する傾向にある、いわゆる都市型災害に的確に対応します。
◆都市計画における防火地域の指定制度を積極的に活用します。
◆土地利用の規制や市街地開発事業によるオープンスペースの確保を図り、避難地・避難路の整備を推進します。
◆不特定多数の人々の集まる公共施設については、防災上から安全性の高い建設に努めるとともに、災害発生時の救済拠点としての機能を具備した整備を推進します。
◆デパート、映画館等の特殊建築物については、定期報告や防災査察等を実施します。
◆市街地における建築物の耐震不燃化を促進します。

危険物の安全管理と高圧ガス等の保安の確保

都市化の進展や産業の発展等による消防危険物や高圧ガス、電気工作物、火薬類等の増加に伴う災害の潜在的な危険性への適切な対応を図ります。
◆災害を未然に防止し、住民生活の安全を確保する観点から、危険物取扱事業者等の関係機関と連携し、保安体制の確立を促進するとともに、取扱者等の資質の向上に努めます。
◆高圧ガス、火薬類については、製造所、販売所や消費事業所、消費場所等に対する保安指導や適正使用の指導など保安意識の高揚に努めるとともに、火薬類の盗難、不正流通防止のための指導を強化します。
◆電気工事業者の業務の適正指導に努めます。

消防職員訓練風景

防火地域指定制度　市街地における火災の危険を防止するために市町村長が定める地域であり、建築物を耐火建築物にしたり、不燃化することにより、火災の発生、延焼を防ぐ。

4　環境の適正な管理と地球環境問題への対応

施策のねらい

産業構造の変化や都市化の進展、あるいは県民意識の変化、地球規模での環境問題等、環境を取り巻く情勢が多様化、複雑化している中で、本県の豊かな自然を汚すことなく、将来へ引き継いでいくことは、重要な課題となっています。

このため、公害監視体制の充実強化や、多様化・複雑化する環境問題に対応し、環境汚染の未然防止に努めるなど総合的・計画的な環境管理を推進するとともに、これら身近な環境管理を出発点として地球環境問題に積極的に対応します。

環境管理の推進

本県の優れた自然と県民の生活機能の共存を図って「うるおい」や「やすらぎ」のある快適な環境を創造するため、県民、事業者、行政が共通の認識を持ち、互いに協力しあって、環境の適正な管理に努めるようなシステムづくりを進めます。

◆環境問題についての県民、事業者、行政の共通の認識を形成するため、市町村や各種団体、地域住民等との連携を強化するとともに、環境情報の分析提供や環境教育等を推進します。

◆公害や自然環境の破壊などによる環境汚染を未然に防止するため、各種の開発行為の実施に際して、事前に環境に与える影響を調査・予測・評価し、その結果に基づき、環境保全上配慮すべき事項を明らかにする環境影響評価制度の適正な運用に努めます。

環境に配慮した行動ルールの形成

◆県民一人ひとりの環境問題に対する意識の高揚を図るため、「快適な環境づくり福島県民憲章」の周知徹底に努めます。

◆環境利用のルールについて普及啓発を進め、身近な緑と水の豊かな自然環境を維持管理し、汚さないような暮らしと行動様式・生産活動の方法等の定着化に努めます。

◆空き缶やごみのない街づくり運動や公園、道路、各家庭における植栽運動、身近な公共施設や河川を美しくする運動などの環境美化運動に県民一人ひとりが主体性をもって参加できるよう“うつくしま、ふくしま。”県民運動の一環としてこれらを積極的に推進します。

環境汚染防止対策の推進

◆公害の未然防止を図るため、工場等に対する事前指導に加え、計画的に立入調査を実施するとともに、公害防止施設の整備促進の指導に努めます。

◆県内各地域の大気汚染や河川・湖沼等の水質汚濁の状況を把握するため、環境監視測定網を計画的に整備し、常時監視体制の強化を図ります。

◆日常生活に起因した水質汚濁、騒音・振動・悪臭等の都市・生活型公害を防止するため、生活排水対策、近隣騒音対策、交通公害対策等を推進します。

◆化学物質による地下水汚染や有害化学物質の環境への蓄積、さらに、リゾート開発等に伴う湖沼等の水質汚濁やゴルフ場で使用されている農薬による河川等の水質汚濁など新たな環境汚染の発生を防止するため、基礎データの蓄積や実態調査を行うなど、総合的な対策を推進します。

鉱害防止対策の推進

◆休・廃止鉱山による鉱害から地域住民の生活環境を保全するため、関係市町村との連携を図りながら鉱害防止及び鉱害復旧事業を推進します。

地球環境問題への対応

世界の人口爆発、経済活動の拡大に伴う資源・エネルギーの消費が増大している中で、地球温暖化、熱帯林の減少、酸性雨、オゾン層の破壊など、地球規模の環境問題が21世紀に向けて人類が取り組むべき最大の課題となっています。

この問題に対しては、地球社会の一員として、人類共有の財産である地球環境の保全に向けて、有限な地球環境と調和した生産や消費の見直しなど、我が国全体での積極的な取り組みが必要であるとともに、地域レベルでの地道な積み重ねが重要になってきます。

◆本県においても、身近な環境管理を出発点として、自然環境の保全等の積極的な推進や環境にやさしい産業の展開、さらには開発途上国等への技術協力・技術移転の促進等により、地球環境問題へ積極的に対応します。

5　食品等の安全性の確保と生活衛生の向上

施策のねらい

快適で健やかな生活の実現のためには、「衣」・「食」・「住」の全般にわたって安全で安心できる生活環境を確保する必要があります。

このため、食品や家庭用品の安全性の確保に努めるとともに、多くの人々が利用する営業施設、建築物等の衛生水準の向上に努めます。

また、飼犬等の適正管理の促進に努めます。

食品等の安全性の確保

◆食品等の安全性を確保するため、食品添加物の適正使用に関する指導取締りや残留農薬等による食品汚染の防止対策等の充実に努めます。

◆食品の多様化に対応した食品卸売市場等の監視を強化するなどして、食品監視体制の充実強化に努めます。

◆食品関係団体の育成強化と営業者に対する食品衛生知識の高揚により、自主管理体制の確立に努めます。

◆と畜検査及び食鳥検査を両輪とした検査体制の再構築を図ります。

◆検査機器の整備による科学的検査の確立と検査技術の向上により、食品衛生に関する情報の収集・提供機能の充実を図ります。

食品立入検査風景

◆食中毒の防止を図るため、食中毒発生率の高い業種や広域流通食品の製造施設、大型食品販売店等の重点監視指導の強化や、食中毒防止の普及啓発を推進します。

◆消費者に対して食品衛生についての正しい知識の普及啓発に努め、食肉衛生検査体制の充実強化に努めます。

衛生的な生活環境の確保

◆興行場営業、旅館業、理美容業、クリーニング業など県民の日常生活に極めて関係の深い環境衛生営業の衛生水準の一層の向上を図るため、科学的監視等による監視指導の強化や、営業者による自主的な衛生管理を促進します。

◆環境衛生営業の経営の安定化と営業の振興・活性化を図るため、経営指導体制の充実強化に努めます。

◆建築物の大型化・高層化がますます進行する中で、その適正な維持管理により衛生的環境の確保が図られるよう、監視指導の強化に努めます。

◆建築物所有者等に対する衛生思想の普及啓蒙やビルメンテナンスを業とする者についての知事登録の促進などにより、事業者の資質の向上を図ります。

◆家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防ぐため、これら家庭用品の試買検査や監視指導の強化に努めます。

◆年々、施設数及び利用者数が増加し、多様化が進む遊泳プールの衛生水準の維持と安全性を確保するため、監視指導の充実強化に努めます。

動物の保護と愛護の推進

◆狂犬病等人畜共通感染症の予防対策を推進するとともに、動物愛護思想の普及啓発に努め、人と動物とが優しくふれあうことのできるような環境づくりに努めます。

と畜検査　食用に供する目的で処理される牛、馬、豚、めん羊及び山羊について、と畜場法に基づいて行う細菌学的病理学的及び理科学的検査をいう。
食鳥検査　食用に供する目的で処理される鶏、あひる、七面鳥について、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づいて行う細菌学的、病理学的及び理科学的検査をいう。
ビルメンテナンス業　ビル及び施設の維持管理、環境衛生管理、清掃等の業務を請け負うことを目的とする事業。

5　食品等の安全性の確保と生活衛生の向上

施策のねらい

快適で健やかな生活の実現のためには、「衣」・「食」・「住」の全般にわたって安全で安心できる生活環境を確保する必要があります。

このため、食品や家庭用品の安全性の確保に努めるとともに、多くの人々が利用する営業施設、建築物等の衛生水準の向上に努めます。

また、飼犬等の適正管理の促進に努めます。

食品等の安全性の確保

◆食品等の安全性を確保するため、食品添加物の適正使用に関する指導取締りや残留農薬等による食品汚染の防止対策等の充実に努めます。

◆食品の多様化に対応した食品卸売市場等の監視を強化するなどして、食品監視体制の充実強化に努めます。

◆食中毒の防止を図るため、食中毒発生率の高い業種や広域流通食品の製造施設、大型食品販売店等の重点監視指導の強化や、食中毒防止の普及啓発を推進します。

◆消費者に対して食品衛生についての正しい知識の普及啓発に努め、食品衛生に関する情報の収集・提供機能の充実を図ります。

◆食品関係団体の育成強化と営業者に対する食品衛生知識の高揚により、自主管理体制の確立に努めます。

◆と畜検査及び食鳥検査を両輪とした検査体制の再構築を図ります。

◆検査機器の整備による科学的検査の確立と検査技術の向上により食肉衛生検査体制の充実強化に努めます。

食品立入検査風景

衛生的な生活環境の確保

◆興行場営業、旅館業、理美容業、クリーニング業など県民の日常生活に極めて関係の深い環境衛生営業の衛生水準の一層の向上を図るため、科学的監視等による監視指導の強化や、営業者による自主的な衛生管理を促進します。

◆環境衛生営業の経営の安定化と営業の振興・活性化を図るため、経営指導体制の充実強化に努めます。

◆建築物の大型化・高層化がますます進行する中で、その適正な維持管理により衛生的環境の確保が図られるよう、監視指導の強化に努めます。

◆建築物所有者等に対する衛生思想の普及啓蒙やビルメンテナンスを業とする者についての知事登録の促進などにより、事業者の資質の向上を図ります。

◆家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防ぐため、これら家庭用品の試買検査や監視指導の強化に努めます。

◆年々、施設数及び利用者数が増加し、多様化が進む遊泳プールの衛生水準の維持と安全性を確保するため、監視指導の充実強化に努めます。

動物の保護と愛護の推進

◆狂犬病等人畜共通感染症の予防対策を推進するとともに、動物愛護思想の普及啓発に努め、人と動物とが優しくふれあうことのできるような環境づくりに努めます。

と畜検査　食用に供する目的で処理される牛、馬、豚、めん羊及び山羊について、と畜場法に基づいて行う細菌学的病理学的及び理科学的検査をいう。
食鳥検査　食用に供する目的で処理される鶏、あひる、七面鳥について、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づいて行う細菌学的、病理学的及び理科学的検査をいう。
ビルメンテナンス業　ビル及び施設の維持管理、環境衛生管理、清掃等の業務を請け負うことを目的とする事業。

6　廃棄物処理対策の推進

施策のねらい

産業経済活動の進展やライフスタイルの多様化に伴い、廃棄物の排出量が年々増大し、その適正な処理がますます困難となってきています。

このため、行政を含め企業や地域及び住民による、それぞれの役割に応じた廃棄物の排出抑制や減量化のための取組みを促進し、廃棄物の適正な処理の確保に努めます。

ごみ処理対策の推進

ＯＡ化などに伴うオフィスごみの増大や、プラスチック・粗大ごみなど処理が困難な廃棄物の増大に伴い、市町村のごみ処理に対する負担が増大していることから、ごみ処理体制の整備促進を図るとともに、ごみの減量化、再資源化に努めます。

◆地域の開発計画やごみ処理量の見通しなどを踏まえ、長期的な視点に立った計画的な処理施設の整備促進を図るとともに、処理コストの効率化等を促進するため、地域の実情に応じた広域処理体制の整備促進に努めます。

◆ごみの減量化、無害化施設の整備促進や、処理施設の適正な維持管理の指導強化に努めます。

◆ごみの再利用、再資源化を図るため、ごみの分別収集の徹底を図るとともに、資源ごみの回収ルートの構築や不燃物資源化施設等の設置、拡充を促進します。

◆県民に対し、ごみの排出抑制や有効利用についての意識の啓発を図り、ごみ減量に向けての住民の自主的な活動の促進に努めます。

し尿処理対策の推進

◆し尿の衛生的な処理を確保するため、し尿処理施設等の適切な維持管理の徹底を図るとともに、老朽化施設の計画的な更新を促進します。

◆浄化槽設置者や維持管理業者等に対し、適正な維持管理についての啓発や指導の強化を図るとともに、検査体制の充実強化に努めます。

◆公共用水域の汚濁を防止するため、下水道未普及地域における生活排水対策として、し尿と生活雑排水を併せて処理できる合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

産業廃棄物処理対策の推進

◆事業者や処理業者に対する監視・指導や不法投棄パトロール等の強化を図り、不法投棄等の不適正処理の防止に努めます。

◆県内各地域の排出量に応じた処理施設をバランスよく確保するため、事業者や処理業者に対し適切な指導・助言を行い、併せて共同処理や協業化等の指導に努めます。

◆事業者や処理業者による最終処分場の設置について積極的に指導・助言を行うとともに、地域の

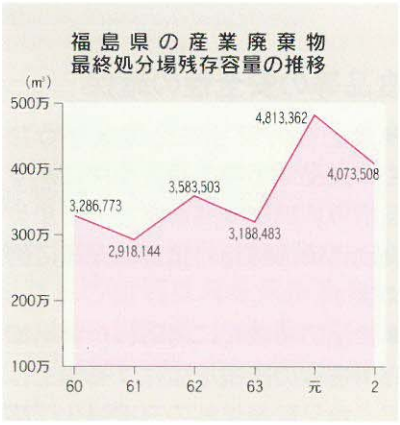

実情に応じ、公共関与による最終処分場の確保に努めます。

◆県内で排出される産業廃棄物の適正な処理を確保するため、県外産業廃棄物事前届出制等の措置を通じて、その秩序ある処理の確保に努めます。

◆産業廃棄物の減量化、無害化と再生利用の促進を図るため、事業者及び処理業者に対する指導・啓発に努めます。

◆産業廃棄物の適正処理を確保するため、処理業者の資質の向上や経営の安定化に努めるとともに、業界の健全育成に努めます。

◆事業者及び処理業者に対する講習会等の開催により、適正処理意識の高揚を図るとともに、県民に対して産業廃棄物についての正しい知識の普及啓発に努めます。

◆建設副産物については、その発生の抑制を図るとともに、リサイクルや適正処理の促進を図ります。

産業廃棄物　事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油等、法令で定められた19種類の廃棄物。
建設副産物　建設工事に伴い副次的に発生する建築残土、コンクリート塊、木材等の有用物及び廃棄物。

7　原子力発電所周辺地域の安全確保

施策のねらい

原子力発電所周辺地域について、より一層の安全確保対策の充実強化を図るとともに、原子力発電に関する県民の理解を深めるための普及啓発を積極的に推進します。

安全確保対策の強化

◆県民の安全確保を最優先に、立地町との連携を密にしながら、原子炉設置者との間に締結した「安全確保協定」に基づき、原子力発電所への立入調査や状況確認の実施、品質保証活動の徹底、適切な措置の要求など、安全確保対策の強化に努めます。

◆原子力発電所周辺地域住民の安全を確保するため、原子力発電所周辺において、テレメータシステムによる環境放射線の常時監視、熱蛍光線量計による空間積算線量の測定及び土壌、農畜産物、海産物等環境試料中に含まれる放射能の測定などを行うとともに、環境監視システムの整備を行うなど、一層の監視体制の充実強化に努めます。

テレメータシステム

原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定骨子

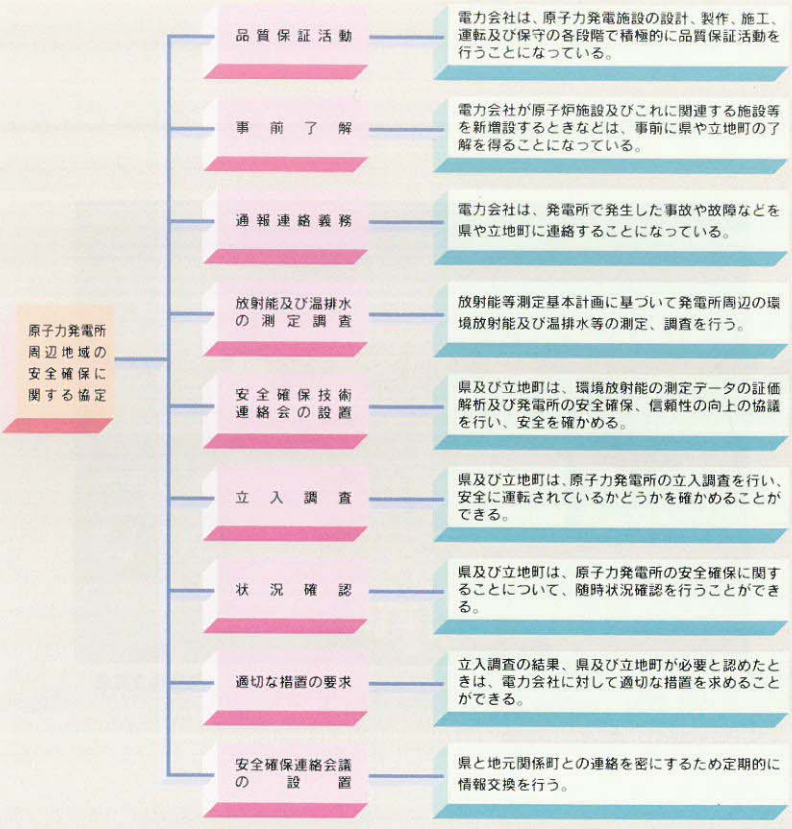

（注）立地町とは、東京電力㈱福島第一原子力発電所については双葉町・大熊町を、福島第二原子力発電所については富岡町・楢葉町をいいます。

普及啓発の推進

◆関係市町村と一体となり、原子力発電所周辺地域住民を対象とした原子力広報連絡会議や原子力発電に関する各種講演会、研修会等を開催するとともに、対象者に応じたきめ細かな原子力広報に努めます。

◆地域社会に密着した広報活動を展開するため、「原子力の日」記念行事をより一層充実します。

◆広く県民を対象に、広報誌「アトムふくしま」をはじめとする各種広報媒体を通じて、最新の原子力情報を提供します。

◆地域住民の意識や広報活動に対する要望等を調査、分析するなどにより実効ある普及啓発に努めます。

◆原子力発電に関する模型、映像装置さらには高度情報装置等を活用しながら、目で見る広報展示施設としての原子力センター展示室を整備充実するなど、わかりやすく、親しまれる広報に努めます。

原子力の日　昭和31年10月26日に我が国が国際原子力機関への加盟を決定したことと、昭和38年10月26日に日本原子力研究所が我が国で初めて原子力による発電に成功したことを記念して、昭和39年に10月26日が「原子力の日」と定められた。

8　消費者保護対策の推進

施策のねらい

経済・社会の急速な進展に伴い、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。
また、輸入品等を含めて、多種多様な商品の大量供給に伴う商品の安全性、販売・サービスの多様化に伴う悪質商法やクレジットカードの乱用などの問題が発生しています。
このため、消費者保護体制の整備、物価安定対策の推進、さらには主体的な判断のできる消費者の育成など、消費者保護対策を推進します。

消費者保護体制の整備

◆多様化、広域化する消費者被害に対応するため、消費生活センターが行う苦情相談業務の充実強化を図ります。
◆市町村・警察・関係団体等による消費者保護ネットワークの形成を図るため、相互の連携を密にする情報交換、研修会の開催などに努めます。
◆善良な消費者に被害を与える悪質商法の取り締まりを強化します。
◆生活必需品等の安全性の確保のための商品テスト機器の整備や、消費生活センターをはじめとする各機関の検査機能の充実により、消費者への的確な商品情報の提供を図ります。
◆事業者に対しては、消費者の苦情などに対し、適切、迅速に処理する体制を整備するよう助言指導します。
◆水道、ガス、ガソリン、タクシー等生活関連計量器の適正な使用と一般販売商品の計量の適正化を図るため、検査機器の整備や、各種立入検査の実施などの指導取り締まりを強化します。

物価安定対策の推進

◆県民の消費生活に密接な関係を有する生活関連物資等の価格動向や需給状況を把握するため、県物価モニター等による調査・監視を行ないます。
◆必要に応じ業界から事情聴取を行うとともに、供給の確保とあっ旋等の協力を要請するなど、価格・需給の安定対策を推進します。

◆消費者の合理的な商品選択のための説明会や見学会の開催、消費者と事業者との相互の理解のための懇談会の開催や県民に対する物価情報の提供に努めます。

商品検査風景

多重債務者　クレジットカードや銀行ローン、サラ金などの過度の利用により、借り入れ額、借り入れ先が著しく増加し、返済困難に陥った者。

消費者啓発の推進

◆消費者である県民一人ひとりが、消費生活に関する多様な情報の中から、必要な情報を主体的に判断できる能力を養うとともに、家計の健全性の確保やくらしに関連する基礎的な経済知識を身につけるよう、ライフステージに対応した各種講座の開催や広報を行うなど、きめ細かな啓発を実施します。
◆主体的な判断のできる消費者を育成するため、関係機関との連携と協力のもとに、青少年期からの消費者教育の積極的な実施に努めます。
◆消費者相互の連携を強化するため、消費者の自主的なグループづくりの支援や、消費者団体活動への助成など、消費者組織の育成と活動の促進に努めます。

消費者信用の適正運用の確保

クレジット時代といわれる中で、支払能力を超える利用などにより、債務の返済が困難になるいわゆる多重債務者が増加しております。
◆割賦販売や消費者ローン等の消費者信用のしくみ及び計画的な利用方法と自己責任の保持など、消費者信用の健全な利用について、啓蒙啓発活動を強化します。
◆取引上のトラブルから消費者を保護するため、消費生活センター、警察署等の相談窓口の拡充など、相談指導体制を強化します。
◆貸金業者に対しては、立入検査の実施などによる指導の強化や、業者による自主規制の促進と業界の健全な発展を図るための業界団体の育成指導に努めます。

県では毎月一回、物価情報誌「くらしと物価」を発行しています。
内容は、その時々の物価の動きや物価に関する解説、商品情報、消費者グループの活動などで私たちの生活に関わりの深い情報をタイムリーにお届けしています。

第３節　ともに生きる社会づくり

1　地域福祉サービスの推進

施策のねらい

人口の高齢化、世帯規模の縮小、家庭の養育・介護機能の低下により、保健・医療や福祉に対するさまざまなニーズが増大しています。

このため、保健・医療との連携のとれた在宅福祉、施設福祉サービスの提供や相談体制、子育て家庭への支援策等、ニーズに対応したきめ細かな対策を推進します。

また、選択性のある多様なサービスを供給していくため、シルバービジネスを中心とした民間福祉サービスの健全育成策を推進します。

相談体制と情報提供の充実

民生・児童委員や心配ごと相談所など身近な相談機関や児童相談所などの専門的な相談機関の一層の充実に努めます。

◆高齢者に対する各種の相談や情報提供の体制の充実を図るため、高齢者総合相談センターとの連携を図りながら介護実習・普及センターを開設するとともに、これらの施設と保健・福祉サービスの調整機関として24時間体制で相談にあたる在宅介護支援センターとのネットワーク化等を進めます。

◆児童に関する複雑多様な問題について広く相談に応じていくため、児童相談所の機能の充実など、地域住民の利便性を考慮した相談・指導体制の整備を図ります。

◆身体障害者総合福祉センターと国立リハビリテーションセンターとの連携を強化するなど、市町村に対する身体障害者福祉行政に関する専門的・技術的支援体制を整備していきます。

◆年々増加している外国人に対する相談や情報提供体制を整備するなど、地域社会でともに生活できる条件の整備を図ります。

保健・医療と連携した福祉サービスの推進

◆介護や機能訓練等を必要とする高齢者や障害者に対して、保健・医療と連携した福祉サービスを提供していくため、身近な地域から全県域までの広がりに応じて、必要なサービス調整組織、福祉活動推進組織を計画的に設置し、高齢者の生活を総合的に支援するシステムや障害者のリハビリテーション推進体制の整備を促進します。（図表参照）

多様なニーズにこたえる在宅福祉サービスの推進

◆高齢者や障害者の在宅生活支援のため、ショートステイ事業、デイサービス事業、ホームヘルプサービス事業の在宅３本柱事業を推進するとともに、地域の特性やニーズに十分配慮しながら、市町村に対する指導・支援策を強化します。

◆痴呆性老人や身体障害者、精神薄弱者等、より幅の広い対象者向

保健・医療と連携した福祉サービスの推進

サービス圏域		福祉活動推進組織の役割	対応施策
基礎福祉圏	生活圏域（中学校区程度）	住民参加によるニーズのキャッチ、給食サービス活動など簡易なサービス提供活動	・住民参加型在宅福祉サービス活動への支援　等
	市町村圏	市町村が中心になった必要なサービスの調整とサービスの提供	・高齢者サービス調整チームの充実強化　等
広域福祉圏		県社会福祉事務所を区域とする広域的な調整や市町村間のサービス水準の格差是正の指導や支援活動（県社会福祉事務所の行政区域を基本とし、広域市町村圏、郡単位にも留意する。）	・保健所保健・福祉サービス調整推進会議と連携を密にした、県社会福祉事務所を単位とする「地域福祉推進会議」活動の推進
県域福祉圏		全県域を対象とする総合的な調整組織による広域福祉圏間のサービス水準の格差是正の指導や支援活動（県全域を基本とし、中通り、会津、浜通り地方にも留意する。）	・高齢者サービス総合調整推進会議活動の推進 ・地域リハビリテーション協議会活動の推進 ・心身障害児対策研究連絡協議会活動の推進 ・児童相談関係機関連絡調整会議活動の推進　等

けのデイサービスや各デイサービス事業の相互利用、種々の利用期間を設定したショートステイサービスの提供など、多様なニーズにこたえるサービス提供体制の整備を促進します。
◆母子家庭や父子家庭等に対する家事援助活動を進めるとともに、疾病等により一時的に家庭での子どもの養育が困難な場合にも対応できる体制づくりを整備します。
◆高齢者や障害者本人の自立支援と介護者の負担軽減のため、日常生活用具の給付や補装具の交付を進めます。
◆各種事業の周知や利用券方式の導入等、サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。

地域に開かれた施設づくり

高齢化の進行による要介護老人の増加、また介護者の高齢化等に伴う家庭介護が困難な障害者の増加に対応するため、ニーズに応じた社会福祉施設の整備を促進するとともに、その専門的な機能を生かした施設の運営を支援します。
◆ショートステイ専用床、デイサービスセンター、在宅介護支援センター等、さらには県中地域や会津地域の核となる障害者施設の整備を促進します。
◆地域に開かれた施設づくりを進めるため、社会福祉施設に地域交流スペースやデイサービスセンター等の併設を促進します。
◆生活の質を重視した利用者の居住環境の改善などを促進します。

県立社会福祉施設の整備と運営

◆利用者の処遇等についての研究や先進的なモデル事業の実施と効果の検証など、民間社会福祉施設をリードする運営を図ります。
◆保健・医療・福祉の連携強化のためのモデルとなる施設や、障害者のための総合的な施設など、時代の要請に応じた施設のあり方について検討を進めます。
◆総合社会福祉施設「太陽の国」において、重度の障害者の広域的な受入れや医療と連携のとれたサービスの提供に努めるとともに、ヒューマンパワー養成研修の実施など新たな取り組みを積極的に進めます。

子育て家庭への支援

◆社会全体で子育て環境づくりを進めるため、県民の意識調査の実施やシンポジウムの開催による啓発を行うとともに、官民が一体となった子育て環境づくり推進組織の整備を図ります。
◆家庭の養育機能の支援のため、各児童相談所で開催している子ども養育講座や「子どもと家庭テレフォン相談」を拡充します。

◆地域で子どもを育む環境づくりを進めるため、児童館等の整備促進や遊び場の確保、さらには保育所における特別保育対策の充実等を促進します。
◆放課後児童対策の拡充や育児休業法の普及啓発等、家庭生活と職業生活の両立支援策を強化します。

総合療育体制の充実

◆地域福祉推進会議や心身障害児対策研究連絡協議会等を設置し、保健、医療、福祉、教育の各分野の連携により早期発見・早期療育から就学までの一貫した療育体制づくりを進めます。
◆心身障害児（者）施設の持つ専門的な機能の活用や心身障害児通園事業の拡充など、身近な地域での療育体制の整備を図ります。
◆特に、県南、南会津、相双地域において、心身障害児が通園により訓練を受ける施設の整備を促進します。
◆地域における専門的な療育を実施するため、理学療法士等の専門職員が配置された地域療育センターの整備を進めます。
◆心身障害児総合療育センターが本県療育体制の中核機関としての役割を果たしていくため、通所・外来部門の訓練体制の強化及び母子入所による訓練体制の整備を図るとともに、地域の療育事業への専門的支援等に努めます。

民間福祉サービスの振興

◆ニーズの多様化に的確に対応し、安心して利用できる良質な福祉サービスが提供できるよう、指導・育成体制の整備充実に努めます。
◆今後、成熟化が見込まれるシルバーサービスの健全育成を図るため、シルバーマーク制度の普及定着や関係団体、企業によるシルバーサービス振興組織の設立に向けた取り組みに対する支援などに努めます。

ホームヘルプサービス　日常生活を営むのに支障がある高齢者や障害者等に対して、家族や保健婦、看護婦等との連携のもとに、ホームヘルパーが中心となり、家事援助サービスや介護サービスを提供する制度。
ショートステイ　寝たきり老人や身体障害者等を介護する家族が、疾病等により介護が困難になった場合等に、社会福祉施設等を短期間利用できる制度。
デイサービス　在宅の寝たきり老人や身体障害者等に対して、通所、訪問の方法により、入浴サービスや日常生活訓練サービスを提供する制度。

2　自立と社会参加の促進

施策のねらい

高齢化が進行する中で明るく活力ある社会を築いていくためには、高齢者や障害者等をはじめ誰もが地域社会の一員として自立し、社会参加活動や生きがいづくりに参加できる環境の整備が必要です。

このため、高齢者が長年培ってきた経験を生かせる場の確保や障害者の福祉的就労の場の整備、さらには地域における様々な活動を通じたふれあいの場づくりを進めるなど、自立と社会参加の促進を図るとともに、高齢者や障害者が社会参加活動を通じて積極的に地域づくりに参画できる条件整備を進めます。

自立の支援

◆生活の基盤となる年金や生活保護をはじめとする所得保障、健康保険をはじめとする医療保障、生活福祉資金等の貸付制度の充実により、経済的支援策を推進していきます。

◆母子家庭医療費助成制度の対象世帯についての所得制限を緩和するなど、経済的に弱い立場におかれがちな母子家庭等に対する支援策を強化していきます。

◆日常生活用具の給付をはじめ、自立のための福祉機器の普及を促進し、各種の自立促進事業等を通し生活能力の向上を図っていきます。

◆障害者が地域で自立した生活を営める条件を整備するため、社会福祉施設の専門的な機能を活用したグループホーム事業等を積極的に推進します。

就業機会の拡大

企業の理解と協力のもとに、高齢者・障害者が、自分の意志と能力に応じて就業できる機会の拡大に努めます。

◆各種助成金制度の周知・活用による高齢者継続雇用や再就職を促進します。

◆シルバー人材センターの育成・指導や高齢者総合相談センター等による就労情報の提供に努めます。

◆障害者雇用制度の周知や法定雇用率の達成指導等を進めます。

◆障害者の福祉的就労の場を確保するため、福祉工場や通所の授産施設の福祉ホームとの一体的な整備を促進します。

社会参加の促進

高齢者や障害者の社会参加を促進するための場づくりや、地域における推進組織活動の活発化等を図ります。

◆高齢者の生きがいづくりを推進し、社会参加、世代間交流を促進するための拠点となる場づくりや、身近な地域における高齢者のふれあいの場づくりを進めます。

◆高齢者の総合的なスポーツ大会の開催や新たな学習機会の確保等、高齢者の生きがい対策を推進する中核組織である（財）長寿社会推進機構による各種事業の充実に努めます。

◆老人クラブや身体障害者社会参加促進センター等の活動への支援を進めます。

◆平成７年に第31回全国身体障害者スポーツ大会を開催するとともに、この大会を契機に、スポーツを通した障害者の自立と社会参加を積極的に促進します。

健康と長寿の祭典

身体障害者スポーツ大会

福祉からの地域づくり

高齢者や障害者等による地域特産品づくりを促進するなど、福祉からの地域づくりを進めます。

◆高齢者の知恵や技能を生かした特産品等の生産・販売や伝統的技術の伝承の場づくりなどを進めます。

◆授産事業関係施設の支援・指導や製品の研究開発・販売を行う授産事業支援センターの整備等を進めます。

全国身体障害者スポーツ大会　昭和40年から、国体終了後開催されている身体障害者のスポーツの祭典で、障害者の自立と社会の理解の推進を目的としている。

グループホーム事業　地域の一般住宅において、数人の精神薄弱者が一定の経済的負担を負って共同生活し、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により、日常生活の援助を行う制度。

3　未来をひらく福祉の人づくり

施策のねらい

福祉需要が、高齢者の介護需要を中心とした量的な拡大とともに高度化、多様化していく中で、ともに生きる福祉社会を形成するためには、福祉専門職の養成・確保を図るとともに、福祉の問題を自分の問題として考えていけるような環境づくりや福祉について学ぶ機会を拡大することにより、県民一人ひとりに福祉の心が芽生え、ボランティア活動など誰もが福祉活動に参加しやすい基盤を整えていく必要があります。

このため、福祉教育の充実や住民参加活動基盤の整備を図るとともに、福祉ヒューマンパワーの養成・確保を図ります。

啓発・広報活動の推進

「国連・障害者の10年」記念事業を契機に、ノーマライゼーション理念の一層の浸透を図るための各種事業を推進します。

◆障害者福祉週間や児童福祉月間等の普及・啓発活動を推進します。

◆人生80年時代にふさわしい新たな高齢者観の確立に向けて、長寿社会憲章の制定やイベントの開催等を推進します。

福祉教育の充実

◆福祉副読本「福祉の心」の改訂版の発行や小・中学校や高等学校における社会福祉施設でのボランティア体験等のワークキャンプ活動の推進、さらには、高等学校での福祉に関する学習やボランティア活動等の教育課程への組入れなど、学校教育における福祉教育を充実します。

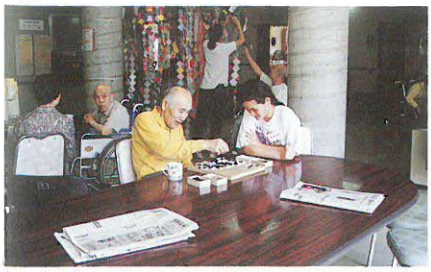

サマーショートボランティアスクール(芦ノ牧ホーム)

◆福祉人材センターによる福祉入門日曜教室の開催や公民館活動との連携など身近な地域で誰もが福祉について学べる機会を拡充します。

住民参加活動の基盤の整備

◆ボランティア活動の普及・振興のため、イベントやボランティア養成研修等を開催するとともに、地域におけるボランティアの組織化活動等への支援を強化します。

サマーショートボランティアスクール(ケアハウス泉崎)

◆企業の多様なボランティア活動を積極的に支援します。

◆高齢者の豊かな経験や知識を生かしたシルバーボランティア事業やシルバーホームヘルプ事業の推進、点訳や手話の講習会の開催などにより広く県民がボランティア活動に参加できる環境づくりを進めていきます。

福祉ヒューマンパワーの養成・確保

◆高度化していく福祉ニーズに対応するため、ホームヘルパー等の現任研修や民生児童委員研修、社会福祉協議会職員等に対する各種研修制度を充実します。

サマーショートボランティアスクール（長寿荘）

◆福祉ヒューマンパワーに関する啓発広報活動や就業援助等を行う福祉人材センター活動を推進します。

◆労働条件の改善や就業条件の弾力化、さらには福利厚生制度の充実等、労働環境の改善に努めます。

◆高度な専門性を有し、福祉サービスの指導的スタッフとしての役割を果たす社会福祉士や、専門的な知識・技術を持って介護業務にあたる介護福祉士の積極的な養成に努めます。

◆福祉サービスに加え、保健医療サービスにも精通したヒューマンパワーの養成・確保のため、研修・研究機能の整備拡充を図るとともに、高度な専門知識を持った看護職員やリハビリテーション技術者等の養成・確保のため、高等教育機関の整備等について検討を進めます。

4　人にやさしいまちづくり

施策のねらい

高齢者や障害者等の積極的な社会参加要求の高まりと、何よりもハンディキャップを持つ人も持たない人もともに暮らせる社会であるとするノーマライゼーション理念の普及により、誰もが安全かつ快適に過ごせるまちづくりの必要性が強調されています。

このため、地域住民の参加と協力のもと、相互理解と連帯に支えられた社会を形成するとともに、多様なニーズに応える住まいの整備や、高齢者や障害者等も利用しやすいまちの環境改善など、福祉の視点からのまちづくりを進めます。

住民参加のネットワークづくり

◆高齢者や障害者等が、住み慣れた地域で生活を送ることができるようにするため、給食サービス等の簡易なサービスを提供する地域住民参加のネットワークづくりを進めるとともに、こうしたサービスを供給する多様な組織の育成策について検討を進めます。

◆公私協働による福祉活動の中核的機関である市町村社会福祉協議会に対して、地域福祉コーディネーターの配置のための財政的支援を強化するなど、社会福祉協議会の活性化策を進めます。

安心して暮らせる住環境の整備

高齢者や障害者等が安心して暮らせる住まいづくりを進めるため、住宅対策や防犯対策との連携により、住みやすい住環境の整備を進めます。

◆住まいに関する相談、情報提供体制の整備を図ります。

◆高齢者、障害者に配慮した公営住宅の整備を図ります。

◆ケアハウス、シルバーハウジング、障害者福祉ホーム等の福祉機能を持った住宅の整備を促進します。

◆独居老人や高齢者世帯に対する定期的な防犯パトロールを推進するとともに、防犯モデル団地づくりの普及、浸透を図ります。

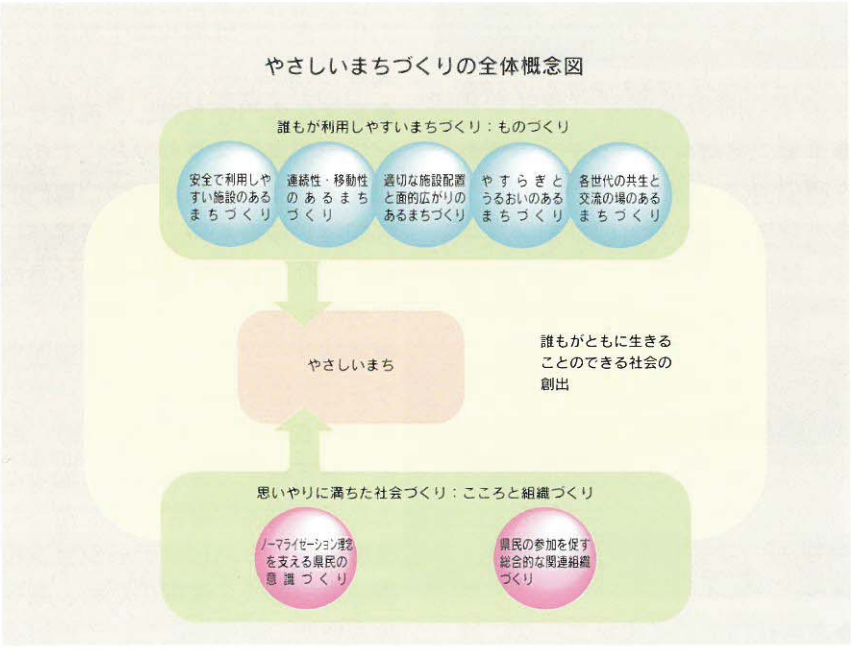

誰もが暮らしやすい生活環境の整備

「やさしいまちづくり推進指針」に基づき、高齢者や障害者をはじめ、誰もが安全にゆとりを持った行動ができるやさしいまちづくりを推進します。

◆建築物、道路、公園等の整備改善にあたっての指針となる「やさしいまちづくり整備指針」の普及啓発を図るとともに、モデル地区や推進体制の整備等について検討を進めます。

◆公共施設への自動ドアの設置や入口のスロープ化、歩道の段差の解消等を推進します。

◆民間施設の整備改善を促進するとともに、整備指針の制度化について検討します。

◆リフト付きバスの運行など移動対策の充実に努めます。

◆県や市町村の関連施策の立案や計画の策定等にあたっては、人にやさしいまちづくりという視点を取り入れるよう努めます。

◆世代間交流や地域間交流が推進されるよう、複合的な施設の整備を促進するとともに、コミュニティ施設や健康増進施設・福祉施設が一体的に配置された地域整備のあり方について検討を進めます。

ケアハウス　介護が必要になっても、在宅サービスを活用し、自立した生活ができるよう配慮された経費老人ホーム。
シルバーハウジング　福祉施策と住宅施策の密接な連携のもとに、高齢者の安全や利便に配慮した設備・設計がなされ、福祉サービスが適切に受けられるよう十分に配慮された住宅。
地域福祉コーディネーター　地域住民や社会福祉施設等の参加のもとに地域福祉を推進するふれあいのまちづくり事業実施の企画・立案、関係機関・団体等との連携・調査等の諸業務を行うため、市町村社会福祉協議会に配置される職員。

第４節　ゆとりと潤いのある生活空間づくり

1　豊かな住まいづくり

施策のねらい

価値観の高度化・多様化等に伴い、居住性、地域特性への配慮やライフステージに応じた住宅づくりなど、豊かな住生活の確保が求められています。

このため、民間住宅の支援・誘導や公的住宅の供給などによる良質な住宅ストックの形成や、地域特性・ライフステージに応じた住まいづくりを図るとともに、県土の適正な利用促進を図り宅地の安定供給に努めます。

良質な住宅ストックの形成

豊かな住生活の確保のため、最低居住水準未満世帯の解消や誘導居住水準の確保に努めることを基本に、質の高いゆとりある公共住宅・民間住宅ストックの形成を図ります。

◆公営住宅や県住宅供給公社等の公的機関による住宅の供給を進めます。

◆既存公共住宅の建て替えや、公有地等の活用、民間住宅の借り上げ等による公共賃貸住宅の供給を図ります。

◆民間住宅の建設を促進し、良質な住宅ストックの形成を図るため、住宅金融公庫の利用促進や県の助成制度の充実強化等により、適切な支援・誘導を図ります。

◆既存住宅ストックの質の向上を図るため、増改築等リフォームを促進します。

◆都市部においては、勤労者世帯が良質な住宅を確保できるよう、地域の特性に応じた土地の有効利用・高度利用等により良質な住宅・宅地の供給を促進するとともに、都市計画制度等との連携及び周辺環境との調和を図りながら、中高層共同住宅の建設を適切に誘導します。

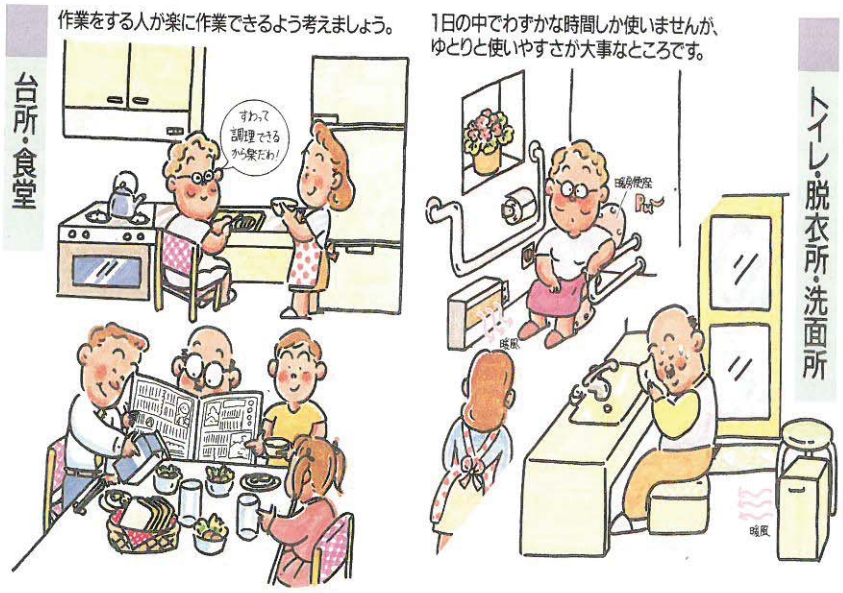

高齢化に対応した住宅づくりの事例

地域特性・ライフステージに対応した住まいづくり

◆地域固有の伝統、文化を生かした住まいづくりを推進するため、市町村における地域住宅計画（HOPE計画）の策定を促進します。

◆地域の特性を生かした公共住宅の供給に努めます。

◆良質な木造住宅の普及を促進するため、公的融資の充実を図ります。

◆高齢者や障害者等が日常生活の大部分を過ごす住宅については、保健医療・福祉との連携を図り、心身機能の低下や居住形態の多様化等に配慮した住宅の供給を促進します。

宅地の確保

◆公的機関による良好な住環境を備えた宅地の計画的な供給を図ります。

◆民間による優良な宅地供給を促進します。

誘導居住水準　平成12年までに全県で概ね60%の世帯で確保を目標とする居住水準。４人世帯の住宅規模としては、都市の中心及びその周辺における共同住宅で91㎡、郊外及び地方における戸建住宅で123㎡としている。

最低住居水準　すべての世帯が確保すべき居住水準。４人世帯の住宅規模としては、50㎡としている。

2　潤いのある居住環境づくり

施策のねらい

豊かな住生活の実現のためには、個々の住宅の質的向上とあわせ、生活基盤や住環境の整備、さらには街の緑やゆとりあるオープンスペースの確保を図り、生活空間全体の景観にも配慮した良好な居住環境を形成する必要があります。

このため、上下水道・公園緑地・キャブシステム等の生活基盤整備を促進するとともに、地域一体となった住環境の整備、都市景観の形成、ウォーターフロントの整備などを通したアメニティ豊かな空間を創造します。

潤いのある生活のための基盤整備

（1）　水道の整備

◆水道未普及地域の解消のため、市町村の水道事業を促進します。

◆水道水の安定供給や水源の確保及び経営の健全化を図るため、企業団等による広域水道施設の整備や市町村における水道事業の再編成等の水道広域化事業を促進します。

◆水道施設の老朽化、水量の不足等に対処するため、老朽化施設の改良を促進するとともに、小規模水道の整理統合等による水道の維持管理の充実及び経営の強化の促進を図ります。

◆県民が安心して飲めるおいしい水の供給を図るため、検査施設や高度浄水施設の整備を促進するなど、水質管理体制の充実強化に努めます。

（2）　下水道の整備

下水道などは、快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質を保全するなど、潤いのある生活のために重要な役割を果たす施設です。

◆地域住民の理解と協力を得て、それぞれの地域の特性に応じた各種施設の整備を推進します。

◆下水処理水の河川、水路、公園等への導水を行い、あわせて水路沿いに遊歩道などを整備することにより、まち中でのせせらぎを復活させ、身近な親水空間を形成していきます。

良好な住環境の形成

住民等に愛され、親しまれる良好な住環境の形成のため、地域の特性に応じた面的な住環境の整備を推進するとともに、住民の合意に基づいた整備を進めます。

◆市街地等における良好な住環境の形成のため、改良住宅の建設、細街路の拡幅・ポケットパーク等地区施設の整備等を図ります。

◆住民による自主的な住環境の整備・改善や住民の主体的なまちづくりについて、積極的に支援します。

◆農村地域における住環境の快適性の向上のため、農業生産基盤と生活環境整備を一体的に行い、緑地、水辺空間等の創出を図ります。

ニュータウン石森（いわき市）

五百渕山団地（郡山市）

美しい都市景観の形成

良好な居住空間をつくるため、地域の自然的・歴史的・社会的特性を尊重しながら、周辺環境と調和した施設づくりを図るとともに、景観に配慮したまちづくりを進めます。

◆都市景観形成についてのガイドラインに基づく普及・啓蒙を図るとともに、適切な指導・誘導により、市町村における都市景観形成を支援します。

◆屋外広告物の社会的機能に留意しつつ、良好な広告景観の形成に資する施策を推進します。

◆「建築文化賞」顕彰事業等により、周辺環境と融け込み、良好な景観を創出する施設づくりを誘導します。

◆公共建築物については、美しい都市景観を含めた地域の良好な環境づくりに積極的に寄与するよう、先導的な整備を推進します。

◆街路事業において、電話線・電力線のみならずＣＡＴＶケーブル等も同時に収容可能なキャブを主体とする地中化を推進します。

◆沿道景観との調和を図った緑化の推進に努めます。

◆都市において良好な自然的環境を形成している水辺地・樹林地等を風致地区として保全します。

ゆとりあるオープンスペースづくり

良好な居住空間をつくるためには、住宅地や街を取り巻く身近なオープンスペースの確保、創出が重要であり、公園・緑地や市民農園等の整備、さらには水辺空間の再生・整備等を推進します。

◆住宅地における子供の遊び場の確保や高齢化社会に対応した世代間の交流等を進めるため、子ども及び高齢者の行動圏を考慮した身近な公園である、児童公園・近隣公園・緑地等の整備を推進します。

◆オープンスペースを身近に提供できる地域の核として、住民に開かれた公共建築物の整備を推進します。

◆余暇活動の多様化に伴い、野菜や花を育て、土と親しむ機会の創出、場の形成に対する需要が多くなっているため、都市部の周辺部において、市民農園の整備を積極的に進めます。

◆都市部において、高度に市街化された中で残された貴重なオープンスペースとしての水辺の価値が再評価されていることから、地域住民に憩いの場を提供する観点から河川整備を推進するなど、水辺空間の再生・整備を図ります。

◆人と港のふれあう空間を形成するため、港湾において、物流空間にとどまらず、港の固有な資源を生かした交流機能・生活機能など多様な機能を備えた交流拠点の整備を図ります。

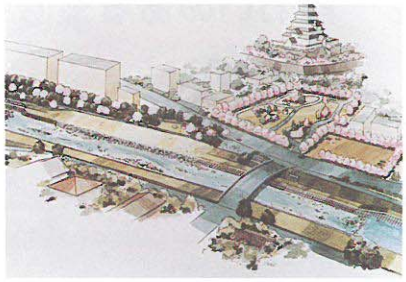

ふるさとの川モデル事業（湯川：会津若松市）

《(例) 都市景観形成基本方針図（概念図）》

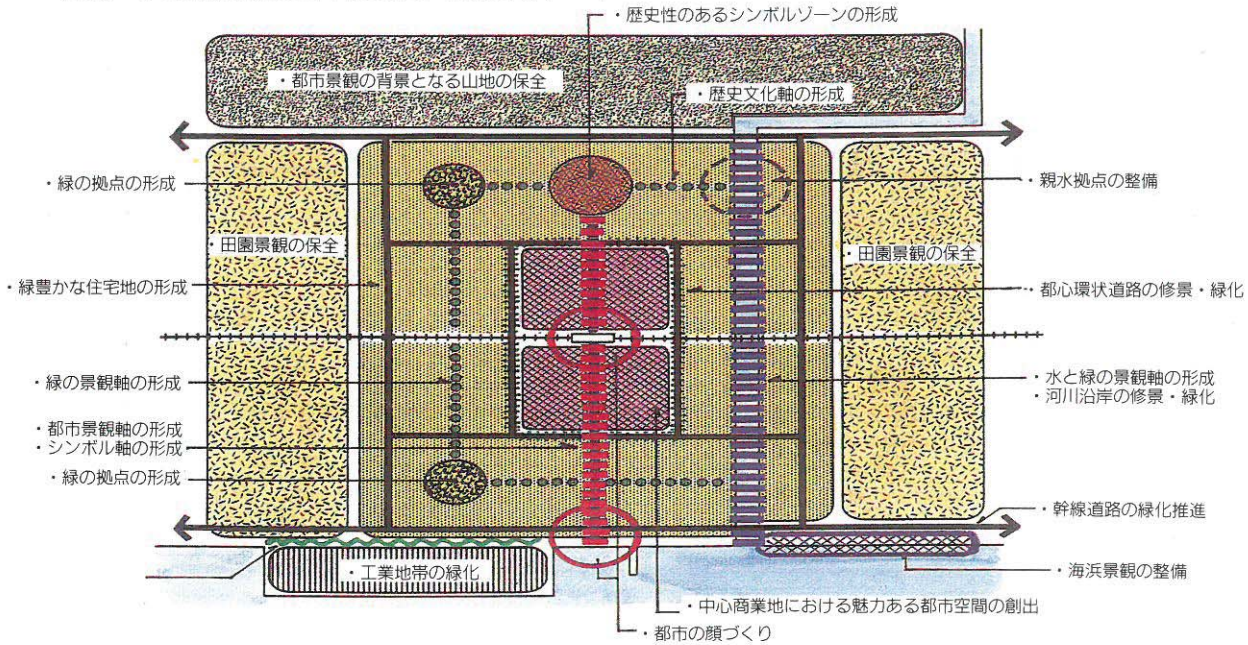

キャブシステム　良好な景観の形成と歩行者の安全確保を図るため、電線類を収納したケーブルボックス（通称「キャブ」）を歩道等の地下に埋設するシステム。

風致地区　都市の良好な自然景観を維持し、都市環境の保全を図るために定める地区であり、県条例にによって建築行為のほか土地の形質の変更等の行為が制限される。

3　賑わいのあるまちづくり

施策のねらい

余暇時間の増大や余暇需要の多様化が進む中で、人々が生活する空間を構成する重要な要素の一つの「まち」の持つ魅力、活力、賑わいといったものの一層の向上が求められております。

このため、道路、広場、公共施設など「まち」を構成する様々な装置を活用して、アメニティやアミューズメント性を追求した空間を整備するとともに、魅力あるイベントの演出などにより、人々が楽しく集い、交流できるまちづくりを進めます。

賑わい交流拠点の整備

「まち」の魅力を高めるため、鉄道と他の交通機関の結節点である駅前や商業集積地域、まちの中心部にある交差点など、様々な人々が行き交う地域において、歩行者等が滞留し、休息と語らいを持てる空間づくりを進めます。

◆「まち」の中心部において、その一角に噴水、緑陰、デザイン的に工夫した舗装、ベンチ等を配置した広場公園・街かど広場・タウンスクエア等を設置し、人々の休息、語らいの場としてふさわしい広場的機能を有する空間を整備します。

◆中心市街地等における都市再開発事業等と連携して、公園、多目的広場、公開空地、人工地盤等を整備することにより、地域の特性に応じた人々の賑わい交流の場の創出に努めます。

◆地域における交流拠点となる交流センター、コミュニティ・センター等の施設整備について支援します。

シンボルロードの整備

まちの限りある空間の中で、住民が日常的に利用する身近な施設である道路について、住民生活における機能的な交通基盤としての整備のみならず､人々がふれあい、集う空間としての整備を進めます。

◆地域の自然的・歴史的・社会的特性等を生かし、郷土色豊かな並木の形成や広幅員歩道の整備、電線類の地中化等を組み合わせながら、「まちの顔」となるシンボルロード等の整備を図ることにより、人々がふれあい、集う空間を創出します。

シンボルロード（草野伊達線：保原町）

◆通過交通を処理する幹線道路が整備されている「まち」の中心部の裏通りの商店街地域等において、通過交通を抑制することにより、歩行者や自転車利用者が安心して買い物等ができ、集い、語り合えることのできるコミュニティ道路の整備を推進します。

魅力あるイベントの演出

◆人々が集い、交流しあえる、賑わいのあるまちづくりのため、地域特性に応じて実施される様々なイベントに対して、にぎわい創出事業などにより、積極的に支援していきます。

福島駅前広場

賑わい創出事業　商店街等がにぎわい創出のために行う地域の伝統芸能・祭りの伝承・創造等のイベントに対し、福島県中小企業振興公社の「中小商業活動活性化基金」により助成を行うもの。

第５節　美しい自然空間の形成

1　良好な自然環境の保全

施策のねらい

四季折々に美しい姿を見せる、広大で緑豊かな自然は、本県のシンボルであり、すべての県民にとってかけがえのない資産です。

このため、良好な自然環境や森林・水田等の保全を図るとともに、野性鳥獣の保護を進め、この美しい自然を世界に誇れる資産として将来の県民へ継承していきます。

自然環境の保全

◆良好な自然環境を形成し、その保全を図る必要のある地域を自然環境保全地域や緑地環境保全地域に指定し、これらの地域内の各種行為について適切な規制指導を行うなどして積極的にその保全に努めるとともに、自然環境保全についての県民の意識啓発を進めます。

◆自然環境保全の実効を上げるため、自然保護の監視員や指導員の配置などを充実します。

◆自然の現況調査を定期的に実施するとともに、植生の復元などの保全対策を推進します。

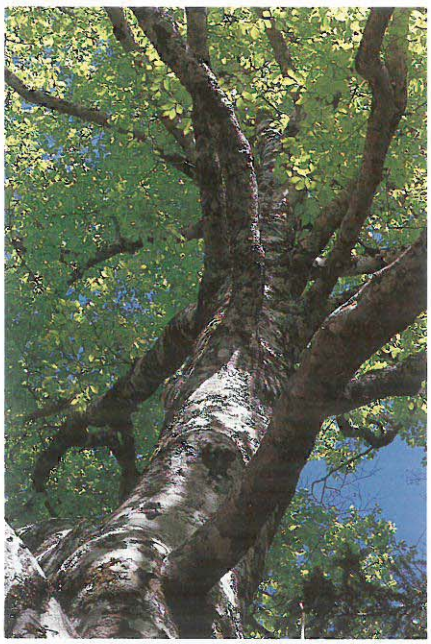

森林の保全

◆森林は、自然環境を形成する主要な要素であることから、地域の特性に応じた維持・培養を図り、森林の持つ環境保全機能の向上に努めます。

◆複層林施業や育成天然林施業等の多様な森林施業の展開により、自然環境の保全・形成に努めます。

◆林地開発許可制度の適切な運用を通じて、無秩序な開発の防止を図り、森林の保全に努めます。

◆松くい虫や林野火災等による森林被害の予防と拡大防止に積極的に取り組み、森林の公益的機能の維持に努めます。

◆地域に残されている貴重な古木等の保全を図るため、専門技術者である樹木医の養成確保に努めます。

◆山地災害の防止や水資源のかん養等の機能が特に重要な森林や優れた自然環境を形成する森林を保安林に指定し、その適切な維持管理に努めます。

水田の保全

◆水田は、優れた貯水機能による洪水や土砂流出の防止、水質や大気の浄化、さらには多様な生物の生息など、自然環境保全の重要な役割を担っていますので、その機能の向上に努めます。

野生鳥獣の保護

◆自然環境を構成する重要な要素である野性鳥獣について、「愛鳥週間」などの行事を通じて保護思想の高揚に努めるとともに、鳥獣保護区の設定などによって積極的な保護促進や狩猟の適正化を図ります。

尾瀬湿原

自然環境保全地域　自然性が高く、希少性に富み、学術価値の高い地域等を恒久的に保全するため、福島県自然環境保全条例に基づき指定した地域。
複層林施業　植栽年次をずらしたり、植栽樹種を変えたりして多様な森林を造成する方法。
育成天然林施業　有用な天然林を造成するため、地表かきおこし、植え込み等の改良及び刈払い等の保育を行うこと。
樹木医　樹木の樹勢回復や保全対策について総合的な診断を行い、治療の指導あるいは治療の実施を行う専門技術者

2　美しい景観形成・緑の創造

施策のねらい

本県は、多くの優れた自然景観を有し、その美しさは県民にとって貴重な財産であり、誇りでもあります。

このため、自然景観の保全に努めるとともに、自然と調和した美しい景観づくりを進めます。

また、本県を象徴する色である緑の意識の高揚を図るとともに、県民の理解と協力を得て、緑あふれる潤いとやすらぎのある地域社会をつくるための緑化を推進します。

自然景観の保全

◆人々にうるおいとやすらぎを与え、ふるさとの風景として心の支えになっている美しい自然景観を有する自然公園等の保護及び利用の増進を図るとともに、これらの地域内で行われる各種行為については、自然景観との調和が図れるよう、その適切な誘導に努めます。

◆山岳、森林、河川、海岸、湖沼等で構成される本県の優れた自然景観の維持について、地域住民や事業者と行政機関が共通認識や共通理解のもとに一体的に行動できるよう、意識啓発や情報交換を進めます。

リゾート地域の景観形成

◆快適な環境を有する質の高いリゾートを形成するため、「福島県リゾート地域景観形成条例」に基づき、「会津フレッシュリゾート地域」をリゾート景観形成地域として指定し、良好な自然条件等の地域の特性が生かされた優れた景観の保全と創造に努めるとともに、リゾート景観形成のための普及・啓蒙活動の展開を図ります。

◆当該地域内の公共施設等の整備、市町村の景観形成施策の誘導、大規模な開発行為に対する景観上の指導・助言、住民または事業者の景観形成に関する協定等、良好な景観形成を図るための施策を積極的に推進します。

猪苗代湖と磐梯山

2　美しい景観形成・緑の創造

施策のねらい

本県は、多くの優れた自然景観を有し、その美しさは県民にとって貴重な財産であり、誇りでもあります。

このため、自然景観の保全に努めるとともに、自然と調和した美しい景観づくりを進めます。

また、本県を象徴する色である緑の意識の高揚を図るとともに、県民の理解と協力を得て、緑あふれる潤いとやすらぎのある地域社会をつくるための緑化を推進します。

自然景観の保全

◆人々にうるおいとやすらぎを与え、ふるさとの風景として心の支えになっている美しい自然景観を有する自然公園等の保護及び利用の増進を図るとともに、これらの地域内で行われる各種行為については、自然景観との調和が図れるよう、その適切な誘導に努めます。

◆山岳、森林、河川、海岸、湖沼等で構成される本県の優れた自然景観の維持について、地域住民や事業者と行政機関が共通認識や共通理解のもとに一体的に行動できるよう、意識啓発や情報交換を進めます。

リゾート地域の景観形成

◆快適な環境を有する質の高いリゾートを形成するため、「福島県リゾート地域景観形成条例」に基づき、「会津フレッシュリゾート地域」をリゾート景観形成地域として指定し、良好な自然条件等の地域の特性が生かされた優れた景観の保全と創造に努めるとともに、リゾート景観形成のための普及・啓蒙活動の展開を図ります。

◆当該地域内の公共施設等の整備、市町村の景観形成施策の誘導、大規模な開発行為に対する景観上の指導・助言、住民または事業者の景観形成に関する協定等、良好な景観形成を図るための施策を積極的に推進します。

猪苗代湖と磐梯山

農村景観づくり

豊かな水と緑に恵まれ、うるおいとやすらぎに満ちた美しい空間が形成されている農村において、今後とも美しい景観を維持・向上させるための農村景観づくりを積極的に進めます。

◆自然石等を利用した親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の親水空間の整備や、歴史的文化施設を活用した集会施設、さらには農村公園等の整備を進めます。

◆生態系保全のための蛍ブロック、魚巣ブロック、草生水路等の施設整備を進めます。

◆景観形成に資する農業を積極的に展開します。

◆並木、花壇、防風雪林といった緑地帯等の「うるおい施設」を取り入れた農道の整備を推進します。

緑の創造

緑あふれるうるおいとやすらぎのある地域社会を築くため、緑地の保全・造成、緑化思想の高揚、緑化推進体制の整備等により、総合的な緑化の推進を図ります。

◆県民一人ひとりの理解と協力による県土緑化を推進するため、緑の羽根募金運動及び地方植樹祭等を通じて、緑化の普及啓蒙活動の積極的な展開を図ります。

◆親と子が一緒に自然に親しみ、緑の重要性の認識を深めるよう、体験林業、自然観察、森林浴、木工教室等を行う親子緑の教室を開催します。

◆緑に親しみ、緑を愛し守り育てる活動を通じ、自然等を愛する心豊かな人づくりを図る「みどりの少年団」の育成強化を推進します。

◆次代を担う青少年の緑化思想の高揚や国土緑化運動の推進のため、青少年の緑化活動及び学校における緑化教育の推進を図ります。

◆緑化の推進に対する県民の理解と協力に基づく「緑化基金」の活用により、山村・都市住民との交流事業や青少年の体験林業教室、さらには緑の文化財の保護等の各種事業を展開します。

◆(社)福島県総合緑化センターを核として、緑化に関する情報の収集・提供や緑化技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、緑化木の供給斡旋や緑化木の円滑な生産と流通の推進を図るなど、地域緑化を推進します。

親子緑の教室（けやきの森：猪苗代町）

緑の少年団大会（県民の森：大玉村）

みどりの少年団　小学生を対象とした自主的組織で、平成４年12月１日現在、県内で48団体（4,374名）が組織されている。
緑化基金　緑化運動を推進し緑豊かな県土を創造するため、関係団体、県民、県、市町村等で造成する基金。昭和60年度から10年間で１億円以上を目標とする。

3　自然とふれあう環境の整備

施策のねらい

生活におけるゆとり・潤いを重視する傾向や心の豊かさを求める傾向が顕著になってきている中で、自然とのふれあいへのニーズが高まってきております。

このため、本県の持つ多様性に富んだ美しい自然資源を保全していくことを基本に、これらの活用による人と自然とのふれあいの場の整備を図ります。

自然公園等の適正な活用

◆見る自然から、ふれる自然へという自然とのふれあいを重視する観点から自然への理解を深め、自然と親しむための施設として、自然探勝路、園地、野営場等、自然とのふれあいの場の整備を進めるなど、自然公園の適正な活用を図ります。

森林とのふれあいの場の整備

◆森林とのふれあいの場に適した森林については、森林の整備とあわせて、自然観察の場、イベント広場、キャンプ場、野外レクリエーション施設等利用目的に応じた多様な整備を図るとともに、きのこや山菜等の地域資源の活用に努め、森林空間の総合的な利用を図ります。

◆ヒューマン・グリーン・プラン等の国有林野事業との連携を図り、利用者の多様な要請にこたえる森林とのふれあいの場の整備を図ります。

◆都市住民の森林とのふれあいを積極的に促進するため、林業体験施設の整備にあわせ、森林インストラクターの養成・確保を図ります。

◆県民の森や昭和の森、(社)福島県総合緑化センター、生活環境保全林等については、県民の森林とのふれあいの中核的施設として整備充実を図ります。

◆県民の森の総合整備

県民の森については、広く県民に親しまれてきており、森林とのふれあいやスポーツレクリエーション等利用者の多様なニーズの高まりに応え、高度かつ多面的な活用を図るため、一層の拡充整備を図ります。

水辺とのふれあいの場の整備

◆ホタルや魚などの水生生物の生息環境を保全するための石や木など天然素材の持つ機能を生かした川づくりや水辺に豊かな自然を提供する、多自然型川づくりの展開を図ります。

◆広大な水面、自然あふれる湖岸を有するダム湖におけるレクリエーション機能の整備を一層推進します。

◆渓流が持つ美しい自然環境を保全形成する水と緑の砂防モデル事業や砂防環境整備事業等の推進により、人と渓流のふれあいの場を創造します。

◆良好な浜辺を守ることを基本に、自然に調和した海岸の整備を図ることにより砂浜を回復させ、穏やかな海辺を創出し、海水浴など人が海と安心して気軽にふれあえる、海辺のふれあいゾーンの形成を図ります。

温泉資源の保護と適正利用

◆全国有数の温泉県である本県の温泉資源の保護と適正な利用を図るため、源泉の立入り検査などを通じて、無秩序な掘削による源泉の衰退等を防止するとともに、未利用温泉等の適正な利用誘導を図ります。

◆温泉の保健的利用へのニーズの高まりに対応するため、新たな温泉利用需要に応じた指導、相談体制の整備充実に努めます。

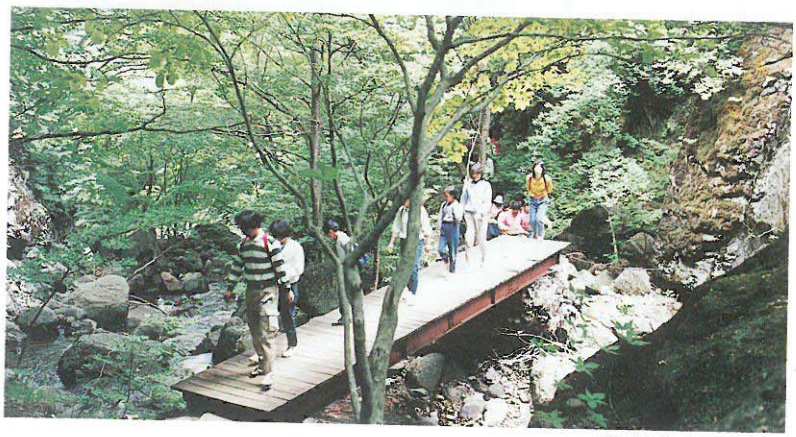

県民の森（大玉村）

森林インストラクター　一般の森林利用者に対し、森林及び林業に関する知識の普及、森林利用の案内、野外活動等の指導を行う専門技術者。
県民の森　昭和47年に、明治百年を記念して、県民の健康の増進及び自然愛護思想の向上を図るため、安達太良山麓に設置されたもので、教養施設として森林館及び植物園、保健休養施設として園地、キャンプ場、広場、遊歩道等、さらには21世紀の森事業により、森林学習展示館、養魚の森、山菜園等が整備されている。

第３章　魅力的で多様な産業の集積

仕事づくりに当たっては、第一次産業から第三次産業までにわたるすべての産業において、研究開発機能の強化や技術力の向上等による高付加価値化を図るとともに、ニーズに対応した雇用機会の確保と働きやすい環境づくりを図ることが必要であるため、産業経済に関する施策を通じて、『魅力的で多様な産業の集積』を図ります。

◆　高生産性・高付加価値で、より魅力に富む農業の構築や豊かな森林とこれを支える林業・木材産業の振興、さらには豊かで魅力ある水産業の振興などにより、時代の潮流に即応した、活力ある農林水産業の展開を図ります。

◆　産業構造の変化に対応した知識集約型、高付加価値型及び研究開発型工業の集積や、産業構造の高度化・高付加価値化に寄与する産業高次機能の集積などにより、高い技術力を誇る工業の充実を図ります。

◆　小売・卸売業の活性化や魅力ある商店街の整備による商業の振興や、ゆとりと豊かさの創造や産業支援のためのサービス業の振興などにより、新しい時代に対応した魅力ある商業・サービス業の振興を図ります。

◆　魅力ある観光・リゾート地づくりや観光ＰＲ・サービスの充実強化、さらには国際観光の推進などにより、個性豊かで魅力ある観光・リゾートの振興を図ります。

◆　経営資源の充実や新たな産業基盤の創造、さらには地域経済の国際化の推進などにより、地域中小企業や地場産業など地域に根ざした産業の振興を図ります。

◆　雇用の安定と雇用開発の推進や生涯にわたる職業能力開発の推進、さらにはゆとりと豊かさを実感できる労働福祉の充実などにより、ニーズに対応した雇用機会の確保と働きやすい環境づくりを図ります。

【施策体系】

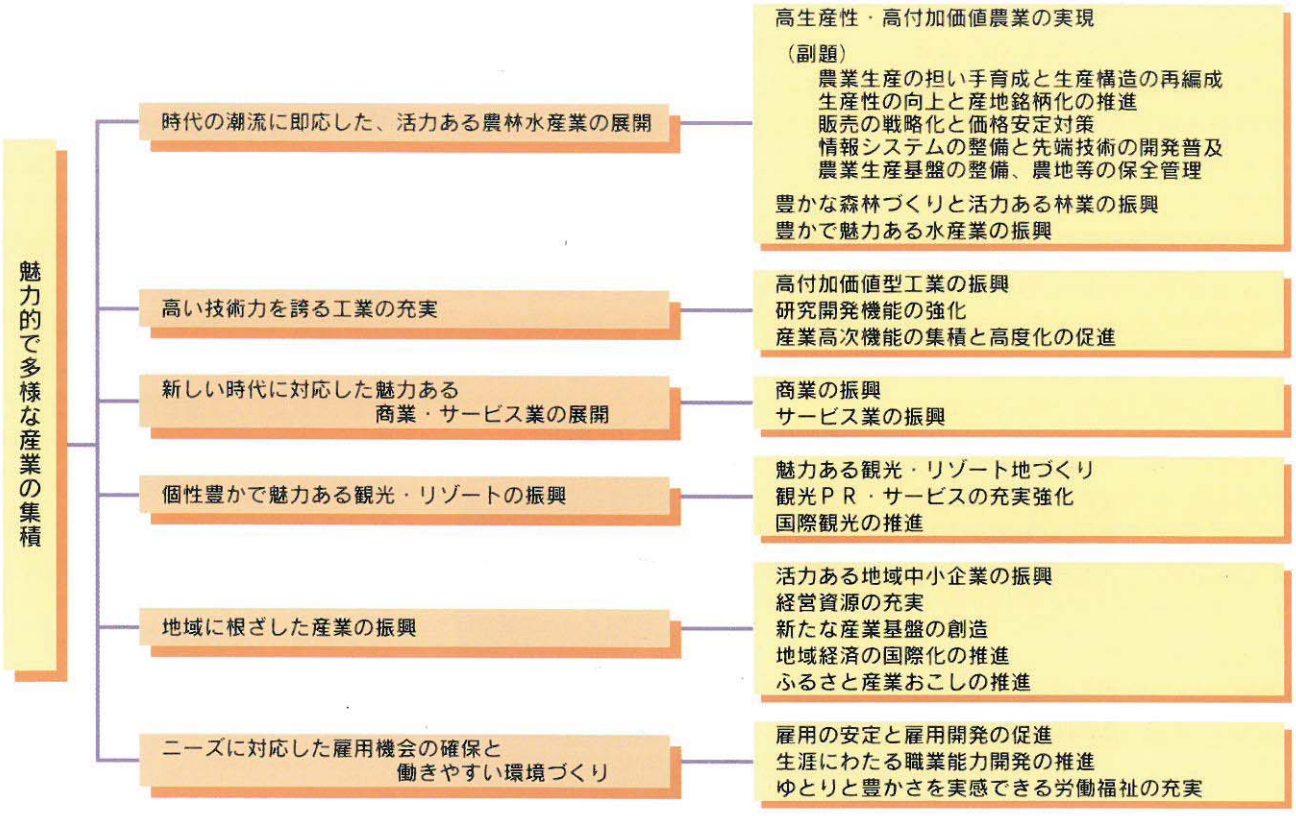

第１節　時代の潮流に即応した、活力ある農林水産業の展開

１　高生産性・高付加価値農業の実現

（1）　農業生産の担い手育成と生産構造の再編成

施策のねらい

本県農業の発展と地位の向上を図るためには、新しい知識・技術を有する担い手の育成とともに地域における農業構造の再編成が重要な課題です。

このため、次代を担うにふさわしい先進的知識・技術を有する農業の担い手の育成や農地流動化の促進を通じた経営規模の拡大などの構造政策を積極的に推進し、農業の体質強化と経営の支援に努めます。

担い手の育成確保

◆経営感覚に優れた効率的・安定的な経営を行い得る農業者を育成するため、農業者の意識改革の啓蒙を進めるとともに、経営基盤の確立を図る施策を集中的・重点的に行います。

① 担い手農家等への農地の利用集積による経営規模の拡大

② 施設園芸や地域特産物など高収益・集約型経営への誘導

◆幅広い高度な技術と企業的経営力、さらには地域のリーダーとしての資質を習得できるよう、農業短期大学校等における農業教育を充実強化するとともに、農業高校等の教育機関、関係団体との連携を密にして後継者の確保に努めます。

明日の本県農業を担う若者たち

新規就農の促進

◆将来にわたり農業の生産活動を維持・発展させるため、農業後継者をはじめとする若い農業者の育成確保について、農地流動化も含めた総合的な対策を地域ぐるみで進め、優れた地域農業の担い手の育成確保に努めます。

◆農業の持つ魅力を求めて都市や他産業から参入する農業者やUターン等の新規就農者には、地域農業の振興と活性化に寄与するものとして大きな期待がかけられています。

新たな就農者に対して、継続的な営農が行えるよう地域及び関係機関との連携の下で、知識・技術の習得、経営のための支援を行います。

地域農業構造の再編成

◆地域における効率的な生産システムを確立するため、構造政策推進会議の積極的な活動展開を基礎に、市町村、関係機関、団体の機能の強化と相互の連携に努めます。

◆地域の中核となる認定農業者等への農地の利用集積、経営・農作業の受託を含めた幅広い形態での規模拡大と農地の連担化を図ります。

◆共同化や協業化等生産の組織化を進め、さらに法人格を有する企業的経営を行うことのできる生産組織を育成します。

農家経営支援の強化

◆農業経営の改善と的確な支援が図られるよう、農業協同組合の経営基盤を強化し、営農指導体制の充実・強化に努めます。

◆農業者等の経営能力、技術の実態に適合した効率的な融資を行うなど制度の充実に努めます。

農地流動化　高生産性農業の実現と農用地の有効利用を図るため、農地利用増進法等を適切に運用して、将来にわたり地域の担い手となる農業者に農地の利用権等を集積すること。
構造政策　高生産性農業の実現に向け、農地の所有と利用の仕方を再編成して、産業として自立可能な農業経営の確立を進めること。
農業経営規模拡大認定農家　農用地利用増進法に基づき市町村により経営規模拡大計画の認定を受けた農家で、優先的に農地の斡旋等を受けられる。

(2)　生産性の向上と産地銘柄化の推進

施策のねらい

農業は、本県の基幹産業であるとともに、本県は生鮮農畜産物をはじめとする食料の供給基地として全国的にも重要な役割を担っています。

このため、本県の有する多様な地域特性を最大限に生かしながら、需要動向に対応した生産構造の再編成を推進し、高生産性・高付加価値農業を展開するとともに、戦略作物の導入拡大による産地銘柄化を推進し、市場適応力のあるたくましい産地を形成します。

地域の特性を生かした農業の展開

本県は、浜通り・中通り・会津地方、さらに平坦・中山間地域と、多様な地理的・立地的条件を有しています。

これらの地域特性を生かした多様な農業を展開し、地域農業の生産構造の再編成を進めます。

また、福島空港を活用し、空輸に適する品目・作型の開発やフライト農業団地の育成等フライト農業を推進します。

①　平坦地域

大規模低コスト稲作経営の確立、さらには稲作を核に、野菜・花き・果樹・畜産等を組み入れた複合型農業や野菜・花き等の施設園芸を中心とした集約型農業を展開し、収益性の高い農業経営を推進します。

②　中山間地域

養蚕・葉たばこ・こんにゃく等を引き続き振興する一方、冷涼な気候や昼と夜の温度較差を巧みに活用した野菜・花きを導入するなど多様な農業生産を推進し、消費者ニーズに対応した高付加価値農業を展開します。

産地の体質強化

生産の団地化や共同販売体制の整備促進と生産の組織化や先進技術の導入等により需要動向に即応できる足腰の強い産地の形成に努めます。

◆地域の特性を生かした振興作物（戦略作物、基幹作物）を設定するとともに、地域別にモデル経営類型を示しながら生産性と品質の向上のための関連施策を総合的に推進します。

◆品質・規格の統一等を促進し、市場の要請に柔軟に対応できる計画生産・計画出荷に努め、産地銘柄化を推進します。

◆共同育苗施設、集出荷施設、調製保管施設等を整備拡充し、たくましい高能率の生産団地を育成します。

◆生産の組織化や高度な技術の普及定着を促進するとともに、畜産部門との連携による有機物の効率的利用を促進し、産地の維持発展に努めます。

水田営農の活性化

米づくりと転作とを適切に組み合わせた生産性の高い水田営農を確立するため、集落の合意に基づく土地利用調整や生産基盤の整備等を促進し、米の計画的な生産を確保するとともに、需要動向と地域の立地条件に適した作物の主産地化を推進します。

(1)　水　　稲

カントリーエレベーター等大型施設や大区画ほ場等の生産基盤の整備を推進するとともに、経営規模の拡大や高性能機械の有効利用による生産性の向上を図り、銘柄米等の安定多収、品質向上及び地域間格差の改善を図ります。

(2)　土地利用型作物

麦、大豆等については、経営規模の拡大や作付の集団化を図り、生産性の向上と低コスト化を一層進めるとともに、高品質化、商品化の向上に努め、地域輪作農法の定着化を図ります。

(3)　集約作物

かん水が容易で連作障害が少ないなど水田が持つ特性を活用し、高品質野菜や花き等の新品目、作型の開発や施設化を進め、周年供給産地体制の確立に努めます。

カントリーエレベーター（喜多方市）

戦略作物　積極的な施策の展開により地域内で作付面積の大幅増を見込み、地域農業生産の再編に大きく寄与する作目。基幹作物　中核農家の農業経営の主要な作目として定着しており、今後とも安定的な生産が図られる作目。
地域輪作農法　地域の自主性と合意で、水田の集団的土地利用により、計画的に水稲と転作作物を栽培し、水田農業全体の生産性を高める農法。

(3)　販売の戦略化と価格安定対策

施策のねらい

消費者ニーズの多様化、産地間競争の激化、農産物の輸入自由化等、本県を取り巻く環境は大きく変化しています。

このため、これら外部環境変化に的確に対応するため、流通と生産が一体となった広域的、計画的な販売戦略を確立し、本県農畜産物の市場価値を高めるなど、農業経営の向上に努めます。

集出荷・流通体制の充実強化

輸入農産物の増加や産地間競争の激化に加え、高級化・少量多品目、新鮮・安全志向等の消費者ニーズに的確に対応するため、需要動向・農産物市況等を踏まえた戦略的な生産・出荷体制を確立します。

キュウリ選別機（白河農協）

◆本県農産物の計画的・安定的な出荷・販売を図るため、複数農協、市町村にまたがる集荷体制を整備し、これらに予冷施設等保鮮流通施設を計画的に導入するなど広域集出荷体制を確立します。

◆県内に立地する小規模卸売市場の統合整備を進め、県内市場の適正な価格形成機能を高めることにより地場流通の促進を図ります。

消費拡大と販売の戦略化

◆消費動向の的確な把握に努めるとともに、関係団体等の行う各種フェアや消費市場懇談会等を活用して本県農産物の消費拡大と販路の拡大に努めます。

◆長期的展望に立った販売戦略を策定し、流通・消費・生産が一体となった計画的な生産・販売体制の確立に努めます。

◆高速交通網を活用した農産物の流通圏域の拡大を図るため、地理的優位性が生かせる京浜地区をはじめ、北海道、名京阪神、九州地区への販路の拡大のための宣伝活動を促進します。

◆消費者ニーズに対応した産地直売、宅配等の新たな販売方法の開発・展開を促進します。

◆農業団体が中心となった輸出促進協議会の育成を図り、海外需要の把握・創出に努めながら、輸出の振興を促進します。

価格安定対策の推進

農業の再生産を確保し、安定した経営が図られるよう、青果物や畜産物の価格補償制度・農業災害補償制度の充実に努めます。

アンテナショップ

保鮮流通　青果物の包装容器、輸送手段、保管施設などの改善措置等を講ずることにより、鮮度の保持及び向上を図りながら円滑な流通を図ること。

福島県における農産物の生産地

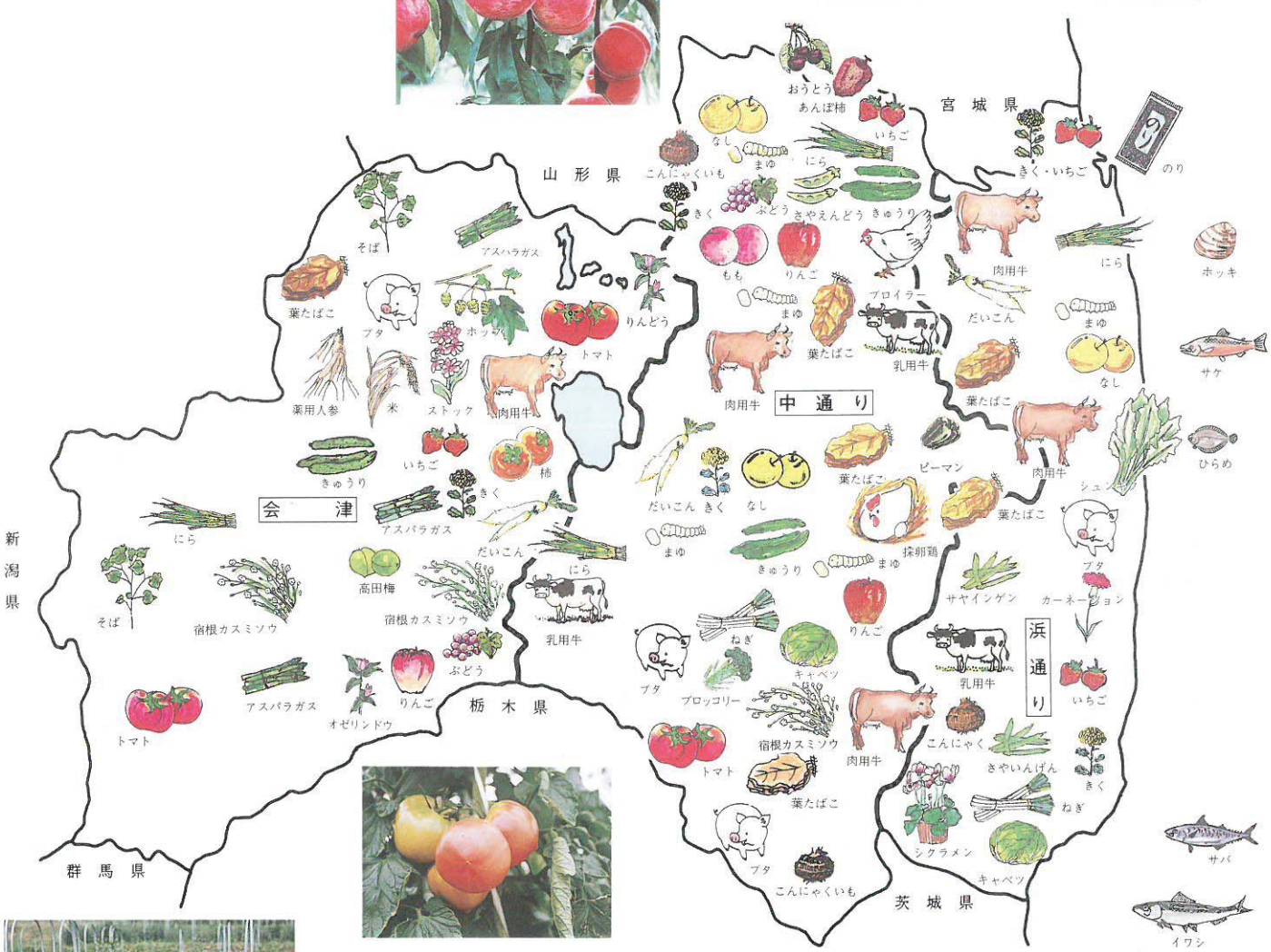

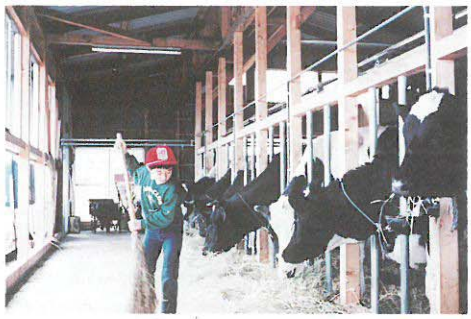

(4)　情報システムの整備と先端技術の開発普及

施策のねらい

本県農産物の生産・流通の戦略化を図るためには、先進的知識・技術の開発・普及や市場情報を迅速に関係者に伝える必要があります。

このため、情報システムの開発・整備に努めるとともに、試験研究機関の整備を図り、バイオテクノロジー等の先端技術を積極的に活用した新品種・新生産技術の開発・普及を進めます。

情報システムの整備

効率的で活発な生産・販売を展開するため、総合的な農業情報システムを整備します。

◆農業・農政に関する各種情報を一元的に収集・管理し、迅速に提供する福島県農政基本情報システムの整備拡充に努めます。

◆最新の生産技術や流通情報をタイムリーに伝達・活用するため、総合的な農業情報管理体制を構築し、先進的農業者や関係機関とのネットワーク化を推進します。

農政基本情報システム（農政課）

先端技術の開発・普及

本県が将来にわたり総合的な食料基地としての地位を確保するため、新品種並びに先端技術の開発・普及に努めます。

◆細胞培養、遺伝子組換え等のバイオテクノロジー等の先端技術を活用し、水稲、野菜、果樹、花き、桑等の新品種の開発や家畜の改良・増殖を図ります。

◆効率的機械化技術体系やコンピュータ利用による環境制御技術、優良種苗大量増殖技術や受精卵移植技術を応用した多子生産技術の開発を推進します。

◆農産物の流通過程における品質の維持を図るため、生理メカニズムの解明や鮮度保持技術等の開発に努めます。

パソコンを用いた農家指導

環境と調和した農業の推進

消費者の視点を重視した、より安全な農産物の生産と、環境にやさしい農業の実現に向け、肥料や農薬等農業の環境への影響を軽減する低投入持続型農業の栽培技術の確立等、総合的な環境保全型農業生産技術の開発・推進に努めます。

試験研究・普及体制の整備

◆バイオテクノロジー活用等による革新的技術の開発に先導的、効率的に取り組むため、県の試験研究機関の再編・整備を図るとともに、大学や国の研究機関等との連携強化を図ります。

◆高度で多様化する農家ニーズにこたえ、新技術等の迅速な普及定着を図るため、現地における技術の実証や、高度専門技術並びに普及情報システムの整備強化に努めます。

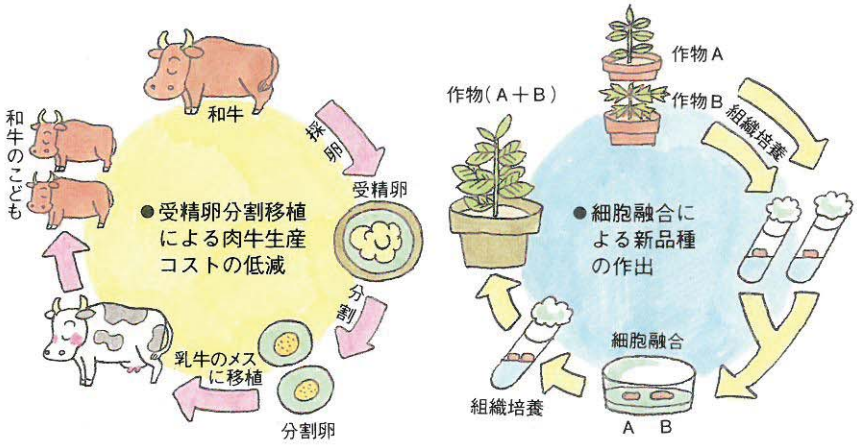

バイオテクノロジーの活用例

生理メカニズム　収穫された野菜や果実が、時間の経過とともに水分の蒸散や呼吸等により、発根や腐敗が進行するメカニズム。

(5)　農業生産基盤の整備、農地等の保全管理

施策のねらい

海外農産物との競争の激化や担い手の減少・高齢化という環境変化に対処し、活力ある農業を築くためには、一層の高生産性・高付加価値農業の実現が求められています。

このため、地域特性に応じた農業生産活動が推進できるよう、農業生産基盤の整備や優良農用地の確保に努めます。

また、緑豊かなゆとりとやすらぎのある美しい農村空間への要請が高まっている中、親水・修景機能や自然生態系に配慮した農業生産基盤の整備に努めます。

農業生産基盤の整備

基礎的な農業生産基盤である、かんがい排水施設、ほ場、農道等の整備を推進します。

◆農業用水の安定供給を図るため、ダム、頭首工、用排水路等を整備するかんがい排水事業を推進します。

◆区画の拡大・整形および農地の集団化等を図るため、ほ場整備事業を推進します。

◆ほ場の大区画化が可能な地域においては、高い技術水準と強い営農意欲を有する担い手農家が安定した農業経営が行うことができるよう、大区画ほ場の整備を積極的に推進します。

◆担い手農家等への農地利用集積を一層促進するため、ほ場整備事業の推進にあたっては、農地流動化施策との連携強化に努めます。

◆耕地の汎用化を進め、地域の実態に即した畑作振興及び農用地の高度利用を図るため、土地改良総合整備事業を推進します。

◆経営規模拡大による営農の合理化と安定化並びに需要に対応した新たな生産地の形成を図るため、農地開発事業を推進します。

◆生産性の向上や農産物流通の合理化等を促進するため、農道整備事業を推進します。

◆農産物の高付加価値化と販路拡大の基盤づくりのため、農道離着陸場を整備します。

農地等の保全管理

◆農村地域の混住化が進行し、農業用水の水質悪化、農業水利施設の機能低下、湛水被害の増大等が懸念されているため、農業用水の水質障害対策や湛水防除対策等を推進します。

◆農地や農業用施設等の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持向上を図るとともに、国土の保全に資するため、防災ダム、ため池等整備、地すべり対策等を推進します。

◆中山間地域等を中心に増加している耕作放棄地の対策を講ずることにより周辺の優良農地の保全に努めます。

◆農業の生産性の向上に寄与し併せて、農村生活環境の改善、地域防災効果、地域景観の保護育成等多面的な機能を有する土地改良施設を適正に維持管理するとともにその効率的な利活用を図ります。

土地改良団体の育成強化

土地改良団体の健全な運営と円滑な事業の推進が図られるよう指導するとともに、土地改良区の運営基盤の強化を図るため、土地改良区の統合整備を促進します。

◆管理技術者の養成・確保、技術力の向上等を促進します。

◆地元負担金の円滑な償還と負担の軽減を図るため、土地改良負担金総合償還対策事業等を実施します。

県営ほ場整備事業（相馬東部地区）

汎用化水田　ほ場整備事業等により排水改良や有効土層の確保等が図られ、水田にも畑にも利用できる耕地。

2　豊かな森林づくりと活力ある林業の振興

施策のねらい

地球的な環境破壊が問題となり国土保全の意味からも森林資源の有効活用が求められています。

このため、将来の国産材時代の到来に向けて計画的で多様な森林の整備を図ります。

また、林業・木材産業の安定的な振興を図るため、労働力の減少傾向に対応した事業体の育成や生産から流通までの一貫した供給体制の整備を図ります。

森林資源の充実と林道等路網の整備

河川の流域を基本単位として、民有林と国有林とが一体となった多様な森林の整備を促進するとともに、基礎的な基盤である林道等の整備を推進します。

◆多様化する木材需要や森林の持つ公益的な働きに対する要請に適切に対処していくため、自然環境の保全に配慮しつつ単層林施業に加え、複層林施業や育成天然林施業等の多様な森林施業を推進します。

◆森林資源の充実を図るため、植栽から保育を通じた体系的な森林の整備を積極的に推進するとともに、優良苗木の安定供給を図ります。

◆健全な森林の育成を図るため、間伐期を迎えた人工林については、間伐技術の講習・指導を通して計画的かつ円滑な間伐の推進に努めます。

◆松くい虫等森林病虫害や林野火災等による森林被害の予防と拡大防止のため、薬剤防除や伐倒駆除、さらには樹種転換等を総合的に実施するとともに、防火意識の啓蒙に努めます。

◆適切な森林施業の推進や効率的な林業経営の展開を図るため、林道等路網の整備を推進します。

大規模林道飯豊檜枝岐線（館岩村）

特に会津地域を中心とした大規模な森林地帯においては、林業生産と流通の近代化を図るため、大規模林道の整備を促進します。

森林・林業を支える担い手の育成・確保

(1)　林業経営の改善と林業後継者の養成・確保

◆外材や代替材との競合に対抗しうる生産性の高い安定的な林業経営を確立するため、計画的な森林施業を推進するとともに機械化を促進します。

◆経営意欲の高い林業後継者の養成・確保を図るために、青年林業士や指導林家等の活動を支援するとともに、林業グループ等の育成、青年林業関係者の組織化を推進します。

(2)　林業事業体の育成・強化

◆林業活動の主要な担い手である森林組合の活性化のため、組織率向上対策や広域合併を進めるとともに、川上、川下を通じた事業体の連携強化、さらには市町村、関係団体等との連携も含めた事業体について検討します。

◆事業体の経営を維持し労働力を安定的に確保していくため、流域林業活性化センターを中心として流域を単位としたネットワークシステムの整備を促進し、計画的な事業運営と年間を通じた事業量の安定確保、作業の平準化、生産性の向上、労働条件の改善等に努めます。

◆生産コストの低減を図るとも

単層林施業　ある程度まとまった地域に、樹種、樹齢、樹高のほぼ同一な森林を育成するために行う施業。
複層林施業　P 105参照
流域林業活性化センター　森林資源を河川の流域単位で管理する「流域管理システム」を構築するための基本方針の策定、推進を行う、県、市町村、関係業者・団体、専門家等で構成される任意団体。

に、労働力の減少に対処するため、高性能林業機械の導入・普及の促進、効率的な機械利用システムの整備、機械オペレーターの養成訓練等の条件整備を流域を単位として一体的に進めます。

（3）　林業労働力の確保

林業労働力を将来に渡って安定的に確保していくため、林業労働者の需給動向を的確に把握し、事業量を計画的に確保することで就業の安定化、長期化を促進するなど、市町村、関係団体と一体となった林業労働者の育成・確保対策を推進します。

また、労働安全衛生の確保や就業条件の改善等に取り組みます。

林産物の需要拡大と安定供給体制の確立

（1）　県産材の需要拡大と供給体制の整備

◆県産材の需要の拡大を図るため、県内外における普及宣伝活動の強化、公共施設における利用の促進、住宅部材など建築資材への利用促進等に努めます。

◆資源の有効利用を図るため、間伐材の集成材への利用促進、モデル施設の設置促進等に努めます。

◆外材や代替材に対する競争力を強化するためのブランド化を促進するとともに、木材市場の再編整備による流通の効率化を推進し、高付加価値な県産材の安定供給体制を整備します。

◆プレカット加工や防腐処理加工等の高付加価値化、販売分野との連携、積極的なマーケティング活動の展開などを促進し、木材産業の体質強化に努めます。

（2）　特用林産物の振興

◆きのこ、山菜、桐等の特用林産物を農山村地域における主要作物と位置づけ、計画的・集団的な生産や加工・流通体制の近代化により産地の形成や銘柄化を促進します。

◆「（財）福島県きのこ振興センター」については、生産から流通までの情報の収集及び提供、栽培技術の指導、県内の気象条件に合った優良種菌の増殖と供給等を総合的に行う中核的機関として整備を進めます。

また、併せて林業試験場の試験研究成果等を踏まえ、新しい栽培技術、原材料、さらには新品種の検定等を行う「きのこ実証検定棟」の建設を図ります。

木材振興施設（永井中学校：いわき市）

林業技術の開発と普及指導の強化

多様な森林の整備や林業・木材産業の低コスト化、林産物の高付加価値化に寄与できるよう、研究内容の充実強化、試験研究体制の整備を図ります。

◆林業試験場においては、国、大学、民間の試験研究機関との連携を図り、森林生態系の研究、森林育成技術・管理方式の研究等地域に適合した新たな技術の研究開発や実用化技術の開発を積極的に推進します。

◆松くい虫等の病害虫の防除技術の開発、木質材料の加工・利用技術の高度化に取り組みます。

◆特用林産物については、バイオテクノロジーを活用した組織培養や細胞融合による新品種の開発・新たな利用の研究を推進します。

◆地域の実態に即した技術指導に努めるとともに、経営診断・指導事業を推進します。

◆造林や伐採等の協業化・共同化を促進するため、地域リーダーの養成、組織の育成に努めます。

プレカット加工　品質の向上、工期短縮等のため、柱、梁、桁等の部材加工を事前に工場等において機械で行うこと。

3　豊かで魅力ある水産業の振興

施策のねらい

地球環境保全意識の高まりなどによる国際的な漁業規制の強化、輸入水産物の増加や消費者ニーズの多様化等、水産業を取り巻く情勢はますます厳しくなるものと予想され、このような情勢に対応した生産体制の整備と漁業所得の向上を図り豊かで魅力ある水産業の振興が求められています。

このため、栽培漁業を柱とした資源管理型漁業を推進します。

資源管理型漁業の推進

過剰漁獲の漁業生産から、豊かな海の生産力と生物本来の再生産の特性を生かした生態系に配慮した漁業生産への転換を推進します。

◆沿岸の重要魚種については、資源状態の迅速な把握と適正な利用に努めるとともに、漁場の生産力に応じた人為的な資源の添加を図り、豊かな漁業資源の確保を目指します。

◆栽培漁業の中心魚種であるアワビ、ウニ、サケ、ヒラメについては、魚種に応じた生産・加工・販売を通して付加価値の高い事業展開を図ります。　特に、ヒラメについては、新たな種苗生産施設の整備により種苗の大量放流を行い、漁業者の自助努力と資源管理の強化による栽培漁業を推進します。

また、新たな栽培漁業対象魚種の開発研究についても積極的に取組み、沿岸漁獲量の安定確保に努めます。

◆漁業資源の状態や消費者のニーズを把握し、資源の合理的な利用を図るため、漁業者自らの資源管理体制の組織化を促進します。

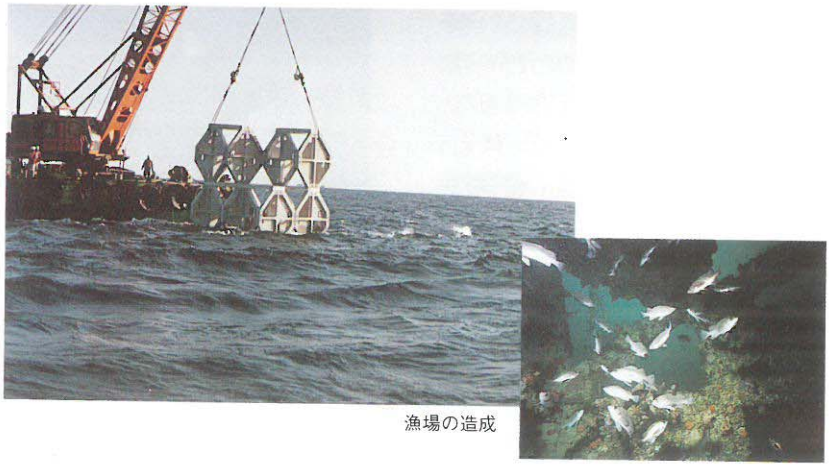

漁場の造成

◆資源管理型漁業の担い手として、また、地域のリーダーとなる中核的漁業者の育成を図るため、漁協青壮年部活動の活性化と地域活動への積極的参加等を促進します。

◆沖合・遠洋漁業については、国や各県の調査船と連携を密にした調査活動を行い、新たな漁場や漁業資源の開発に努め、安定した漁獲量の確保を図ります。

漁業生産基盤の整備

◆漁業資源の維持培養と効率的な資源利用を図るため、漁場の物理的・生物的特性や魚種毎の生態的特性に応じた機能的な漁場造成を推進します。

特に、アワビ・ウニ・ヒラメ等の定着性魚介類の増大を図るため地先型増殖場を造成し、栽培漁業を強力に推進します。

◆基礎的な生産基盤である漁港については、安全性、機能性に配慮した整備を進めるとともに、「つくり育てる漁業」に対応した漁港整備を図ります。

◆沖合・沿岸漁業の拠点港である松川浦漁港、請戸漁港、四倉漁港の整備を推進します。

◆遊漁船など海洋性レクリエーション需要に対応した整備を進め、漁港における円滑な漁業生産活動の確保を図ります。

地先型増殖場　コンクリート構造物及び自然石等を組み合わせることにより、水深５ｍ以浅の海域に造成するアワビ・ウニ種苗の保護・育成を目的とした漁場。

水産業経営の安定

◆漁業経営の合理化、共同化等を進めコストの低減を図るほか、総合的な資源管理情報を活用した計画操業による漁業の効率化と資源管理型漁業の推進による漁家所得の向上に努めます。

◆就業環境の改善と漁村地域の活性化のため、漁港背後地の関連施設の整備を進めます。

◆漁業協同組合の基盤強化のため、組合の合併、事業の統合等を促進します。

◆産地市場の集約化と流通加工施設の整備により流通拠点の形成を図るとともに、県内外からの水産物需要の増加に対応するため、港湾・福島空港を活用した水産物流通体制の整備を促進します。

また、消費地の市況動向を的確に把握・分析して、活魚流通、産地直送等の新しい流通方式の開発を促進します。

◆練り製品を中心とした水産加工業については、地場の原材料を利用した水産加工技術の向上に努めるとともに、自然食指向の消費者ニーズに応えるために、製品の多様化、高品質化を促進します。

内水面漁業の振興

◆魚類資源の維持培養のため、種苗放流事業の拡大と生息環境の整備に努めるとともに、河川、湖沼の地域特性に応じた遊漁レクリエーションの場の提供に努め、地域の活性化を図ります。

◆養殖漁業の一層の振興のため、本県の養殖業の中心である食用こいと鱒類については、バイオテクノロジーの活用による生産の効率化、品質向上を推進するとともに、新魚種導入、加工出荷の促進などにより需要の拡大に努めます。

◆内水面漁業資源を生かした地域づくりを推進するため、漁業経験を有する人材を活用した観光漁業や養殖事業など、多様な事業の展開に努めます。

新たな技術・情報化への対応

◆水産関連試験場等の試験研究体制の整備を推進するとともに、情報ネットワークの整備拡充により開発された技術の指導体制の充実・強化を図ります。

◆栽培漁業の推進と資源管理型漁業の確立のため、調査、役割に応じた船型・装置の近代化について検討します。

◆栽培漁業センターについては、対象種の大量生産技術の充実強化に努め、積極的な種苗放流による沿岸漁業資源の添加を図ります。

◆国、民間研究機関、大学等との連携のもと、水産業への新技術の導入を図り、マリノベーション構想の推進に努めます。

◆水産試験場等に蓄積された有益な漁業情報を利活用し、資源管理型漁業を一層推進するため、関係者との適切な連携のもと総合的な水産情報システムの開発について検討します。

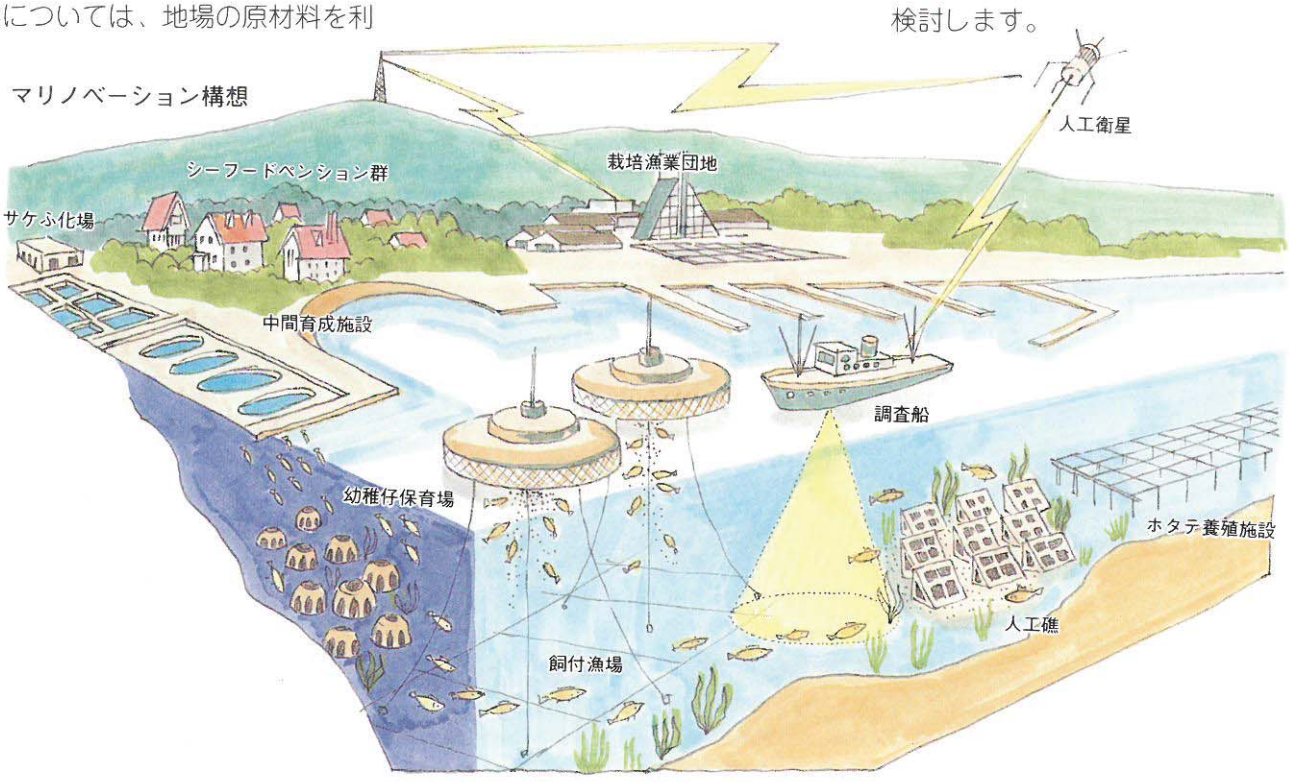

マリノベーション構想　水産業を核として沿岸域および沖合水域の総合的整備開発構想で、昭和60年度に水産庁が策定。本県では平成２年に基本計画を策定。

第２節　高い技術力を誇る工業の充実

１　高付加価値型工業の振興

施策のねらい

本県工業の一層の発展のためには、技術革新、高度情報化、ソフト化等の産業の高度化に対応した先端技術産業等の育成と立地が必要です。

このため、地域中小企業の技術の高度化を推進します。また、本県の持つ優れた立地条件を十分に活用し工業団地等の産業基盤の整備を進めるとともに、先端技術産業等知識集約型、高付加価値型及び研究開発型の工業の集積を促進します。

地域中小企業の技術の高度化の促進

ハイテクプラザ、(財)福島県工業技術振興財団等を中心にして、先端技術産業から伝統産業に及ぶ本県地域中小企業の技術を核とした高付加価値化を支援します。

◆地域中小企業の技術力、企画力の向上、研究開発力の強化を指導・支援するため、福島県ハイテクプラザにおける研究開発や技術・デザイン等の相談・指導機能の整備拡充を図ります。

◆地域企業のニーズに即応した技術教育を支援するとともに、企業内における技術・製品開発を指導・助言するため、(財)福島県工業技術振興財団及び郡山地域テクノポリス推進機構の拡充を図ります。

◆地域企業のデザイン開発力など創造性の向上や高度な生産システムの構築に対する支援機能の充実強化を図ります。

◆産学官の交流や各種研修事業の充実により、高度技術を担える人材の育成を図ります。

◆異業種交流や融合化を促進することにより新製品・技術の開発等新分野への進出を支援します。

工業立地の促進

本県の有する立地条件等を十分に生かして、多様で、かつ付加価値の高い工業の集積を促進するため、以下の視点に配慮しながら高い成長力のある先端技術産業や研究開発力を有する企業の立地を促進します。

◆計画的な土地利用の促進と自然・生活環境への影響を防ぎ、快適でゆとりある生産・生活環境を確保するため、工業団地への立地を積極的に誘導します。

◆県土の均衡ある発展とバランスある工業の配置を図るため、各地域の特性を生かした工業の立地を進めます。

◆農業と工業の均衡ある発展を図るため、農村地域への工業等の導入を積極的に進めます。

◆工業の高付加価値化を促進するため、研究所、情報処理産業など産業の頭脳部分の誘致や企業の中枢である本社機能の立地を進めます。

◆国際化時代に対応し、成長力・研究開発力に優れた外資系優良企業の立地を進めます。

会津若松工業団地

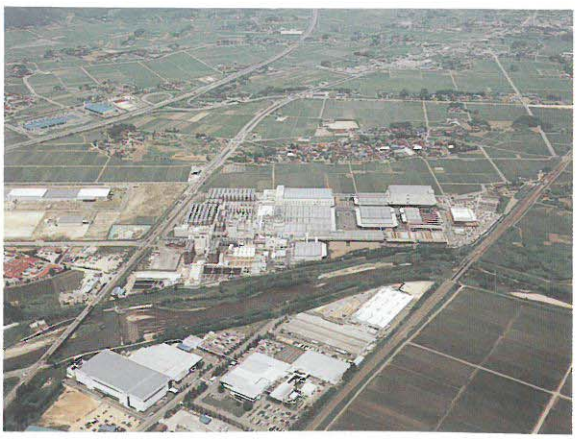

本宮工業団地

ハードな工業基盤の整備

（1）　工業用地の確保

県土の均衡ある発展と総合的な土地利用を踏まえ、地域特性等を生かした工業用地を計画的に確保します。

◆地域社会や自然環境との調和を保ちつつ、産業の高度化と企業ニーズに対応した快適な生活・生産空間を有する工業団地や研究団地、さらには中核的な工業団地等の造成を計画的に進めます。

◆農業構造の改善に対応し、農村地域の活性化と雇用創出のため、農業と調和した工業団地の整備を進めます。

◆先端技術産業等の集積を促進するため、高速自動車国道、空港・港湾等の周辺地域、あるいは学術研究機関との有機的連携を図れる地域等に研究団地、工業団地等の整備を進めます。

◆研究所、ソフトウェア産業、産業支援施設等の集積した産業団地や、住宅、ショッピングセンター等の多様な生活関連施設を併設する職住遊近接型の複合型工業団地の整備に取り組みます。

◆快適な作業環境・生活環境等を有し、地域社会と融合した新しい工場（ニューファクトリー）づくりを促進します。

（2）　工業用水の確保

工業誘致を促進し、安定した産業活動を促進するため、将来にわたる工業用水の安定的な確保に努めます。

◆磐城、小名浜、勿来、原町、好間及び相馬工業用水道の効率的利用を図ります。また、会津若松工業用水道（仮称）及び県北地方工業用水道（仮称）の建設を推進します。

◆新たな工業用水道については、長期的視点に立ち、関連ダムの建設、地下水資源の適正利用、工業用水の需要、立地動向等を踏まえ多面的に検討を進めます。

（3）　産業関連施設の整備

◆人的・物的交流の総合的なネットワークを形成するため、高速自動車国道、空港・港湾等の整備充実を進めるとともに、工業団地から幹線道路等へのアクセス網の整備も推進します。

◆自然環境の保全及び公害の未然防止のため、工場排水路の整備や産業廃棄物処理施設等の確保対策を進めます。

◆工業開発により需要が増大する電気等のエネルギーの安定確保に努めます。

小名浜臨海工業団地

ソフトな工業基盤の整備

◆研究開発機能の充実と高度技術産業の集積、さらには優秀な人材の地元定着及び産学の連携強化を図るため、会津大学の整備を進めるとともに、理工系大学等高等教育機関の誘致促進及び学部・学科の増設促進に努めます。

◆今後の技術革新に対応するため、試験研究機関を整備充実させるとともに、融資事業等の助成対策による民間試験研究機関や研究開発型企業の集積を促進します。

◆立地企業と地域との融合を図るため、立地企業と地元企業、市町村等との情報交換会の開催など連携の強化を促進します。

◆製造業等における高付加価値化の追求や企業経営の基盤強化・企業経営の多角化に伴い、需要が増加しているソフトウェア業、情報処理サービス業等の産業支援サービス業の誘導・育成を図ります。

◆企業立地を推進するため、企業立地資金の貸付などの助成・援助対策及び工業立地情報の充実に努めます。

魅力的な都市環境の整備

◆優良企業・研究所等の企業誘致を促進し、技術者等の県内への誘導・定着を図るため、工業基盤の整備に加え、都市機能、居住環境の整備を進めるなど魅力的なまちづくりを進めます。

◆情報化時代に対応し、高度情報通信ネットワークの整備を進め、高度情報都市づくりを進めます。

ニューファクトリー　①機能性と快適性とが同時に確保された作業環境整備がなされていること。②快適な生活空間と周辺地域との調和が確保された周辺環境整備がなされていること。③地域社会への貢献が可能となる企業内文化環境整備及び地域社会への貢献活動がなされていること等「新しい工場環境を備えた工場」のこと。

2　研究開発機能の強化

施策のねらい

地域中小企業にとっては、時代を先取りした、創造的な生産活動を支える技術力の強化は、最も重要な課題です。

このため、企業自らの技術・研究開発への取り組みを支援するため、ハイテクプラザを核とした研究開発機能の整備・拡充に努めます。

また、産業技術の向上と県民生活の向上に資するため、科学技術の研究と普及を図ります。

研究開発基盤の整備

企業自らの行う生産工程の自動化・省力化・システム化に加えて、企業の研究開発力・技術力の強化を図るため、本県工業技術の中核的試験研究機関であるハイテクプラザの整備に努めます。

◆新しい技術分野や地域産業のニーズに即した研究開発に取り組めるよう、ハイテクプラザの試験研究体制を整備するとともに、その成果が地域で有効に活用できるよう、最新の施設・設備を広く開放し、研究成果の普及・指導、起業化支援に努めます。

◆先端技術など次世代をリードする新しい産業の芽を育てるため、ハイテクプラザのインキュベート機能を整備します。

◆国公立試験研究機関、大学等高度な研究・技術開発を行っている機関との産学官共同の研究開発、技術・情報・人材交流支援システムを整備・拡充し、先端技術等を駆使した新しい地域技術や環境技術等の開発を促進します。

研究開発支援体制の整備

ハイテクプラザ、大学等の試験研究機関、業界が一体となった高度技術の開発・普及体制を整備します。

◆ハイテクプラザ福島技術支援センターについては、繊維部門、同会津若松技術支援センターについては、工芸、醸造・食品部門、同いわき技術支援センターについては、機械・金属部門における地場産業に密着した研究・指導機関として、整備に努めます。

◆(財)福島県工業技術振興財団においては、県内外の人的資源、いわゆる外部頭脳等の活用により、企業化に直結する実践的な技術指導・相談に努めるとともに、研究開発、人材育成、技術等の情報の収集・発信を支援します。

◆(財)郡山地域テクノポリス推進機構においては、研究開発助成事業を積極的に展開し、企業の技術開発や人材育成を支援します。

◆異業種企業が技術力・情報力等の経営資源の融合化を図り、新製品や新技術の開発など、新市場・新分野の開拓を展開できるよう、異業種交流の環境整備に努めます。

◆技術開発の核となる先端技術産業、試験研究機関、さらにはこれらを支援する情報サービス業、デザイン業等の集積を促進します。

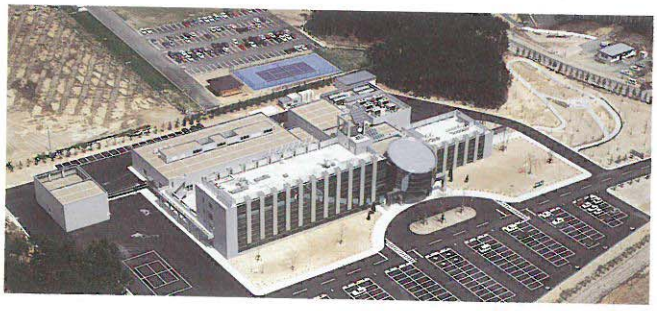

ハイテクプラザ

科学技術の振興普及

地域社会の活力を一層高めるとともに、安心して暮らせる潤いのある社会の実現や多様な価値観に対応しうる幅広い選択肢の提供等のため、長期的な視点に立って基礎的・先導的な科学技術の研究開発に取り組み、科学技術を積極的に活用し、また、科学技術に対する夢と情熱を持った青少年の育成を図ります。

◆地域における総合的な科学技術振興施策を策定するため、産学官による福島県科学技術振興会議（仮称）の設置を検討します。

◆新潟県を含む東北7県の産学官と連携し、東北を21世紀における日本の頭脳と産業開発の国際拠点とすることを目指す東北インテリジェント・コスモス構想を推進します。

◆社会の創造的な発展を担う青少年の夢と探究心を育むため、子どものための科学技術の学習・体験施設の整備を検討します。

インキュベート機能　起業化の意欲を持つ実業家に新技術、新商品等の研究開発を行う場所・施設・設備及びコンサルティング等を提供し、企業の独り立ちを助ける機能。

3　産業高次機能の集積と高度化の促進

施策のねらい

地域産業の自立的発展を持続していくためには、研究開発部門、情報関連部門等による産業高次機能の果たす役割がますます重要になっています。

このため、首都圏等から本県へ産業業務機能の誘導を図るとともに地域における産業高次機能の高度化を促進し、本県産業構造の高度化、高付加価値化を推進します。

郡山地域テクノポリスの建設促進

郡山地域テクノポリスは、高度技術に立脚した工業開発を促進し、地域経済の自立的発展を図りながら、「産・学・住・遊・創」が総合的に調和した新しい発想のもとでのまちづくりを目指すものです。

さらに、郡山地域の立地条件を生かし、ここで展開されたテクノポリスの効果を全県域へ波及させ、本県企業の研究開発力、技術力の高度化を促進します。

◆これからの先導的産業であるマイクロエレクトロニクス技術利用産業、新素材技術利用産業、バイオテクノロジー利用産業を中核とした振興発展を目指すため、地域企業の技術力、研究開発力の高度化と高度技術企業の立地を促進します。

◆(財)郡山地域テクノポリス推進機構を中心に債務保証、人材育成、研究開発支援、情報提供事業や、ハイテクプラザの機能を活用したソフト事業を展開します。

◆圏域内への高度技術企業の立地誘導を図るため、田村西部工業団地（仮称）を整備するとともに、郡山西部第一工業団地の整備を促進します。

◆郡山東部ニュータウン等の整備をはじめ、「住」機能の充実を図るとともに、潤いとやすらぎのある地域づくりを推進するため、福島空港公園の整備など「遊」機能の充実にも努め、魅力ある居住環境の提供を促進します。

郡山地域頭脳立地構想の推進

頭脳立地構想は、産業の頭脳部分といわれる研究所、情報関連サービス業等を地域内に集積させることにより研究開発、情報機能等の充実・強化を図り、地域産業の高度化、高付加価値化を目指すものです。

テクノポリスにおける「創」機能を担うもので、高度技術企業と産業支援サービス業との日常的なネットワーク化を推進するための交流事業等を通じ、相互の有機的な連携を図りながら相乗的な効果を発揮できるよう、テクノポリス、頭脳立地構想の両構想を推進します。

◆ハイテクプラザを中心とする人材育成、情報提供等のソフト事業を実施するとともに、高度な機能を有する特定事業を立地誘導させる受け皿として、郡山ウェストソフトパーク、須賀川ソフトパークの整備を促進します。

産業業務機能の誘導

東京一極集中を是正し、地方経済の活力を維持・発展させるためには、地方への移転が進みつつある事務所、営業所等の産業業務施設を積極的に誘導することが必要です。

◆職・住・遊の融合と自然との新たな調和を基本に、ゆとりと潤いのあるオフィス環境のあり方を研究し、分散型オフィスの導入促進について検討します。

◆本社機能の情報処理・システム開発部門、研究開発部門を中心に、また、本社全体や本社の中枢管理部門の地方への移転について本県内への適切な誘導に努めます。

産業高次機能集積の全県的展開の推進

◆テクノポリスや頭脳立地構想の効果を全県域に波及させ、産業高次機能の集積を一層促進させるために、整備されつつある産業基盤の活用等を中核とした全県的な産業高次機能集積のためのプラン作りを進めます。

◆産業高次機能集積のため、ソフトパーク、インテリジェントリサーチパーク等の整備を促進します。

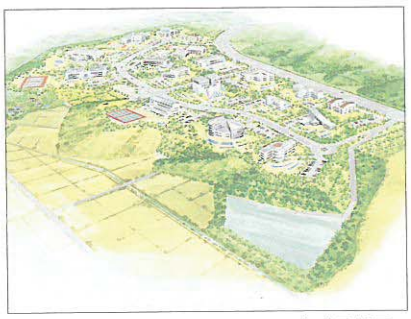

郡山ウェストパーク完成予想図

分散型オフィス　諸機能の大都市一極集中の弊害を是正し、人間性回復のために考えられた新しい勤務形態。代表的な形態としてサテライトオフィス、リゾートオフィス、ホームオフィス、ローカルオフィス等がある。

第３節　新しい時代に対応した、魅力ある商業・サービス業の展開

１　商　業　の　振　興

施策のねらい

消費者ニーズの多様化、高速交通体系の整備、流通環境の変化等環境の変化に的確に対応できる商業の育成が必要となっています。

このため、中小商業の経営の近代化を促進するとともに、まちづくりと一体となったコミュニティ機能やアメニティ機能も備えた生活・文化の拠点としての商業集積の促進や中小卸売業の組織化、共同化の推進により商業の振興を図ります。

魅力ある商店街と商業集積づくり

地域コミュニティの場の形成という視点に立っての商業集積は、「生活重視型の社会資本」の整備という時代の要請に見合うものであり、消費者ニーズに対応した小売商業の活性化やまちづくりと一体となった望ましい商業集積を促進します。

（1）　商業集積づくりの促進

◆商店街の活性化のための調査・研究や商店街のにぎわい創出のためのイベントの実施など商店街の組合等が行う活性化事業を支援します。

◆商業者、商工団体、市町村の連携を強化し、市町村の行う街づくりと一体となった商業集積整備に関する基本構想の策定を促進します。

◆店舗等の商業施設とコミュニティホール、イベント広場、アーケード、カラー舗装等のコミュニティ機能やアメニティ機能を備えた商業基盤施設、さらに道路、河川、公園等の公共施設の一体的整備に対し支援し、商業集積を核とした街づくりを推進します。

◆市街地再開発事業と商店街整備とを有機的に結びつけることで都市のスプロール化に歯止めをかけ、機能的な街づくりを促進します。

◆路上駐車による商店街周辺の利

便性の低下を改善するための駐車場の整備を進めるとともに、車の流れをスムーズにするための駐車場案内システムの整備を促進します。

◆商店街ぐるみでの過剰包装の見直しや資源再利用のイベント等、「省資源」「リサイクル」という視点から環境にやさしい商業を促進します。

◆高齢者や障害者が、安心して快適に買い物が楽しめるように、おもいやりのある商店街づくりを推進します。

（2）　中小小売商業の活性化

◆中小小売業の後継者や商店街のリーダーを育成するために、各種研修事業を推進します。

◆中小小売商業者の活性化に向け、商品の企画、仕入れ、販売等に係る情報提供等のリテールサポート機能の充実に努めます。

◆新しい業態への挑戦、経営の近代化・合理化・情報化、店舗施設の近代化等による魅力ある個店づくりを支援します。

◆中小小売業の経営基盤の充実強化を図るため、商店街、共同店舗、ボランタリーチェーン等幅広く多元的な共同化、協業化、組織化を促進するとともに、組織化された小売業者が行う共同事業等に対して支援します。

◆消費者の利益に配慮しながら活力ある競争条件を整えるという観点に立って、大型店と小売店の事業活動の円滑な調整に努めます。

中小卸売業の組織化・共同化の促進

資金調達力が弱く取扱流通量の少ない中小卸売業が、多頻度小口配送など物流内容の複雑化や労働力不足による物流コストの急上昇などの問題に対処できるよう、共同化、組織化への取り組みを一層支援します。

◆共同物流システム、中小卸売業情報ネットワークの確立、共同物流加工、共同配送施設など物流効率化施設の整備に対して積極的に支援します。

◆流通業務の共同化による合理化、近代化を目的とする中小卸売業の組織化や卸、小売、製造業、運送業等の異業種を交えた組織化を促進します。

スプロール化　宅地、住宅等が無秩序、無計画に都市の郊外に広がること。
リテールサポート機能　個々の商店の魅力向上を図るため、売れ筋商品情報、展示会情報等の商品の企画、仕入れ、販売等に係る情報の収集・加工・提供を行う機能。

2　サービス業の振興

施策のねらい

価値観の多様化・ゆとりある生活の追求という時代潮流変化を受けて、産業活動及び消費活動の両面においてサービス業に対する需要が高まっています。

このため、ニュービジネスの健全な育成に努めるとともに、産業支援サービス業、生活支援サービス業等の集積・育成を推進します。

産業支援サービス業の振興

事業所活動における合理化、効率化、高付加価値化の追求という要請を受けて、企業・団体等の業務向けサービスに対する需要の増大に対応するため、これら産業支援サービス業の誘導、育成に努めます。

◆産業支援サービス業の集積を図るためには、サービスの対象となる産業の集積が不可欠ですので、企業誘致の一層の推進に努めます。

◆産業支援サービス業の起業化を支援するため、融資制度や各種アドバイザー制度の充実に努めます。

◆今後一層需要の拡大が予想される情報サービス業については、優秀な人材を育成・確保するため、研修機能の強化について検討するとともに、企業の健全な育成を支援するため、融資制度の充実に努めます。

ゆとりと豊かさ創造型サービス業の振興

高齢化の進行、女性の社会進出、労働時間の短縮等の潮流変化を受けて、増大する生活者の欲求にこたえ、県民生活にゆとりと豊かさをもたらすことができるよう、生活支援サービス業や余暇関連サービス業等の新しいサービス業の育成、振興、集積を促進します。

◆「ゆとりと豊かさ創造型サービス業振興指針」を策定し、生産性の向上及びその提供するサービスの質の向上などを促進します。

ニュービジネスの健全な育成

既存の業種や業態の枠組みにとらわれない、新規性、革新性を有するニュービジネスの健全な育成に努めます。

◆ニュービジネスの起業化及び経営の安定を支援するため、融資制度の創設について検討します。

◆ニュービジネスの組織化を推進するとともに、異業種交流等の事業に対し支援します。

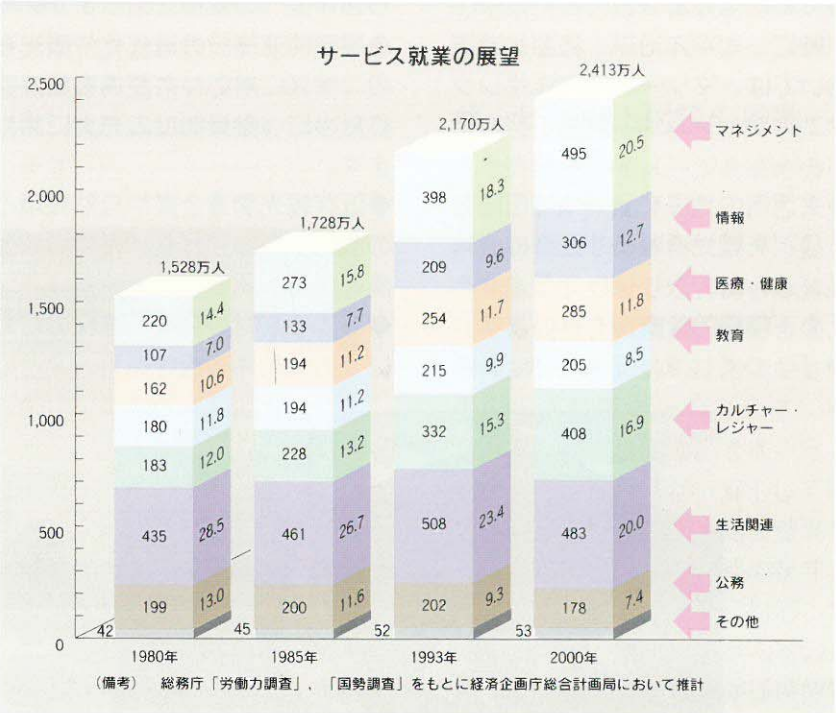

（備考）　総務庁「労働力調査」、「国勢調査」をもとに経済企画庁総合計画局において推計

ニュービジネス　これまでに存在しない新しい事業や既存の商品・サービスを複合化・統合化しているため、既存の業種・業態の枠組みではとらえられない新規性・革新性を有する事業又は企業。

第４節　個性豊かで魅力ある観光・リゾートの振興

１　魅力ある観光・リゾート地づくり

施策のねらい

優れた自然景観、歴史、文化等の豊富な観光資源と高速交通体系の整備により本県を訪れる観光客は着実に増加しております。

このため、観光関連企業の育成強化に努めるとともに、広域的な観光地のネットワーク化や県産品の販路拡大等を通して、魅力的な観光・リゾート地づくりを推進します。

魅力的な観光・リゾート地づくり

良好な自然景観や文化・歴史等の地域の特色を生かし、環境保全に配慮しながら訪れる観光客を魅了し、そこに住む人々が誇りを持てるような魅力ある観光地の整備や会津フレッシュリゾート構想の推進に努めます。

◆オートキャンプ、スカイレジャー、マリンスポーツといったスポーツ・レクリエーション等の多様な観光・レクリエーション地づくりに努めます。

特に、太平洋沿岸、猪苗代湖においては、マリーナ等海洋性レクリエーション基地の整備に努めます。

◆未活用の地場産品や地域伝統芸能などを観光資源化するための地域ぐるみでの取り組みを促進するため、積極的な支援を行います。

◆「うつくしま、ふくしま。」県民運動の一環として、清潔なトイレづくりやゴミのない観光地づくり等を通して、美しい観光地づくりを推進します。

観光関連企業の育成強化

◆経営改善に必要な観光情報や経営情報などの情報の収集・提供に努めます。

◆観光事業従事者の雇用の安定や観光客の混雑緩和、さらには観光関連企業の体質強化のために、オフシーズンの割引制度や施設の複合化などを推奨し、シーズン型から通年型への変換を図ります。

◆観光関連施設の近代化や観光客のニーズに対応した整備を促進するために、融資制度の充実に努めます。

◆既存観光関連企業や自然環境との調和を図りながら、優良な観光関連企業の誘致を進めます。

◆優秀な人材の育成・確保のために、労働条件改善等をテーマとしたシンポジウムを開催するなど、観光業界の魅力ある労働環境づくりを推進します。

広域観光ネットワークの整備

情報化の進展や高速交通体系の整備とも相まって、ますます広域化する傾向にある観光ニーズに対応した広域観光ネットワークの整備を図ります。

◆県内観光地間に周遊性を持たせ観光客の滞留性を高める一方、隣接県などと連携しながら、福島空港等の高速交通ネットワークを生かした新しい広域観光ルートを設定して商品化を促すなど、誘客対策の一層の強化に努めます。

県産品の販路拡大の推進

◆(社)福島県物産振興協会を充実するとともに、関係者が一丸となった県産品の販路拡大事業を促進します。

◆地域の特産品や伝統産品の掘り起こしを行い、国内主要都市における物産展の開催を進めるほか、海外における販路の拡大策について検討します。

◆県産品の展示、実演、即売や観光ＰＲの総合的拠点の整備を推進します。

◆消費者ニーズに対応した観光みやげ品の品質の向上や新商品の開発を促進します。

猪苗代湖と磐梯山

2　観光ＰＲ・サービスの充実強化

施策のねらい

豊富で多様な観光資源に恵まれているにもかかわらず、本県の観光地としての知名度は十分とは言えません。

このため、戦略的な観光ＰＲを充実するとともに、観光客の多様なニーズに対応できるようなきめ細かな観光情報提供体制の整備を推進します。

またサービス向上のために、関係者や県民の意識の啓蒙に努めます。

観光ＰＲの充実

「うつくしま、ふくしま。」県民運動の一環として、より効果的な観光ＰＲを推進します。

◆ふくしま国体などのビッグイベントに合わせ、多様な媒体を活用した戦略的な観光ＰＲに努めます。

◆市町村・観光関係団体等との連携強化や体制の充実を図り、積極的・戦略的な観光ＰＲに努めます。

特に、(社)福島県観光連盟を充実するとともに、関係者が一丸となった観光ＰＲに努めます。

◆県民総ガイド意識や観光資源の保護意識の啓蒙のために、観光月間等のキャンペーンの一層の充実に努めます。

観光キャンペーン風景

観光情報ネットワークの整備

◆天候、交通事故、開花時期等の観光情報の迅速な収集、検索、提供のシステムづくりについて検討します。

観光接客従事者研修会

◆観光客の利便性を確保するため、案内板、標示板、交通事情等の現地情報の提供体制の整備を推進します。

サービス向上対策の推進

本県観光のイメージを高めるとともに、「うつくしま、ふくしま。」県民運動の一環として、サービスの向上を図りながら、再び本県を訪れる観光客の増加に努めます。

◆旅館・ホテル等の経営者や従業員の接遇意識向上のために、教育・研修事業を促進します。

◆高齢者や障害者が、安心して観光旅行ができるような施設整備やサービス体制の充実に努めます。

◆観光客のグルメ志向に対応した新たな味覚の開発や食事内容の充実を促進するため、情報提供や啓蒙に努めます。

県民総ガイド意識　観光産業に携わる人だけではなく、県民一人ひとりがガイドという意識をもち観光客をもてなそうという考え方。

3　国際観光の推進

施策のねらい

国際化の進展により本県を訪れる外国人観光客はますます増加するものと予想されます。
このため、外国人観光客の誘致活動を積極的に推進するとともに、外国人観光客のニーズに対応した受け入れ態勢の整備を図ります。

国際的観光地の整備

会津若松・磐梯国際観光モデル地区や主要な観光地を中心に、外国人観光客向けの施設や、外国人観光客が安心して一人歩きできるような受入れ態勢の整備を推進します。

◆ｉ案内所やグッドウィルガイド（ボランティアによる善意通訳）の充実、パンフレットや観光施設・交通機関などにおける外国語表記の一層の普及を推進します。

◆会津若松・磐梯国際観光モデル地区の観光地としての国際的評価を一層高めるために、関係機関や関係団体などと連携しながら、磐梯高原や猪苗代湖周辺などにおける景観の確保及び改善に努めます。

◆喜多方市に整備されつつある「国際交流村」の活用などにより、地域の人々が直接外国人観光客と接し交流を深めることができるような国際的な催しの開催を推進するとともに、その交流の気運を全県に波及させるように努めます。

◆接客従事者を対象に外国の風俗・習慣の違いなどを学習する機会を設け、受入れ態勢の充実を図ります。

観光案内板（会津若松市）

外国人観光客誘致の推進

外国人観光客の動向やニーズを踏まえ、歴史的建造物、自然、温泉など、外国人観光客の関心の高い観光メニューのＰＲや、青少年交流など特定の層にターゲットを絞った効果的なＰＲに努めます。

◆ＮＡＭ国際観光推進協議会などを通じて、隣接県との広域観光の連携強化を図るとともに、海外へのミッションの派遣や海外観光展への出展などを推進します。

◆県内観光地の魅力を海外にＰＲし、本県観光の国際化に必要な情報を収集するため、在日外国人などを対象とした招請事業を実施する各種団体等に対して積極的に支援します。

◆国際チャーター便の運行を促進するなど、福島空港を国際観光の拠点として積極的に活用することにより、より一層の国際観光の振興に努めます。

外国人招請事業

ｉ案内所　外国人観光客に対して、旅行および観光レクリエーションに関する情報を外国語（口頭・印刷物）で提供できる案内所（ｉは Information（情報）の頭文字）
グッドウィルガイド　ボランティア精神に基づき、積極的に外国人旅行者に対し道案内や交通案内等の簡単な通訳を無償で行うガイド。

第５節　地域に根ざした産業の振興

１　活力ある地域中小企業の振興

施策のねらい

中小企業の持つ柔軟性、機動性という特性は、新規参入や新たな事業展開を通して地域産業や社会に活力を与えています。

このため、起業化への支援を一層推進するとともに、伝統工芸品産業、下請け、小規模企業等の地域中小企業の振興を図ります。

起業化、活性化対策の充実

異業種交流・融合化等の促進により地域資源を活用した地域中小企業の新たな展開を支援します。

◆ふるさと産業おこし運動の推進による地域資源の掘り起こしや農林水産物等の商品化を促進し、新たな地域産業の起業化・育成に努めます。

◆異業種交流や融合化、産学官の交流を促進し、新技術・新製品の開発、新規分野への展開等を支援します。

◆地域資源を活用した地域産業創造・デザイン開発等の指導・支援機能を整備します。

◆地域中小企業の活性化を図るため、情報化対策、新製品・新技術等の開発事業、新分野への進出事業、創造的発展事業、雇用管理の改善事業等に対して支援します。

◆地域の風土、資源、伝統技術等に根ざした地場産業の経営の安定化や過疎・リゾート地域の振興に資する観光レクリエーション施設、特産品等の製造・販売施設等の整備を促進するため、設備資金を融資します。

企業の高度化対策の充実

異業種交流、産学官交流、立地企業との交流、公設試験研究機関等の活用を進め、地域中小企業の研究開発力の強化、技術の高度化を促進します。

◆技術・商品企画等の高度化のため、外部の技術者・研究者、デザイナー等を活用した新技術の開発、高付加価値商品の企画・開発に対して支援します。

◆地域中小企業が先端技術修得のために行う人材育成事業を支援するとともに、ハイテクプラザ等のインキュベーター研究室の開放により研究開発型企業の育成に努めます。

小規模企業対策の強化

地域経済の活力の源泉である小規模企業等の経済活動を支援します。

◆小規模企業対策の中核的実施機関である商工会議所、商工会の支援機能の強化を図り、地域振興・地域中小企業の活性化を推進します。

◆商工会議所、商工会、福島県商工会連合会が実施する指導・相談等の経営改善普及事業を拡充し、小規模企業等の技術の向上、経営管理の合理化を図ります。

◆小規模企業の創業・新分野進出を支援するため、有利な資金の融資及び設備の貸与を行います。

下請中小企業対策の推進

地域産業の重要な担い手である下請中小企業の振興を図ります。

◆(財)福島県中小企業振興公社が行う下請取引斡旋事業、下請中小企業テクノフェアへの参加や自社技術・製品の開発等による自立化支援のための事業に対し助成を行います。

◆経営の合理化を行う下請中小企業に対し低利資金を融資します。

中小企業組織化対策の推進

中小企業者が、激変する経済社会環境の変化に対して、組織化を通じ共同で取り組む事業を支援します。

◆福島県中小企業団体中央会が行う組織化指導を通じ、産地や同業種又は異業種間連携など中小企業の立地環境に応じた事業協同組合、商店街振興組合が取り組む様々な共同事業を支援します。

伝統工芸品産業の振興

地域資源を有効に生かし地域経済発展の原動力となってきた伝統工芸品産業について、後継者の育成や観光産業とのタイアップによりその活性化に努めます。

◆産地の行う後継者養成事業に対し助成するとともに、外部のデザイナー活用によるデザインの高度化、消費者ニーズに即応した新商品の開発等商品の高付加価値化を支援します。

◆見本市、展示会等の開催を促進するとともに、伝統的な工芸品の販路の拡大のため、共同工房、体験学習、展示・販売機能の整備充実に努めます。

◆技術者の高齢化のために伝統技術の継承が危ぶまれている一部産地においては、技術の継承のみならず、文化の面からも技術の保存に努めます。

小規模企業　常時雇用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業については５人以下）の事業者。

2　経営資源の充実

施策のねらい

中小企業は、技術革新・情報化の一層の進展、消費者ニーズの多様化・個性化、さらには、労働供給構造の変化に伴う人材の確保難等急激な環境変化のなかにあって、厳しい対応を迫られています。

このため、技術、情報、人材育成等における支援を推進するとともに、診断指導事業や金融支援を通して、経営基盤の充実に努めます。

技術力向上対策の推進

地域中小企業の技術力の向上を図るために、ハイテクプラザや産学官の交流を通して、技術力に基づいた創意ある製品づくりに対して支援します。

◆先端的かつ波及効果の高い汎用性のある技術開発に取り組むため、ハイテクプラザを中心とした研究体制を整備するとともに、(財)福島県工業技術振興財団との連携を図りながら、その研究成果を中小企業へ波及するための技術教育・研修実施体制を整備します。

◆産学官の交流や共同研究を推進し、中小企業の技術開発力・研究開発力の強化を図るとともに、外部の技術者・研究者等の協力を得て、実践的な技術指導・相談を行います。

◆環境保全対策を推進するため、リサイクル技術、省資源・省エネルギー技術等の開発・普及に努めます。

情報化対策の推進

生産・流通面でのコストダウンの実現や需要の多様化に対応した新商品の開発、顧客サービス力やマーケティング機能の強化等、中小企業の抱える問題を解決するために、コンピュータの利用を促進するとともに、技術や経営等各種情報の収集・選別・発信機能の充実強化に努めます。

◆(財)中小企業情報センターの情報収集・提供機能を充実強化するとともに、同センターを中核とする情報ネットワーク網の構築を図ります。

◆ハイテクプラザの情報化支援機能の拡充強化を図り、中小製造業のコンピュータ利用による生産ラインの自動化・省力化を支援するとともに、科学技術情報についても円滑な収集・提供体制の整備に努めます。

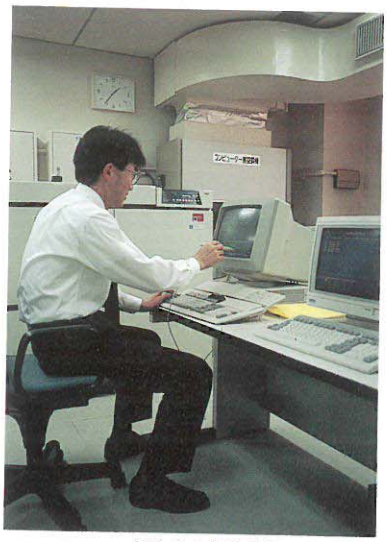

(財)中小企業情報センター

人材育成対策の推進

◆商工団体等が実施する中小企業者及び従業員等の人材を育成するための事業に対して支援・助成を行います。

◆商工業における人材育成のための総合的な研修機能の整備充実に努めます。

中小企業診断・指導の強化

◆中小企業の経営基盤を強化するため、個別の商店、工場や産地、業界、商店街等の中小企業集団等に対して、経営診断及び指導を実施します。

◆事業集団化・共同化・協業化による中小企業の経営体質の改善を図るため、高度化事業の診断・指導を実施します。

◆魅力ある職場づくりを促進し中小企業の労働力を確保するため、労働福祉診断を実施します。

◆中小企業労働力確保法の指針に基づき、事業協同組合等が策定する雇用管理改善計画の認定指導を行うとともに、認定を受けた組合等が構成員に対して行う労働時間の短縮、職場環境の改善等に関する指導事業に対して助成します。

中小企業金融対策の推進

地域中小企業の資金力、担保力を補完するため、積極的に金融対策を推進します。

◆経済・金融情勢及び企業の資金需要の動向を踏まえながら、県単独融資制度の充実を図るとともに、高度化事業資金及び設備貸与制度等の活用推進に努めます。

◆県信用保証協会への出捐を通し経営基盤の安定を図り、信用補完制度の充実に努めます。

3　新たな産業基盤の創造

施策のねらい

経済活動の活発化、広域化に伴ってそれを支える産業基盤についても新しい考え方による整備が求められています。

このため、地域間・産業間の交流を促進し、産業業務機能と高次都市機能とを併せ持つ新たな産業基盤の整備を推進します。また、交流人口を増加させるものとして期待の高まるコンベンションの振興を促進します。

産業文化センター（仮称）の整備

技術革新や情報化の進展に伴う産業構造の変化に対応し、産業支援機能のみならず、生活・文化の水準を高め、活力あるまちづくりを目指す複合的機能を持つ拠点施設として、福島市に産業文化センター（仮称）の整備を進め、知識集約型産業や知的サービス産業の集積を促進します。

産業見本市会館（仮称）の整備

経済交流や人的交流を一層活発にするために、企業間交流、情報交換、販路拡大等の企業活動の拠点として、郡山市に産業見本市会館（仮称）を整備します。

◆国際見本市、国際会議及び全国会議等の開催を促進するために、展示ホール、多目的ホール、会議室等を整備します。

◆郡山地域テクノポリスや頭脳立地構想の一層の推進を図る支援施設としての役割も担います。

コンベンションの振興

経済活動の広域化や人的交流の活性化に伴って、コンベンションの機会はますます増加するものと思われ、そのもたらす波及効果は交流人口を増やすのみならず、新たな産業をも生み出すものとして期待を集めております。

◆産業文化センター（仮称）や産業見本市会館（仮称）の整備効果を商工業の分野にとどめることなく、地域経済発展の起爆剤とするために、両施設における大規模な会議などの誘致に努めるとともに、地域社会の国際化という潮流も踏まえた総合的なコンベンション振興に努めます。

◆県全体のコンベンション産業の振興を図るために、関連産業の誘導や都市的サービスの充実を図るとともに、アフターコンベンションとしての観光産業等との連携や、コンベンションを核としたまちづくり方策について検討します。

コンベンション　大きな大会、会議、総会のこと。集客力が大きく、会議の開催だけでなく、会議終了後の観光、ショッピング等のアフターコンベンションの与える経済効果も注目されている。

4　地域経済の国際化の推進

施策のねらい

経済活動の国際化が著しく進展している中にあって、県内中小企業においても国際的な経営戦略の展開が不可欠となっています。

このため、地域中小企業の国際化を支援するために、情報の収集・提供をはじめ、経済交流の促進、国際交流拠点等の整備を推進します。

海外情報の収集・提供体制の整備

企業の国際的な活動の進展に伴い、海外情報に対する企業ニーズが高まっており、企業が欲する経営に直結したホットな情報を収集・提供できる体制づくりを推進します。

◆海外情報提供機関である日本貿易振興会（ジェトロ）の地方事務所である貿易情報センターの誘致を図ります。

◆ジェトロ、貿易振興団体、経済団体など関係機関とのネットワークによる体系的かつ一元的な海外情報の提供に努めます。

国際的な人材の育成

企業活動の海外展開に当たって必要とされる、語学力をはじめ、貿易業務に関する専門知識、交渉力、異文化理解能力、マナー等の多彩な資質を有する人材の育成を支援します。

交流機会の創出・拡大対策の推進

日本の経済規模が大きくなっていることに伴い、ビジネス相手国として日本のマーケットに注目している外国企業に対して本県市場のＰＲを進め、県内地域企業との交流機会の拡大に努めます。

◆外資系企業等の誘致やビジネスを目的とした本県への訪問等を促進するため、外国企業に対して県内の投資環境のＰＲに努めます。

◆企業の見本市への参加について支援を行うほか、ミッションの派遣や商談会を開催して、効果的な交流機会の創出に努めます。

◆経済、技術、デザイン等をテーマとした国際会議等の招致、又は企画、開催等について検討します。

産業技術協力の促進

県内企業の海外における経済活動の活発化に伴い、現地採用従業員を県内で教育・訓練するケースや技術提携先等から技術研修生を受け入れるケースなどが増えています。

海外からのミッションの受け入れ

これら現地採用従業員や技術研修生の受入れは、県内企業の海外活動の促進、ビジネス・チャンスの拡大となるほか、途上国の人材育成や技術力向上といった国際的な貢献活動としても今後ますます重視されてきます。

◆行政、経済団体等が協力して県内における教育・訓練等の実施体制を強化します。

国際経済交流拠点の整備

地域経済の国際化を推進するために、国際経済交流に資する拠点の整備を進めます。

◆内陸部で輸出入通関を行えるインランド・デポの整備を促進するとともに、国際物流機能、貿易支援機能、輸出入商流機能等を集積した国際複合物流拠点の整備について検討します。

◆海外事業活動や人的交流、技術交流等を支援するため、交流支援窓口となる海外事務所等海外における拠点づくりについて検討します。

県内に立地する外資系企業

インランド・デポ　国際間輸送における海上・航空貨物を内陸部で処理できる「保税物流基地」をいう。輸出入通関業務施設や保管施設等で構成される。

5　ふるさと産業おこしの推進

施策のねらい

活力ある豊かで住みよい地域社会を築くためには、主体性と創意工夫を持って、地域ぐるみで地域の特性を生かした地域づくりを進めることが必要です。

このため、(財)福島県ふるさと産業おこしセンターを中核として、「ひとづくり」、「ものづくり」、「ふれあいづくり」の３本の柱のもと、「ふくしま・ふるさと産業おこし運動」を積極的に推進します。

県民運動への支援

◆(財)福島県ふるさと産業おこしセンターを運動の中核的実施機関として、情報収集・提供システムの整備に努めるとともに、ふるさと産品の販路開拓、各種交流・イベント等の開催等に対し、積極的に支援します。

◆地域における推進母体である市町村、生産者等に対しては、相談・指導を一層拡充し、行政と民間が一体となった運動の促進に努めます。

ふるさと産品の販路開拓の推進

消費者ニーズの多様化や地域間競争の激化という社会経済状況の中で、今後さらにふるさと産品の販売を伸ばしていくために、ＰＲやマーケティングについての総合的な調査検討を進め、積極的な販路開拓を展開します。

ふるさと産品ブランド求評会

情報収集提供システムの整備

県、市町村、ふるさと産業おこしセンター、生産者等関係者が協力して、産品に関する情報、流通に関する情報、各種の催し物に関する情報など多岐にわたる情報を一元的・体系的に収集・整理、提供できるシステムの整備を促進します。

牛肉フェスティバル（飯舘村）

生活体験館（金山町）

生活工芸館（三島町）

ふれあいづくりの推進

ふるさと産品の良さを訴えるためには、その風土の良さを訴える必要があります。

そのために、都市との交流やイベント等ふるさと福島の良さを生かし、人と人、地域と地域の交流を通して地域イメージの向上を図る「ふれあいづくり」を積極的に支援します。

広域的な運動の推進

ふるさと産業おこし運動の効率的、効果的推進のために、いくつかの市町村が地域としてまとまり、共同して進めていけるような体制づくりを支援します。

◆ふるさと産品のブランド化や地域イメージの向上を図るために、広域的な取り組みにより情報発信力の強化や販売体制の強化を促進します。

第６節　ニーズに対応した雇用機会の確保と働きやすい環境づくり

１　雇用の安定と雇用開発の推進

施策のねらい

産業構造の変化や技術革新・情報化の進展などによって、雇用は量・質ともに多様化する一方、近年の出生率の低下等を反映して生産年齢人口は減少するものと予想されます。

このため、こうした背景を踏まえ、今後を「労働力尊重の時代」として捉え、人間中心の雇用システムの構築に努めます。

雇用の安定・再就職の促進

産業構造や就業構造の変化に対応するため、労働力需給を的確に把握し、雇用拡大と労働力需給調整に努めます。

◆魅力ある雇用機会を確保するため、地域における雇用環境の整備を促進します。

◆失業者に対する生活の安定と再就職促進のため、雇用保険法の適切な運用に努めるとともに、各種給付金制度の活用を促進します。

◆労働者の福祉の増進を図るため、福祉施設の整備充実に努めるとともに、地域間移動の円滑化・促進を図るため、雇用促進住宅の確保に努めます。

◆労働市場センターを中心とした総合的雇用情報システムの効率的な運用を図り、職業紹介の広域化、迅速化を推進します。

高齢者の雇用促進

60歳定年の完全定着に向けた定年延長指導の推進と65歳までの継続雇用の促進に努めるとともに、退職後における就業機会の確保を図ります。

◆（社）福島県雇用開発協会の高齢者雇用アドバイザー制度の活用による定年延長未実施企業に対する指導及び高年齢者の雇用環境の整備を推進します。

◆高年齢者職業相談室の職業相談事業の充実や高年齢者無料職業紹介事業の連携強化を図ります。

◆シルバー人材センターの育成・指導を強化し、定年退職後等における臨時・短期的な就業の場の確保に努めます。

障害者の雇用促進

障害者の自立と参加を前提として、障害者の雇用促進に努めます。

◆身体障害者雇用率制度の周知、雇用率達成指導強化に努めます。

◆（社）福島県障害者雇用促進協会・福島障害者職業センターとの連携強化による就業促進を図ります。

◆第三セクター方式による重度障害者等雇用企業の設立を検討します。

女子労働者の雇用促進

増加する女子労働者の雇用実態を踏まえ、女性が能力を発揮しやすい環境の整備のための指導に努め、雇用機会の拡大を図ります。

◆再就職を希望する女性に対する職業情報の提供に努めます。

◆増大するパートタイム雇用に対し、労働福祉に配慮した総合的な職業紹介サービス事業が展開できるよう、県内各地にパートセンターを拡充整備します。

◆男女平等の雇用管理、育児休業制度等の導入促進を図るため、企業に対する啓蒙指導を強化します。

若年労働力の確保

若年労働者の受け入れ促進と職場定着を図ります。

◆新規中・高学卒者に対する職業指導や職業情報の提供を行うとともに、地域間の需給調整を図りながら、県内への就職促進に努めます。

◆新規大学卒業者については、大学等との連携を密にし、県内外で開催する就職ガイダンスのほか、ふるさと福島就職情報センターを中心に、求人・求職情報の提供に努めます。

◆求人・求職情報の提供や就業機会の創出等により県内への就職希望者に対し、Ｉターン、Ｊターン、Ｕターンを促す「うつくしま・Ｆターン」を推進します。

◆地域の発展を担う人材の確保・育成・定住を促進するため、地域雇用環境整備基金の設置について検討します。

外国人労働者への対応

労働行政と入管行政との密接な協力のもとに、外国人労働者に関する事業主などへの指導、外国人求職者に対する適切な対応などに努めます。

高齢者雇用アドバイザー制度　定年の引き上げや継続雇用に伴う雇用環境の改善・整備等の援助。
第三セクター方式による重度障害者等雇用企業　民間企業の活力を生かし民間企業と地方公共団体との共同出資により設立された重度障害者雇用企業。
地域雇用環境整備基金　雇用機会不足地域において、魅力ある雇用環境づくりを進めるための取り組みを行う団体（公共法人）を設置するための基金。

2　生涯にわたる職業能力開発の推進

施策のねらい

高齢化の進行や出生率の低下傾向を受けて労働力不足が予想される中、技術革新、情報化等に対応できる人材の育成が大きな課題になっています。

このため、企業内職業能力開発の支援及び多様なニーズに対応した公共職業能力開発を展開するとともに、技能を尊重する社会の形成に向けて積極的に取り組み、労働者の生涯にわたる職業能力開発を推進します。

企業内職業能力開発の促進

企業活動が急速に高度化、複合化していく中で労働者の活力を維持していくため、企業自らが行う職業能力開発に対し積極的に支援します。

◆職業能力開発の段階的、体系的実施を促進するため、事業内職業能力開発計画の作成及び職業能力開発体制の整備についての助言、指導に努めます。

◆すべての労働者が職業生活の全期間にわたり幅広い職業能力の開発を行えるよう、公共職業能力開発施設、認定職業能力開発校等の民間職業訓練施設及び大学等の教育機関と連携を取りながら、地域社会の実情に即した職業能力開発機会の確保を図ります。

◆福島県職業能力開発協会における能力開発を促進するとともに、情報提供システムを整備し、相談援助サービスの充実に努めます。

高等技術専門校における授業風景（会津若松市）

公共職業能力開発の推進

労働者の職業能力開発を進める上で企業だけでは行えない分野については、公共職業能力開発施設において指導、支援に努めます。

◆県立技術専門校が地域に開かれた職業能力開発のための総合的センターとして機能するよう、事業主や労働者に対し民間教育訓練施設との連携を図りつつ、訓練ニーズに対応した職業訓練を実施するとともに、職業能力開発に関する情報提供、相談援助サービス等を積極的に行います。

◆高齢化の進行による高年齢労働者の増大に対応するため、県立技術専門校に高年齢者のための能力開発相談コーナーの設置や高年齢者のニーズに対応した教育訓練コースの設置を推進します。

◆女性の社会進出意欲の高まりや能力開発に対するニーズの多様化に対応するため、県立技術専門校に女性を対象とした教育訓練コースを設置するとともに、女性の就業に関する広範な相談や情報提供、就業に必要な職業能力開発のための教育訓練等が総合的に行えるよう、女性就業援助体制の充実に努めます。

◆高度な技術と知識を併せ持った優秀な人材を育成するため、郡山、会津の各高等技術専門校の整備充実に取り組むとともに、原町市に浜通り高等技術専門校（仮称）を設置します。

浜通り高等技術専門学校（仮称）完成予想図

さらに、技術革新、情報化等の急速な進展に対応し、より高度な技術・技能を持った人材を育成するため、職業能力開発短期大学校について検討します。

◆国際協力の推進のため、民間の企業・団体が行う外国人研修生受入れ事業等に対し、県立技術専門校が持つ教育訓練に関する各種のノウハウや情報等を積極的に提供します。

技能尊重社会の形成

あらゆる業界・業種において技能労働者が不足しており、特に若年者の技能職離れの風潮は我が国の将来に深刻な影響を及ぼすことが予想されることから、技能士団体による自主的な取り組みを促進するとともに、技能フェスティバルの開催、学校教育との連携等の啓発事業を充実し、技能尊重気運の醸成に努めます。

3　ゆとりと豊かさを実感できる労働福祉の充実

施策のねらい

働く人々の意識は、労働条件だけにとどまらず、生きがいのある職場生活や労働時間短縮による余暇の充実などゆとりと豊かさを重視する傾向にあります。

このため、一人ひとりの労働者が充実した生活を実現できるよう、労働福祉対策の充実や働きやすい職場環境づくりに努めます。

労働者福祉の充実

労働時間の短縮や福利厚生の充実を通じて労働者の生活の充実と福祉の推進に努めます。

◆週40時間労働の実現に向け県民の意識の啓発に努めるとともに、リフレッシュ休暇制度、フレックスタイム制等の普及を促進します。

◆労働者の自主的な余暇活動、文化活動を支援するため、勤労青少年ホーム、働く婦人の家、勤労者福祉センター等の勤労者福祉施設の整備を促進するとともに、勤労者美術展覧会等を開催します。

◆勤労青少年の職場や地域への定着を図るため、スポーツ、交流活動等勤労青少年福祉対策を推進します。

◆中小企業内の労働福祉の向上のために、労務改善集団の育成に努めます。

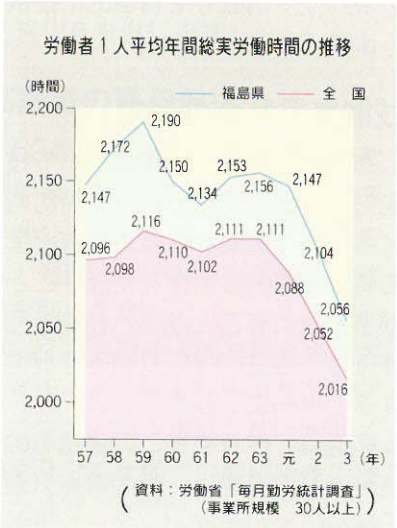

◆勤労者の資産形成を支援するため、勤労者財産形成促進制度の普及に努めるとともに、退職後の生活の安定を図るため、中小企業退職金共済制度への加入を促進します。

◆労働組合の組織されていない事業所で働く労働者に対する金融対策のため、(財)福島県労働者信用保証基金協会の充実強化に努めるとともに、未組織労働者融資制度、労働者生活安定資金融資制度等の適切な運用に努めます。

◆勤労者互助会の未設置市町村の解消に努めるとともに、事業内容の充実強化のため、市町村に対し中小企業福祉サービスセンターの設置を促進します。

◆心身の健康、教養・文化、余暇活動等多岐の分野にわたる勤労者の福利厚生に対する要望に対応するため、健康管理事業、余暇活動促進事業等各種共済事業を推進します。

働きやすい環境づくり

雇用構造や環境の変化に合わせて、健全で安定した労働環境の整備に努めます。

◆健全な労使関係の確立のために、相互理解のための各種懇談会の開催、労働相談体制の整備充実、研修制度の充実に努めます。

◆ＯＡ化・ＦＡ化の進展や高年齢労働者の増加傾向を踏まえ、心の健康も含めた保健管理の充実や職場の衛生水準、安全な作業環境の確保等労働安全衛生思想の普及・啓発に努めます。

◆男女雇用機会均等法、育児休業法、パートタイム労働指針の周知と普及促進に努めます。

◆職業生活と家庭生活の調和を図るため、介護休業、企業内保育施設等の普及促進に努めるとともに、育児休業中の労働者の生活の安定を図るための融資制度について検討します。

◆育児、就業、女子労働に関する相談や職業能力開発のための各種訓練を総合的に行う女性総合センターの整備について検討を進めます。

◆外国人労働者の働きやすい環境づくりを推進するため、労働相談窓口の設置、外国人労働者むけパンフレットの作成等を進めます。

働く婦人のための研修会

労務改善集団　人事・労務管理の改善、福利厚生の向上を図るために、事業協同組合、商工会議所、商工会などが中心になり複数の中小企業等により設置される団体。

中小企業福祉サービスセンター　中小企業に働く人の福祉向上を図るために、中小企業勤労者と事業主が共同で設立した総合的な福祉事業を行う公益的機関。

第４章　個性豊かな、世界に開かれた県土の創造

県土づくりに当たっては、安全でやすらぎのある県土の上で、都市や農山漁村等において個性と魅力ある地域づくりが図られ、それらの地域が交通・情報等のネットワークによって結ばれ、県内の各地はもとより全国や世界の各地域との間での多様な交流を実現することが必要であるため、県土基盤に関する施策を通じて、『個性豊かな、世界に開かれた県土の創造』を図ります。

◆　県土づくり・地域づくりを支援する社会資本の整備を図り、地域におけるコミュニティ活動や自主的・主体的そして広域的な地域づくりの推進、さらには過疎・山村、豪雪地域等の特定地域の振興などにより、個性と魅力ある地域づくりを図ります。

・緑あふれる創造性豊かな都市基盤の整備を図ります。

・緑豊かな活力ある農山漁村づくりを図ります。

◆　世界と繋ぐネットワーク拠点の整備をはじめ、高速交通・地域間交通、さらには地域内交通や高度情報通信ネットワークの整備などにより、交流ネットワークの形成を図ります。

◆　治山、河川・ダム、砂防、海岸事業の推進により、安全でやすらぎのある県土の建設を図ります。

◆　安定的な水供給、合理的な水利用や新しい水環境の創造、さらにはエネルギーの安定確保・地域エネルギーの利用促進や電源地域の振興などにより、豊かな生活や産業活動を支える水資源・エネルギー対策の推進を図ります。

◆　計画的な土地利用の推進や適正な地価水準の形成、さらには適正な土地利用の確保などにより、総合的な土地対策の推進を図ります。

【施策体系】

第１節　個性と魅力ある地域づくり

１　県土づくり・地域づくりを支援する社会資本の整備

施策のねらい

豊かな生活を実現し、地域社会の継続的な発展を図るためには、生活環境の向上、多様な交流、安全な県土の形成等を支える基盤となる社会資本の整備を進めることが重要です。

このため、本県の特性を生かした美しい景観や優れた環境の創造、人々のふれあいの場の形成等に配慮しながら、公共投資の推進や民間活力の積極的な活用等により、美しい県土づくり・地域づくりを支える社会資本の効率的な整備を推進します。

豊かな生活環境の実現を支援する社会資本整備

（1）　良好な居住環境の創造

生活環境に係る基本的施設である道路、下水道、公園、福祉・医療施設等の充実を図ります。

また、良質な住宅・宅地の供給のため市街地の計画的な整備に努めるとともに、良質な公的住宅の供給を図ります。

（2）　水と緑の保全・創造

県土を保全し、美しい景観を形成する森林、河川、海岸等の保全・整備を進めます。

また、保水機能や景観形成機能等多面的な機能を有する農地等の積極的な保全を図るとともに、都市においては、水辺空間、公園緑地等景観形成や快適性の向上のための環境創造を図ります。

阿武隈川上流流域下水道（県中処理区）県中浄化センター（郡山市）

（3）　余暇文化活動の基盤整備促進

自由時間の増大による多様なニーズに対応したレクリエーション施設等の整備を図るとともに、それらの施設へのアクセス交通、情報提供システムの整備を図ります。

また、生涯にわたる主体的な文化・学習活動等の拠点整備を図ります。

（4）　高齢者・障害者等への対応

個々の社会資本整備にあたっては、高齢者や障害者等に十分配慮した設計、設備を誘導するとともに、多世代交流の場を確保し、健全な地域コミュニティの形成を図ります。

交流を促進し、地域の活力を高める社会資本整備

（1）　国際化への対応

世界との直接交流による地域の活性化を図るため、空港の国際化や国際交流センターの整備等を推進するとともに、外国からの留学生、研修生の受入れ基盤の整備、交通標識等の外国語による表記等を進めます。

過疎高齢者生活福祉センター「しゃくなげホーム」（山都町）

（2）　交通ネットワークの整備

各地域との一層の交流を推進するため、福島空港の拡充や高速自動車道の整備を進めるとともに、広域的な地域開発事業や県際交流を支援するため、道路、鉄道、港湾等交通基盤の整備・充実を図ります。

また、空港や高速自動車道等へのアクセス交通を整備するとともに、地域内道路網の整備や路線バスの活性化等を図ります。

（3）　高度情報通信基盤の整備

地域の個性ある身近な情報を受発信し、生活の利便性と地域産業の高度化に資するため、高度通信基盤の整備とその積極的な活用を図ります。

また、各種統計情報や科学技術情報等のデータベース化を図り、広く県民が活用できるシステムを整備します。

公共事業の推進

◆県民生活の利便性を高め、また、県民の安全を確保するため、公共事業の推進を図ります。

◆地域の歴史や文化等に配慮した美しい公共施設の計画、設計の積極的な導入を図るとともに、電線地中化等により美しいまちづくりを支援します。

民間活力の活用

県民の様々なニーズに的確に対応し、民間の経営ノウハウ等を生かした質の高い社会資本を効率的に整備するため、民間活力の積極的な活用を図るとともに、施設や地域の実情に応じた資金調達方法の確立や第３セクターの効率的な運営等民間活力が十分発揮できる環境整備を進めます。

効率的整備の推進

限られた資源を有効に活用し、最大限の効果を発揮できるよう、効率的な社会資本整備を推進します。

◆地価水準の適性化、円滑な用地取得、未利用空間の有効利用等総合的な土地対策を推進します。

◆社会資本整備を担う建設業の健全な育成のため、ロボット化、新技術の開発、経営基盤の強化等による生産性の向上や雇用・労働条件の改善による労働力の安定確保、元請・下請関係の改善等を図ります。

◆投資効果の分析システムを構築し、整備の優先順位を明らかにするなど、適正な資源配分を図ります。

◆施設の複合化等により事業間の連携と整合性の確保を図り、効率的な整備に努めます。

◆地域の実情や時代のニーズに対応した整備が図られるよう、官民の役割分担や行財政制度等社会資本整備のための制度・体制のあり方を検討します。

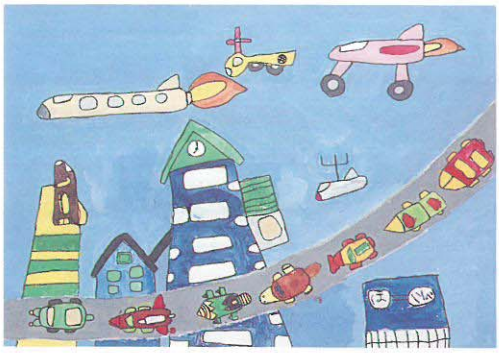

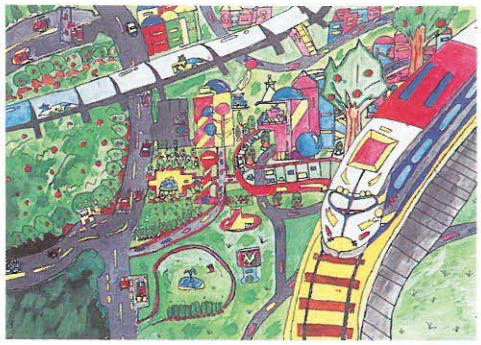

「うつくしま、ふくしま。」絵画コンクール作品

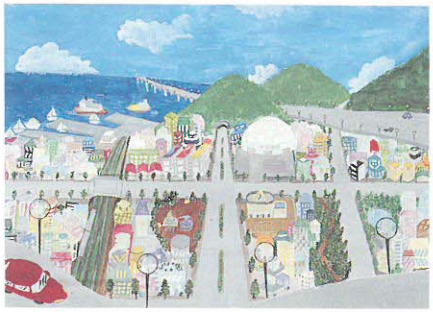

2　広域的な地域づくりの推進

施策のねらい

交通、情報・通信体系の整備の著しい進展などにより、人々の活動領域が広域化し、量的にも質的にもより密度の高い人・もの・情報の地域間交流が活発となっています。

このため、多様な交流を生かし、相互連携を図りながら、従来の地域区分にとらわれない広域的な視点に立った魅力ある地域づくりを推進します。

県際地域交流の推進

本県は、東を太平洋に望むほか、６つの県に境を接しており、高速交通体系の整備などにより、これらの地域との交流がますます活発になっています。

このため、地域の適切な役割分担と相互の連携により、ネットワークで結ばれた広域交流圏を形成するなど、従来のエリアにとらわれない広域的な視点からの地域づくりに取り組みます。

（1）　21世紀ＦＩＴ構想の推進

福島、茨城、栃木３県の県際地域において、東京圏の諸機能の導入を図り、21世紀にふさわしい我が国の発展の新しい拠点を形成することを目指します。

（2）　南東北中枢広域都市圏構想の推進

福島、宮城、山形３県の県際地域において、福島市、仙台市、山形市など中枢、中核都市間の機能分担と連携により高次都市機能が集積した中枢的広域都市圏の形成を目指します。

（3）　山形、新潟両県等との広域交流の推進

山形、新潟両県との県際地域における広域的な交流連携を図ります。

東北地方等が一体となった地域づくり構想の推進

新しい国土軸形成のため、東北や北海道の産学官と連携し、東北・北海道等が一体となって取り組む新しい地域づくり構想を積極的に推進します。

（1）　東北インテリジェント・コスモス構想の推進

新潟県を含む東北７県の産・学・官と協力連携し、東北を21世紀における日本の頭脳と産業開発の国際拠点とすることを目指します。

（2）　北海道・東北21世紀構想の推進

新しい国土軸形成のため、中核プロジェクトの設定及びその具現化方策を検討する「北海道・東北21世紀構想」づくりを推進します。

特色ある広域的地域づくりの推進

広域的な交流の拡大に対応し、個性と魅力ある地域づくりを推進するため、特色ある機能を集積し、それらを核として従来の地域ブロックを超えた広域的な地域づくりを推進します。

（1）　相馬地域開発事業

工業団地と発電所が一体となった電源地帯工業団地の建設を推進するなど相馬地域の総合的な開発を図ります。

（2）　阿武隈地域総合開発事業

生き生きとした阿武隈の里づくりと首都機能等の展開の場づくりを基本方針として、あぶくま新高原都市を核とした総合的な開発を進めます。

（3）　会津フレッシュリゾート構想

豊かな自然環境を保全しつつ、我が国を代表する質の高い魅力的なリゾートの形成を目指し、整備を進めます。

（4）　郡山地域テクノポリス及び郡山地域頭脳立地構想

高度技術に支えられた産業及び研究開発、情報等に係る産業支援サービス業を集積し、地域の自立的発展を図ります。

（5）　常磐郡山地区新産業都市建設事業

これまでに蓄積された産業集積や都市集積を生かし、「産・住・遊」機能の調和がとれた魅力ある生活圏の創造を目指します。

（6）　会津西北部地域活性化対策事業

磐越自動車道等を活用し、地域資源を生かした総合的な振興を図ります。

（7）　「歳時記の郷・奥会津」活性化事業

四季折々の美しい自然とくらしの文化を生かし、ゆとりと潤いのある地域づくりを図ります。

（8）　いわき振興拠点地域構想

多極分散型国土形成に資するため、地域の特性を踏まえた特色ある機能の集積を目指す構想づくりを進めます。

(9)　地方拠点都市地域の整備

地方の発展の拠点となるべき地域について、都市機能の増進及び居住環境の向上を推進するため、広域的な観点から一体的な整備の促進を図ります。

(10)　ふくしま沿岸域総合利用構想

沿岸域の環境の保全と安全の確保を図るとともに、多面的利用可能性を積極的に引き出し、総合的・広域的な利用により魅力ある振興を図るため、沿岸域の総合的な利用計画を策定します。

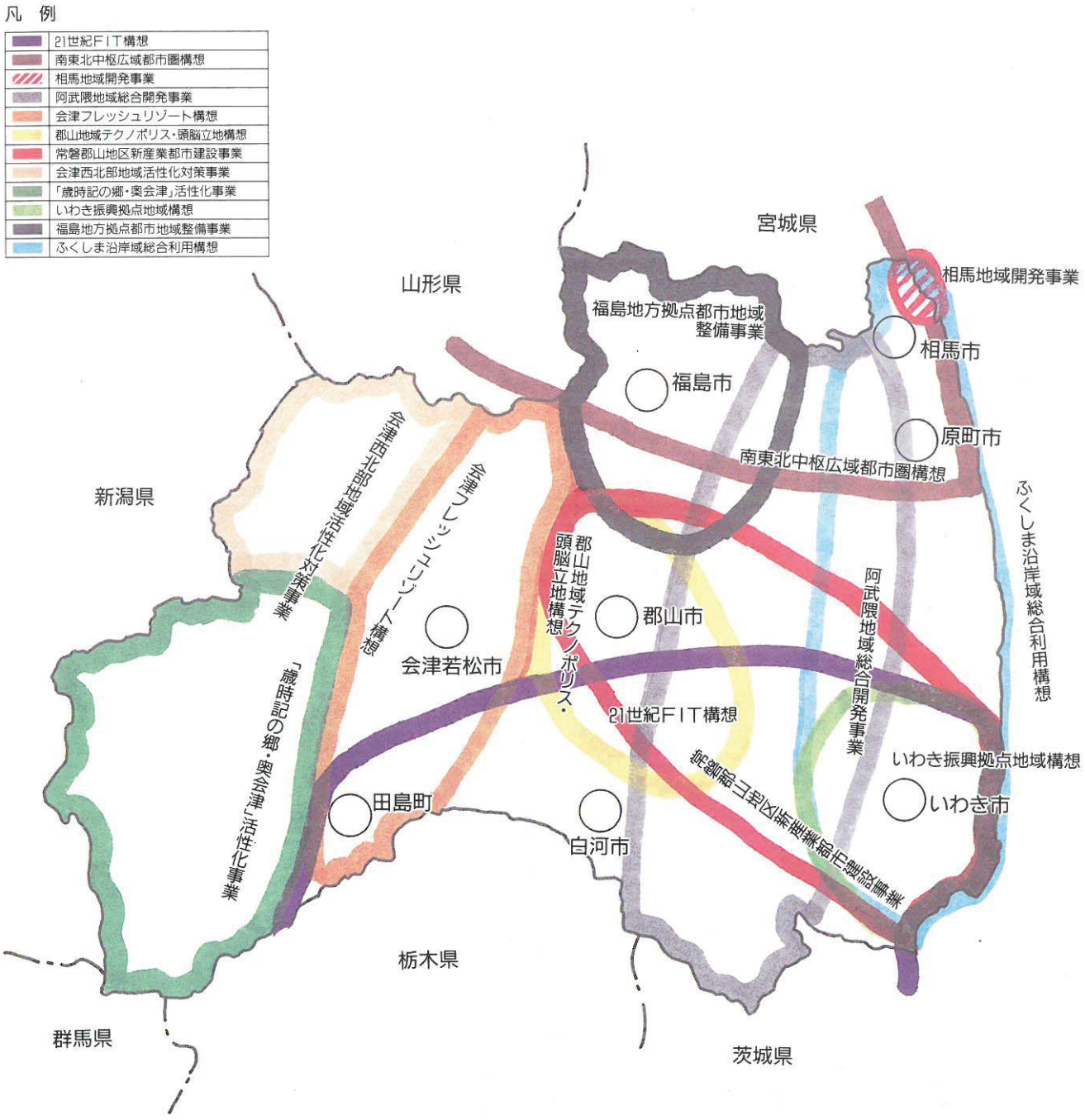

3　自主的・主体的な地域づくりの推進

施策のねらい

地域の新たな振興・発展のためには、地域に息づく固有の歴史、伝統、文化、産業等地域の特性を生かしながら、住民の知恵と情熱を結集して、地域自らが主体的に地域づくりを進めていく必要があります。

このため、それぞれの地域が自主的・主体的な地域づくりを進めることができるよう、積極的な支援を図ります。

地域づくりの支援

◆自主的、主体的な地域づくりに資するため、市町村等が行う各種の施設整備について、ふるさとづくり推進事業等地域づくりに関する国の制度を活用するなどにより積極的な支援を図ります。

◆国、県等の支援施策や各地の事例など地域づくりに関する各種の情報を、地域づくり情報誌、「ふるさと情報プラザ」、福島県総合情報通信システム（仮称）などを活用して、広く県内外に提供します。

地域づくりを担う人づくりの支援

◆地域を熟知し、豊かな発想を持って地域づくりに取り組むリーダーを育成するため、各種研修や地域づくりリーダー交流会の開催等人的ネットワークの形成を促進し、交流の場づくりに努めます。

◆次代を担う子供たちが、自ら生活している地域に関心を持ち、地域づくりに積極的に参画できるよう、子供の夢を県づくりに結びつける子ども会議21（仮称）を創設します。

◆地域づくりをはじめ様々な分野における女性の活動拠点、情報集積・発信拠点である女性総合センターの設置について検討を進めます。

民間活力を活用した地域づくり

個性と魅力ある地域づくりを進めるためには、地域の各種団体や民間事業者等の企画力や資金力を生かし、一体的な地域づくりを推進する必要があります。

◆(財)地域総合整備財団（ふるさと財団）の行う地域づくりに関する各種情報やノウハウの提供などを積極的に活用するとともに、財団の支援を受け、民間事業者に対し無利子資金の貸付を行います。

◆民間事業者の活力を積極的に活用しながら、地域が自主的、主体的に進める地域づくりを支援します。

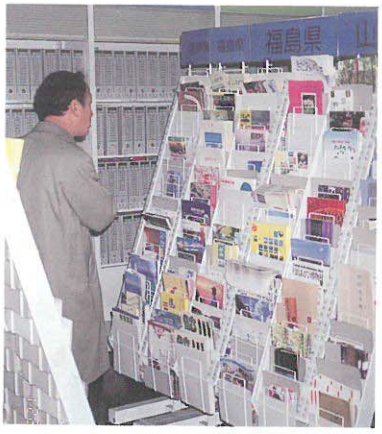

ふるさと情報プラザ（新宿）

広域市町村圏の振興

市町村域を越え、都市とその周辺の一体的な圏域において広域的な行政サービスを提供し、広域的な地域振興を図るため、広域市町村圏の取り組みを積極的に支援します。

◆消防・し尿処理等の広域サービス・システムを一層整備・充実するとともに、まちづくり特別対策事業を促進するなど、文化・教育・スポーツなど多様化し高度化する住民ニーズに応えるサービスの充実を図ります。

◆圏域内の公共施設の適切な配置や広域観光の整備等に関する計画づくりを支援します。

◆広域市町村圏が、ふるさと市町村圏基金等を活用して自主的・主体的に取り組む事業を支援します。

「地域づくりに関する国の支援施策について」

国においては、住民の一人ひとりが地域に愛着と誇りを持って生活できる「ふるさと」を全国各地に築いていく「ふるさと創生」を推進している。

この「ふるさと創生」の起爆剤として「自ら考え行う地域づくり事業」いわゆる「ふるさと創生一億円事業」が「地方が知恵を出し、国が支援する。」という、これまでとは異なった発想に基づいて実施された。

この事業により、全国の各地域が英知を結集して、地域における多様な歴史・伝統・文化・産業等を生かした、独創的・個性的な地域づくりを目指し、地域のイメージづくり・人材育成・観光の振興等さまざまな事業が展開された。

さらに、この「自ら考え自ら行う地域づくり事業」で芽生えた自主的・主体的な地域づくりを継続・発展させるために、「ふるさとづくり推進事業」「地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）」「ふるさと市町村圏」等各種の事業を実施し、「ふるさと創生」のより一層の推進を図っている。

ふるさと情報プラザ　首都圏における地域情報発信の拠点として、平成4年6月新宿・京王プラザ内にオープン。全国の自治体の観光・産品・イベント等の情報を各種メディアで提供している。

ふるさと財団（地域総合整備財団）　国と都道府県の出資により昭和63年12月に設立された財団であり、地方公共団体が行う民間企業等に対し長期・低利融資についての審査等の支援を行うとともに、地域振興アドバイザーの派遣や地域経済情報の収集・提供等を行っている。

4　コミュニティづくりの推進

施策のねらい

豊かで住みよい地域社会を創造するためには、住民の自治と連帯による良好なコミュニティの形成が重要です。

このため、地域住民誰もが参加し、それぞれの地域の個性に応じたコミュニティづくりが展開できるよう、自主的なコミュニティ活動に対する積極的な支援を図るとともに、コミュニティ活動の基盤整備を促進します。

コミュニティ活動の支援

人々が地域づくりに積極的に参画することにより、地域の良好な環境づくりを進めるため、コミュニティ活動を一層活発化することが望まれます。

このため、誰もがコミュニティ活動に参加できるような環境づくりを推進します。

◆各種地域づくり関連事業と連携を図りながら、啓発活動や情報提供を行います。

◆研修会や体験交流会の開催等により、コミュニティづくりのリーダー育成に努めます。

◆地域の特性と課題に応じたコミュニティ活動計画の策定を支援します。

◆コミュニティ活動のモデル地区の選定や優良団体の表彰等により、コミュニティづくりの普及を図ります。

コミュニティ活動の基盤整備

◆自主的なコミュニティ活動を支援するため、コミュニティセンター等の施設・設備の整備を促進します。

◆コミュニティ活動の場として、学校や各種公共施設、民間施設の活用を促進します。

◆町内会、自治会等コミュニティ団体の所有する集会所等について、不動産登記を行うことにより適正な管理を図るため、団体認可制度の適切な運用に努めます。

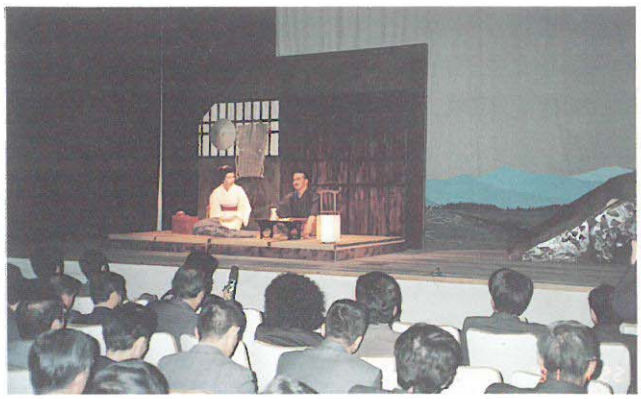

5　特定地域の振興

施策のねらい

県土の均衡ある発展を図る上で、過疎・山村地域や豪雪地帯の活性化は重要な課題です。

このため、過疎・山村地域の特性を生かした産業の振興、生活環境の整備、都市との積極的な交流により、若者の定住促進、地域の担い手育成を進めるとともに、豪雪地帯においては、道路、住宅等の克雪対策により、雪に強い地域づくりを進め、また、雪を資源として活用し、地域の活性化を図ります。

過疎・山村地域の振興

（1）　若者の定住促進

◆若者の定住を促進し、過疎・山村地域に活力をとり戻すために、若者の就業意欲の強い産業の振興を積極的に推進し、若者が定着しやすい就労の場の確保に努めます。

◆交通通信体系の整備を推進するとともに、下水処理施設の整備等快適な生活環境の整備を図ります。

（2）　高齢者対策の充実

◆福祉施策と一体となった保健・医療体制の整備を図ります。

◆高齢者の豊富な知識、経験、技術等を地域の活性化に生かし、高齢者の生きがい充実を図ります。

（3）　都市との交流の促進

◆過疎・山村地域が有する美しい自然、風習、伝統等の魅力や特性を活用した交流・レクリエーション施設等を整備し、都市との交流を促進することにより、活力ある地域づくりを進めます。

（4）　民間活力の活用

◆地域の特性を考慮しながら、第三セクター等民間活力の活用による特産品の開発等により地場産業の積極的な振興を図ります。

◆山村地域においては、県土保全、水源のかん養、自然環境の保全等山村の持つ公益的機能が十分に発揮できるよう、地域の関係団体等が一体となった第三セクターの活用等により、森林等の保全事業を促進します。

（5）　集落の整備

◆住民の利便性、安全性が低い集落について、より良い定住条件の整備を図ります。

◆集落として維持困難な地区については、地域住民のコンセンサスを得ながら移転対策を検討します。

豪雪地帯の振興

（1）　雪に強い地域づくり

◆冬期間の交通を確保するために主要な道路の除雪体制の整備充実を図ります。

◆消融雪施設、スノーシェッド、チェーン着脱所、雪崩、地吹雪対策施設等の整備に努めます。

◆冬期間の日常生活を維持確保するため、住民が協力して行う地域内除排雪活動を促進するとともに、流雪溝の整備を図ります。

◆市街地を流れる河川の堆雪の排除等を目的とする消流雪用水導入事業を推進します。

◆市町村が策定する多雪地域住宅計画（克雪タウン計画）づくりを支援し、地域の実情に応じた克雪住宅の普及に努めます。

◆冬期間の安全で快適な生活を確保するため、保健、医療体制を整備するとともに、健康増進のためのスポーツ・レクリエーション施設整備等を図ります。

除雪作業風景

（2）　利雪対策の推進

◆雪を積極的に評価し、地域活性化を図るため、雪まつりや冬季スポーツ大会等各種イベントの開催により、都市との交流を促進します。

◆雪室を利用した農作物の抑制栽培の普及を図るなど様々な分野で雪の利活用を促進します。

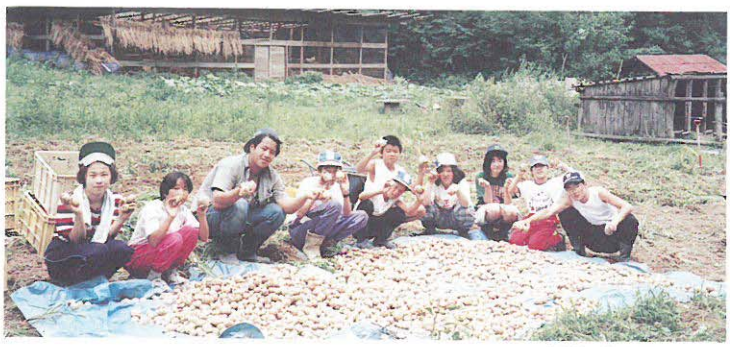

山村留学（鮫川村）

第１節の１　緑あふれる創造性豊かな都市基盤の整備

1　計画的な都市づくりの誘導

施策のねらい

人口や諸機能の都市への集中が急速に進展し、また、都市間の活発な交流が多彩に展開される中で、都市の利便性を一層高めながら、効率的な都市活動とゆとりと潤いのある都市生活を実現するためには、計画的な都市づくりを図っていく必要があります。

このため、都市計画制度の有効な活用を図り、地域の特色を生かした魅力ある都市づくりを推進します。

総合的・計画的な都市づくりの推進

◆豊かさを実感できる都市生活の実現のため、固有の自然環境・歴史・風土を生かし、ゆとりとうるおいのあるアメニティ豊かな空間を有する都市づくりを進めます。

◆市街地の開発・再開発、自然環境の保全、交通体系の整備、公園緑地、下水道の整備等について総合的な調整を図りながら、効率的な都市整備を推進します。

都市計画制度の適切な運用

◆一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域として指定している「都市計画区域」について、21世紀を展望した本県の新たな発展をめざし、空港や高速自動車道等の高速交通体系の一層の整備、リゾート整備等近年の開発整備の動向や環境の望ましい保全・創造の方向を踏まえながら、新たな指定の検討を進めます。

◆無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域において定められている「市街化区域」及び「市街化調整区域」の区域区分（いわゆる「線引き制度」）について適切な運用を図るとともに、民間事業者等の開発行為について適正な規制・誘導を行います。

建築物の規制・誘導による魅力あるまちづくり

◆市街地における建築物の用途や規模の無秩序な混在を防止し、合理的な土地利用を図るため、用途地域等地域地区制度や建築確認制度等により、秩序ある良好な建築物の規制・誘導を図ります。

◆住民の生活に密接に関わる一定区域において、道路、公園等の配置、建築物に関する制限などを定める「地区計画制度」や「建築協定制度」を活用し、住民の参加により、地域の個性を生かした快適で魅力あるまちづくりを推進します。

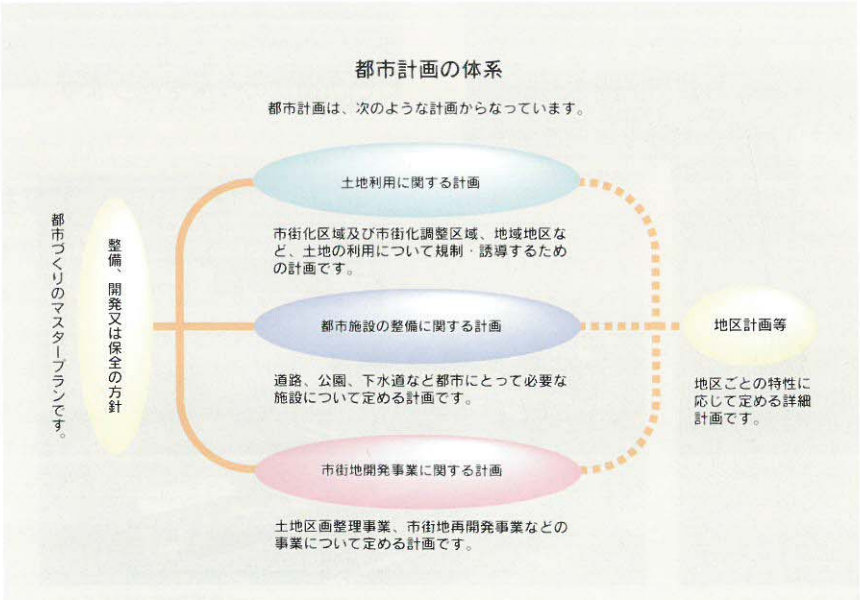

地区計画制度　住民の生活に結び付いた地区を単位として、道路・公園等の配置や建築物に関する制限等について、地区の特性に応じてきめ細かく定めるまちづくりの制度であり、都市計画法に基づく一定の手続きを経て市町村長が定める。

建築協定制度　土地所有者等全員の合意により、建築基準法等の基準の上に一定の制限を定め、そのルールをお互いに守りあって進めていく制度。

2　市街地整備の推進

施策のねらい

良好な市街地を形成するためには、土地利用における用途の混在化や宅地の細分化を避け、総合的、一体的に整備を図る必要があります。

このため、新市街地や既成市街地における面的な整備を推進するとともに、開発行為の適正な誘導を図ります。

新市街地の先行的整備

都市近郊において、無秩序な市街地の進行やスプロール地域の発生を未然に防止するため、土地区画整理事業を推進するなど都市基盤の先行的な整備を図ります。

白河西郷土地区画整理事業

既成市街地の再編整備

◆都市基盤の整備が遅れている中心市街地を再生し、都市の活性化を図るため、広幅員の幹線道路や駅前広場等の公共施設を整備するとともに、宅地利用の合理化・高度化を行い、既成市街地の再編を推進します。

◆都市中心部における鉄道跡地等の大規模空閑地、低未利用地を活用し、高度情報機能等を有する施設と都市基盤施設が一体となった整備を進め、高次都市機能を備えた新たな拠点地域の形成を図ります。

◆駅前広場を核とした一体の地域において、複合的な活用を考慮した総合的な公共的空間等を整備することにより、都市空間の高度利用を図ります。

地域の特色を生かした都市整備

市街地開発事業の実施にあたっては、地域の特色を生かし、アメニティ豊かな都市空間を形成し、個性と潤いのあるまちづくりを進めるため、景観等に配慮した質の高い公共施設を整備するとともに、高度情報基盤の一体的な整備等特色ある都市整備を促進します。

開発行為の適正な誘導

民間等の開発について、開発許可制度の適正な運用により、望ましい市街地の確保を図ります。

ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業（喜多方市）

福島駅東口駅前広場

土地区画整理事業　都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善など宅地の利用増進を図るため、換地、減歩の手段により、土地の区画形質の変更や公共施設の整備を行う事業。

市街地再開発事業　市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、地区内の建築物を除去し、公共施設を整備したり、権利変換等により新しい高層の建築物を建築する事業。

3　機能的な都市交通基盤の整備

施策のねらい

快適で効率的な都市活動を確保するため、都市の骨格となる幹線街路や日常生活のための街路等都市交通基盤を整備することが必要です。

このため、都市周辺の幹線道路との整合を図りながら、市街地整備事業や新たな都市拠点の形成と一体となった街路整備を推進するとともに、都市の交通渋滞を緩和するため、駐車場等の整備を促進します。

都市の個性を生かした街路整備

都市の様々な交通需要に対応して、交通の円滑化を図り、快適な市街地を形成するため、地域特性に配慮しながら、幹線街路をはじめ日常生活に密着した街路等の整備を進めます。

また、地域の特性に配慮した特色ある街路の整備に努めます。

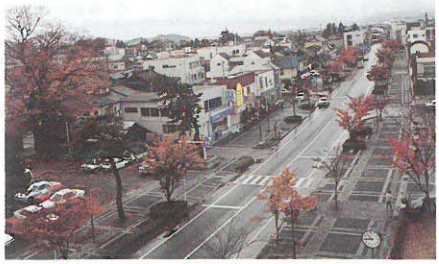

シンボルロード（草野伊達線）

駐車場対策の促進

◆都市の交通渋滞を解消し、快適な都市空間の実現を図るため、総合的、継続的な駐車場対策を進めます。

◆県内の主要な都市において、市等が総合的な駐車場対策を定める基本計画を策定する場合、これを積極的に支援するとともに、計画的な駐車場や駐車場案内システム等の整備を促進します。

渋滞対策の推進

◆交通渋滞の緩和を図るため、バイパスや環状道路の整備を進めるとともに、右折レーンの設置など交差点の改良を図ります。

◆バスの利便性を向上させるため、渋滞区間におけるバスレーン、バスベイの設置を進めます。

歩行者・自転車道等の整備

◆市街地等において、歩道の拡幅、電線類の地中化、道路の緑化を推進するとともに、人々の交流や憩いの場を備えた歩行者専用道路・自転車専用道路等の整備を図ります。

◆駅周辺の交通結節点において、自転車・ミニバイク等の放置を解消し、良好な都市環境の形成を図るため、計画的な駐輪場整備を促進します。

キャブシステムの整備

道路の機能を高め、快適な都市環境を創出するため、電線、電話線、ＣＡＴＶケーブル等を地中に埋設するキャブシステムの整備を進めます。

（施工前）

（施工後）

都市計画道路（三崎下平窪線）

バスベイ　バス乗客の乗降のため、本線車線から分離されたバスの停留施設。

4　公園緑地の整備

施策のねらい

潤いのある良好な都市環境、都市景観を創出し、魅力あふれるまちづくりを進め、都市生活の安全を確保する上で、緑とオープンスペースは重要な役割を果たします。

このため、身近なものから広域的なものに到るまで、地域の特色を生かした都市公園の整備を図るとともに、官民一体による都市の緑化を推進します。

また、都市における貴重な自然空間である河川等の水辺の保全と再生を図り、景観に配慮した良好な水辺空間の創出を推進します。

快適な都市環境のための緑のネットワークづくり

緑のオープンスペースの系統的確保を図るため、官民一体となった緑のネットワークづくりを推進します。

◆都市公園の整備をはじめ、道路や公共建築物等公共施設の緑化を推進します。

◆都市緑化推進運動や都市緑化月間等を通じて、都市緑化についての啓発活動を進めるとともに、県民の都市緑化活動に対する支援体制の強化を図ります。

◆地域住民の協力を得ながら、風致地区や優良な緑地・樹林等の適切な保全を図ります。

身近な公園緑地の整備

近隣公園や地区公園等地域の身近な公園や緑地は、世代間交流の場、コミュニティの場として重要なオープンスペースであるとともに、緊急時の避難地として都市住民の安全を確保する機能を有しています。

いわき公園（いわき市）

あづま総合運動公園（福島市）

高齢者をはじめ地域の人々の行動範囲に配慮し、身近な公園緑地の整備を促進します。

地域の核となる公園の整備

都市のシンボルとなり、地域の核となる都市公園等は、ゆとりとやすらぎのある余暇空間として重要な役割を担っています。

良好な景観や地域文化等を生かした都市公園、地域交流や地域の活性化に資するイベントの開催の場ともなる都市公園、創造的な文化活動の拠点となるカルチャーパーク等地域の特色を生かした都市基幹公園の整備を推進します。

広域公園の整備

広域公園は、人々の余暇活動の場として、また、低廉で気軽に利用できるレクリエーション活動の場として大きな役割を果たしています。

各地域の特性を生かし、人々が楽しめる広域公園の整備を推進します。

魅力ある水辺空間づくり

河川等の水辺空間は、都市において自然と親しむことができる貴重な水と緑のオープンスペースとして、重要な役割を果たしています。

自然環境の保全や親水機能の整備を推進し、人々にやすらぎと潤いを与える水辺空間の創出に努めます。

◆地域のシンボル的な河川において、周辺の景観やまちづくりと一体となった計画を策定し、環境に配慮した高水敷や護岸等の整備を推進します。

◆自然や歴史的環境等を考慮し、堤防の強化を図りながら、桜の植樹による「桜づつみ」づくりを進めるなど、緑あふれる水辺空間の整備を推進します。

カルチャーパーク　総合公園・運動公園又は都市公園のうち、多目的体育館をはじめとして、都市における文化・スポーツ活動のための各種公園施設を総合的に整備することを目的とした公園。

5　下水道の整備

施策のねらい

下水道は、生活や生産活動によって生じる汚水を適切かつすみやかに排除し、処理することによって、公共用水域の水質を保全し、良好な地域環境を確保するとともに、雨水を排除して浸水を防除し、生命や財産を守る役割を果たしています。

このため、下水道の整備を推進するとともに、その適正な維持管理を図り、潤いのある快適な生活環境を確保します。

公共下水道の整備促進

◆市町村が取り組む公共下水道事業の実施について積極的に支援するとともに、事業未着手の市町村に対して、早急に新規着手が図られるよう適切な指導を行います。

◆供用中の市町村にあっては、処理場や幹線管きょの整備と整合を図りながら末端管きょの整備を促進し、処理区域の拡大を図ります。

◆自然公園区域内、観光地等における水質保全などを図るための公共下水道整備を促進します。

◆老朽化した施設の改築や質的向上を図るための事業を計画的に進めます。

◆下水道の整備と併せ、各家庭等の便所の水洗化促進を図ります。

◆下水処理水の再利用、汚泥の有効利用、処理水の温度差や焼却廃熱等未利用エネルギーの有効利用、下水道施設の多目的活用など下水道の多面的な利活用を推進します。

流域下水道の整備推進

◆阿武隈川上流流域下水道県中処理区について、全面供用に向けて整備推進を図ります。

◆阿武隈川上流流域下水道県北処理区の早期供用開始を目指し、整備推進を図ります。

◆二本松市・安達町地区を対象とした阿武隈川あだたら流域下水道の整備を推進します。

都市下水路の整備促進

市街地の浸水被害を未然に防止し、都市環境の整備を図るため、都市下水路の整備を促進します。

下水道の適正な維持管理

終末処理施設からの排水水質の管理に万全を期すとともに、管きょ等の適正な維持管理に努めます。

下水道のしくみ

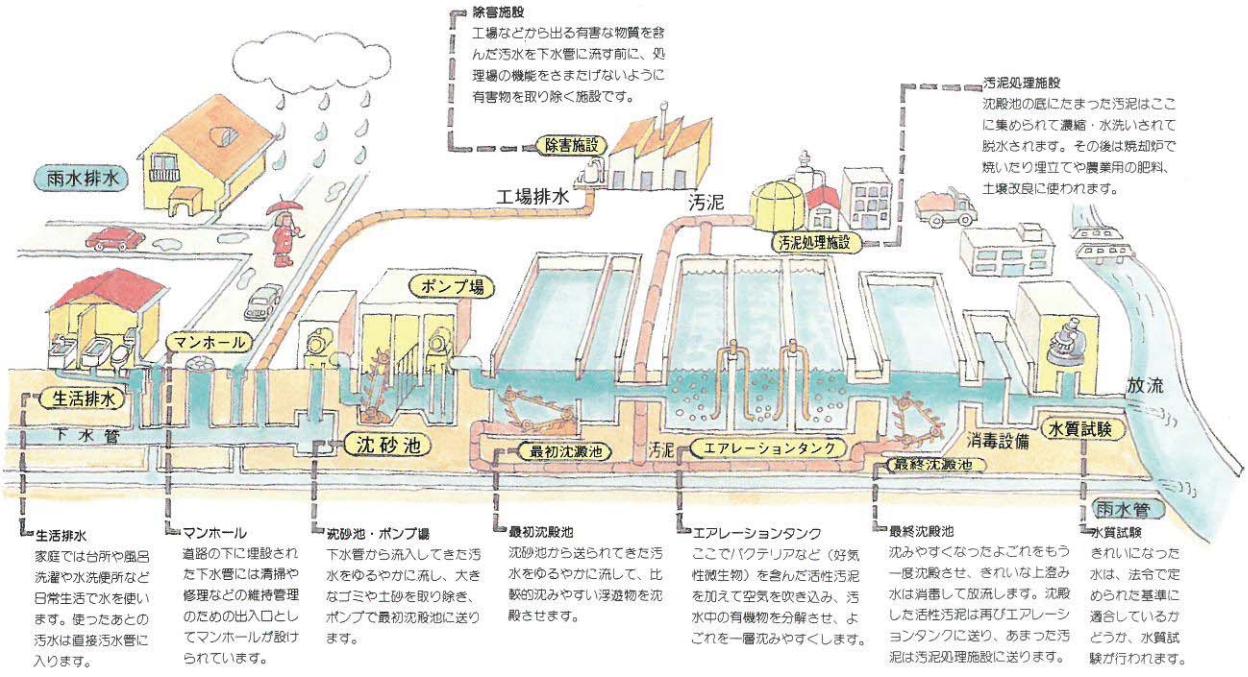

第１節の２　緑豊かな活力ある農山漁村づくり

１　農山漁村の多面的機能の維持増進

施策のねらい

農山漁村は、食料や木材の安定供給という最も基本的な役割を担っており、同時に食料生産など農林水産業の健全な生産活動を通じて、就業の場、居住の場を提供しているほか、県土を保全する機能、緑豊かな空間を維持・保全する機能、保健・教育的機能など多面的な機能を果たしています。

人々のライフスタイルや価値観の多様化に対応するとともに、地球環境問題等に対しても地域から積極的に寄与していくため、このような農山漁村の多面的機能が十分発揮できるよう各種の条件整備を進めます。

食料等を安定的に供給する機能の維持

安全で良質な食料や木材を安定的に供給するため、担い手の育成や農林漁業の生産基盤等の整備を進めます。

地域社会の活力を維持する機能の維持

農林水産物の生産を通じて結びついている農山漁村の地域社会の活力を維持するため、就業の場の確保や生活環境の整備を進めます。

県土を保全する機能の維持

◆水田は、雨水の急激な流出を抑制し、洪水を防止する機能や水を貯え、水資源をかん養する機能を有しています。

こうした水田の機能が最大限に発揮できるよう、ほ場整備事業や農地防災事業等を推進するとともに、水田の貯水機能が損なわれないよう継続的な耕作の確保に努めます。

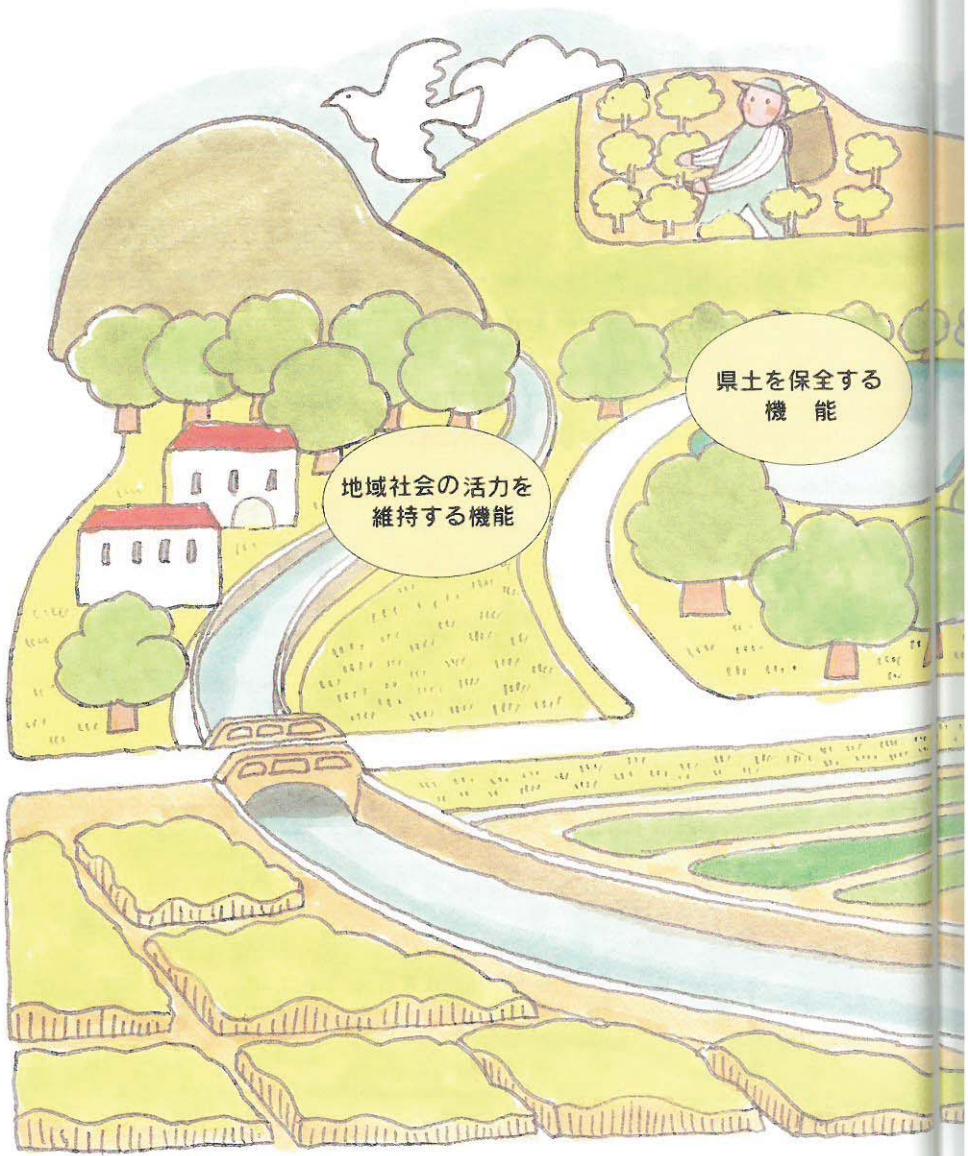

フィトンチッド　フィトンとは「植物」、チッドとは「殺す」という意味で、1930年にレニングラード大学トーキン教授がつくりだした言葉。フィトンチッドは植物が周囲の微生物から身を守るために発散している芳香物質で、微生物には有毒でも人体にはプラスに作用すると言われている。

◆森林は、自然現象等による土砂の崩壊・流出を抑制するとともに、洪水調節や渇水緩和等水源かん養の機能を有しています。

　このため、土砂の崩壊・流出による山地の荒廃を防ぎ、災害の発生を防止するため、治山事業、造林事業等を推進するとともに、保安林等の整備を進めます。

緑豊かな空間の維持・培養機能の維持

◆農山漁村の豊かな自然は、酸素を供給し大気を浄化する役割を有し、人々に清浄でやすらかな環境を提供しています。

　このため、森林、農地、放牧地など農山漁村の自然環境を保全し、緑豊かな自然を生かした美しい農村景観の形成を図ります。

◆自然生態系を保全するため、蛍ブロック、魚巣ブロック、草生水路等を整備し、植物や小動物等の生育環境の保全を図ります。

保健・教育機能の維持

◆森林内の大気は、フィトンチッドと呼ばれる薬理効果のある成分に富んでいるとされており、多くの人々に快適な環境を提供し、森林浴、キャンプ、自然体験学習等に利用されています。

　このため、森林の特性を生かしたレクリエーション等の保健・休養の場、教育・文化活動の場として総合的な整備を図ります。

◆体験農業や山村留学等を通じて、都市住民との交流の推進を図ります。

2　農山漁村の活性化

施策のねらい

農山漁村は、人口の減少、高齢化の進行や農林水産業をはじめとする産業の伸び悩みなどから、地域社会の活力が低下しています。

このため、農林水産業や関連産業の振興を図り、生産基盤・生活基盤の整備を推進するとともに、農山漁村が有する豊かな自然や地域文化を活用した都市住民との交流を促進し、農山漁村の活性化を図ります。

また、中山間地域が国土保全に果たしている役割を積極的に評価し、中山間地域の活性化を図ります。

生産・生活基盤の整備

農山漁村の活性化のため、ゆとりある経営の確保、快適な生活環境の整備、優れた生活文化を生かした地域社会の形成を図ります。

◆自然環境との調和に配慮しながら、優良農地を保全・活用し、生産基盤の整備を図ります。

◆地域の調和ある発展を目指し、適正かつ計画的な工業の導入を図るとともに、地域資源活用型の地場産業や農畜産物加工産業を育成するなど、安定した就業機会の確保を図ります。

◆農園や工芸品、民芸品等の生産の場を確保することにより、高齢者の就業機会を拡大するとともに、高齢者の生きがいの場としての施設整備を図ります。

◆老・壮・青年がそれぞれの役割を適切に分担できる生産体制を確立するとともに、高齢者が経営や栽培技術等の地域アドバイザーとして積極的な役割を発揮できるような体制づくりを図ります。

◆農山漁村の生産活動等地域社会を支える上で重要な役割を担う婦人の能力が十分発揮できるよう条件整備を図り、適正な評価が得られるよう啓発活動を推進します。

都市との交流の推進

農山漁村の豊かな自然や生活文化を生かして、都市住民との活発な交流を図るとともに、地域特産物の販路や就業の場の拡大等を通じて地域経済を活性化し、農山漁村の資源や文化を再発見・再評価を図ります。

◆(財)ふるさと情報センターを活用した情報を全国に提供するとともに、都市部との姉妹市町村提携や、特別町村民制度の拡充などにより、都市住民との交流を促進します。

◆地域の創意と工夫により、地域特性を生かした交流組織の確立に努めます。

◆都市部の青少年のための農園整備や山村留学の促進、農山漁村の持つ文化の公開・伝習等を進めます。

◆木工・民芸品の制作体験館の整備、都市住民による果実・家畜の「オーナー制度」の普及等を推進します。

◆日曜林家の促進、造林地の提供等により、都市住民が森林に親しむ場づくりを進めます。

◆地域資源を活用した特産品やふるさと志向、ほんもの志向に対応した地域の伝統食品等付加価値の高い農産加工品の開発、生産、販路拡大を促進します。

◆農山村の持つ歴史や文化、豊かな資源を生かし、グリーンツーリズムの促進や木の文化とふれあう交流の場の整備を図ります。

中山間地域の活性化

中山間地域における農林業は、国土の保全上大きな役割を果たしています。このため、中山間地域の活性化のための振興施策を積極的に展開します。

◆立地条件を生かした農林業と、活力ある農山村づくりを進めるため、生産基盤と、防災無線や多目的施設等生活環境基盤の総合的な整備を図ります。

◆標高差や温度差を活用した多様な営農形態による付加価値の高い農業の振興を図ります。

◆自然景観の保全に十分配慮しながら、リゾート資源の活用や工業の導入等により就業機会の確保を図ります。

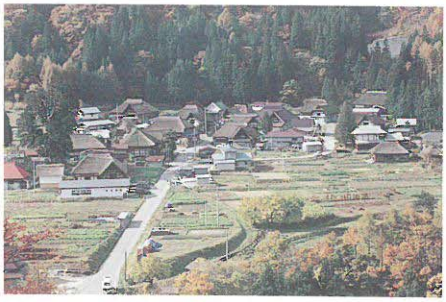

前沢曲家集落（舘岩村）

グリーンツーリズム　緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
オーナー制度　消費者が生産者に出資し、その配当として果樹・畜産等を受け取る制度。
日曜林家　サラリーマン等が家族やグループ単位で土・日曜日等の余暇を利用し、森林とのふれあい体験を通し、自ら森林経営を行うもの。

3　魅力ある生活環境の整備

施策のねらい

地域に誇りと愛着を持ち、ゆとりある快適な農山漁村の生活を実現するためには、地域の特性を生かしながら、魅力ある生活環境の整備を図っていく必要があります。

このため、農山漁村の優れた景観や文化を生かし、生産基盤整備と一体となった生活環境の整備を推進します。

総合的な環境の整備

農山漁村は、農林水産業と住民の生活が同一の場で行われているため、生産基盤と生活基盤の総合的、一体的な整備を図ります。

◆生産基盤と農村公園、農業集落排水施設、集落道、集落防災安全施設等生活環境施設との一体的な整備を推進します。

◆生活の利便性を高めるため、農道等の整備を進めます。

◆林業従事者が定住できる健全な山村の環境整備を図るため、中山間地域の林業集落を中心に、林道、用排水施設等生活基盤整備を進めます。

◆特色ある森林資源を生かしたむらづくりを進め、総合的な定住基盤整備を図ります。

◆農山村の景観形成に資する作物の栽培を促進し、農山村の美しい景観づくりを進めます。

親水環境の整備

水と緑に恵まれた農山村空間に対するレクリエーション等のニーズの高まりに対応し、美しい景観を生かした水に親しむ環境の整備を図ります。

◆農山村に広く存する水路、ため池等の農業水利施設や治水（河川、砂防、ダム）施設を活用し、水辺空間として整備を図ります。

◆自然石等を利用した親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の水に親しむ空間の整備を図ります。

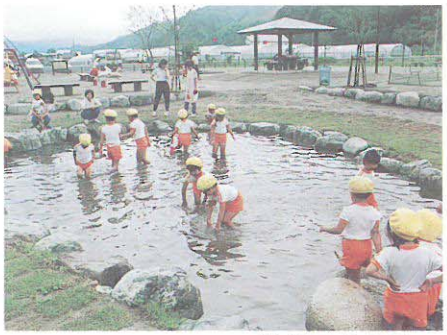

農村公園（只見町）

下水処理施設の整備

農山漁村の混在化、都市化の進展に対応し、生活環境の改善を図るとともに公共水域等の水質保全対策を進めます。

◆農業用用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善や公共水域の水質保全を図るため、し尿、生活雑排水等の汚水や雨水を処理する集落排水施設の整備を進めます。

◆集落排水施設整備との整合を図りながら、汚水や雨水を処理する公共下水道の整備を促進します。

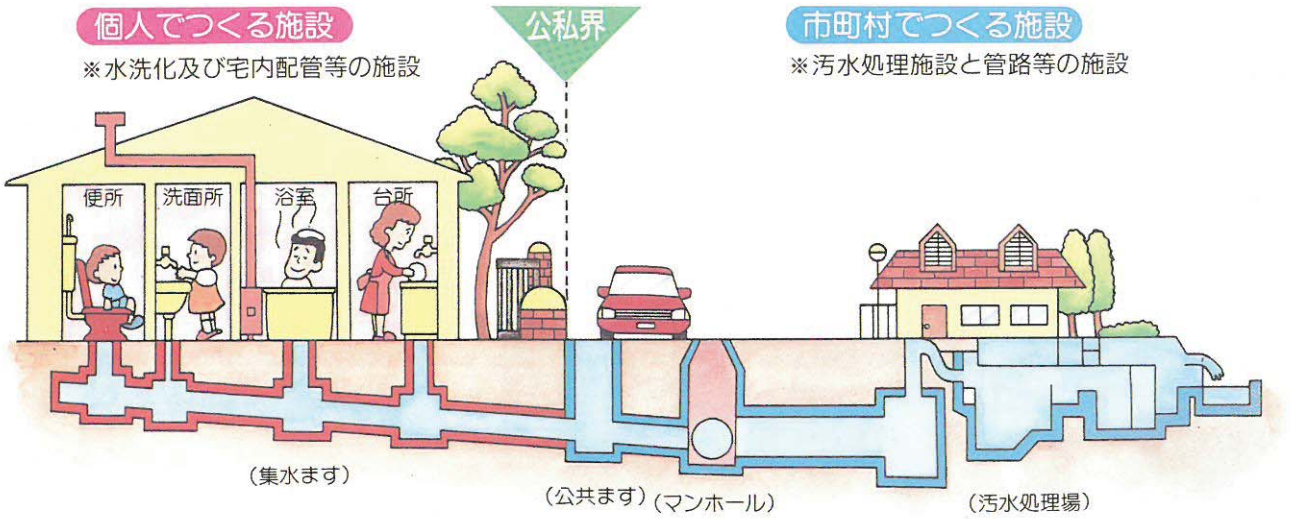

農業集落排水事業　便所の水洗化や生活雑排水処理の整備を行い、農村の生活環境改善と農村をとりまく水環境の保全に貢献し住みよい農山村づくりの大きな柱となる事業。

第２節　交流ネットワークの形成

1　世界と繋ぐネットワーク拠点の整備

施策のねらい

高速交通体系の整備により、時間距離が一層短縮し、全国や世界の各地域との経済交流や人的交流がますます活発となっています。

こうした中で、今後本県の新たな振興を図るためには、本県の優れた資源や地域が有するエネルギーを生かし、全国や世界との交流機能を飛躍的に高める必要があります。

このため、空港、港湾等全国や世界と結ぶ交通拠点や世界の人々とふれあう国際交流基盤の整備を進め、世界と繋ぐネットワーク拠点を形成します。

福島空港の拡充整備

福島空港は、北海道、関西、九州をはじめ全国各地と結ぶ高速交通ネットワーク拠点であり、また、首都圏に近接する空港として、今後、首都圏空港を補完する一層大きな役割を担うことが期待されます。

このため、空港の利活用を促進するとともに、アクセス交通網の整備、滑走路延長等空港の拡充整備を推進します。

また、世界との活発な交流を図るため、空港の国際化に取り組み、世界と結ぶ交流拠点の形成を図ります。

◆北関東・南東北を含む広範囲な地域からの継続的な航空需要を確保・拡大するなど空港の利活用を促進するため、官民による利活用支援体制を築くとともに、観光面での広報宣伝、フライト農業の振興、空港周辺地域における物流、研究開発等高度機能の導入整備等を進めます。

◆空港の機能が十分に発揮されるよう、定時性、安全性、快適性の確保を基本に、アクセス交通網の整備充実を図ります。

◆航空需要の増大に応じ、既設路線の増便や新たな国内路線の開設を図ります。

◆国の第６次空港整備五箇年計画に盛り込まれた滑走路の2,500mへの延長について、平成12年度供用開始に向けて整備を進めます。

◆滑走路の2,500mへの延長と併せ、空港周辺における小型航空機の離発着機能を有する施設整備について検討します。

◆空港の国際化を図るため、国際チャーター便の運行に積極的に取り組むとともに、国際定期便就航の実現に向けて、航空会社等と連携しながら、関係機関に働きかけていきます。

◆税関、入国管理、検疫施設の整備について関係機関に働きかけていきます。

◆2,500mを超える滑走路延長等空港機能の一層の拡充について検討します。

港湾の整備

コンテナ貨物をはじめとする物流量の増大や船舶の大型化等の環境変化に加え、省資源や混雑緩和、環境保全の要請等からエネルギー効率の高い海上輸送が見直され、港湾の物流機能の高度化が重要な課題となっています。

また、ゆとりと潤いのある生活空間や賑わいのある商機能を備えた場として、ウォーターフロントへの関心が高まっており、海洋性レクリエーション施設整備や港湾周辺地域の再開発等港湾の多面的な機能が求められています

このため、こうした時代のニーズを踏まえた港湾の整備を推進します。

(1)　重要港湾小名浜港の整備

◆船舶の大型化や外貿貨物等の増加に対応するため、ポートアイランド（東港）等の新たな埠頭を整備するとともに、円滑な貨物の流動を確保するため、臨港道路等の整備拡充を図ります。

◆マリーナ等海洋性レクリエーション施設の整備を推進するとともに、民間活力を導入するなどして、港湾背後の都市整備と一体となった業務・商業・文化・交流機能等を備える施設整備の検討を進め、水際線の魅力を生かした交流拠点づくりを図ります。

(2)　重要港湾相馬港の整備

◆相双地域、県北地域を中心とする背後圏の物流拠点として、また、電源地帯工業団地を支援する港湾として、施設の整備充実を図ります。

◆海浜公園を整備し、豊かな自然に恵まれた松川浦など周辺環境と

首都圏空港　東京国際空港（羽田）及び新東京国際空港（成田）を指す。いずれも慢性的な混雑状況にあり、発着枠に余裕がない。

ポートアイランド　陸地から離れた海上に、港湾の諸施設を配置する用地を確保するためにつくる人工島。

一体となった魅力ある港湾整備を図ります。

（3）　地方港湾の整備

◆水産業をはじめとした地域産業の振興に大きな役割を果たしている江名港、中之作港や小型船舶避難基地としての役割を有する久之浜港等地方港湾の整備を図ります。

◆猪苗代湖の翁島港、湖南港について、海洋性スポーツ・レクリエーション需要に対応した施設整備を図ります。

国際交流基盤の整備

人々が地球市民として相互に交流し、お互いに理解しあえるためには、様々な交流の場づくりが必要です。

このため、様々な分野で様々な国々の人々が交流しあえる国際交流基盤の整備を図ります。

◆多様な交流の展開を支えるための総合的な機能を持った国際交流センターの整備について検討します。

◆海外事務所等海外における拠点の整備について検討します。

◆国際協力事業団青年海外協力隊二本松訓練所（仮称）の建設を促進するとともに、これとの緊密な連携を図りながら、国際協力機能の向上方策について検討を進めます。

◆国際的なコンベンション、イベント等に関する基盤整備についての検討を進めます。

福島空港

小名浜マリーナ完成予想図

2　高速交通ネットワークの整備

施策のねらい

自由時間の増大や交通利便性の向上などにより、人々の行動領域は拡大し、多様な結びつきを強めています。

このため、全国各地との時間距離を短縮し、多様な交流を活発化して、本県の新たな発展に結びつけるとともに、隣県等との連携による広域的な地域整備により新しい国土軸形成の重要な一翼を担うことを目指し、高速道路等高速交通体系の整備を推進します。

高速自動車国道の建設促進

広域的な交流を一層活発化し、本県の新たな発展を図るため、高速自動車国道の整備を促進します。

（1）　東北横断自動車道いわき新潟線の建設促進

東北横断自動車道いわき新潟線は、県土を横に結ぶと同時に、いわき～新潟～首都圏のビッグトライアングルを形成する高速道路としても位置付けられ、今後、環日本海経済圏との交流も期待されることから、早期全線供用に向けて整備促進を図るとともに、暫定2車線区間について、交通量の増大に対応した4車線整備の促進に努めます。

（2）　常磐自動車道の建設促進

常磐自動車道は、首都圏と南東北中枢広域都市圏を結ぶ国土の幹線であり、いわき、相双地域の発展に大きな役割を果たすものであることから、早期全線供用に向けて整備促進を図ります。

（3）　東北中央自動車道の建設促進

東北中央自動車道は、相馬地区と県北地域を結び、さらに東北地方の日本海側に連なる幹線であり、南東北中枢広域都市圏形成に大きな役割を果たす道路であり、早期建設に向けて整備促進を図ります。

高速道路の活用促進

◆高速道路へのアクセス性を高めるとともに、地域の開発振興に資するため、追加インターチェンジの整備促進を図ります。

◆高速道路の利用者等に潤いのスペースを提供するとともに、地域の活性化の拠点づくりに資する「ハイウェイ・オアシス」の整備促進を図ります。

高速鉄道の整備充実

（1）　新幹線鉄道の相互直通運転の実現

広域交流の拡大に対応し、西日本地域との交流を一層促進するため、東北新幹線と東海道新幹線との相互直通運転の早期実現を働きかけます。

（2）　リニアモーターカーの導入促進

磁気浮上式リニアモーターカーは、21世紀の新しい大量高速輸送機関として大きな期待を集めています。

このため、今後の技術開発状況を勘案しながら、常磐ルートを含む東北地方へのリニアモーターカーの導入促進を図ります。

ヘリポート・ヘリストップネットワークの形成

近距離の航空輸送、防災、緊急輸送等多様な分野でヘリコプターの活用を図るため、公共用ヘリポート、ヘリストップの設置を促進し、空のネットワークを形成することについて検討を進めます。

ふくしま新世紀交通ビジョンの策定

新しい国土軸の一翼を担う豊かな県土の実現と、21世紀における新たな交通体系の確立のため、陸・海・空にわたる交通の適切な役割分担とネットワークの構築を図る「ふくしま新世紀交通ビジョン」を策定します。

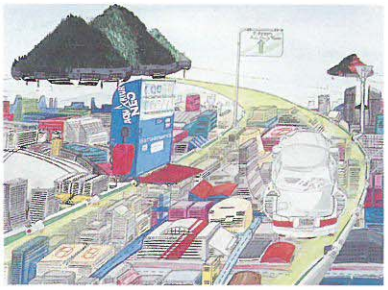

環日本海経済圏　日本海を取り巻く日本、ロシア極東地域、中国東北地域、朝鮮半島の各国各地域が持つ資源・労働力・技術・資本等を互いに補完、活用し、一体的発展を図ろうという構想のもとに、今後形成、成熟が期待される広域的経済圏をいう。

3　地域間交通ネットワークの整備

施策のねらい

多極分散型の県土構造を生かし、地域間の連携を一層強めるためには、県内各地域を縦横に結ぶ幹線交通ネットワークの整備が必要です。

このため、高速交通体系との連携を図りながら、地域間を有機的に結ぶ幹線道路網や公共交通機関の整備・充実を図ります。

幹線道路ネットワークの整備

広大な面積を有する県土を縦横断し、県内各地域を連結する一般国道、主要地方道等の幹線道路網の整備を進めます。

◆増大する交通量に対応し、通過交通の市街地への流入を防ぐため、一般国道４号、６号、13号、49号のバイパス建設や４車線化を促進します。

◆多極ネットワークの形成により県土の均衡ある発展を図るため、一般国道114号、115号、118号、121号、288号、289号、349号、459号等県内各地域を相互に結ぶ幹線道路の整備を推進します。

◆一般国道289号甲子峠等の交通不能区間の解消を図ります。

◆積雪地域の交通を確保するため、冬期交通が困難な区間の解消を図るとともに、雪に強い道路づくりを進めます。

幹線道路の機能強化

経済活動の進展や人々の生活スタイルの変化によって、交通活動は一層頻度を高めかつ広域的になっていくことが予想されます。

このため、主要な幹線道路のうち、定時性、速達性の向上が必要な区間について、「地域高規格幹線道路」等規格の高い道路の整備を検討します。

◆あぶくま新高原都市構想の推進や福島空港のアクセス機能の強化に資する「トライアングル・ハイウェイ」（仮称）の整備について検討を進めます。

◆国道121号を基軸として、会津地方の主要都市を結び、栃木県、山形県とも連絡する幹線道路の機能強化について検討します。

「みち」空間の形成

道路は交通の用に供されるのみでなく、人々の交流の場、安らぎの場としての機能が求められています。

このため、様々な社会経済活動を支え、多様な機能を備えた「みち」空間としての道路整備を進めます。

◆人々に豊かなにぎわいの場を提供するため、市町村等との役割分担のもとに、駐車場、トイレ等の休憩施設と地域の特産物の販売や案内等の情報機能を併せ備えた「道の駅」の整備を図ります。

◆地域固有の自然、歴史、風土等を生かし、地域のイメージを尊重した個性ある道づくりを推進します。

◆沿道の良好な環境や景観を形成するため、緑豊かな道路整備を図ります。

◆歴史的な並木や一里塚等を生かし、新たな並木道づくりを進めます。

鉄道等の輸送サービスの向上

◆利用者への適切な鉄道輸送サービスを確保するため、在来線と東北新幹線との接続ダイヤ等の改善や、複線化、線形改良、電化、新型車両導入等による在来線のスピードアップを促進します。

◆利用者のニーズに応じ、主要都市近郊等における新駅設置を促進します。

◆第三セクターにより運営されている阿武隈急行線（福島～槻木間）、会津線（西若松～会津高原間）、会津鬼怒川線（会津高原～新藤原間）について、沿線自治体と一体となり健全な運営が図られるよう支援します。

◆県内外を結ぶ高速バスの運行について、バス事業者に対して働きかけを行います。

会　津　線

地域高規格道路　全国的な高規格幹線道路と連携して、地域構造を強化する規格の高い道路。一般国道や主要地方道など幹線道路の中から、地方中枢・中核都市の放射・環状道路や空港道路などの地域活性化に必要な路線・区間を選定し、自動車専用道路クラスの質の高い道路として整備する。

4　地域内交通の整備

施策のねらい

生活の利便性を高めるためには、日常生活圏における交通基盤の整備と、住民の立場に立った管理運営が必要です。

このため、一般県道や市町村道等地域と密着した道路の整備を進め、適切な管理を図るとともに、バス交通サービスの向上を促進します。

地域内道路網の整備

◆各地域が行う自主的、主体的な地域づくりを支援するとともに、都市と農山漁村の機能分担と相互連携による一体的な生活圏の形成を促進するため、国道等幹線道路の整備と整合を図りながら、一般県道や市町村道の整備を推進します。

◆人家が連担している地域等における通過交通を排除するため、バイパスや環状道路の整備を図ります。

◆円滑な交通の確保を図るため、交差点改良等を図ります。

◆交通の隘路となっている踏切道を解消し、鉄道により分断されている市街地の一体的発展と事故防止を図るため、立体交差事業を推進します。

道路の維持管理の充実

道路を常に良好な状態で維持し、安全で快適な交通を確保するため、維持管理の充実を図ります。

◆日常的な道路パトロールを実施するとともに、管理体制を充実し、異常気象時における落石・崩落危険箇所の点検等災害防止のための適切な措置を行います。

◆利用者のニーズに対応したより快適な道路の維持管理を計画的、効率的に進めます。

◆道路モニターを活用するなど県民の意見を広く聴くとともに、住民による道路愛護運動を積極的に支援し、道路の美化や適正な維持を図ります。

バス交通サービスの向上

◆乗合バス路線は、地域における日常的な交通手段であることから、公共性と効率性との調和を図りながら、地域住民の足として適切なサービスの確保に努めます。

◆都市部においては、利用者の利便性の向上を図るため、バスロケーションシステムやプリペイドカードシステムの導入等を促進します。

道路補修風景

バスロケーションシステム（福島市）

バス・ロケーション・システム　電波を利用して、バスの運行情報を営業所や停留所のバス接近表示標識に送り、営業所では適正な運行管理を、停留所ではバス待のイライラ解消に役立て、利用者への運行サービスの向上を図るバス情報管理システム。

5　高度情報通信ネットワークの形成

施策のねらい

情報処理・通信技術の飛躍的な発達に伴う高度情報化の著しい進展は、地域間の時間と距離の制約を克服し、様々な面で交流の可能性を拡大し、地域の新たな発展を促す契機となっています。

このため、産業経済の活性化や生活の分野における利便性の向上等を目指し、高度情報化を積極的に推進し、県内はもとより県外・海外との高度情報通信ネットワークの形成を図ります。

高度な情報通信基盤の整備

◆防災通信機能を拡充・強化し、また、効率的な行政情報伝送システムを実現し、さらには、地域からの映像情報発信の活性化を図るため、衛星通信や地上系無線通信等を利用し、県内各地を結ぶ「福島県総合情報通信ネットワーク」（仮称）を整備します。

また、「地域衛星通信ネットワーク整備構想」と連携し、全国の地方公共団体等との衛星通信ネットワークを形成します。

◆価値観の多様化、産業構造の変化等に伴う多様な情報ニーズにこたえるため、統合ディジタル通信網（ＩＳＤＮ）の県内全域への整備、移動体通信サービス地域の拡大、テレビ・ラジオ難視聴地域の解消等を促進するとともに、有線テレビ（ＣＡＴＶ）、ビデオテックス、オフトーク通信等多様なニューメディア関連事業の展開を促進します。

◆行政事務の効率化や県民サービスの向上のため、電子計算機によって処理する業務の拡大、オフィス・オートメーション（ＯＡ）機器の積極的な導入、福島県行政情報通信ネットワーク（ＦＩＮＥ）の拡充整備等を進めます。

地域における高度情報化の促進

◆県民生活の向上や地域産業の振興等により地域の活性化を図るため、地域の特性に応じた各種ニューメディアの導入や情報通信システムの構築、ソフトウェア産業の誘致など、高度情報化の進展に応じた地域づくりを進めます。

◆本県の産学官が一体となった高度情報化の推進組織である「福島県高度情報化推進協議会」等と連携し、講演会の開催や情報関連機器の展示等普及・啓発活動を展開します。

◆福島市（テレトピア構想）、郡山市（ニューメディア・コミュニティ構想）、猪苗代町・磐梯町・北塩原村（同）等における地域情報化モデル事業の円滑な促進を図るとともに、それらの事業効果が県内各地域へ波及するよう努めます。

◆情報通信ネットワークやＯＡ機器を活用した分散型オフィスの立地誘導を図ります。

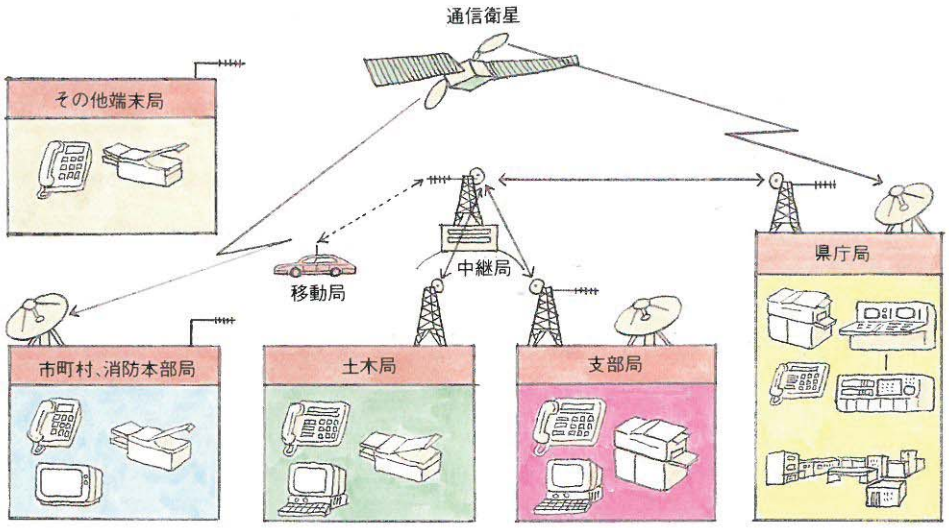

福島県総合情報通信ネットワーク（仮称）の整備イメージ

6　多様な情報の受発信力の充実

施策のねらい

高度な情報通信ネットワークを活用し、様々な情報をタイムリーに受信するとともに、本県の特色を生かした独自の情報を積極的に発信することは、産業の活性化、生活の利便性の向上、さらには、地域の活力ある発展のために重要です。

このため、情報創造・受発信機能の強化を図るとともに、多様な交流機会の充実や各種ニューメディアの活用等により、特色ある“ふくしま発”情報を積極的に発信します。

情報創造・受発信機能の強化

特色ある地域の情報を創造できる体制づくりを進めるとともに、多様な情報を効果的に収集、加工、蓄積、提供できる受発信機能を強化します。

◆情報創造の基盤づくりのため、各種行政情報等をコンピュータにより一元管理する情報管理中枢機能の強化を図ります。

◆地域の振興等に係る独自の政策立案力を高めるため、大学や各種研究機関との交流を促進し、産学官の共同分析、共同研究体制づくりを推進します。

◆新しい行政需要に対応し、地域に密着した政策形成を図るため、行政施策効果の分析システムの構築を図ります。

◆官民一体による総合的な地域政策研究機関の設置について、検討を進めます。

ふくしまイメージづくりの推進

特色ある情報を発信するとともに、地域のコミュニケーションを活発化し、魅力ある地域を実現するため、本県の有する優れた個性を生かした良好な地域イメージの形成を目指す「ふくしまイメージづくり」を推進します。

◆本県の将来イメージである「21世紀の新しい生活圏ー美しいふくしまーの創造」に向けて、県民の積極的な参画による「うつくしま、ふくしま。」県民運動を推進します。

◆「うつくしま、ふくしま。」県民運動と連携し、「ふくしまイメージづくり行政施策大綱」に基づく各種事業を積極的に展開します。

◆本県のイメージを県内外はもとより広く世界へアピールしていくため、「シンボルゾーン構想」を策定するなど、ふくしまの顔づくりを進めます。

◆多くの県民の共感を得ることができる県民総参加型のシンボル事業について、調査研究を進めます。

多様な交流機会の充実と広報機能の強化

特色ある情報を発信するため、多様な交流機会の創出や広報機能の強化を図ります。

◆人と人とのコミュニケーションによる情報発信力を高めるため、県内外はもとより海外からの参加も含めた各種会議、シンポジウム等を積極的に開催するなど、多様な交流機会の充実を図ります。

◆本県の有する特性を県内外や海外に発信するため、各種メディア等を活用した広報活動を充実するとともに、広報モニュメントの設置などの効果的な広報システムについて検討します。

情報提供システムの構築

高度情報化社会に積極的に対応するため、既存メディアの活用はもとより高速かつ大量に情報交換が可能なニューメディアや情報通信システムの積極的、効果的な活用を図ります。

◆福島県総合情報通信ネットワーク（仮称）を活用し、本県の映像情報を県外に積極的に発信します。

◆各種行政情報を文字・数値・地図等に加工・編集し、音声、画像等を用いて、よりわかりやすく利用できる情報提供システムの構築を図ります。

◆パーソナルコンピュータを用いた情報交流システムづくりを進めます。

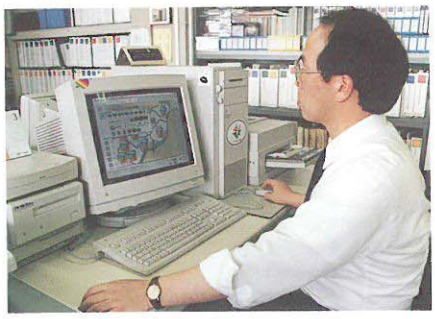

第３節　安全でやすらぎのある県土の建設

1　治山事業の推進

施策のねらい

本県は、県土の約７割が森林であり、急峻な渓流等が多く、また、流域の開発が進み、異常降雨等による災害の危険性が高くなっています。

このため、山地災害から人々の生命・財産を守るとともに、水資源かん養を図るなど生活環境を保全し、安全で住みよい県土を確保するため治山事業を推進します。

安全で豊かな県土基盤の形成

◆山地崩壊、土石流、地すべり等の山地災害に対し、治山ダム工、山腹工、植栽工等の実施により、早期復旧や未然防止を図ります。

◆山地災害の危険性が高い集落、市街地等に近接する地域において、総合的な治山対策を推進します。

森林の水源かん養機能の拡充強化

◆森林の持つ水源かん養機能の拡充強化に資するため、特に重要な水源地域である森林の総合的な整備を推進します。

◆集落の生活用水確保に資する身近な森林や良質な水の供給に資する森林の整備を推進します。

森林による生活環境の保全形成

◆都市周辺部において、広域的な生活・防災空間としての役割を果たす森林の整備を推進します。

◆住民に身近な憩いの場を提供する生活環境保全林等の整備を推進します。

土砂崩壊流出防止総合治山事業（檜枝岐村）

生活環境保全林（半田山：桑折町）

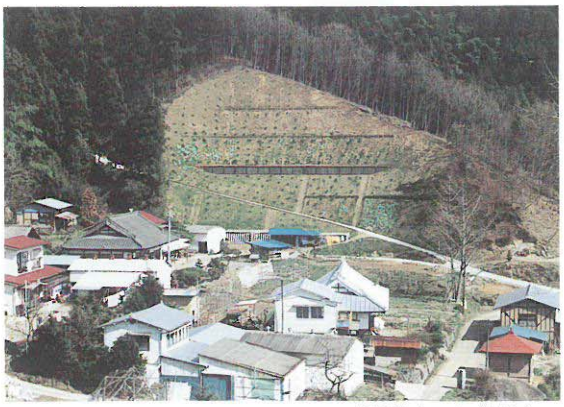

復旧治山工事（塙町）

2　河川・ダム事業の推進

施策のねらい

本県の河川は、急流河川が多く、異常降雨による災害の発生頻度が高いうえ、流域内における都市化の急速な進展や開発行為の増加にともない、流域の持つ保水機能が低下しており、浸水被害の増大につながるおそれがあります。

このため、河川の整備を積極的に進めるとともに、個々の流域の自然的、社会的特性を踏まえた総合的な治水対策を実施します。

河川改修の推進

（1）　大河川の整備

多くの中小河川が合流している阿武隈川水系や阿賀野川水系等の流域全体の治水安全度を高めるため、阿武隈川、阿賀川等大河川の整備を進めます。

（2）　中小河川の整備

◆人口密集地域や宅地開発による市街化の著しい都市河川をはじめ災害発生の危険度の高い中小河川について、大河川の整備と整合を図りながら整備を進めるとともに、将来の土地利用計画を踏まえた河川の先行的整備に努めます。

◆内水による被害のおそれがある都市部等の低平地において、河川整備と整合を図りながら内水対策を進めます。

祓川（霊山町）

（3）　河川環境の整備

◆河川環境の保全と創造に係る施策を、一元的、総合的、計画的に実施するため、河川環境管理基本計画の策定を進めます。

◆美しい自然と動植物の生育環境を保全・創出し、まちと水辺に豊かな自然を提供するため、多自然型川づくりを推進します。

◆地域住民に憩いと潤いの場を提供するため、高水敷の整備や親水性護岸の設置、水質浄化事業の実施等を進めます。

◆住民参加による河川美化・愛護運動を積極的に支援し、河川環境の整備・保全を進めます。

多目的ダムの建設推進

◆河川の治水安全度を抜本的に引き上げるとともに、長期的展望に立って水資源を計画的に開発するため、治水の重要度や水資源開発の緊急性等を総合的に勘案しながら、多目的ダムの建設を進めます。

◆山間地域等における治水安全度と水需要の確保のため、小規模生活ダムの建設を推進します。

◆地域特性を生かしたダム周辺環境の整備を推進します。

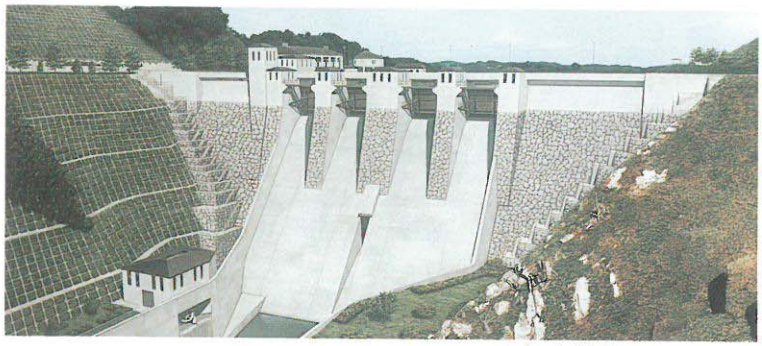

三春ダム完成予想図（三春町）

河川の適正な管理

◆洪水等による災害発生を防止するため、ダム等の河川管理施設を適切に操作・管理するとともに、河川の工事・維持、河川敷の占使用、河川に影響を及ぼす行為等について巡視を強めるなど河川の適正な管理を図ります。

◆異常洪水の発生時において、的確な情報を提供し、緊急時の避難体制が速やかに図られるよう、河川流域総合情報システムの整備を推進します。

内水　洪水時に、河川の水位が上昇すると、提内地（堤防によって保護されている区域）の自然排水が困難となり、この提内地に停滞した雨水をいう。
小規模生活ダム　山間地域における洪水防御と水需要に対応する、地域生活に密着した有効貯水容量500,000 m³以下の小規模なダム。
河川環境管理基本計画　治水・利水・環境という河川の機能を一体としてとらえ、調和のとれた河川管理を行うための基本となる計画。

3　海岸事業の推進

施策のねらい

海岸の侵食や高潮等の災害から県民の生命と財産を守り、県土を保全するため、海岸保全施設の整備を推進するとともに、県民のレクリエーションの場として親しみと潤いのある海岸環境の創造を図ります。

海岸保全施設の整備推進

海岸の侵食や高潮等の災害を未然に防止するため、堤防や消波ブロック等海岸保全施設の整備を推進します。

施設整備にあたっては、堤防の勾配を緩やかなものとし、また、高波のエネルギーを減少させるため、沖合に人工リーフを設置するなど、海辺の親水性を高め、人々が楽しめる海岸の整備を図ります。

海岸環境整備の推進

様々な海洋性レクリエーション需要にこたえるため、海岸の良好な環境を保全するとともに、周辺の景観や自然資源との調和を図りながら、海岸周辺の環境整備を進めます。

また、砂浜の消失等によって海水浴場等の機能が失われている海岸について、積極的に砂浜の回復を図り、魅力ある海岸環境を創出します。

4　砂防事業の推進

施策のねらい

土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害から県民の生命と財産を守り、県土の保全を図るため、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の計画的な整備を推進します。

砂防施設の整備

◆荒廃した山地からの土砂の流出を抑制・調節して下流地域を災害から守るため、砂防ダム、流路工など砂防施設の整備をはじめ、緊急時の警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進します。

◆施設周辺の自然環境との調和に配慮し、地域の土地利用等と整合のとれた砂防事業を進め、魅力ある余暇空間を提供し、地域の振興を支援します。

◆渓流及び渓流周辺における自然環境景観の保全と創造及び渓流の利用に配慮した砂防事業を推進するため、渓流環境整備計画の策定を推進します。

◆火山地域において、火山性堆積物の崩壊・流出等による災害を防止するため、砂防施設等の整備を推進します。

前沢流路工（舘岩村）

地すべり防止施設の整備

◆地すべりによる人家、公共施設、道路、河川等の被害を未然に防止するため、地すべり防止施設の整備を推進します。

◆地すべり防止対策事業と併せて対策箇所の排出水や排土の有効利用を図ります。

急傾斜地崩壊防止施設の整備

◆台風や集中豪雨等によってひき起こされる急傾斜地の斜面崩壊による災害を未然に防止し、人々の生命・財産を守るため、急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進します。

◆崩壊のおそれのある急傾斜地において、崩壊を誘発・助長する行為の規制、危険区域における工作物の制限、警戒避難体制の整備等適切な対策を進めます。

人工リーフ　景観を考慮し海面下に設置する消波構造物であり、捨石などの材料を用いて人工的に造成した岩礁。
急傾斜地　傾斜度が30度以上である土地。急傾斜地の中で、急傾斜地の崩壊により危害が生ずる恐れのある人家が５戸以上（５戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずる恐れがあるもの）であり、かつ急傾斜地の高さが５メートル以上あるものについて「急傾斜地崩壊危険区域」として都道府県知事が指定し、有害行為の制限や崩壊防止工事の施工を行っている。

第４節　水資源・エネルギー対策の推進

1　安定的な水供給

施策のねらい

生活様式の変化や生産活動の拡大等に伴い県民生活や産業活動のための水需要は一層の増加が見込まれます。

こうした水需要の増大に対応するため、ダム等の水資源開発を進めるとともに、有限な水資源を有効に活用するため、広域的な利水対策を図るなど水資源の安定的な供給を確保します。

水資源開発の推進

◆長期的な水需給計画を策定し、多目的ダムやかんがい排水事業によるダムの建設等計画的な水資源開発を推進します。

◆雨水の地下浸透を図る等地下水の積極的なかん養を図るとともに、地下水の適正な利用を進めます。

◆ダム建設により大きな影響を受ける地域住民の生活の安定等を図るため、水源地対策を充実します。

◆洪水を調節する機能と干ばつ時において河川の流量を一定に保つ機能を有し、「緑のダム」といわれている水源地域の森林を保全するため、森林整備事業や保安林整備事業等を推進し、森林の優れた機能の確保を図ります。

導水施設の整備促進

◆ダムの建設等によって確保された生活用水が安定的に県民に供給されるよう、上水道や簡易水道の整備を進め水道普及率の向上を図ります。

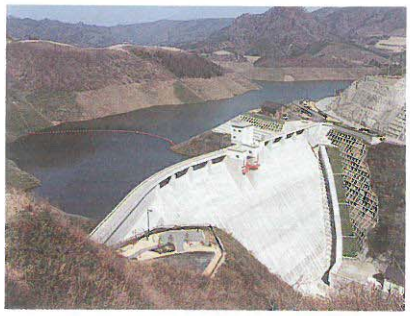

真野ダム（飯舘村）

◆工業団地等に工業用水を安定的に供給するため、工業用水道の整備を推進します。

◆農業用水の安定的な供給を図るため、農業用水路等の整備を推進します。

広域利水の推進

水需要が供給を上回る地域の水資源を確保するため、水量に余力のある他の地域から融通するなど広域的な利水対策を推進し、水需給のバランスを図ります。

◆水資源開発が困難な地域においては、自地域におけるダム建設計画を進めながら、長期的観点から他地域の河川・湖沼等において開発された水資源を水系を越えて導水する広域利水の検討を進めます。

◆水道を広域的にネットワーク化する水道広域化を促進します。

2　合理的な水利用

施策のねらい

水は有限な資源であり、有効な活用が図られなければなりません。

このため、水資源の再利用や節水意識の向上等により、合理的な水利用を図ります。

また、気象変化による渇水や災害時等において、水を十分確保することができるよう、緊急時における水供給体制の整備を図ります。

水使用の合理化

◆老朽化した水道管の取り替えや漏水箇所の早期発見・補修、配水管理の強化等により上水道の送配水ロスを減少し、生活用水における水使用の合理化を図ります。

◆工場の生産過程における回収率の向上等を図り、工業用水の合理化を促進します。

◆農業用用排水施設の整備や管理の充実等を図り、農業用水の合理化を進めます。

水の有効利用

下水処理水や産業排水等の再利用や水の位置エネルギーを活用した発電、水の温度差を利用した熱供給、また、消雪用水や養魚用水への活用など水の有する様々な特性を活用した多面的な水の有効利用を進めます。

節水意識の定着化

人々が日常生活の中で、水が有限であり、貴重な財産であることについて理解を深めることができるよう、水の週間や水道週間を通じ節水意識の醸成を図ります。

緊急時の水利用の確保

◆異常気象等による渇水に対応するため、渇水情報の的確な伝達等により水利用の協議・調整体制の確立を図ります。

◆地震や水質事故等災害時、緊急時における水の確保のため、関係機関との連携等供給体制の確立を図ります。

3　新しい水環境の創造

施策のねらい

水は生活や産業に直接利用されると同時に、潤いのある環境の形成に大きな役割を果たしています。

このため、安全でおいしい水の確保のため、水源地の森林等の保全や水質汚濁防止等に努めるとともに、水辺をゆとりの空間として整備し、水辺とのふれあい空間、観光・レクリエーションの場としての活用を図ります。

水源対策の推進

◆水源地域の森林を保全するとともに、水質検査の充実等を図り、水源地の環境の保全を図ります。

◆水道水の高度浄化施設整備事業等を進め、安全でおいしい水の確保を図ります。

水環境保全対策の推進

◆公共用水域の水質保全を図るため、下水道整備事業や農山村地域における農業集落排水事業を進めます。

◆公共用水域や地下水の水質汚濁状況を調査し、総合的な水質汚濁防止対策を推進します。

◆県民の参加による水質調査等を実施するとともに、生活雑排水の適切な処理等についての県民の意識啓発を図ります。

水辺環境の活用

水辺の機能を積極的に活用するため、水辺環境の整備を推進します。

◆河川の水量・水質等水環境の適正な保全と創造を図るとともに、河川の豊かな自然環境を保全し、潤いのある河川環境を創造するため、「河川環境管理基本計画」を策定し、これらに基づく施策を推進します。

◆河川、ため池、ダム湖周辺等の環境整備を進め、潤いのある水辺空間を創出し、観光やレクリエーションの場を提供します。

◆祭り、いかだ下りなど水や水辺を通じた人々の活発な交流を促進します。

いこいの河畔整備事業（須賀川市）

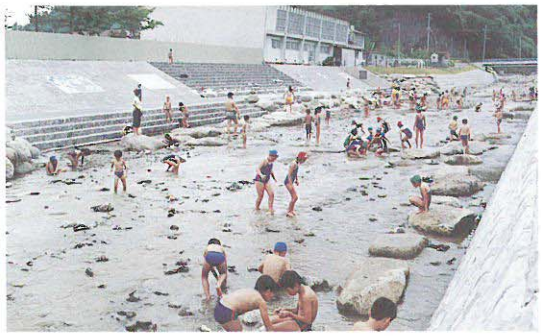

石田川（霊山町）

4　エネルギー対策の推進

施策のねらい

エネルギーは豊かな生活と産業活動を支える基本を成すものです。

本県は、これまで、水力、火力、原子力発電の立地に努め、電源供給県として大きな役割を果たしてきましたが、今後とも地域住民の理解と協力を得ながら、地域の安全確保と環境保全に十分配慮した立地に努めるとともに、資源の有効な利用を図るため、未利用エネルギーの利活用や省エネルギー対策を推進します。

また、豊かな県土を築くため、電源立地地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを進め、自立的、恒久的な振興に努めます。

エネルギーの安定確保

◆安定した県民生活の維持確保を図るため、電気、ガス、石油等の民生用エネルギーの安定供給に努めます。

◆浪江・小高地点原子力発電所、新地火力発電所、原町火力発電所の建設を促進します。

◆産業活動から個人生活に至るまで、省資源・省エネルギー意識の普及啓発に努めるとともに、省エネルギー機器の積極的な導入や建築物の省エネルギー化の普及促進に努めます。

県内発電設備の推移（電気事業用）

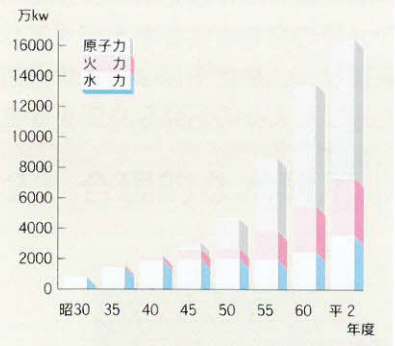

（資料：地域振興課）

地域エネルギーの利用促進

地域エネルギーは大規模エネルギーを補完するものであり、また、環境保全の面からも期待が高まっています。

このため、地熱、太陽、水力など地域が有するエネルギー資源の開発と利用を促進するとともに、ごみ焼却場の廃熱など身近な未利用エネルギーの利活用を推進します。

◆柳津西山地熱発電所の立地促進をはじめ、地熱エネルギーの有効活用を促進します。

◆本県の恵まれた水資源を活用した中小水力発電の開発を推進します。

◆ソーラーシステムの普及など太陽エネルギーの有効活用を推進します。

◆ごみ焼却場やビルの廃熱など未利用エネルギーの利活用を推進します。

電源地域の振興

電源地域における住民福祉の一層の向上と、自立的、恒久的な地域の振興が図られるよう、各種施策の展開を図ります。

◆電源地域の振興を図るため、社会資本の整備を進め、地域特性に応じた産業振興や企業導入を促進します。

◆電源地域の恒久的、総合的な振興対策が確立されるよう、「電源地域振興特別措置法（仮称）」の制定を働きかけていきます。

◆電源立地促進対策交付金、電力移出県等交付金など各種電源関係交付金制度の拡充を働きかけるとともに、これら交付金の計画的、効率的な活用により、電源地域の企業導入や産業の近代化、雇用の拡大を図り、地域の振興を推進します。

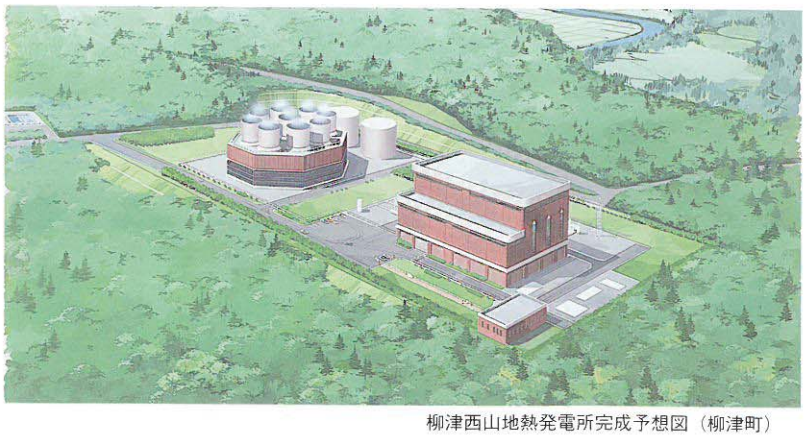

柳津西山地熱発電所完成予想図（柳津町）

第５節　総合的な土地対策の推進

1　総合的かつ計画的な土地利用の推進

施策のねらい

土地は、豊かな生活や活力ある生産活動のために重要であるとともに、有限な資源であり、有効に活用されなければなりません。

このため、公共の福祉を優先し、自然環境の保全を図りながら、県国土利用計画をはじめとする土地利用に関する諸計画を適正に運用し、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

総合的な土地対策の実施

「土地についての公共の福祉優先」、「適正な利用及び計画に従った利用」、「投機的取引の抑制」、「価値の増加に伴う利益に応じた適切な負担」の基本理念に基づき、総合的な土地対策を実施します。

国土利用計画の適正な管理運営

◆県土の有効かつ適正な利用を図るため、県計画を適正に管理運営し、秩序ある土地利用を推進します。

◆未策定の市町村計画の策定を促進するとともに、市町村計画の適切な管理運営の指導を行います。

土地利用基本計画の適正な管理運営

県土地利用基本計画を適正に管理運営し、個別の土地利用規制法に基づく諸計画の総合的な調整に努めます。

個別法による土地利用計画の適正な管理運営

都市計画、農業振興地域整備計画、地域森林計画、自然公園計画、自然環境保全計画等土地利用の規制に関する法律に基づく諸計画の適正な管理運営を推進します。

土地情報の整備充実

◆総合的な土地対策に資するため、土地の所有、利用、取引、地価等に関する情報を的確に収集・把握し、土地情報の整備充実を図ります。

◆国土の開発、保全、利用の高度化に資するとともに、地籍の明確化を図るため、国土の実体を調査する国土調査を推進します。

国土利用計画法の解説

国土利用計画法は、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去するとともに、乱開発の未然防止と遊休土地の利用の促進を通じて、総合的、計画的な国土の有効利用を図ることを目的としています。

内　容

(1) 国土の利用に関し、既存の諸計画の上位計画として、総合的な土地利用計画の制度（国土利用計画及び土地利用基本計画）を設け、秩序ある国土利用の方向づけを行うこととしています。

(2) 土地利用規制に関しては、開発行為に先立つ土地取引の段階での規制を行い、乱開発、未利用地の発生を未然に防止することとしています。

(3) 地価の高騰は、国民生活に重大な悪影響を及ぼすことから、投機的取引等による地価の高騰が起きた地区については、規制区域を指定し、原則としてすべての土地取引が許可を要するという厳重な規制を行ってこれを抑止するとともに、全国にわたり、大規模な土地取引は届出を要するものとして、投機的取引の未然防止を図ることとしています。

(4) 以上の措置にかかわらず発生した未利用地については、調査を行い、特にその利用促進が必要なものについては、遊休土地の通知を行い利用処分計画の提出、助言勧告等を通じて適正な利用を促進することとしています。

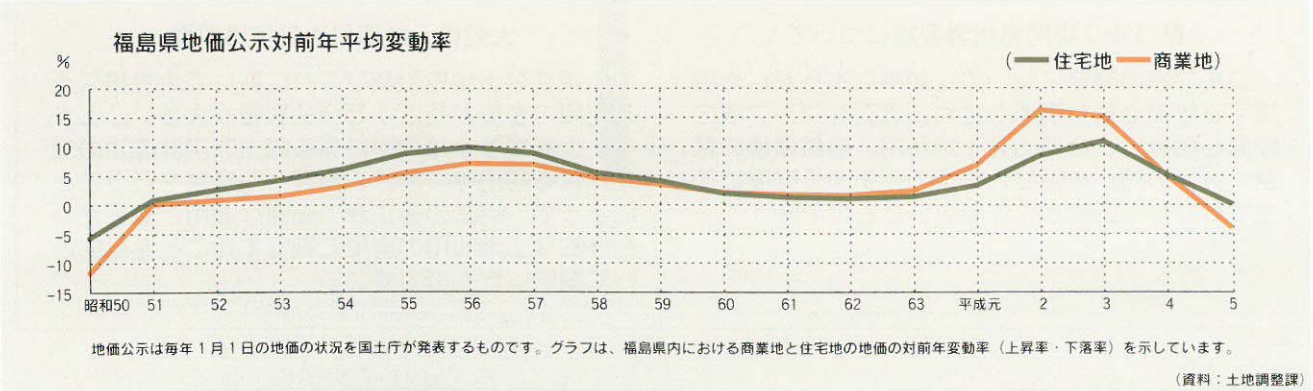

地価公示は毎年１月１日の地価の状況を国土庁が発表するものです。グラフは、福島県内における商業地と住宅地の地価の対前年変動率（上昇率・下落率）を示しています。

（資料：土地調整課）

2　適正な地価水準の形成

施策のねらい

土地の投機的取引等による地価の高騰は、一般勤労者が住宅地を取得することが困難になるなどの社会的不公平感の拡大、公共用地の取得難による社会資本整備の遅れ、値上がり期待による土地の遊休化など様々な弊害を招くおそれがあります。

このため、国土利用計画法に基づく土地取引規制の適切な運用などにより、適正な地価水準の形成を図ります。

地価調査の実施

適正な地価水準の確保を図るため、国が実施する地価公示を補完する地価調査を実施します。

届出制度の適切な運用

◆国土利用計画法に基づく届出制度の適切な運用を図ることにより、適正な地価水準の確保と合理的な土地利用に努めます。

◆国土利用計画法に基づく監視区域の指定により、投機的取引等による地価の高騰を防止します。

3　適正な土地利用の確保

施策のねらい

土地は限られた資源であり、県民の利益を増進するためには、自然的、社会的、経済的、文化的な諸条件に応じて最もふさわしい利用が行われる必要があります。

このため、地域の自然や経済社会、文化等の諸条件に配慮し、適正な土地利用を図ります。

遊休土地利用の促進

利用度の低い土地や遊休土地について、自然環境の保全に十分配慮しながら、有効かつ適正な利用の促進を図ります。

市街地における低・未利用地対策

市街地における工場跡地、鉄道跡地等低・未利用地の有効・高度利用を図るため、市街地再開発事業、再開発地区計画制度、遊休土地転換利用促進地区制度等を積極的に活用し、土地利用の転換を進めます。

土地利用の調整及び規制

土地利用目的の適正な転換を図るため、自然環境の保全や公害の防止などに十分配慮しながら、土地利用の調整及び規制を図ります。

◆県ゴルフ場開発指導要綱や県大規模土地取引事前指導要綱を適正に運用し、土地利用の調整を図ります。

◆農地の転用、林地開発、宅地開発等にあたっては、無秩序な開発を規制し、適正な土地利用を図ります。

県ゴルフ場開発指導要綱について

ゴルフ場の開発について、知事にあらかじめ協議する等の必要な事項を定め、適正なゴルフ場の開発を誘導し、合理的な土地利用、自然環境の保全、災害の防止を図り、県土の均衡ある発展に役立てることを目的として制定したものです。

大規模土地取引事前指導要綱

大規模な土地取引及びこれに関して大規模な土地利用の変更が及ぼす社会的影響が大きいことから、大規模な土地取引に係る国土利用計画法の規定による届出等の前に、指導・助言等を行うことによって、同法の適正かつ迅速な運用と適正かつ合理的な土地利用の実現に役立てることを目的として制定したものです。

地価調査　毎年７月１日に県内の基準地の標準価格を公表。
遊休土地転換利用促進地区制度　市街化区域内の低・未利用地を都市計画上遊休土地として特定し、市町村が指導・助言することにより有効利用を促進する。

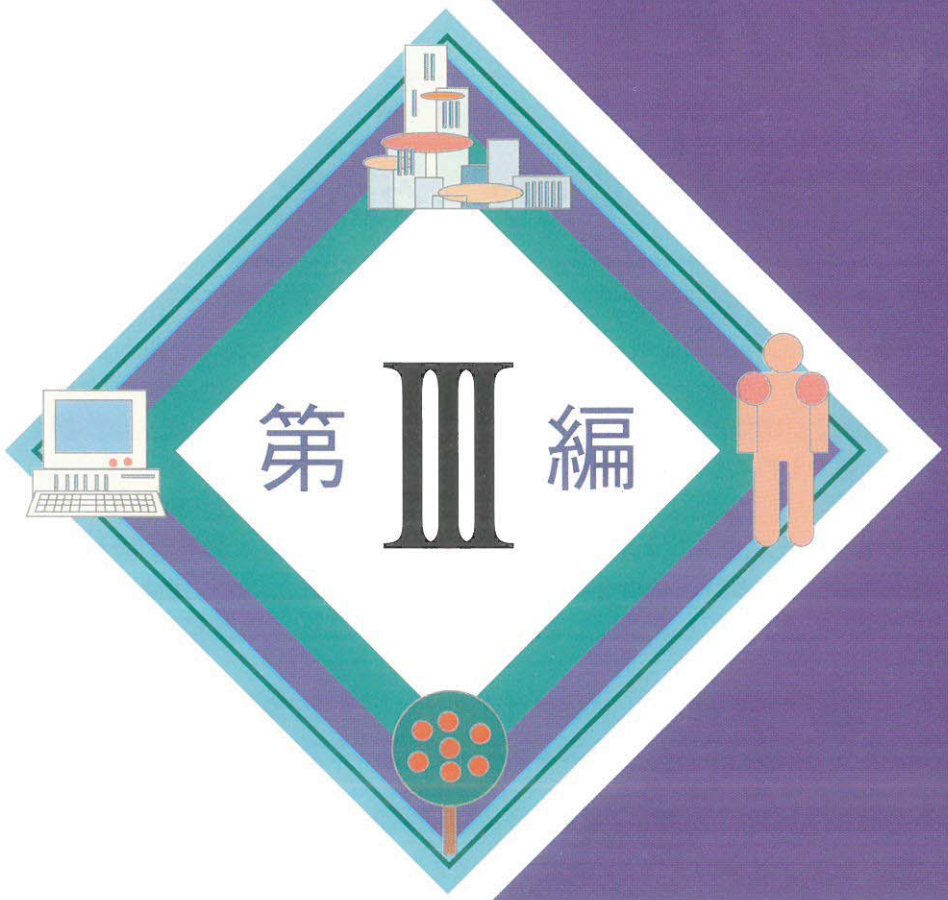

第Ⅲ編

地域整備構想

第１章　地域整備の基本方向
第２章　広域的地域整備計画
第３章　地域別計画

第１章　地域整備の基本方向

１　地域整備の目標

地域整備の目標は

多極ネットワークの形成

とします。

「多極ネットワークの形成」とは、七つの地域において、都市と農山漁村との連携により、ゆとりと潤いのある生活の実現に必要な基本的機能と個性的な機能を併せ持った生活圏づくりを進めるとともに、それぞれの生活圏の連携を図ることにより、県全体として多様で質の高い機能を集積し、魅力ある県をつくることです。

○　七つの地域において、都市と農山漁村との連携により、良好な居住環境、魅力ある就業の場及び多様な余暇活動空間を整備するとともに、教育、文化、医療、商業等の諸機能を整備し、地域の人々がゆとりと潤いのある生活を実現できる七つの生活圏づくりを進めます。

○　七つの生活圏において、地域特性を生かしながら、個性的な機能を整備するとともに、交通、情報・通信網の整備により、各生活圏の連携を強め、多様な選択が可能となる県づくりを進めます。

○　人、もの、情報の交流を県内にとどまらず、隣接県をはじめ県外との間でも活発化し、開かれた県づくりを進めます。

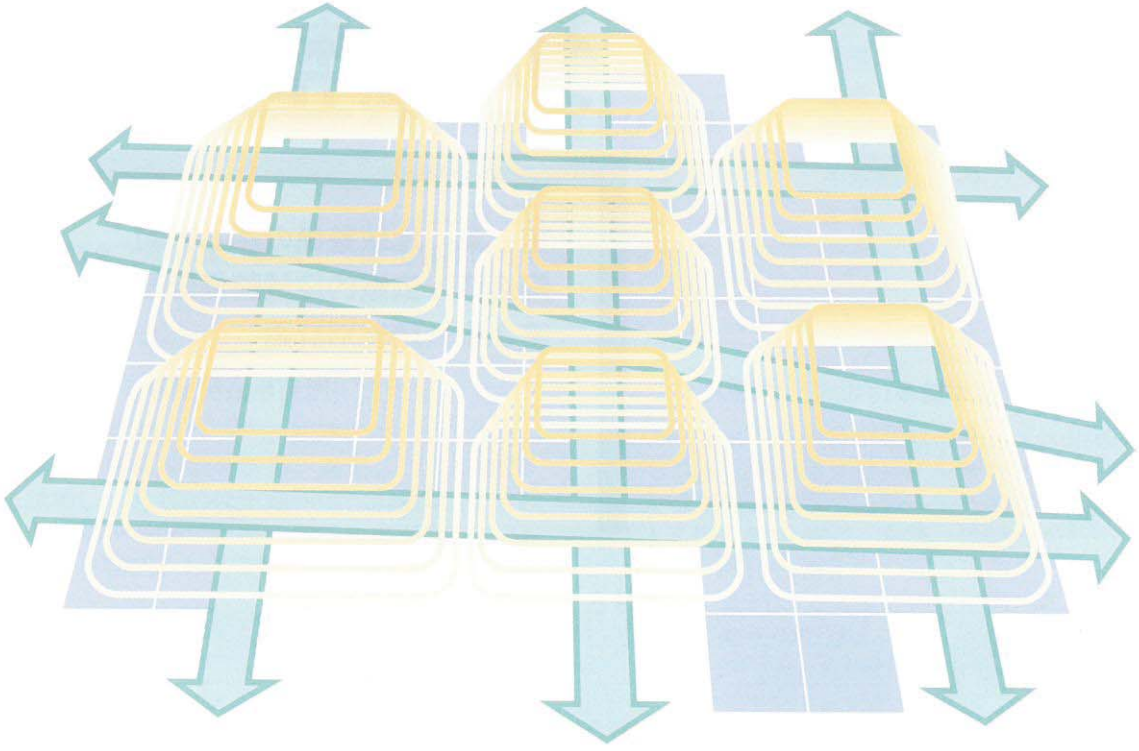

2　地域区分の考え方

地域区分については、これまでは、中通り、会津、浜通りの３地方に大きく区分し、さらに、それぞれを県北・県中・県南、会津・南会津、相双・いわきに区分するという縦軸中心の考えでした。

21世紀に向けて、本県の地域整備の目標である「多極ネットワークの形成」を推進していくためには、従来の発展方向である縦軸に加えて、新たな発展方向を示すものとして横軸を設定することが不可欠であり、その整備を積極的に図っていくこととします。

横軸は、磐越自動車道の整備、南東北、北関東との県際地域整備構想の進展などを踏まえ、横断道軸、北部軸、南部軸の３本とします。

そして、これら横軸と縦軸の結節点を七つの生活圏としてとらえます（図表１のとおり）。

①縦　　軸　中通り軸、会津軸、浜通り軸
- 中通り軸　新しい国土軸の中央部のルートであり、都市集積を活用しながら、諸機能の集積を図る軸
- 会 津 軸　国際的なリゾート・観光地域として新しい国土軸の一翼を担う地域であり、豊かな自然環境を生かしながら、諸機能の集積を図る軸
- 浜通り軸　高速交通網の整備が進展しつつあるのを踏まえ、新しい国土軸の一翼を担う地域として、諸機能の集積を図る軸

②横　　軸　横断道軸、北部軸、南部軸
- 横断道軸　県内各地域の横の連携を図るとともに、太平洋と日本海を結ぶ多様な交流を担う軸
- 北 部 軸　南東北中枢広域都市圏構想等により本県北部の連携を図るとともに、南東北との交流を担う軸
- 南 部 軸　21世紀ＦＩＴ構想等により本県南部の連携を図るとともに、北関東との交流を担う軸

各地域の構成市町村は、図表２のとおりとします。

しかし、一部の町村では、特定の機能において、その属する地域よりも隣接する他地域との関係の方が強い状況がみられるとともに、各地域の相互関係は、交流の活発化により今後一層多様化することが予想されます。このような状況に適切に対応するため、具体的な施策の展開にあたっては、この７地域区分を基本としながらも、境界を固定することなく、柔軟性を持って考えるとともに、各地域を重層的にとらえることとします。

図表1　縦軸・横軸による地域区分

図表２－地域区分と構成

（会津地方）

会津地域
会津若松市
喜多方市
北会津郡
耶麻郡
河沼郡
大沼郡

南会津地域
南会津郡

（中通り地方）

県北地域
福島市
二本松市
伊達郡
安達郡

県中地域
郡山市
須賀川市
岩瀬郡
石川郡
田村郡
古殿町

県南地域
白河市
西白河郡
東白川郡
（古殿町を除く）

（浜通り地方）

相双地域
原町市
相馬市
双葉郡
相馬郡

いわき地域
いわき市

3　地域整備の基本的考え方

(1)　都市の育成強化

都市は、都市的サービス、都市的な就業機会の提供など地域発展に大きな役割を果たすとともに、21世紀に向けて本県の発展をリードすることが期待されることから、中核都市及び中心都市等の都市機能の充実強化を図るとともに、身近な地域に基礎的な都市機能を提供する中小都市の育成に努めます。

(2)　農山漁村の活性化

農山漁村においては、若年層を中心とした人口の流出により、過疎化、高齢化が同時に進行し、地域社会の機能低下がみられます。農山漁村は、食料や木材の供給のみならず、国土や自然環境の保全等多面的な役割を担っていることから、農林水産業の振興に加え、定住環境の整備、就業機会の確保等により、その活性化を図ります。

(3)　都市・農山漁村の一体的整備

都市は、農山漁村の豊かな緑や広々とした空間を求めており、一方、農山漁村は、都市との結びつきを強めながら、都市の持つ情報やサービスを利用し、生活と生産の質を高めることを必要としています。

したがって、都市と農山漁村の連携を進め、生活に必要な基本的機能を有する一つの生活圏として一体的な整備を図ります。

(4)　個性的な機能の整備と地域間連携の強化

県全体として、過密の弊害を回避しながら、多様な機能を集積するためには、それぞれの地域が個性を持ち、その連携を図っていく必要があります。

したがって、各地域において、その地域特性を生かしながら、個性的な機能の整備を進めるとともに、それぞれの地域を有機的に結ぶ交通、情報・通信網の整備等により地域間の連携の強化を図ります。

(5)　広域的地域整備の推進

高速交通体系の整備、情報化の進展等により、企業、住民等の活動領域は広域化し、様々な交流が活発化しています。

また、本県においては、広大な県土の中に都市が分散し、多様な隣接地域を有していることから、それらの地域との連携を強化することにより、地域の新たな発展を図ることが可能となっております。

このため、県境や７地域区分にとらわれない広域的な地域整備を推進します。

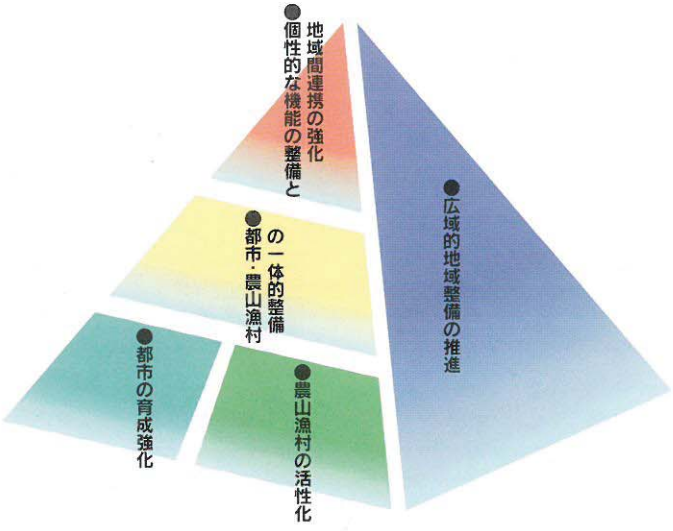

第２章　広域的地域整備計画

県境や７地域区分にとらわれない新しい視野から捉えた地域の整備について、積極的な推進を図ります。

21 世 紀 F I T 構 想

福島、茨城、栃木３県の県際地域は、東京から100～200kmの圏域にあるとともに、豊かな自然と広大な開発可能空間を有しており、東京圏の諸機能の分散圧力の高まりや豊かさを実感できるくらしに対する人々のニーズ等を積極的に受け止めることにより、新たな発展が期待される地域です。

このため、３県の産・学・官及び関係市町村等の連携のもとに、個性ある各地域が共振・共鳴するシンフォニー圏の創造を目標とし、産業業務機能、居住機能、保養・研修機能、リゾート・レクリエーション機能等を有する圏域の一体的な整備を進め、職・住・遊が近接した21世紀にふさわしい新しいライフスタイルを実現できる先導的拠点の形成を図ります。

構成市町村

本県（３市11町11村）

須賀川市、長沼町、鏡石町、岩瀬村、天栄村、古殿町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、白河市、西郷村、表郷村、東村、泉崎村、中島村、矢吹町、大信村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、田島町、下郷町、いわき市

茨城県　30市町村　　栃木県　20市町村

南 東 北 中 枢 広 域 都 市 圏 構 想

福島市、仙台市、山形市を中心とする県際地域は、高速交通体系の整備や相馬地域開発の進展等により、高次な生産機能の集積が進みつつあるとともに、高等教育機関や商業・サービス業等の都市機能の集積が高まっており、東北地方の新たな発展を牽引する役割を担うことが期待されています。

このため、福島市・仙台市・山形市、周辺都市及び農山漁村において、地域特性を生かした特色ある機能を集積するとともに、東北中央自動車道等の交通基盤整備や学術文化等における交流を積極的に進めるなど地域間の連携を図り、優れた自然と環境との調和のもとに多様な高次都市機能が整備された広域都市圏の形成を図ります。

構成市町村

本県（３市12町１村）

福島市、桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町、川俣町、飯野町、原町市、相馬市、新地町、鹿島町、小高町、飯舘村

宮城県　47市町村　　山形県　18市町村

阿武隈地域総合開発事業

阿武隈地域は、広大な面積と豊かな自然を有する丘陵地であり、堅固で安定した地質構造により、地震に対し極めて安全な地域とされています。また、当地域は、東京から200km圏に位置するとともに、近年の高速交通体系の整備により、その開発可能性は著しく高まっています。

こうした開発可能性の高まりを踏まえ、中通り地方や浜通り地方との連携を図りながら、「生き生きとした阿武隈の里づくり」と「首都機能等の展開の場づくり」を基本方針にして、特色ある「職・住・遊」機能の有機的な展開を図るとともに、交通網等の整備を進め、快適なくらしのための生活空間づくりに努めます。

また、本地域の発展の核、新しい国土軸の先導となる「あぶくま新高原都市構想」の推進に取り組みます。

構成市町村

（７市19町８村）

福島市、二本松市、霊山町、月舘町、川俣町、飯野町、白沢村、岩代町、東和町、郡山市、須賀川市、石川町、玉川村、平田村、浅川町、三春町、小野町、滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、古殿町、原町市、相馬市、川内村、浪江町、葛尾村、飯舘村、いわき市

会津フレッシュリゾート構想

裏磐梯から、表磐梯・猪苗代湖周辺、会津若松市、南会津へ至る地域は、美しい自然や歴史的文化的資源に恵まれているとともに、首都圏から半日行動圏にあるという地理的優位性を持っており、人々が余暇等を利用して滞在し、ゆとりと潤いのある生活の実現を図ることのできるリゾート地域として適した地域です。

このため、自然環境の保全と優れた景観の保全・創造を図りつつ、民間活力を活用しながら、質の高いリゾート施設と基盤となる公共施設とを一体的に整備し、人々が、四季を通じて“憩い”“楽しみ”“学ぶ”ことのできる本格的なオールシーズン型高原リゾートの形成を進めるとともに、関連産業の育成振興を進め、地域の活性化を図ります。

構成市町村

（２市５町１村）

会津若松市、郡山市（湖南町）、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、河東町、田島町、下郷町

郡山地域テクノポリス・頭脳立地構想

郡山市、須賀川市を中心とする地域は、県の中央部に位置し、高速交通体系等の整備の進展により、本県の交通の要衝となっていることから、産業及び都市機能の集積が進んでおり、21世紀に向けて、本県を牽引する役割を高めていくことが期待されています。

このため、高度技術に立脚した工業開発を戦略とし、産・学・住の調和のもとに、研究所・情報サービス業等産業の頭脳部分の集積、魅力ある居住環境の形成、教養文化機能等の整備を進め、「産・学・住・遊・創」機能が有機的に結合した21世紀を先取りする都市空間の創造を目指します。

また、その開発効果を全県下に波及させ、県土の均衡ある発展を図るとともに、東北の時代をリードする「東北サザンクロス・テクノポリス」の形成を図ります。

構成市町村

テクノポリス（２市３町１村）

郡山市、須賀川市、鏡石町、石川町、玉川村、三春町

頭脳立地（２市）

郡山市、須賀川市

常磐郡山地区新産業都市建設事業

いわき市から、阿武隈高地の中部を経て郡山市周辺に至る地域は、小名浜港を有するとともに、高速道路、空港などの整備が進み、また、広大な開発可能空間と首都圏に隣接するという地理的優位性を有していることから、加工組立型産業を中心に製造業の集積が高く、本県の産業経済の発展をリードする中核的地域となっております。

その集積を一層高めるため、「産・住・遊」機能の調和のとれた魅力ある新しい生活圏の創造を目標とし、成長性の高い先端技術産業の誘致・育成、研究開発機能等の集積を促進するとともに、潤いとやすらぎのある魅力的な居住環境の整備、教養・文化施設等の整備による都市の賑わいの場の創出など高次都市機能の一層の集積に努めます。

構成市町村

（３市11町５村）

本宮町、大玉村、白沢村、郡山市、須賀川市、鏡石町、古殿町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、三春町、小野町、滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町、いわき市

会津西北部地域活性化対策事業

山形、新潟両県との県際地域に位置し、山都町から柳津町に至る会津西北部地域は、山間・豪雪という自然条件等から、交通基盤の整備が遅れ、産業経済活動が停滞するとともに、過疎化・高齢化が進行していますが、磐越自動車道の建設や国道121号大峠道路の改修等により、東京圏はじめ他地域との近接性が高まるなど、その開発可能性が顕在化してきています。

このため、『美しく素朴な自然・社会環境と地域に住む人々と自立的な経済活力とが共存した、住みたくなる「ふるさと」、開かれた「ふるさと」の創造』を目指して、自然環境の保全と活用、定住基盤の整備、地域経済の活性化、地域アイデンティティの確立等を進めるとともに、交通基盤や生活基盤の整備を進め、都市住民との交流を図るふるさと型リゾートづくりを進めます。

また、その開発可能性を一層高めるため、新潟・山形両県との県際交流の活発化を進めます。

構成市町村
（１市４町２村）
喜多方市、熱塩加納村、山都町、西会津町、高郷村、会津坂下町、柳津町

「歳時記の郷・奥会津」活性化事業

只見川流域の地域は、豊かな自然を残し、そこに営まれる人々の暮しの中に、四季折々の行事などが今もなお生き生きと息づいており、心の豊かさや人間らしさを実感できるゆとりと潤いのある地域であるとともに、磐越自動車道の建設など交通体系の整備が進み、地域の発展可能性は高まりつつあります。

このため、地域の伝統的文化・産業の伝承と再生等により地域イメージを確立するとともに、広域観光拠点施設の整備を促進し、「歳時記の郷・奥会津」のブランドの定着を図ります。

また、交通基盤や生活基盤の整備を進め、都市住民との交流を図るふるさと型リゾートづくりを進めます。

構成市町村
（４町５村）
柳津町、三島町、金山町、昭和村、舘岩村、檜枝岐村、伊南村、南郷村、只見町

ふくしま沿岸域総合利用構想

本県は、太平洋に面し、約150kmにわたる長大な沿岸域を有しています。

沿岸域は、多様な資源を有し、多面的な利用が可能である空間であるとともに、陸域・海域の利用が相互に影響を及ぼす地域です。

また、沿岸域の利用と保全は、多様な主体によって行われるため、その調整が重要となります。

このため、本県の沿岸域について、自然環境の保全、良好な環境の創造を図るとともに、広域的な調整を図りつつ、多面的な利用可能性を積極的に引き出すため、その総合的・広域的な活用方策について検討します。

いわき振興拠点地域構想

振興拠点地域制度は、地域の創意工夫を基軸として、地域の特性に即した特色ある機能を集積させ、相当程度広範囲の地域の振興拠点を総合的かつ計画的に整備し、地域主導による地域づくりを行うことを目的としています。

本県においては、候補地域として、東京から200km圏にあり、広大な開発空間と多様な自然を有するいわき地域を選定し、開発整備の方針、重点整備地区、中核的施設等を検討するなど基本構想の策定を進め、その実現を図ります。

地方拠点都市地域整備事業

地方拠点都市地域制度は、都市機能の増進及び居住環境の向上を推進し、地域の一体的な整備を図るとともに、産業業務施設の再配置の促進を図ることにより、地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展に寄与することを目的としています。

本県は、高速交通体系の整備が進み、かつ首都圏に隣接するという地理的優位性を有することから、本制度の積極的な活用を図り、都市機能の集積及び居住環境の整備を促進するとともに、首都圏の産業業務施設の誘導を促進し、本県の牽引力となる地方拠点都市地域の形成に努めます。

県境や7地域区分にとらわれない各種プロジェクト

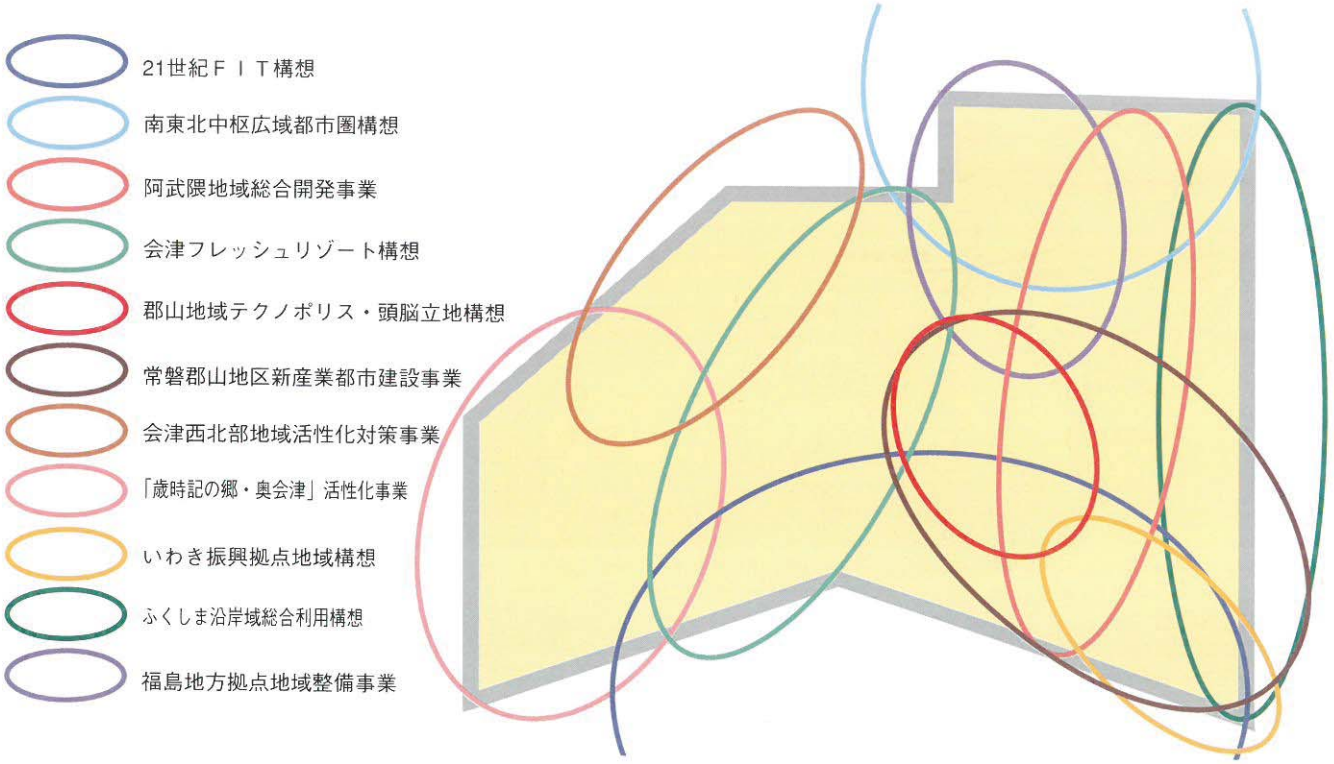

第3章　地域別計画

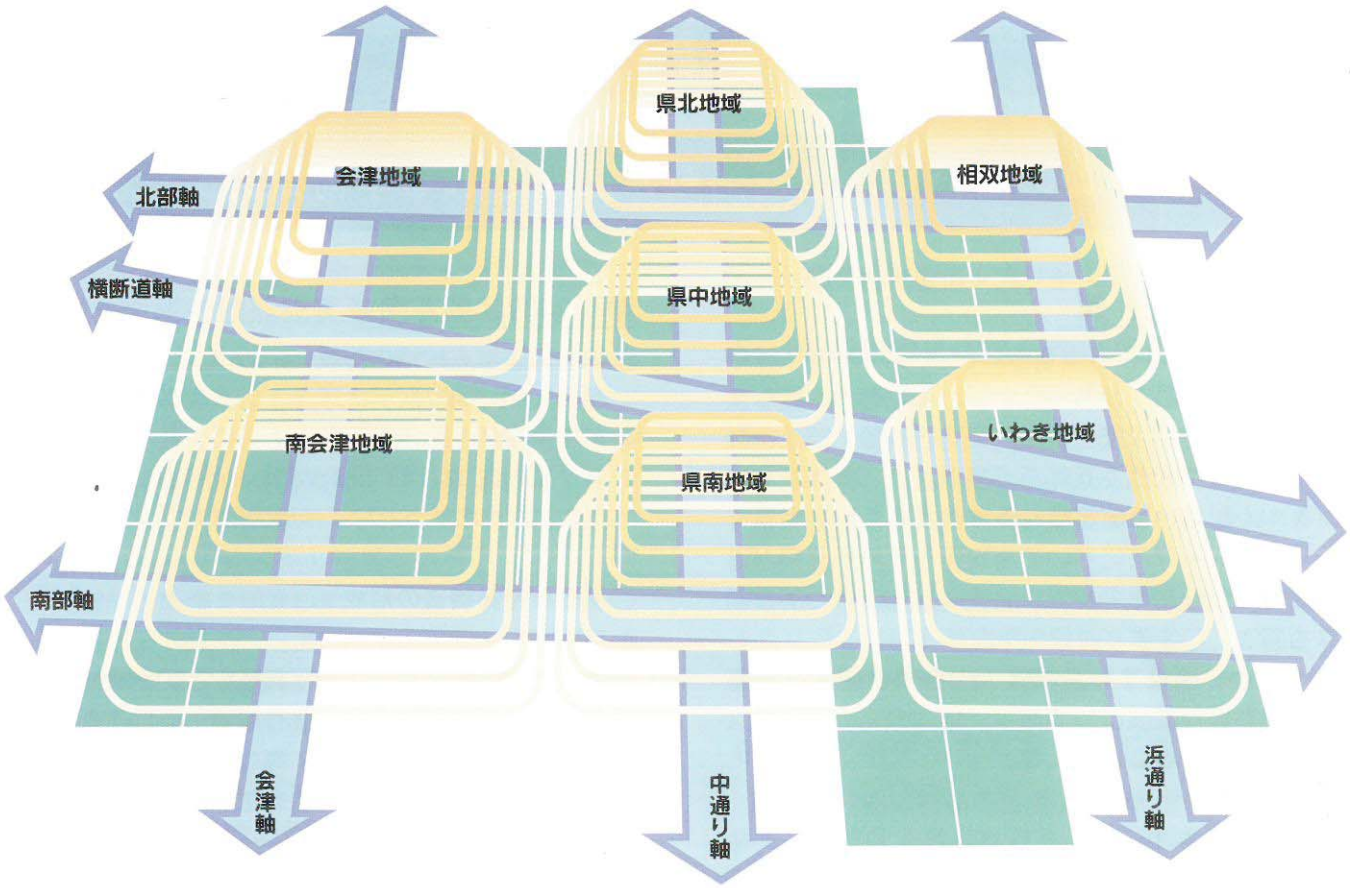

県北地域●　質の高い知的創造活動が展開される学術研究文化圏
県中地域●　多様な高次都市機能が集積した高度産業・交流圏
県南地域●　潤いのある居住空間と魅力ある産業が融合した快適生活圏
会津地域●　美しい自然、歴史、文化と知識集約型産業が調和したリゾート圏
南会津地域●　豊かな自然を生かした心ふれあうふるさと交流圏
相双地域●　高まる交流機能を生かした活力ある産業・文化圏
いわき地域●　多彩な余暇活動空間と進む都市集積を生かした新しい生活文化圏

県・北・地・域

将来像　質の高い知的創造活動が展開される学術研究文化圏

●現 状 と 課 題

○　県北地域は、吾妻連峰、阿武隈川等の多様な自然に恵まれているとともに、果物等の主要な産地となっています。また、東北新幹線、東北自動車道などの高速交通体系が整備され、県都福島市を中心に高い工業集積を有するとともに、教育・文化、医療などにおいて高次都市機能の集積が進んでおり、本県の政治、経済、文化の中心的役割を担っています。

　また、隣接する宮城県、山形県と結ぶ交通基盤の整備が進展しつつあり、地域の発展可能性は一層高まりつつあります。

○　今後、本地域は、高等教育機能や行政、文化機能の集積を活用して先端的研究や新しい情報、文化を創造し、本県の学術研究文化をリードする中心的役割を担うことが期待されています。

　また、既存産業の高度化や高度技術産業、研究開発機能等の集積を促進し、産業構造の高度化を図るとともに、業務機能、情報機能など高次都市機能の集積を高め、中通り軸と北部軸の結節点として発展することが期待されています。

　さらに、都市周辺の美しい自然や多様性に富んだ観光資源を活用した都市近郊型観光・レクリエーションの振興が望まれています。

●基本的発展方向

○知的創造拠点地域の形成

　福島大学や県立医科大学などの高等教育機関や行政、文化機能の充実を図るとともに、これらの集積を生かして高次な学術研究や新しい情報、文化を創造する知的創造の拠点となる地域の形成を目指します。

○高度な産業構造の形成

　首都圏の諸機能の地方分散などを踏まえ、高度技術産業や研究開発機能、業務機能などの誘導を進めるとともに、地場産業など既存産業の育成、都市近郊型農業・観光農業の振興、商業・サービス業などの集積促進、多彩な地域資源を生かした都市近郊型リゾート・レクリエーションの振興など高度な産業構造の形成を促進します。

○中核都市等における都市機能の充実強化

　首都圏の諸機能の地方分散などを踏まえ、賑わいと魅力のある都市の形成を目指すため、中核都市福島市及び副次核都市二本松市において、相互の機能分担と連携を図りながら、業務機能、情報機能、コンベンション機能、教育・文化機能などの高次都市機能の集積を図ります。

○広域的な交流の促進と基盤の整備

　相双地域や宮城・山形県との広域的な交流を促進するとともに、これらの地域とを結ぶ東北中央自動車道や幹線交通網の整備を進めます。

リーディング・プロジェクト　県北地域

この地域の整備に先導的な役割を果たすプロジェクトです。

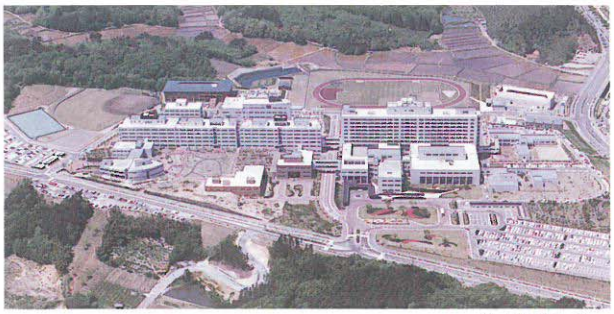

県立医科大学

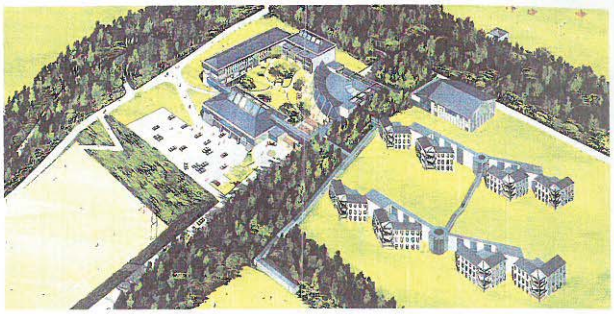

青年海外協力隊二本松訓練所（仮称）完成予想図

1　学術研究機能充実強化事業

福島大学については、自然系学部の新設を積極的に国に働きかけ、総合大学化を目指すとともに、県立医科大学については、講座や附属研究所等の充実や大学院の体系的整備を図るなど教育・研究機能の強化に努めます。

また、福島研究公園の整備促進等により、研究開発機能の集積を促進します。

さらに、産・学・官の連携のもとに、独自の情報集積・政策企画機能を持ち、本県の地域政策の研究を行う総合的地域政策研究機関の整備について検討を進めます。

2　福島地方拠点都市地域整備事業

福島市を中心として、周辺市町村との機能分担と連携を図りながら、都市基盤や居住環境の整備、道路網の整備など地域の一体的な整備を促進し、職・住・遊・学の備わった新しい総合的な生活空間の創造に努めます。

3　産業文化センター（仮称）整備構想

産業・文化の振興の拠点づくりを図るため、産業文化センター（仮称）の整備を進め、知識集約型産業やサービス産業の集積を促進します。

4　県民の森総合整備事業

昭和47年に整備され、広く県民に親しまれてきた県民の森について、森林とのふれあいやスポーツ・レクリエーション等の利用者の多様なニーズの高まりに応え、高度かつ多面的な活用を図るため、一層の拡充整備を図ります。

5　南東北中枢広域都市圏構想

福島市を中心として、文化機能、コンベンション機能等を一層充実させるなど都市基盤の整備を図り、仙台市、山形市等との適切な役割分担と連携により、多様な高次都市機能が整備された魅力ある拠点の形成を目指します。

また、この都市機能集積の効果が地域全体に及ぶよう交通、情報・通信網の整備を促進し、都市と農山村地域との交流を図ります。

6　東北中央自動車道整備促進事業

南東北中枢広域都市圏構想、阿武隈地域総合開発事業や浜通り・山形県との交流等を進めるため、東北中央自動車道の整備を促進します。

7　阿武隈地域総合開発事業

豊かな開発可能性を持つ阿武隈地域において、都市集積の進む周辺諸都市との連携を図りつつ、都市近郊型農業の展開、地場産業の振興、新規産業の導入等を進めるとともに、道路網等の生活基盤の整備に努めます。

8　青年海外協力隊二本松訓練所（仮称）建設・連携促進事業

青年海外協力隊二本松訓練所（仮称）の建設を促進するとともに、その有効活用方策等について検討を進めます。

主要な施策　県北地域

教育文化

（21世紀を担う心豊かでたくましい児童生徒・青少年の育成）

○　学校規模の適正化や施設設備の充実などの教育条件の整備充実に努めるとともに、児童生徒の学力向上、情報化・国際化への対応などの教育内容・方法の改善充実に努めます。

○　教育センターの研究研修機能を充実させるため、施設設備の改善に努めるとともに、センターをキーステーションとする教育情報ネットワークシステムの整備を図ります。

○　青少年の健全育成を図るため、県民運動の展開や社会環境の整備、相談指導体制の充実に努めるとともに、社会参加活動の促進や青少年活動の場の充実、指導者の養成を進めます。

（新しい時代の要請にこたえる高等教育機関の充実）

○　高等教育機関の教育研究機能の充実に努めるとともに、生涯学習機会の拡充や施設の開放など地域社会との連携を促進します。

（ふれあいと生きがいに満ちた生涯学習の推進）

○　生涯学習を推進するため、推進体制等基盤の整備、学習機会の整備充実、普及啓発に努めるとともに、社会教育等の充実を図ります。

○　県立図書館の業務の電算化を進めるとともに、県内市町村図書館との図書館情報のネットワーク化に努めるなど一層の機能充実を図ります。

（国際感覚を備えた人づくりの推進）

○　草の根レベルの国際交流を推進するため、市町村・民間国際交流団体と一体となった多様な国際交流事業を推進します。

○　国際化に対応した教育の充実を図るとともに、語学指導等を行う外国青年招致事業の推進、青年・女性等の海外派遣研修の促進などにより、国際的視野を持つ人づくりに努めます。

（潤いと個性に満ちた文化の振興）

○　市町村の文化活動推進体制の整備を促進するほか、文化財の保護・保存体制の充実を図るとともに、歴史民俗資料館等の文化施設の整備を促進します。

○　県文化センターの施設設備の整備充実に努めるとともに、その機能の一層の充実について検討を進めます。

○　県立美術館の教育普及事業、企画展の充実を図るとともに、美術作品を計画的に収集します。

（県民の活力を育むスポーツ・レクリエーションの振興）

○　生涯スポーツ等の振興を図るとともに、あづま総合運動公園等の都市公園、キャンプ場等スポーツ・レクリエーション施設の整備充実に努めます。

県立図書館・美術館

県民生活

（生涯にわたる健康づくり）

○　保健所の機能充実、市町村保健センターの整備を進めるとともに、母子保健、成人・老人保健等の充実を図ります。

○　地域医療のセンター的役割を果たす公的医療機関の施設設備の充実を図るとともに、民間医療機関の施設設備の高度化を促進します。

○　高度で専門的な医療サービスを提供するため、県立医科大学附属病院の施設設備の充実等を図ります。

○　救急医療体制の充実に努めるとともに、山間部における医療提供体制の確立を図ります。

○　保健医療機関相互の連携を強化するとともに、保健・医療・福祉関係機関が一体となった在宅ケアサービスの提供に努めます。

（安全で安心できる生活の確保）

○　防犯・交通安全対策、消防・防災対策を推進するとともに、食品等の安全確保、消費者保護対策等の充実に努めます。

○　消防職員・団員等の資質向上のため、教育訓練機能の拡充強化など、消防学校の整備充実に努めます。

○　公害防止施設の整備を促進するほか、大気・水質汚染等公害監視体制の充実強化、環境基準未達成の流域における生活排水対策等を推進するとともに、廃棄物の適正な処理の確保に努めます。

（ともに生きる社会づくり）

○　福祉教育の充実やボランティア活動の振興を図るとともに、保健・医療と連携した在宅・施設福祉サービスの提供に努めます。

○　高齢者、障害者等の社会参加・就労機会の拡大を図るとともに、高齢者、障害者に配慮した人にやさしいまちづくりに努めます。

○　公私協働による福祉活動の中核的機関である市町村社会福祉協議会の活性化を図ります。

○　社会の身体障害者に対する理解の増進を図り、身体障害者の自立と社会参加を促進するため、平成7年度に福島市において、第31回全国身体障害者スポーツ大会を開催します。

○　高齢者に対する相談や情報提供体制の充実を図るため、介護実習・普及センターを開設するとともに、高齢者総合相談センターとの連携強化に努めます。

（ゆとりと潤いのある生活空間づくり）

○　良質な公的住宅・宅地の供給や民間住宅の支援・誘導に努め、地域の特性に応じた豊かな住まいづくりを進めます。

○　屋外広告物規制等により美しい都市景観の形成に努めるとともに、公園緑地や安達太良川等における水辺空間の整備等ゆとりあるオープンスペースづくりを進め、潤いのある居住環境づくりに努めます。

○　駅前広場等交流拠点の整備、「まちの顔」となるシンボルロードの整備など賑わいのあるまちづくりに努めます。

（美しい自然空間の形成）

○　森林の保全、野生鳥獣の保護など自然環境の保全に努めるとともに、美しい景観の形成、地域の緑化を進めます。

○　自然公園の整備、河川・ダム湖等の親水空間の整備、東北自然歩道（新奥の細道）の整備を進め、自然とふれあう環境づくりを図ります。

○　平成8年度に大玉村の県民の森において、第50回全国野鳥保護のつどいを開催します。

県民の森

産業経済

（時代の潮流に即応した、活力ある農林水産業の展開）

○　担い手の育成確保や農地の利用集積等により地域農業構造の再編成に努めるとともに、産地銘柄化、流通体制の充実を図り、高生産性・高付加価値農業の実現を図ります。

○　平坦地域においては、果樹、野菜、花き、水稲、畜産等を中心とした産地づくりを促進し、生産性の高い都市近郊型農業の振興を図ります。

○　中山間地域においては、豊かな草地資源などを生かした畜産、県内有数の産地である養蚕、地域特性を生かした工芸作物、菌茸の振興を図ります。

○　もも、りんごなどの果樹については、需要動向に応じた新品種への更新等総合的な体質強化を図り、全国に誇ることができる総合果樹産地づくりを進めます。

○　農産物の高付加価値化と販路拡大の基盤づくりのため、農道離着陸場を福島市に整備します。

○　農道、ほ場等の整備を推進し、農業生産基盤づくりを進めるとともに、農地防災事業の推進により農地等の保全管理に努めます。

○　山ノ入ダムを建設する安達地区等の県営かんがい排水事業を推進します。

○　体系的な森林の整備により森林資源の充実を図るとともに、林道等路網の整備など林業の生産基盤づくりを進めます。

○　県産材の安定供給を図るとともに、ナメコ等の特用林産物の振興に努めます。

（高い技術力を誇る工業の充実）

○　知識集約型・高付加価値型工業及び研究開発型工業の集積を図るなど、工業集積の一層の高度化に努めます。

○　県北工業用水道の建設を推進するとともに、工業団地の整備を促進するなど、工業基盤の整備を図ります。

○　地場産業に密着した研究・指導機関として、ハイテクプラザ福島技術支援センターの整備充実に努めます。

（新しい時代に対応した魅力ある商業・サービス業の展開）

○　福島市、二本松市等において、市街地再開発事業等と一体となった商業基盤施設の整備を図り、商店街の高度化、近代化を進めます。

○　組織化・共同化等により卸売業の活性化を図ります。

○　産業支援サービス業の振興に努めるとともに、生活にゆとりと豊かさをもたらす余暇関連サービス業等の振興を図ります。

（個性豊かで魅力ある観光・リゾートの振興）

○　磐梯朝日国立公園等の美しい自然、豊富な温泉、果樹園等を生かした都市近郊型の魅力ある観光・リゾート地の形成を促進します。

○　多様な観光資源を生かし、宮城県、山形県と結ぶ広域観光ルートの形成を促進します。

（地域に根ざした産業の振興）

○　地域企業の技術力の向上や企業診断・指導、金融対策等による経営基盤の強化に努め、地域企業の振興を図ります。

○　ニット、絹・人繊織物、家具などの地場産業の活性化を図るため、デザイン開発力の強化、新製品・新商品の開発、販路の拡大を促進します。

○　ふるさと産業おこし運動を推進し、ふるさと産品の開発・ブランド化・販路開拓、運動の核となる人材の育成、地域間の交流を促進します。

（ニーズに対応した雇用機会の確保と働きやすい環境づくり）

○　高齢者、障害者等の雇用の促進に努めるとともに、地域の雇用環境を整備し、魅力ある雇用機会の確保を図ります。

○　職業能力開発の促進、労働福祉の充実を図り、働きやすい環境づくりに努めます。

商店街「パセオ470」

県土基盤

（個性と魅力ある地域づくり）

○　広域市町村圏が行う事業を支援し、広域的な地域の振興を図ります。

○　住民の自治と連帯によるコミュニティの形成を図るため、基盤整備やコミュニティ活動を支援します。

○　福島市において、市街地再開発事業や土地区画整理事業を促進するとともに、再開発地区計画の運用等により快適な都市環境の整備を進め、活気ある中心市街地の形成を図ります。

○　二本松市等において、街路・都市公園等の整備を促進し、快適な都市環境の整備を図ります。

○　平成７年に開催されるふくしま国体のメイン会場となる広域公園あづま総合運動公園の整備を推進するとともに、地域の特色を生かした都市公園の整備を促進します。

○　本宮町において、高速道路と連結した都市公園であるハイウェイオアシスの整備を促進します。

○　公共用水域の良好な水質確保や都市環境の整備のため、阿武隈川上流流域下水道県北処理区及び阿武隈川あだたら流域下水道二本松処理区の整備を推進するとともに、公共下水道の整備を促進します。

○　農山村地域において、集落排水施設、集落道等の整備を推進するとともに、優れた景観、文化等を生かしたゆとりある快適な生活環境を整備します。

（交流ネットワークの形成）

○　他地域との交流を進めるため、国道４号、13号の整備を促進するとともに、国道114号、115号、349号、399号、459号、主要地方道等の整備を推進します。

○　増大する交通量に対応し、通過交通の市街地への流入を防ぐため、国道４号福島南バイパス、国道13号福島西道路の整備を促進します。

○　健全な運営が図られるよう阿武隈急行線を支援するとともに、沿線地域の総合的な開発を促進します。

○　地域と密着した道路網である一般県道、市町村道の整備を進めるとともに、バス交通サービスの向上を促進します。

○　都市内交通の円滑化や渋滞対策の推進を図るため、福島市において、腰浜町町庭坂線等の幹線街路の整備を推進するとともに、駐車場や駐輪場の整備を促進します。

○　ニューメディアの導入による地域情報通信基盤の整備を図るため、福島市テレトピア構想を促進します。

○　「うつくしま、ふくしま。」を運動スローガンとして県民運動を推進するとともに、その運動と連携した行政施策を積極的に推進します。

（安全でやすらぎのある県土の建設）

○　治水機能の向上を図るため、阿武隈川、広瀬川、杉田川等の河川改修等を進めるとともに、ダム事業による洪水対策を推進します。

○　県土の保全を図り、災害の発生を防ぐため、治山事業及び砂防事業を推進します。

（水資源・エネルギー対策の推進）

○　水需要の増加に対応し、安定的な水の供給を確保するため、摺上川ダムの建設を促進するほか、水原ダムの早期着工を図るとともに、小規模生活ダムの建設を検討します。

○　福島地方水道用水供給企業団による広域水道施設の整備を促進します。

（総合的な土地対策の推進）

○　国土利用基本計画の適切な管理運営により、総合的かつ計画的な土地利用を促進するとともに、届出制度の適切な運用等により適正な地価水準の形成に努めます。

福島駅前の整備

県・中・地・域

将来像　多様な高次都市機能が集積した高度産業・交流圏

●現状と課題

○　県中地域は、県の中央部に位置し、東北新幹線、東北自動車道が整備され、商工業、農業など多様な産業の集積と公的な産業支援機能や高次な都市機能の集積度が高く、本県の産業経済の中核的地域としての役割を担っています。

　さらに、福島空港、磐越自動車道の整備が進み、高速交通体系の要衝として、地域の発展可能性は一層高まりつつあります。

○　今後、本地域においては、中通り軸と横断道軸の結節点として、これまでの産業集積と高速交通体系を最大限に活用し、高度技術産業、研究開発機能、産業支援サービス業などの集積を促進するとともに、公的な産業支援機能を高め、高度な産業構造を形成し、本県産業の先導的拠点地域としての役割を担うことが期待されています。

　また、業務機能、教育・文化機能などの集積を促進し、高次な都市機能と産業機能が調和した地域として発展することが期待されています。

　さらに、整備が進む高速交通体系を生かし、物流機能、コンベンション機能などの集積を高め、広域的、国際的な交流の拠点地域としての役割を担うとともに、多様な資源を生かした観光・レクリエーションの振興が望まれています。

●基本的発展方向

○高度産業拠点地域の形成

　首都圏の諸機能の地方分散等を踏まえ、高度技術産業や研究開発機能、産業支援サービス業などの誘導・充実強化、これらの集積を活用した既存産業の技術の高度化を促進するとともに、豊かな土地資源を生かした農業の振興を図り、本県産業の高付加価値化を先導する拠点地域の形成を目指します。

○中核都市等における都市機能の充実強化

　首都圏の諸機能の地方分散等を踏まえ、賑わいと魅力のある都市の形成を目指すため、中核都市郡山市及び副次核都市須賀川市において、相互の機能分担と連携を図りながら、業務機能、情報機能、コンベンション機能、教育・文化機能などの高次都市機能の集積を図ります。

○高速交通体系を活用した地域整備

　高速交通体系を活用し、新たな産業立地の促進、多様な地域資源を生かした観光・レクリエーションの振興、物流機能等の整備により、広域的・国際的な交流拠点としての機能を充実させるとともに、地域内を有機的に連関させる幹線交通網の整備を進めます。

○福島空港を活用した産業振興と地域開発

　福島空港を最大限に活用し、臨空港型農業の推進、高度技術産業の誘導等産業振興に努めるとともに、国際的視野に立った空港周辺地域の開発を進めます。

　また、その効果を全県に波及させるため、アクセス交通網の整備を進めます。

リーディング・プロジェクト　県中地域

この地域の整備に先導的な役割を果たすプロジェクトです。

ハイテクプラザ

福島空港

1　常磐郡山地区新産業都市建設・郡山地域テクノポリス建設・頭脳立地構想

地域の産業の一層の集積と高度化及び魅力あるまちづくりを図るため、先端技術産業、研究開発、産業支援サービス業等の集積を図り、「産・学・住・遊・創」が総合的に調和したまちづくりを進めます。

また、これらの構想の中核的な施設であるハイテクプラザの機能の充実強化を図るとともに、職・住・遊が一体となった試験研究団地の整備を目指す須賀川テクニカルリサーチガーデン構想を促進します。

2　産業見本市会館（仮称）整備構想

経済交流や人的交流の活発化を図るため、企業間交流、情報交換等の企業活動の拠点として、産業見本市会館（仮称）を整備します。

3　磐越自動車道建設・利活用促進事業

磐越自動車道の早期全線開通を促進するとともに、沿線地域の振興を図るため、その積極的な利活用を促進します。

4　福島空港建設・周辺地域整備構想

福島空港の利活用対策及びアクセス交通網の整備を進めるとともに、平成12年供用を目指し、滑走路を2,500mに延長します。

また、周辺地域において、広域公園福島空港公園の整備を推進するとともに、小型航空機離発着機能を有する施設の整備や国際複合物流拠点の整備等について検討を進めます。

さらに、空港の国際化に取り組むとともに、2,500mを超える滑走路延長等空港機能の一層の拡充について検討を進めます。

5　トライアングル・ハイウェイ（仮称）整備構想

福島空港へのアクセスの向上や阿武隈地域の発展等を図るため、県南地域から福島空港を経て磐越自動車道に至る規格の高い道路「トライアングル・ハイウェイ（仮称）」の整備について検討を進めます。

6　阿武隈地域総合開発事業

豊かな開発可能性を持つ阿武隈地域において、道路網等の生活基盤の整備を図るほか、福島空港や磐越自動車道の整備効果を活用し、居住機能と高次生産機能等の有機的な展開を図るとともに、あぶくま新高原都市構想の推進に取り組みます。

7　21世紀ＦＩＴ構想

福島空港及び常陸那珂港、東北自動車道等の積極的な活用により、福島空港周辺地域等において研究開発機能や物流機能等の導入を図り、国際複合物流拠点を形成するとともに、産業・文化等様々な分野における交流拠点の整備を検討します。

8　三春ダム建設・周辺整備促進事業

本地域の水資源を確保するため、三春ダムの建設を促進するとともに、ゆとりと潤いのある憩いの場とするため、その周辺の整備を促進します。

主要な施策　県中地域

教育文化

（21世紀を担う心豊かでたくましい児童生徒・青少年の育成）

○　学校規模の適正化や施設設備の充実などの教育条件の整備充実に努めるとともに、児童生徒の学力向上、情報化・国際化への対応などの教育内容・方法の改善充実に努めます。

○　精神薄弱児の適正就学を促進するため、精神薄弱養護学校を設置します。

○　青少年の健全育成を図るため、県民運動の展開や社会環境の整備、相談指導体制の充実に努めるとともに、社会参加活動の促進や青少年活動の場の充実、指導者の養成を進めます。

（新しい時代の要請にこたえる高等教育機関の充実）

○　高等教育機関の教育研究機能の充実に努めるとともに、生涯学習機会の拡充や施設の開放など地域社会との連携を促進します。

（ふれあいと生きがいに満ちた生涯学習の推進）

○　生涯学習を推進するため、推進体制等基盤の整備、学習機会の整備充実、普及啓発に努めるとともに、社会教育等の充実を図ります。

（国際感覚を備えた人づくりの推進）

○　草の根レベルの国際交流を推進するため、市町村・民間国際交流団体と一体となった多様な国際交流事業を推進します。

○　国際化に対応した教育の充実を図るとともに、語学指導等を行う外国青年招致事業の推進、青年・女性等の海外派遣研修の促進などにより、国際的視野を持つ人づくりに努めます。

（潤いと個性に満ちた文化の振興）

○　市町村の文化活動推進体制の整備を促進するほか、文化財の保護・保存体制の充実を図るとともに、歴史民俗資料館・美術館等の文化施設の整備を促進します。

（県民の活力を育むスポーツ・レクリエーションの振興）

○　生涯スポーツ等の振興を図るとともに、郡山カルチャーパーク等の都市公園、キャンプ場等スポーツ・レクリエーション施設の整備充実に努めます。

日本大学工学部

県民生活

（生涯にわたる健康づくり）

○　保健所機能の充実、市町村保健センターの整備を進めるとともに、母子保健、成人・老人保健等の充実を図ります。

○　地域医療のセンター的役割を果たす公的医療機関の施設設備の充実を図るとともに、民間医療機関の施設設備の高度化を促進します。

○　救命救急センターの機能充実を促進するとともに、山間部における医療提供体制の確立を図ります。

○　保健医療機関相互の連携を強化するとともに、保健・医療・福祉関係機関が一体となった在宅ケアサービスの提供に努めます。

（安全で安心できる生活の確保）

○　防犯・交通安全対策、消防・防災対策を推進するとともに、食品等の安全確保、消費者保護対策の充実に努めます。

○　交通安全意識の高揚や矯正教育・更新時講習

等の充実を図る交通安全教育施設を設置します。
○　公害防止施設の整備を促進するほか、大気・水質汚染等公害監視体制の強化に努めるとともに、大滝根川等の環境基準未達成の流域における生活排水対策等の推進に努めます。
○　公共関与による産業廃棄物最終処分場の確保に努めるなど廃棄物の適正な処理の確保を図ります。

（ともに生きる社会づくり）
○　福祉教育の充実やボランティア活動の振興を図るとともに、保健・医療と連携した在宅・施設福祉サービスの提供に努めます。
○　家庭で介護を受けられない重度の身体障害者のための療護施設の整備を促進します。
○　心身障害児の健やかな発達を保障するため、県の療育体制の中核となる心身障害児総合療育センターの機能の充実強化を図ります。
○　高齢者、障害者等の社会参加・就労機会の拡大を図るとともに、高齢者、障害者に配慮した人にやさしいまちづくりに努めます。
○　公私協働による福祉活動の中核的機関である市町村社会福祉協議会の活性化を図ります。

（ゆとりと潤いのある生活空間づくり）
○　郡山東部ニュータウン等の良質な公的住宅・宅地の供給や民間住宅の支援・誘導に努め、地域の特性に応じた豊かな住まいづくりを進めます。
○　屋外広告物規制等により美しい都市景観の形成に努めるとともに、公園緑地や逢瀬川等における水辺空間の整備等ゆとりあるオープンスペースづくりを進め、潤いのある居住環境づくりに努めます。
○　駅前広場等交流拠点の整備、「まちの顔」となるシンボルロードの整備など賑わいのあるまちづくりに努めます。

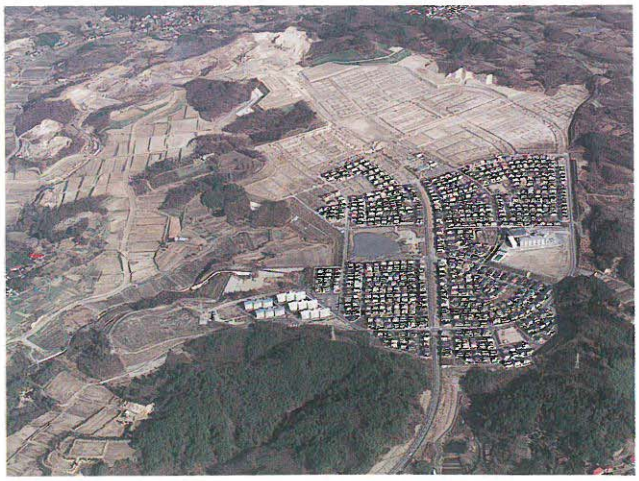
郡山東部ニュータウン

（美しい自然空間の形成）
○　森林の保全、野生鳥獣の保護など自然環境の保全に努めるとともに、美しい景観の形成、地域の緑化を進めます。
○　自然公園の整備、河川・ダム湖等の親水空間の整備、東北自然歩道（新奥の細道）の整備を進め、自然とふれあう環境づくりを図ります。

産業経済

（時代の潮流に即応した、活力ある農林水産業の展開）
○　担い手の育成確保や農地の利用集積等により地域農業構造の再編成に努めるとともに、産地銘柄化、流通体制の充実を図り、高生産性・高付加価値農業の実現を図ります。
○　平坦部においては、水稲の低コスト生産を促進するとともに、野菜、花き、果樹など都市近郊型農業の振興を図ります。
○　中山間地域においては、高冷地の特性を生かし、水稲と野菜、養蚕、葉たばこ、畜産、菌茸等を組み合わせた生産性の高い複合経営の確立及び産地づくりを進めます。
○　農産物の高付加価値化と販路拡大を図るため、フライト農業団地の育成など福島空港を活用したフライト農業を推進します。
○　郡山東部地区・母畑地区国営総合農地開発事業、隈戸川地区国営かんがい排水事業等を促進するとともに、新安積地区国営かんがい排水事業に関する調査を進めます。
○　農道、ほ場等の整備を推進し、農業生産基盤づくりを進めるとともに、農地防災事業の推進により農地等の保全管理に努めます。
○　体系的な森林の整備により森林資源の充実を図るとともに、林道等路網の整備など林業の生産基盤づくりを進めます。
○　県産材の安定供給を図るとともに、シイタケ等の特用林産物の振興に努めます。

○　福島県きのこ振興センターについて、栽培技術の指導、優良種菌の増殖と供給等を総合的に行う中核的機関として整備を進めます。

（高い技術力を誇る工業の充実）

○　知識集約型・高付加価値型工業及び研究開発型工業の集積を図るなど、工業集積の一層の高度化に努めます。

○　田村西部工業団地（仮称）等の整備を進めるなど、工業基盤の整備を図ります。

○　県の中核的試験研究機関であるハイテクプラザについて、産学官共同の研究開発を推進するなど試験研究体制の充実に努めるとともに、インキュベータ機能の充実を図ります。

（新しい時代に対応した魅力ある商業・サービス業の展開）

○　郡山市、須賀川市等において、市街地再開発事業、土地区画整理事業等と一体となった商業基盤施設の整備を図り、商店街の高度化、近代化を進めます。

○　組織化・共同化等により卸売業の活性化を図ります。

○　産業支援サービス業の振興に努めるとともに、生活にゆとりと豊かさをもたらす余暇関連サービス業等の振興を図ります。

（個性豊かで魅力ある観光・リゾートの振興）

○　会津フレッシュリゾート構想により郡山湖南地区の整備を促進するとともに、鍾乳洞、温泉、民芸品等多彩な観光資源を生かした観光・リゾート地づくりを促進します。

○　国際チャーター便の運行を促進するなど、国際観光の拠点として福島空港の積極的な活用を図ります。

（地域に根ざした産業の振興）

○　地域企業の技術力の向上や企業診断・指導、金融対策等による経営基盤の強化に努め、地域企業の振興を図ります。

○　ふるさと産業おこし運動を推進し、ふるさと産品の開発・ブランド化・販路開拓、運動の核となる人材の育成、地域間の交流を促進します。

（ニーズに対応した雇用機会の確保と働きやすい環境づくり）

○　高齢者、障害者等の雇用の促進に努めるとともに、地域の雇用環境を整備し、魅力ある雇用機会の確保を図ります。

○　職業能力開発の促進、労働福祉の充実を図り、働きやすい環境づくりに努めます。

○　高度な技術と知識を持った人材を育成するため、郡山高等技術専門校の機能充実に取り組みます。

鍾乳洞「あぶくま洞」

県土基盤

（個性と魅力ある地域づくり）

○　広域市町村圏が行う事業を支援し、広域的な地域の振興を図ります。

○　住民の自治と連帯によるコミュニティの形成を図るため、基盤整備やコミュニティ活動を支援します。

○　福島空港周辺や磐越自動車道インターチェンジ周辺等において、適正な土地利用の規制・誘導を図るため、都市計画区域の見直しを検討するとともに、良好な景観形成を図るため、屋外広告物の規制を進めます。

○　郡山市において、市街地再開発事業、土地区画整理事業、幹線街路の整備等を促進し、快適な

都市環境の整備を進め、活気ある中心市街地の形成を図ります。

○　須賀川市において、土地区画整理事業や街路等の整備を促進し、快適な都市環境の整備を図ります。

○　郡山市において、大規模な国鉄清算事業団用地を活用し、新しい高次都市機能の導入を促進するとともに、その関連基盤の一体的な整備を図ります。

○　広域公園福島空港公園の整備を推進するとともに、地域の特色を生かした都市公園の整備を促進します。

○　公共用水域の良好な水質確保や都市環境の整備を図るため、阿武隈川上流流域下水道県中処理区の整備を推進するとともに、公共下水道の整備を促進します。

○　農山村地域において、集落排水施設、集落道等の整備を推進するとともに、優れた景観、文化等を生かしたゆとりある快適な生活環境を整備します。

（交流ネットワークの形成）

○　他地域との交流を進めるため、国道４号、49号の整備を促進するとともに、国道118号、288号、294号、349号、399号、主要地方道等の整備を推進します。

○　増大する交通量に対応し、通過交通の市街地への流入を防ぐため、国道４号郡山バイパス、国道49号熱海バイパスの整備を促進します。

○　利用者への適切な鉄道輸送サービスを提供するため、ＪＲ磐越東線、水郡線、磐越西線の高速化等を促進します。

○　地域と密着した道路網である一般県道、市町村道の整備を進めるとともに、バス交通サービスの向上を促進します。

○　都市内交通の円滑化や渋滞対策の推進を図るため、郡山市の下河原町東線等の幹線街路の整備を推進するとともに、郡山市の中心市街地において駐車場、駐輪場の整備を促進します。

○　猪苗代湖を周遊する道路の整備について、自然との調和を十分考慮しながら、検討を進めます。

○　郡山地域テクノポリス建設を情報化の面から支援するため、先端技術情報システムの構築を図る郡山市ニューメディア・コミュニティ構想を促進します。

○　「うつくしま、ふくしま。」を運動スローガンとして県民運動を推進するとともに、その運動と連携した行政施策を積極的に推進します。

（安全でやすらぎのある県土の建設）

○　治水機能の向上を図るため、阿武隈川、釈迦堂川、逢瀬川、南川等の河川改修等を進めるとともに、ダム事業による洪水対策を推進します。

○　県土の保全を図り、災害の発生を防ぐため、治山事業及び砂防事業を推進します。

（水資源・エネルギー対策の推進）

○　水需要の増加に対応し、安定的な水の供給を確保するため、三春ダムの建設を促進するほか、今出ダムの早期着工を図るとともに、外面ダム、右支夏井川水系のダム及び小規模生活ダム等の建設を検討します。

○　他の地域で開発された水資源を水系を越えて導水する広域利水や中通り水道広域化構想を推進します。

（総合的な土地対策の推進）

○　国土利用基本計画の適切な管理運営により、総合的かつ計画的な土地利用を促進するとともに、届出制度の適切な運用等により適正な地価水準の形成に努めます。

三春ダム完成予想図

県・南・地・域

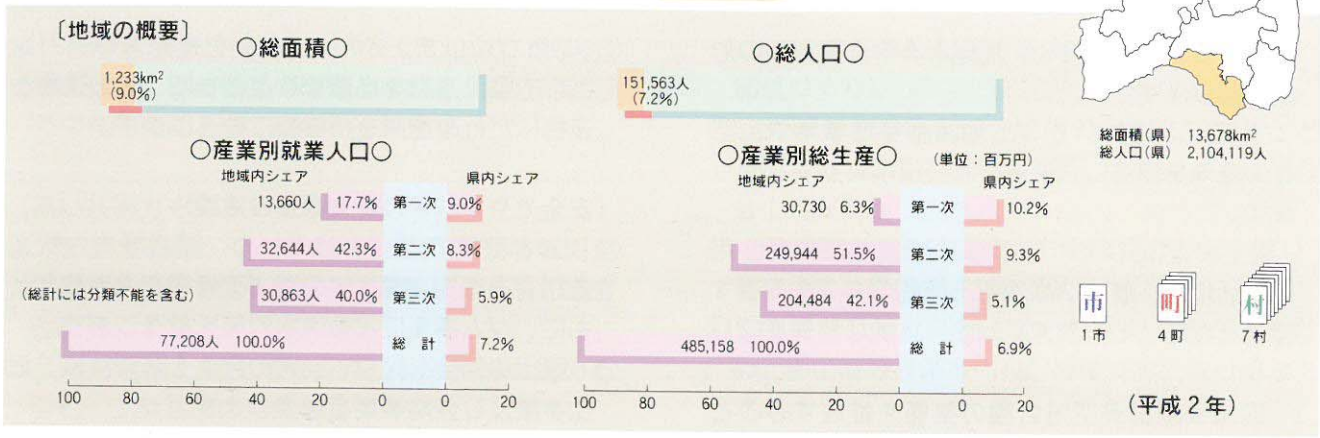

将来像　潤いのある居住空間と魅力ある産業が融合した快適生活圏

●現状と課題

○　県南地域は、冷涼な高原性気候、首都圏に隣接するという地理的優位性に加え、高速交通体系の整備に伴い首都圏への時間距離が短縮されたことなどにより、高度技術産業の立地や首都圏在住者による宅地購入が増加しており、首都圏の外延化の影響を強く受けています。

首都圏の外延化は今後、一層進むものと考えられ、地域の発展可能性は高まりつつあります。

○　今後、本地域においては、首都圏の諸機能の誘導を積極的に進め、快適な生活居住空間を創出しながら、高度技術産業、業務機能、研究開発機能などの集積を促進し、産業構造の高度化を図るとともに、商業、サービス業、学術文化機能などの諸機能の集積を促進する必要があります。

また、北関東と東北、中通り軸と南部軸の結節点として、幹線交通網の整備を進め、広域的な交流の展開により発展することが期待されています。

●基本的発展方向

○快適な生活居住空間を実現する地域の形成

住環境の整備、学術文化機能や自然と調和した観光・レクリエーションの機能等の整備を促進し、近接する首都圏の諸機能の積極的な誘導を図り、職・住・遊のバランスがとれた快適な生活居住空間を実現する地域の形成を目指します。

○高度な産業構造の形成

首都圏に隣接するという地理的条件と福島空港を最大限に活用し、高度技術産業や研究開発機能の誘導を一層促進するとともに、豊かな資源を生かした農林業の振興により高度な産業構造の形成を図ります。

○中心都市における都市機能の充実強化

地域が必要とする都市的サービスを提供するため、中心都市白河市における総合的な都市機能の充実強化を図ります。

○高速交通体系へのアクセス交通網と幹線交通網の整備

地域の発展可能性を十分に引き出すため、高速交通体系へのアクセス交通網の整備を進めるとともに、首都圏及び県内他地域との有機的な交流の展開を促進するため、東西方向に重点を置きながら幹線交通網の整備を進めます。

リーディング・プロジェクト　県南地域

この地域の整備に先導的な役割を果たすプロジェクトです。

21世紀ＦＩＴ構想三県知事サミット記念コンサート

国道289号の整備（甲子工区石楠花トンネル）

1　21世紀ＦＩＴ構想

東京圏への近接性を生かし、業務機能、学術研究機能、保養・研修機能等の導入を図るとともに、隣接する茨城、栃木両県の北部地方との連携により、豊かな森林資源を生かした森林ふれあいネットワークの形成や国際的研修・研究ネットワーク機能の整備を図り、魅力ある交流拠点地域としての整備を進めます。

2　広域交流基盤整備構想

21世紀ＦＩＴ構想に係る圏域の中心に位置し、構想を牽引する役割を担っていることから、文化交流をはじめ、圏域内の様々な交流を促進する交流基盤の整備について検討を進めます。

3　産業・業務・居住複合拠点整備構想

首都圏から分散しつつある生産機能、業務機能、居住機能の誘導を図り、地域の活性化を図るため、職・住・遊が有機的に連携した産業・業務・居住の拠点の整備について検討を進めます。

4　広域公園整備事業

地域の歴史、文化及び自然を生かした地域のシンボルとして、地域住民の憩いとやすらぎの場となる広域公園の整備について検討を進めます。

5　農林水産省白河種畜牧場跡地開発促進事業

平成６年度に移転が予定される農林水産省白河種畜牧場の跡地について、優れた立地条件を生かし、研究・研修施設などの導入促進等その開発方策について検討を進めます。

6　トライアングル・ハイウェイ（仮称）整備構想

福島空港へのアクセスの向上や阿武隈地域の発展等を図るため、県南地域から福島空港を経て磐越自動車道に至る規格の高い道路「トライアングル・ハイウェイ（仮称）」の整備について検討を進めます。

7　国道289号整備事業

いわき地域、南会津地域との交流の一層の促進を図るため、国道289号の整備を促進し、特に交通不能区間（甲子工区）の早期開通を促進します。

8　阿武隈地域総合開発事業

豊かな開発可能性を持つ阿武隈地域において、首都圏との近接性や豊かな森林資源を生かし、各種スポーツ・レクリエーション施設の整備や企業の保養・研修施設の誘致などを図り、交流拠点の形成を促進するとともに、道路網等の生活基盤の整備に努めます。

主要な施策　県南地域

教育文化

（21世紀を担う心豊かでたくましい児童生徒・青少年の育成）

○　学校規模の適正化や施設設備の充実などの教育条件の整備充実に努めるとともに、児童生徒の学力向上、情報化・国際化への対応などの教育内容・方法の改善充実に努めます。

○　青少年の健全育成を図るため、県民運動の展開や社会環境の整備、相談指導体制の充実に努めるとともに、社会参加活動の促進や青少年活動の場の充実、指導者の養成を進めます。

（ふれあいと生きがいに満ちた生涯学習の推進）

○　生涯学習を推進するため、推進体制等基盤の整備、学習機会の整備充実、普及啓発に努めるとともに、社会教育等の充実を図ります。

（国際感覚を備えた人づくりの推進）

○　草の根レベルの国際交流を推進するため、市町村・民間国際交流団体と一体となった多様な国際交流事業を推進します。

○　国際化に対応した教育の充実を図るとともに、語学指導等を行う外国青年招致事業の推進、青年・女性等の海外派遣研修の促進などにより、国際的視野を持つ人づくりに努めます。

（潤いと個性に満ちた文化の振興）

○　市町村の文化活動推進体制の整備を促進するほか、文化財の保護・保存体制の充実を図るとともに、歴史民俗資料館等の文化施設の整備を促進します。

（県民の活力を育むスポーツ・レクリエーションの振興）

○　生涯スポーツ等の振興を図るとともに、都市公園、キャンプ場、久慈川サイクリングロード等スポーツ・レクリエーション施設の整備充実に努めます。

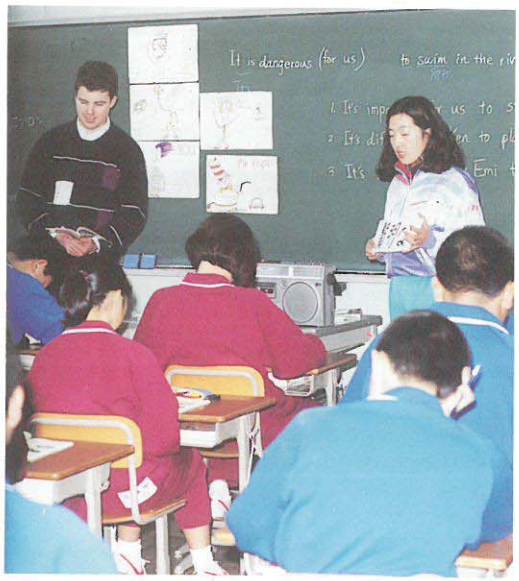

語学指導等を行う外国青年（英語指導助手）の授業風景（塙町）

久慈川サイクリングロード

県民生活

（生涯にわたる健康づくり）

○　保健所機能の充実、市町村保健センターの整備を進めるとともに、母子保健、成人・老人保健等の充実を図ります。

○　地域医療のセンター的役割を果たす公的医療機関の施設設備の充実を図るとともに、民間医療機関の施設設備の高度化を促進します。

○　救急医療体制の充実に努めるとともに、山間部における医療提供体制の確立を図ります。

○　保健医療機関相互の連携を強化するとともに、保健・医療・福祉関係機関が一体となった在宅ケアサービスの提供に努めます。

（安全で安心できる生活の確保）

○　防犯・交通安全対策、消防・防災対策を推進するとともに、食品等の安全確保、消費者保護対策の充実に努めます。

○　公害防止施設の整備を促進するほか、大気・水質汚染等公害監視体制の充実強化、環境基準未達成の流域における生活排水対策等を推進するとともに、廃棄物の適正な処理の確保に努めます。

（ともに生きる社会づくり）

○　福祉教育の充実やボランティア活動の振興を図るとともに、保健・医療と連携した在宅・施設福祉サービスの提供に努めます。

○　高齢者、障害者等の社会参加・就労機会の拡大を図るとともに、高齢者、障害者に配慮した人にやさしいまちづくりに努めます。

○　公私協働による福祉活動の中核的機関である市町村社会福祉協議会の活性化を図ります。

○　総合社会福祉施設「太陽の国」において、重度の障害者の広域的な受け入れや医療と連携のとれたサービスの提供に努めるとともに、福祉ヒューマンパワー養成研修の実施など新たな取り組みを進めます。

○　心身障害児の健やかな発達を保障するため、心身障害児が通園により訓練を受ける施設の整備を促進します。

（ゆとりと潤いのある生活空間づくり）

○　良質な公的住宅・宅地の供給や民間住宅の支援・誘導に努め、地域の特性に応じた豊かな住まいづくりを進めます。

○　屋外広告物規制等により美しい都市景観の形成に努めるとともに、公園緑地や久慈川等における水辺空間の整備等ゆとりあるオープンスペースづくりを進め、潤いのある居住環境づくりに努めます。

○　駅前広場等交流拠点の整備、「まちの顔」となるシンボルロードの整備など賑わいのあるまちづくりに努めます。

（美しい自然空間の形成）

○　森林の保全、野生鳥獣の保護など自然環境の保全に努めるとともに、美しい景観の形成、地域の緑化を進めます。

○　自然公園の整備、河川・ダム湖等の親水空間の整備、東北自然歩道（新奥の細道）の整備を進め、自然とふれあう環境づくりを図ります。

南湖県立自然公園

産業経済

（時代の潮流に即応した、活力ある農林水産業の展開）

○　担い手の育成確保や農地の利用集積等により地域農業構造の再編成に努めるとともに、産地銘柄化、流通体制の充実を図り、高生産性・高付加価値農業の実現を図ります。

○　夏季冷涼・冬季温暖な気候や標高差等の自然条件を活用し、稲作・畜産に基盤をおきながら、野菜、果樹、花きの園芸作物、葉たばこ、こんにゃく等の地域特産物、養蚕など幅の広い経営複合化により地域農業の確立を図ります。

○　矢吹町の農業短期大学校における農業教育を充実強化するとともに、農業高等学校などの教育機関、関係団体との連携を密にして、後継者の確保に努めます。

○　田の沢ダム等の建設など隈戸川地区国営かんがい排水事業を促進するとともに、矢吹地区国営総合農地開発事業を促進します。

○　農道、ほ場等の整備を推進し、農業生産基盤づくりを進めるとともに、農地防災事業の推進により農地等の保全管理に努めます。

○　体系的な森林の整備により森林資源の充実を図るとともに、林道等路網の整備など林業の生産基盤づくりを進めます。

○　県産材の安定供給を図るとともに、シイタケ等の特用林産物の振興に努めます。

（高い技術力を誇る工業の充実）

○　知識集約型・高付加価値型工業及び研究開発型工業の集積を図るなど、工業集積の一層の高度化に努めます。

○　工業団地の整備を促進するなど工業基盤の整備を図ります。

（新しい時代に対応した魅力ある商業・サービス業の展開）

○　白河市において、西郷村と連携を図りながら、土地区画整理事業と一体となった商業基盤施設の整備を進め、魅力ある商店街づくりを図ります。

○　組織化・共同化等により卸売業の活性化を図ります。

○　産業支援サービス業の振興に努めるとともに、生活にゆとりと豊かさをもたらす余暇関連サービス業等の振興を図ります。

（個性豊かで魅力ある観光・リゾートの振興）

○　温泉、史跡、高原などの観光資源や各種スポーツ施設の集積を生かし、魅力ある観光・リゾート地づくりを促進します。

○　多様な観光資源を生かし、茨城県、栃木県とを結ぶ広域観光ルートの形成を促進します。

（地域に根ざした産業の振興）

○　地域企業の技術力の向上や企業診断・指導、金融対策等による経営基盤の強化に努め、地域企業の振興を図ります。

○　ふるさと産業おこし運動を推進し、ふるさと産品の開発・ブランド化・販路開拓、運動の核となる人材の育成、地域間の交流を促進します。

（ニーズに対応した雇用機会の確保と働きやすい環境づくり）

○　高齢者、障害者等の雇用の促進に努めるとともに、地域の雇用環境を整備し、魅力ある雇用機会の確保を図ります。

○　職業能力開発の促進、労働福祉の充実を図り、働きやすい環境づくりに努めます。

森林総合利用促進事業総合案内施設（矢祭町）

県土基盤

（個性と魅力ある地域づくり）

○　広域市町村圏が行う事業を支援し、広域的な地域の振興を図ります。

○　住民の自治と連帯によるコミュニティの形成を図るため、基盤整備やコミュニティ活動を支援します。

○　白河市等において、土地区画整理事業、幹線街路の整備等を促進し、快適な都市環境の整備を図ります。

○　広域公園の整備について検討するとともに、南湖公園等の地域の特色を生かした都市公園の整備を促進します。

○　公共用水域の良好な水質確保や都市環境の整備を図るため、公共下水道の整備を促進します。

○　農山村地域において、集落排水施設、集落道等の整備を推進するとともに、優れた景観、文化等を生かしたゆとりある快適な生活環境を整備します。

（交流ネットワークの形成）

○　他地域との交流を進めるため、国道４号の整備を促進するとともに、国道118号、289号、294号、349号、主要地方道等の整備を推進します。

○　利用者への適切な鉄道輸送サービスを提供するため、ＪＲ水郡線の高速化等を促進します。

○　地域と密着した道路網である一般県道、市町村道の整備を進めるとともに、バス交通サービスの向上を促進します。

○　都市内交通の円滑化や渋滞対策の推進を図るため、国道118号等の交差点改良、西郷搦目線等の街路整備を推進します。

○　「うつくしま、ふくしま。」を運動スローガンとして県民運動を推進するとともに、その運動と連携した行政施策を積極的に推進します。

（安全でやすらぎのある県土の建設）

○　治水機能の向上を図るため、阿武隈川、谷津田川、久慈川等の整備を進めるとともに、ダム事業による洪水対策を推進します。

○　県土の保全を図り、災害の発生を防ぐため、治山事業及び砂防事業を推進します。

（水資源・エネルギー対策の推進）

○　水需要の増加に対応し、安定的な水の供給を確保するため、堀川ダムの建設を推進するとともに、久慈川ダムの早期着工を図ります。

○　白河地方水道用水供給企業団による広域水道施設の整備を促進します。

（総合的な土地対策の推進）

○　国土利用基本計画の適切な管理運営により、総合的かつ計画的な土地利用を促進するとともに、届出制度の適切な運用等により適正な地価水準の形成に努めます。

阿武隈川の河川改修

会・津・地・域

将来像　美しい自然、歴史、文化と知識集約型産業が調和したリゾート圏

●現状と課題

○　会津地域は、湖沼・山岳・高原などの美しく豊かな自然資源と全国的に名高い歴史、文化を有し、本県における観光・リゾートの中心的地域としての役割を担っています。

また、県内一の穀倉地帯を擁する農業や伝統工芸等の地場産業から先端技術産業まで多様な産業の集積を有し、高速交通体系の整備の進展とあいまって、地域の発展可能性は一層高まりつつあります。

一方、農山村、特に山間部においては、若年層を中心とした人口流出により過疎化と高齢化が県内においても先行して進んでおり、地域の活力の低下がみられます。

○　今後、会津軸と北部軸及び横断道軸との結節点にあたる本地域においては、自然や景観の保全に配慮しながら、国民の豊かな余暇生活を実現できる観光・リゾート地域としての役割を一層高めるとともに、リゾート資源を生かしたコンベンション機能や研修・業務機能等の集積を促進することにより、地域の振興を図ることが期待されています。

また、他県・他地域との交流促進や広域的な物流機能の整備促進など、高速交通体系を最大限に活用した地域整備を進めるとともに、高等教育機関等を活用し、高度技術産業や研究開発機能などの誘導を促進することが期待されています。

さらに、地域における都市的サービスに対するニーズに応えるため、中核都市の都市機能の充実強化を促進するとともに、農山村、特に山間部においては、地域の活力の維持向上のため、総合的な定住方策の推進が必要です。

●基本的発展方向

○複合型観光・リゾート地域の形成

自然や景観の保全に十分配慮しながら、コンベンション機能や業務機能等の集積をあわせ持つ国際的な複合型観光・リゾート地域の形成を目指します。

○高速交通体系を活用した地域整備

新潟県、山形県との県際交流や新たな産業の立地促進、広域的な物流機能の整備など磐越自動車道開通による効果を生かした地域整備を進めるとともに、交流の基盤となる地域内外にわたる幹線交通網の整備を進めます。

○高度な産業構造の形成

首都圏の諸機能の地方分散等を踏まえ、会津大学等を活用しながら、高度技術産業や研究開発機能の集積を促進するとともに、地場産業の振興や食料生産機能の充実を進め、高度な産業構造の形成を図ります。

○都市機能の充実強化と山間部における定住環境整備

地域を牽引する都市機能を高めるため、中核都市会津若松市及び副次核都市喜多方市において相互の役割分担と連携を図りながら、高次都市機能等の集積に努めます。

また、農山村、特に山間部においては、魅力的な就業機会の確保と若者から高齢者まで安心して生活できる定住環境の整備を促進します。

リーディング・プロジェクト　会津地域

この地域の整備に先導的な役割を果たすプロジェクトです。

磐梯山と裏磐梯湖沼群

磐越自動車道会津若松インターチェンジ付近

1　会津フレッシュリゾート構想

磐梯山や周辺の山岳地域においては、我が国有数のスキーリゾートを目指し、特色のあるスキー場や宿泊施設の整備を促進するとともに、アクセス道路の整備を推進します。

猪苗代湖周辺地域においては、水際空間を生かして、マリーナの整備や湖水浴場の整備を促進します。

また、リゾート地域景観対策事業等を推進し、美しい景観の保全・形成を図るとともに、研修・業務施設の誘導、コンベンション機能の充実についても検討を進めます。

2　裏磐梯湖沼水質保全対策事業

本県を代表する優れた自然景観を有する裏磐梯の湖沼群の水質を改善し、良好な水質を長期的に保全するため、関係機関等と連携しながら、総合的な対策を推進します。

3　磐越自動車道建設促進事業・会津軸幹線道路整備構想

磐越自動車道の全線開通を促進するとともに、物流ネットワークシティ構想等その利活用を促進します。

また、磐越自動車道に接続する会津軸の交通基盤における定時性・速達性を確保するため、国道121号を基軸とし、会津地域・南会津地域の主要都市を結び、山形県・栃木県と連絡する幹線道路の機能強化について検討します。

4　会津西北部地域活性化対策事業

美しい素朴な自然・社会環境と地域に住む人々と自立的な経済活力が共存した住みたくなる「ふるさと」、開かれた「ふるさと」の創造を進めるとともに、新潟県、山形県との県際交流について検討を進めます。

5　会津大学整備事業

情報に関する科学技術を担う人材の育成を図るため、高性能のコンピュータ機器や実践的な英語教育など質の高い教育研究環境を整備するとともに、ハイテクプラザ等の試験研究機関や他大学、民間企業等との共同研究等を推進します。

6　高度産業拠点整備事業

本地域及び南会津地域を対象とし、会津大学や磐越自動車道を活用した研究機関、高度技術産業等の集積・誘導を図るため、地域の核となる高度産業拠点の整備について調査検討を進めます。

7　国営かんがい排水事業・大規模林道整備事業

本地域における広大な農用地、森林資源の高度な活用を図るため、国営かんがい排水事業（会津南部地区、会津宮川地区）、大規模林道（飯豊・檜枝岐線、米沢・下郷線）の整備を促進し、農業・林業生産基盤の整備を進めます。

8　「歳時記の郷・奥会津」活性化事業

只見川流域の地域の振興を図るため、豊かな自然、四季折々の行事等の地域資源を活用した地域イメージの確立を図るとともに、交通基盤、生活基盤の整備に努め、都市住民との交流を図ります。

主要な施策　会津地域

教育文化

（21世紀を担う心豊かでたくましい児童生徒・青少年の育成）

○　学校規模の適正化や施設設備の充実などの教育条件の整備充実に努めるとともに、児童生徒の学力向上、情報化・国際化への対応などの教育内容・方法の改善充実に努めます。

○　青少年の健全育成を図るため、県民運動の展開や社会環境の整備、相談指導体制の充実に努めるとともに、社会参加活動の促進や青少年活動の場の充実、指導者の養成を進めます。

（新しい時代の要請にこたえる高等教育機関の充実）

○　高等教育機関の教育研究機能の充実に努めるとともに、生涯学習機会の拡充や施設の開放など地域社会との連携を促進します。

（ふれあいと生きがいに満ちた生涯学習の推進）

○　生涯学習を推進するため、推進体制等基盤の整備、学習機会の整備充実、普及啓発に努めるとともに、社会教育等の充実を図ります。

（国際感覚を備えた人づくりの推進）

○　草の根レベルの国際交流を推進するため、市町村・民間国際交流団体と一体となった多様な国際交流事業を推進します。

○　国際化に対応した教育の充実を図るとともに、語学指導等を行う外国青年招致事業の推進、青年・女性等の海外派遣研修の促進などにより、国際的視野を持つ人づくりに努めます。

（潤いと個性に満ちた文化の振興）

○　市町村の文化活動推進体制の整備を促進するほか、文化財の保護・保存体制の充実を図るとともに、歴史民俗資料館等の文化施設の整備を促進します。

○　県立博物館について、計画的な調査研究や各種展示の充実等を図るとともに、歴史と伝統に育まれた文化的環境を生かした特色ある博物館活動を推進します。

（県民の活力を育むスポーツ・レクリエーションの振興）

○　生涯スポーツ等の振興を図るとともに、会津総合運動公園等の都市公園、キャンプ場等スポーツ・レクリエーション施設の整備充実を進めます。

県立博物館

県民生活

（生涯にわたる健康づくり）

○　保健所機能の充実、市町村保健センターの整備を進めるとともに、母子保健、成人・老人保健等の充実を図ります。

○　地域医療のセンター的役割を果たす公的医療機関の施設設備の充実を図るとともに、民間医療機関の施設設備の高度化を促進します。

○　救命救急センターの機能充実を促進するとともに、山間部において、中核的病院を核とした医師派遣ローテーションシステムなど医療提供体制の確立に努めます。

○　保健医療機関相互の連携を強化するとともに、保健・医療・福祉関係機関が一体となった在宅ケアサービスの提供に努めます。

（安全で安心できる生活の確保）

○　防犯・交通安全対策、消防・防災対策を推進

するとともに、食品等の安全確保、消費者保護対策等の充実に努めます。
○　公害防止施設の整備を促進するほか、大気・水質汚染等公害監視体制の充実強化、環境基準未達成の流域における生活排水対策等を推進するとともに、廃棄物の適正な処理の確保に努めます。

（ともに生きる社会づくり）
○　福祉教育の充実、ボランティア活動の振興を図るとともに、保健・医療と連携した在宅・施設福祉サービスの提供に努めます。
○　家庭で介護を受けられない重度の身体障害者のための療護施設の整備を促進します。
○　高齢者、障害者等の社会参加・就労機会の拡大を図るとともに、高齢者、障害者に配慮した人にやさしいまちづくりに努めます。
○　公私協働による福祉活動の中核的機関である市町村社会福祉協議会の活性化を図ります。

（ゆとりと潤いのある生活空間づくり）
○　松長団地等の良質な公的住宅・宅地の供給や民間住宅の支援・誘導に努め、地域の特性に応じた豊かな住まいづくりを進めます。
○　屋外広告物規制等により美しい都市景観の形成に努めるとともに、公園緑地や湯川等における水辺空間の整備等ゆとりあるオープンスペースづくりを進め、潤いのある居住環境づくりに努めます。
○　駅前広場等交流拠点の整備、「まちの顔」となるシンボルロードの整備など賑わいのあるまちづくりに努めます。

猪苗代湖・磐梯山

（美しい自然空間の形成）
○　森林の保全、野生鳥獣の保護など自然環境の保全に努めるとともに、美しい景観の形成、地域の緑化を進めます。
○　自然公園の整備、河川・ダム湖等の親水空間の整備、東北自然歩道（新奥の細道）の整備を進め、自然とふれあう環境づくりを図ります。

産業経済

（時代の潮流に即応した、活力ある農林水産業の展開）
○　担い手の育成確保や農地の利用集積等により地域農業構造の再編成に努めるとともに、産地銘柄化、流通体制の充実を図り、高生産性・高付加価値農業の実現を図ります。
○　平坦地域においては、規模拡大や作付けの団地化を図り、水稲の低コスト生産を一層推進するとともに、需要動向に即した他作物との組合せによる安定複合経営の確立を図ります。
○　中山間地域においては、稲作生産のコスト低減と合理化の推進、野菜・果樹・花き等の新たな戦略作物の県外市場への出荷等を図ります。
○　水田農業確立対策の実施に当たり、地域間調整を行うなど、平坦地域と中山間地域のそれぞれの特色を明確にしながら、調和ある発展を図ります。
○　新宮川ダムを建設する会津宮川地区国営かんがい排水事業及び会津南部地区国営かんがい排水事業を促進します。
○　農道、ほ場等の整備を推進し、農業生産基盤づくりを進めるとともに、農地防災事業の推進により農地等の保全管理に努めます。
○　体系的な森林の整備により森林資源の充実を図るとともに、林業生産と流通の近代化を図るため、大規模林業圏開発事業による大規模林道の整備を促進します。
○　県産材の安定供給を図るとともに、ナメコ等の特用林産物の振興に努めます。

（高い技術力を誇る工業の充実）
○　知識集約型・高付加価値型工業及び研究開発型工業の集積を図るなど、工業集積の一層の高度化に努めます。
○　会津若松工業用水道の建設を推進するととも

に、工業団地の整備を促進するなど、工業基盤の整備を図ります。

○　地場産業に密着した研究・指導機関としてハイテクプラザ会津若松技術支援センターの整備充実に努めます。

（新しい時代に対応した魅力ある商業・サービス業の展開）

○　会津若松市、喜多方市において、土地区画整理事業等との連携を図りながら、伝統ある街並みと近代的な利便性を併せ持った魅力ある商店街の育成を図ります。

○　組織化・共同化等により卸売業の活性化を図ります。

○　産業支援サービス業の振興に努めるとともに、生活にゆとりと豊かさをもたらす余暇関連サービス業等の振興を図ります。

（個性豊かで魅力ある観光・リゾートの振興）

○　磐梯朝日国立公園など多様で美しい自然や歴史的遺産など恵まれた資源を活用し、会津フレッシュリゾート構想等を推進し、美しい景観を保全しながら、魅力ある観光・リゾート地づくりに努めます。

○　栃木県日光から会津若松、山形県を経由し、宮城県松島へ至るルートや新潟県・山形県とのルートなど広域観光ルートの形成を促進します。

○　会津若松・磐梯地区国際観光モデル地区整備事業を推進するとともに、喜多方市において国際交流村の整備を促進し、外国人観光客の誘客を図ります。

（地域に根ざした産業の振興）

○　地域企業の技術力の向上や企業診断・指導、金融対策等による経営基盤の強化に努め、地域企業の振興を図ります。

○　伝統的工芸品産業の振興を図るため、ハイテクプラザ会津若松技術支援センターを中心として、会津漆器産業などの後継者の養成確保、デザイン開発、販路開拓対策等を推進します。

○　ふるさと産業おこし運動を推進し、ふるさと産品の開発・ブランド化・販路開拓、運動の核となる人材の育成、地域間の交流を促進します。

（ニーズに対応した雇用機会の確保と働きやすい環境づくり）

○　高齢者、障害者等の雇用の促進に努めるとともに、地域の雇用環境を整備し、魅力ある雇用機会の確保を図ります。

○　職業能力開発の促進、労働福祉の充実を図り、働きやすい環境づくりに努めます。

○　高度な技術と知識を持った人材を育成するため、会津高等技術専門校の機能充実に取り組みます。

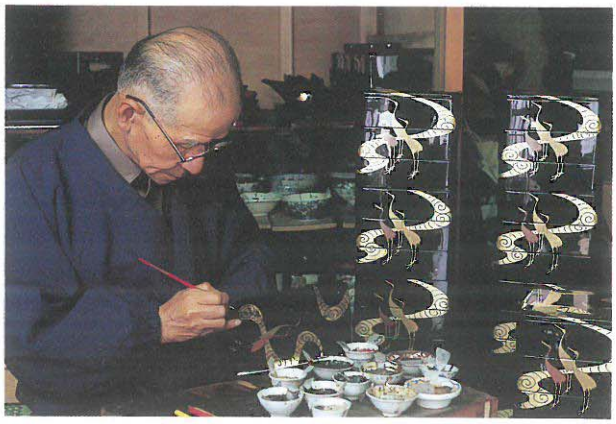

会津漆器

県土基盤

（個性と魅力ある地域づくり）

○　広域市町村圏が行う事業を支援し、広域的な地域の振興を図ります。

○　住民の自治と連帯によるコミュニティの形成を図るため、基盤整備やコミュニティ活動を支援します。

○　磐越自動車道のインターチェンジ周辺や会津フレッシュリゾート構想の対象地域において、適正な土地利用の規制・誘導を図るため、都市計画区域の見直しを検討します。

○　会津若松市において、歴史的な街並みの保存に留意しながら、土地区画整理事業や幹線街路、駐車場等の整備を促進し、快適で利便性のある中心市街地の形成を図ります。

○　喜多方市において、歴史的な街並みの保存に留意しながら、土地区画整理事業や幹線街路、公園緑地等の整備を促進し、快適な都市環境の整備を図ります。

○　広域公園会津レクリエーション公園の整備を推進するとともに、地域の特色を生かした都市公

園の整備を促進します。
○　公共用水域の良好な水質確保や都市環境の整備を図るため、公共下水道の整備を促進します。
○　農山村地域において、集落排水施設、集落道等の整備を推進するとともに、優れた景観、文化等を生かしたゆとりある快適な生活環境を整備します。
○　除排雪機械や流雪溝の整備、消流雪用水の導入、克雪住宅の普及等により、雪に強い地域づくりを推進します。
○　雪を積極的に評価し、地域活性化を図るため、雪まつり等のイベントの開催を促進し、都市との交流を図ります。
○　雪室を利用した農作物の抑制栽培の普及を図るなど様々な分野における雪の利活用を促進します。

（交流ネットワークの形成）
○　他地域との交流を進めるため、国道49号の整備を促進するとともに、国道115号、118号、121号、252号、294号、400号、401号、459号、主要地方道等の整備を推進します。
○　山形県との交流を促進し、地域の活性化を図るため、国道121号大峠道路の早期全線開通を促進します。
○　利用者への適切な鉄道輸送サービスを確保するため、ＪＲ磐越西線・只見線の高速化等を促進します。
○　会津線について、利便性の向上に努めるとともに、健全な運営が図られるよう支援します。
○　地域と密着した道路網である一般県道、市町村道の整備を進めるとともに、バス交通サービスの向上を促進します。
○　観光・リゾート地域である地域の特性を考慮し、観光交通・休日交通に対応した道路整備を進めるとともに、観光地の渋滞解消のため、檜原湖吐出交差点等の交差点改良を推進します。
○　猪苗代湖を周遊する道路の整備について、自然との調和を十分考慮しながら、検討を進めます。
○　都市内交通の円滑化や渋滞対策の推進を図るため、国道121号等の交差点改良、幕の内小田橋線等の幹線街路の整備を推進するとともに、会津若松駅周辺及び中心市街地において駐車場の整備を促進します。
○　冬期交通不能区間の解消を図るとともに、防雪事業等を推進し、冬期間の安全な交通確保に努めます。
○　広域的な観光需要の発掘及び需要規模の拡大を図るため、観光・リゾート関連情報システムの構築を図る猪苗代町、磐梯町、北塩原村におけるニューメディア・コミュニティ構想を促進します。
○　「うつくしま、ふくしま。」を運動スローガンとして県民運動を推進するとともに、その運動と連携した行政施策を積極的に推進します。

（安全でやすらぎのある県土の建設）
○　治水機能の向上を図るため、阿賀川、湯川等の河川改修等を進めるとともに、ダム事業による洪水対策を推進します。
○　県土の保全を図り、災害の発生を防ぐため、治山事業及び砂防事業を推進します。

（水資源・エネルギー対策の推進）
○　山間地域の水需要に対応するため、小規模生活ダムの建設を検討します。
○　会津若松地方水道用水供給企業団、喜多方地方水道用水供給企業団による広域水道施設の整備を促進します。
○　地熱エネルギーの有効利用を図るため、柳津西山地熱発電所の建設を促進します。

（総合的な土地対策の推進）
○　国土利用基本計画の適切な管理運営により、総合的かつ計画的な土地利用を促進するとともに、届出制度の適切な運用等により適正な地価水準の形成に努めます。

国道121号大峠道路

南・会・津・地・域

将来像　豊かな自然を生かした心ふれあうふるさと交流圏

●現状と課題

○　南会津地域は、全国的な知名度を持つ尾瀬湿原、急峻な山岳、豊富な森林など豊かな自然資源を有するとともに、会津鬼怒川線の開通により首都圏との時間距離が大きく短縮され、首都圏からの観光客など本地域を訪れる人々が年々増加しており、観光・リゾート産業の集積や地場産業の活性化が進んでいます。

しかし、自然的・地理的条件による制約に加え、産業の集積が未だ十分でなく、あわせて若年層を中心とした人口流出により過疎化・高齢化が本県の中においても特に先行して進んでおり、地域の活力の低下がみられます。

○　今後、会津軸と南部軸の結節点にあたる本地域においては、豊かな自然等の地域資源を生かし、首都圏はじめさまざまな地域との多面的な交流が展開されるふるさと型観光・リゾート地域の形成が期待されます。

さらに、首都圏と直結する条件を生かした農林業の振興、工業立地の促進、地域の資源を生かした地場産業の振興等により産業経済の発展を図るとともに、都市機能の充実を含めた総合的な定住方策を推進し、自立的な地域構造を形成することが必要です。

●基本的発展方向

○多面的な交流が展開される地域の形成

首都圏と直結する交通条件と豊かな自然等の地域資源を生かし、首都圏はじめさまざまな地域との多面的な交流が有機的に展開される地域の形成を目指します。

○交流の基盤となる交通網の整備

交流の基盤となる高速交通体系へのアクセス交通網の整備を進めるとともに、広い地域内を有機的に連関させる幹線交通網の整備を進めます。

○魅力的な就業機会の確保と定住環境の整備

自然条件と首都圏との近接性を生かし、地域の基幹産業である農林業の振興、地場産業の振興、新たな工業立地の促進、観光・リゾート産業の集積等による産業経済の発展を図り、魅力的な就業機会を確保するとともに、若者から高齢者まで安心して生活できる定住環境の整備を促進します。

○中心都市の都市機能の充実強化

地域が必要とする都市的サービスを提供するため、中心都市田島町における総合的な都市機能の充実強化を図ります。

リーディング・プロジェクト　南会津地域

この地域の整備に先導的な役割を果たすプロジェクトです。

尾　瀬

県立田島病院完成予想図

1　「歳時記の郷・奥会津」活性化事業

只見川流域の地域の振興を図るため、豊かな自然、四季折々の行事等の地域資源を活用した地域イメージの確立を図るとともに、交通基盤、生活基盤の整備に努め、都市住民との交流を図ります。

2　会津フレッシュリゾート構想

雄大な渓谷や緑豊かな山々を背景に研修施設、宿泊施設、スキー場等の整備を促進し、会津地域から日光・那須に至る国際的なリゾートゾーンの形成を考慮するなど21世紀ＦＩＴ構想と連携を図りながら、自然交流型のリゾートの形成を目指します。

また、リゾート地域景観対策事業等を推進し、美しい景観の保全・創造を図ります。

3　尾瀬地区環境保全対策事業

世界に誇る貴重な自然資源である尾瀬地区の環境を保全するため、裸地化された湿原の植生復元や木道の整備等を推進するとともに、国や新潟・群馬両県等との連携を図りながら、尾瀬保護財団（仮称）設立など総合的な対策を進めます。

4　会津軸幹線道路整備構想

会津軸の交通基盤における定時性・速達性を確保するため、国道121号を基軸とし、会津地域・南会津地域の主要都市を結び、山形県・栃木県と連絡する幹線道路の機能強化について検討します。

5　国道289号（八十里越、甲子工区）、国道252号（六十里越）整備事業

県南地域、新潟県との交流を促進するため、交通不能・冬期交通不能区間を解消するなど、国道289号及び252号の整備を促進します。

6　大規模林道整備事業

森林資源の高度活用及び農山村地域の振興を図るため、大規模林道飯豊・檜枝岐線、米沢・下郷線の整備を促進します。

7　高度産業拠点整備事業

本地域及び会津地域を対象とし、会津大学や磐越自動車道を活用した研究機関、高度技術産業等の集積・誘導を図るため、地域の核となる高度産業拠点の整備について調査検討を進めます。

8　医療・福祉等生活基盤整備事業

本地域の定住環境整備のため、県立田島病院の全面改築を推進するとともに、医師派遣ローテーションシステムや救急患者搬送システムの整備などへき地医療の確保を図ります。

また、地域の高齢化の進行等の状況を踏まえ、県立田島病院を基盤とした保健・医療と福祉関係機関の連携強化に努め、保健・医療・福祉サービスの一層の充実を図ります。

主要な施策　南会津地域

教育文化

（21世紀を担う心豊かでたくましい児童生徒・青少年の育成）

○　学校規模の適正化や施設設備の充実などの教育条件の整備充実に努めるとともに、児童生徒の学力向上、情報化・国際化への対応などの教育内容・方法の改善充実に努めます。

○　青少年の健全育成を図るため、県民運動の展開や社会環境の整備、相談指導体制の充実に努めるとともに、社会参加活動の促進や青少年活動の場の充実、指導者の養成を進めます。

（ふれあいと生きがいに満ちた生涯学習の推進）

○　生涯学習を推進するため、推進体制等基盤の整備、学習機会の整備充実、普及啓発に努めるとともに、社会教育等の充実を図ります。

（国際感覚を備えた人づくりの推進）

○　草の根レベルの国際交流を推進するため、市町村・民間国際交流団体と一体となった多様な国際交流事業を推進します。

○　国際化に対応した教育の充実を図るとともに、語学指導等を行う外国青年招致事業の推進、青年・女性等の海外派遣研修の促進などにより、国際的視野を持つ人づくりに努めます。

（潤いと個性に満ちた文化の振興）

○　町村の文化活動推進体制の整備を促進するほか、文化財保護・保存体制の充実を図るとともに、歴史民俗資料館等の文化施設の整備を促進します。

（県民の活力を育むスポーツ・レクリエーションの振興）

○　生涯スポーツ等の振興を図るとともに、都市公園、キャンプ場等スポーツ・レクリエーション施設の整備充実に努めます。

奥会津地方歴史民俗資料館

県民生活

（生涯にわたる健康づくり）

○　保健所機能の充実、町村保健センターの整備を進めるとともに、母子保健、成人・老人保健等の充実を図ります。

○　地域医療のセンター的役割を果たす公的医療機関の施設設備の充実を図るとともに、会津地域との連携のもとに、山間部の診療所への支援体制の確立、医療従事者の確保、高次救急医療施設への搬送体制の整備など医療提供体制の確立に努めます。

○　保健医療機関相互の連携を強化するとともに、保健・医療・福祉関係機関が一体となった在宅ケアサービスの提供に努めます。

（安全で安心できる生活の確保）

○　防犯・交通安全対策、消防・防災対策を推進するとともに、食品等の安全確保、消費者保護対策の充実に努めます。

○　公害防止施設の整備を促進するほか、大気・水質汚染等公害監視体制の充実強化、環境基準未達成の流域における生活排水対策等を推進するとともに、廃棄物の適正な処理の確保に努めます。

（ともに生きる社会づくり）

○　福祉教育の充実やボランティア活動の振興を図るとともに、保健・医療と連携した在宅・施設福祉サービスの提供に努めます。

○　心身障害児の健やかな発達を保障するため、心身障害児が通園により訓練を受ける施設の整備を促進します。

○　高齢者、障害者等の社会参加・就労機会の拡大を図るとともに、高齢者、障害者に配慮した人にやさしいまちづくりに努めます。

○　公私協働による福祉活動の中核的機関である町村社会福祉協議会の活性化を図ります。

（ゆとりと潤いのある生活空間づくり）

○　良質な公的住宅・宅地の供給や民間住宅の支援・誘導に努め、地域の特性に応じた豊かな住まいづくりを進めます。

○　屋外広告物規制等により美しい都市景観の形成に努めるとともに、公園緑地や水辺空間の整備等ゆとりあるオープンスペースづくりを進め、潤いのある居住環境づくりに努めます。

○　駅前広場等交流拠点の整備、「まちの顔」となるシンボルロードの整備など賑わいのあるまちづくりに努めます。

（美しい自然空間の形成）

○　森林の保全、野生鳥獣の保護など自然環境の保全に努めるとともに、美しい景観の形成、地域の緑化を進めます。

○　自然公園の整備、河川・ダム湖等の親水空間の整備により、自然とふれあう環境づくりを図ります。

塔のへつり

産業経済

（時代の潮流に即応した、活力ある農林水産業の展開）

○　担い手の育成確保や農地の利用集積等により地域農業構造の再編成に努めるとともに、産地銘柄化、流通体制の充実を図り、高生産性・高付加価値農業の実現を図ります。

○　夏季冷涼な自然条件を生かし、トマト、アスパラガス等の野菜及びリンドウ、宿根カスミソウ等花きの園芸作物産地の育成に重点的に取り組みます。

○　会津線、会津鬼怒川線を活用し、観光農園の設置や地域特産品づくり等を促進し、観光と農業を結びつけた都市交流型の農業の展開を図ります。

○　農道、ほ場等の整備を推進し、農業生産基盤づくりを進めるとともに、農地防災事業の推進により農地等の保全管理に努めます。

○　体系的な森林の整備により森林資源の充実を図るとともに、林道等路網の整備など林業の生産基盤づくりを進めます。

○　県産材の安定供給を図るとともに、特用林産物の振興に努めます。

（高い技術力を誇る工業の充実）

○　地域企業の高度化を促進するとともに、他地域との連携を図りながら、計画的な工業の立地を促進します。

○　工業団地の整備を促進するなど工業基盤の整備を図ります。

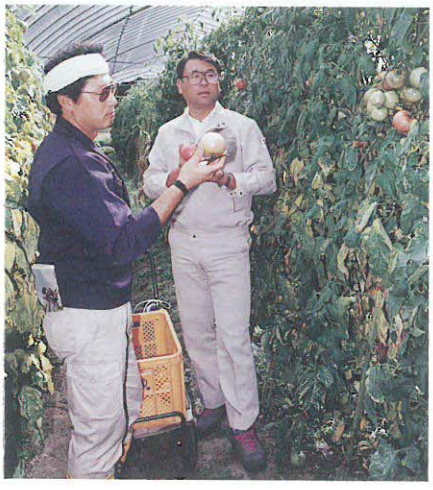

南郷トマト

（新しい時代に対応した魅力ある商業・サービス業の展開）

○　田島町、只見町等においては、観光・リゾート産業とも連携しながら、消費者のニーズに対応できる魅力ある商店街の育成を図ります。

○　組織化・共同化等により卸売業の活性化を図ります。

○　生活にゆとりと豊かさをもたらす余暇関連サービス業等の振興を図ります。

（個性豊かで魅力ある観光・リゾートの振興）

○　日光国立公園等の美しい自然や歴史的遺産などを活用し、美しい景観を保全しながら、会津フレッシュリゾート構想を推進し、魅力ある観光・リゾート地づくりに努めます。

○　栃木県日光、会津若松、さらに山形県を経由し、宮城県松島とを結ぶ広域観光ルートの形成を促進します。

（地域に根ざした産業の振興）

○　地域企業の技術力の向上や企業診断・指導、金融対策等による経営基盤の強化に努め、地域企業の振興を図ります。

○　ふるさと産業おこし運動を推進し、ふるさと産品の開発・ブランド化・販路開拓、運動の核となる人材の育成、地域間の交流を促進します。

（ニーズに対応した雇用機会の確保と働きやすい環境づくり）

○　高齢者、障害者等の雇用の促進に努めるとともに、地域の雇用環境を整備し、魅力ある雇用機会の確保を図ります。

○　職業能力開発の促進、労働者福祉の充実を図り、働きやすい環境づくりに努めます。

リンドウ

県土基盤

（個性と魅力ある地域づくり）

○　広域市町村圏が行う事業を支援し、広域的な地域の振興を図ります。

○　住民の自治と連帯によるコミュニティの形成を図るため、基盤整備やコミュニティ活動を支援します。

○　会津フレッシュリゾート構想等リゾート計画に対応し、適正な土地利用の規制・誘導を図るため、都市計画区域の見直しを検討します。

○　田島町等の市街地において、街路・公園緑地、下水道の整備を促進するなど快適な都市環境の整備を図ります。

○　農山村地域において、集落排水施設、集落道等の整備を推進するとともに、優れた景観、文化等を生かしたゆとりある快適な生活環境を整備します。

○　除排雪機械や流雪溝の整備、大門川等における消流雪用水の導入、克雪住宅の普及等により、雪に強い地域づくりを推進します。

○　雪を積極的に評価し、地域活性化を図るため、雪まつり等のイベントの開催を促進し、都市との交流を促進します。

○　雪室を利用した農作物の抑制栽培の普及を図るなど様々な分野における雪の利活用を促進します。

（交流ネットワークの形成）

○　他地域との交流を進めるため、国道118号、121号、252号、289号、352号、400号、401号、主要地方道等の整備を推進します。

○　利用者への適切な鉄道輸送サービスを確保するため、ＪＲ只見線の高速化等を促進します。

○　会津線・会津鬼怒川線の利便性の向上に努めるとともに、健全な運営が図られるよう支援します。

○　地域と密着した道路網である一般県道、町村道の整備を進めるとともに、バス交通サービスの向上を促進します。

○　国道252号（六十里越）等の冬期交通不能区間の解消方策について検討するとともに、防雪事業等を推進し、冬期間の安全な交通確保に努めます。

○　「うつくしま、ふくしま。」を運動スローガンとして県民運動を推進するとともに、その運動と連携した行政施策を積極的に推進します。

（安全でやすらぎのある県土の建設）

○　治水機能の向上を図るため、阿賀川等の河川改修等を進めるとともに、ダム事業による洪水対策を推進します。

○　県土の保全を図り、災害の発生を防ぐため、治山事業及び砂防事業を推進します。

（水資源・エネルギー対策の推進）

○　水需要の増加に対応し、安定的な水の供給を確保するため、田島ダムの建設を推進するとともに、小規模生活ダムの建設を検討します。

（総合的な土地対策の推進）

○　国土利用基本計画の適切な管理運営により、総合的かつ計画的な土地利用を促進するとともに、届出制度の適切な運用等により適正な地価水準の形成に努めます。

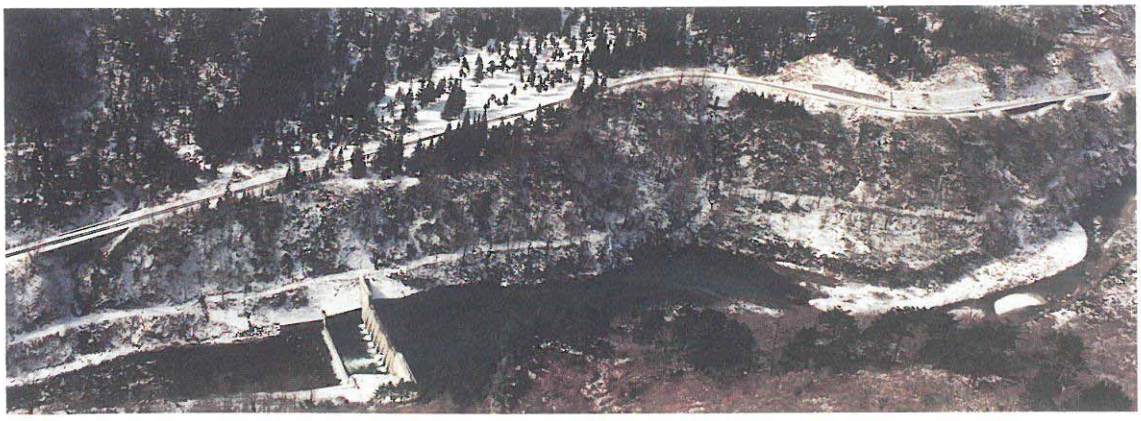

国道289号（八十里越）

相・双・地・域

将来像　高まる交流機能を生かした活力ある産業・文化圏

●現状と課題

○　相双地域は、長大な海岸線、阿武隈高地など多様性に富んだ自然を有し、また、全国有数の電源供給地帯となっております。

高速交通体系の整備の遅れにより、地域の停滞がみられたところですが、相馬地域開発や高速交通体系の整備等の進展により、産業基盤の整備が進み、地域の発展可能性は一層高まりつつあります。

○　今後、本地域においては、全国有数の電源供給地帯という特性と、重要港湾相馬港や整備が進められている高速交通体系の活用による広域的な交流の可能性の高まりを生かしながら、相馬地域開発等による産業の集積を促進し、さらに、海・山あわせもつ自然環境や個性ある伝統文化などの地域資源を生かした観光・レクリエーションの振興などにより、バランスのとれた産業構造を構築する必要があります。

また、地域内における都市機能の充実を図り、浜通り軸と北部軸との結節点として発展することが期待されています。

●基本的発展方向

○バランスのとれた産業構造の形成

整備が進められている常磐自動車道と全国有数の電源地帯としての特性を生かし、新たな産業の導入促進と人材育成・研究開発等の機能の整備を図るとともに、温暖な気候を生かした農業や水産業の振興、相馬地域開発等による産業集積の促進を図り、バランスのとれた産業構造を持つ地域の形成を目指します。

○交流の可能性の高まりを活用した地域整備

重要港湾相馬港、整備が進められている高速交通体系を活用した物流などの広域的な交流拠点として、宮城県、山形県及び県内各地域との交流と連携を図りながら地域整備を進めるとともに、さらに、常磐自動車道、東北中央自動車道、地域内を有機的に連関させる幹線交通網や地域外の高速交通体系へのアクセス交通網の整備を促進します。

○多様な観光・レクリエーションの場の創出

海洋と高原などの自然資源と個性ある伝統文化を生かし、多様な観光・レクリエーションの場の創出とそのネットワーク化を促進します。

○中心都市における都市機能の充実強化

地域が必要とする都市的サービスを提供するため、中心都市原町市・相馬市における適切な機能分担と連携のもとに、総合的な都市機能の充実強化を図ります。

リーディング・プロジェクト　相双地域

この地域の整備に先導的な役割を果たすプロジェクトです。

相馬港・相馬中核工業団地

県栽培漁業センター拡充整備完成予想図

1　相馬地域開発事業

地域発展の核となる高次生産機能の集積を高めるため、工業開発と電源立地が一体化した電源地帯工業団地である相馬中核工業団地の建設を促進するとともに、重要港湾相馬港の機能充実に努めます。

また、宮城県、山形県との連携を図りながら、高速交通体系の整備を促進します。

2　電源地域高度産業・住機能導入促進事業

幅広い産業の集積を促進し、地域の振興を図るため、電源地域の特性を生かした産業立地を進めるとともに、その基盤である住機能・遊機能の整備などを促進します。

3　県栽培漁業センター拡充整備事業

本県の栽培漁業の中心魚種であるヒラメの種苗の大量放流を行うため、県栽培漁業センターの拡充整備を推進し、水産業の振興を図ります。

4　常磐自動車道・東北中央自動車道整備促進事業

常磐自動車道の整備を促進するとともに、その利活用方策の検討を進めます。

また、南東北中枢広域都市圏構想、中通り地方や山形県との交流、相馬地域開発事業を進めるため、東北中央自動車道の整備を促進します。

5　南東北中枢広域都市圏構想

原町市、相馬市を中心として、工業及び商業の集積や都市基盤の整備を図るとともに、魅力ある海洋性リゾート・レクリエーション機能の導入を図り、福島市、仙台市等との適切な役割分担と連携により、魅力ある拠点の形成をめざします。

6　ふくしま沿岸域総合利用構想

沿岸域の環境の保全を図るとともに、多面的利用可能性を積極的に引き出し、その総合的・広域的な利用により魅力ある地域振興を図るため、沿岸域の総合的な活用方策を検討します。

7　浜通り高等技術専門校（仮称）整備事業

新規学卒者、在職者、離転職者等に対する教育訓練や職業能力開発に関する情報提供等を行うため、浜通りにおける拠点的役割を果たす高等技術専門校を原町市に整備します。

8　阿武隈地域総合開発事業

豊かな開発可能性を持つ阿武隈地域において、農山村景観を保全・活用しつつ、農林業の1.5次産業化や観光産業との融合化を促進し、都市と農山村の交流の場づくりを促進するとともに、道路網等の生活基盤の整備に努めます。

主要な施策　相双地域

教育文化

（21世紀を担う心豊かでたくましい児童生徒・青少年の育成）

○　学校規模の適正化や施設設備の充実などの教育条件の整備充実に努めるとともに、児童生徒の学力向上、情報化・国際化への対応などの教育内容・方法の改善充実に努めます。

○　青少年の健全育成を図るため、県民運動の展開や社会環境の整備、相談指導体制の充実に努めるとともに、社会参加活動の促進や青少年活動の場の充実、指導者の養成を進めます。

（ふれあいと生きがいに満ちた生涯学習の推進）

○　生涯学習を推進するため、推進体制等基盤の整備、学習機会の整備充実、普及啓発に努めるとともに、社会教育等の充実を図ります。

（国際感覚を備えた人づくりの推進）

○　草の根レベルの国際交流を推進するため、市町村・民間国際交流団体と一体となった多様な国際交流事業を推進します。

人工の磯場（原釜海岸）

○　国際化に対応した教育の充実を図るとともに、語学指導等を行う外国青年招致事業の推進、青年・女性等の海外派遣研修の促進などにより、国際的視野を持つ人づくりに努めます。

（潤いと個性に満ちた文化の振興）

○　市町村の文化活動推進体制の整備を促進するほか、文化財の保護・保存体制の充実を図るとともに、歴史民俗資料館等の文化施設の整備を促進します。

（県民の活力を育むスポーツ・レクリエーションの振興）

○　生涯スポーツ等の振興を図るとともに、北泉海浜総合公園等の都市公園、キャンプ場等スポーツ・レクリエーション施設の整備充実に努めます。

県民生活

（生涯にわたる健康づくり）

○　保健所機能の充実、市町村保健センターの整備を進めるとともに、母子保健、成人・老人保健等の充実を図ります。

○　地域医療のセンター的役割を果たす公的医療機関の施設設備の充実を図るとともに、民間医療機関の施設設備の高度化を促進します。

○　救急医療体制の整備を図るとともに、山間部等における医療提供体制の確立を図ります。

○　保健医療機関相互の連携を強化するとともに、保健・医療・福祉関係機関が一体となった在宅ケアサービスの提供に努めます。

（安全で安心できる生活の確保）

○　防犯・交通安全対策、消防・防災対策を推進するとともに、食品等の安全確保、消費者保護対策等の充実に努めます。

○　公害防止施設の整備を促進するほか、大気・水質汚染等公害監視体制の充実強化、環境基準未達成の流域における生活排水対策等を推進するとともに、廃棄物の適正な処理の確保に努めます。

○　原子力発電所周辺地域について、テレメータシステムによる環境放射線の常時監視を行うなど安全確保対策の充実強化を図るとともに、原子力発電に関する理解を深めるための普及啓発を積極的に推進します。

（ともに生きる社会づくり）

○　福祉教育の充実やボランティア活動の振興を図るとともに、保健・医療と連携した在宅・施設福祉サービスの提供に努めます。

○　心身障害児の健やかな発達を保障するため、心身障害児が通園により訓練を受ける施設の整備を促進します。

○　高齢者、障害者等の社会参加・就労機会の拡大を図るとともに、高齢者、障害者に配慮した人にやさしいまちづくりに努めます。

○　公私協働による福祉活動の中核的機関である市町村社会福祉協議会の活性化を図ります。

（ゆとりと潤いのある生活空間づくり）

○　刈敷田団地等の良質な公的住宅・宅地の供給や民間住宅の支援・誘導に努め、地域の特性に応じた豊かな住まいづくりを進めます。

○　屋外広告物規制等により美しい都市景観の形成に努めるとともに、公園緑地や新田川等における水辺空間の整備等ゆとりあるオープンスペースづくりを進め、潤いのある居住環境づくりに努めます。

原子力発電所への立入検査

○　駅前広場等交流拠点の整備、「まちの顔」となるシンボルロードの整備など賑わいのあるまちづくりに努めます。

（美しい自然空間の形成）

○　森林の保全、野生鳥獣の保護など自然環境の保全に努めるとともに、美しい景観の形成、地域の緑化を進めます。

○　自然公園の整備、河川・ダム湖等の親水空間の整備を進め、自然とふれあう環境づくりを図ります。

産業経済

（時代の潮流に即応した、活力ある農林水産業の展開）

○　担い手の育成確保や農地の利用集積等により地域農業構造の再編成に努めるとともに、産地銘柄化、流通体制の充実を図り、高生産性・高付加価値農業の実現を図ります。

○　平坦地域においては、稲作大規模経営やライスセンターを核とした生産組織による低コスト生産と地域輪作体系の確立により生産性の高い水田農業の確立を図ります。

○　中山間地域においては、畜産を中心に、高冷地野菜、養蚕、菌茸等による複合経営の確立を図り、さらに、観光農園等都市と農村のふれあいの場の整備や地域特産品づくりを進めます。

○　省エネルギー型施設農業の展開を図り、野菜・花きの周年生産体制の確立を図ります。

○　松ヶ房ダム、滝川ダムを建設する相馬地区・富岡地区県営かんがい排水事業を推進します。

○　農道、ほ場等の整備を推進し、農業生産基盤づくりを進めるとともに、農地防災事業の推進により農地等の保全管理に努めます。

○　体系的な森林の整備により森林資源の充実を図るとともに、林道等路網の整備など林業の生産基盤づくりを進めます。

○　県産材の安定供給を図るとともに、特用林産物の振興に努めます。

○　機能的な漁場造成など漁業生産基盤の整備を進めるとともに、生態系に配慮した資源管理型漁業を推進します。

○　アワビ、ウニ、サケ、ヒラメ等の栽培漁業を

推進し、その中核となる県栽培漁業センターの整備拡充を進めるとともに、観光漁業により地域の活性化を図ります。

○　松川浦、請戸等の漁港整備を進めるとともに、地域水産物の付加価値向上を図るため、産地市場の集約化と流通加工施設の強化を促進します。

○　水産業を核とする沿岸域及び沖合水域の総合的な整備開発を進めるため、マリノベーション構想を推進します。

（高い技術力を誇る工業の充実）

○　知識集約型・高付加価値型工業及び研究開発型工業の集積を図るなど、工業集積の一層の高度化に努めます。

○　工業団地の整備を促進するなど工業基盤の整備を図ります。

（新しい時代に対応した魅力ある商業・サービス業の展開）

○　原町市、相馬市等において、土地区画整理事業と一体となった商業基盤施設の整備を図り、商店街の高度化、近代化を進めます。

○　組織化・共同化等により卸売業の活性化を図ります。

○　産業支援サービス業の振興に努めるとともに、生活にゆとりと豊かさをもたらす余暇関連サービス業等の振興を図ります。

（個性豊かで魅力ある観光・リゾートの振興）

○　海、山を併せ持つ豊かな自然や、馬の文化、民謡などを活用し、魅力ある観光・リゾート地づくりに努めます。

○　浜街道の整備促進により、海洋性スポーツ・レクリエーション施設のネットワーク化を図り、さらに、森林スポーツ・レクリエーション施設と連携した周遊ルート形成に努めます。

（地域に根ざした産業の振興）

○　地域企業の技術力の向上や企業診断・指導、金融対策等による経営基盤の強化に努め、地域企業の振興を図ります。

○　伝統的工芸品産業の振興を図るため、大堀相馬焼の後継者確保、デザイン開発、販路開拓対策等を推進します。

○　ふるさと産業おこし運動を推進し、ふるさと産品の開発・ブランド化・販路開拓、運動の核となる人材の育成、地域間の交流を促進します。

（ニーズに対応した雇用機会の確保と働きやすい環境づくり）

○　高齢者、障害者等の雇用の促進に努めるとともに、地域の雇用環境を整備し、魅力ある雇用機会の確保を図ります。

○　職業能力開発の促進、労働福祉の充実を図り、働きやすい環境づくりに努めます。

請戸漁港

県土基盤

（個性と魅力ある地域づくり）

○　広域市町村圏が行う事業を支援し、広域的な地域の振興を図ります。

○　住民の自治と連帯によるコミュニティの形成を図るため、基盤整備やコミュニティ活動を支援します。

○　原町市、相馬市において、駅周辺等における土地区画整理事業を進めるとともに、幹線街路、公園緑地等の整備を進め、快適な都市環境の整備を進めます。

○　広域公園東ヶ丘公園の整備を推進するとともに、地域の特色を生かした都市公園の整備を促進します。

○　公共用水域の良好な水質確保と都市環境の整

備を図るため、公共下水道の整備を促進します。
○　農山村地域において、集落排水施設、集落道等の整備を推進するとともに、優れた景観、文化等を生かしたゆとりある快適な生活環境を整備します。

（交流ネットワークの形成）
○　重要港湾相馬港について、相双地域、県北地域を中心とする背後圏の物流拠点として、また、電源地帯工業団地を支援する港湾として施設の整備充実を図るとともに、海浜公園を整備し、松川浦などの周辺環境と一体となった魅力ある港湾整備を図ります。
○　他地域との交流を進めるため、国道6号の整備を促進するとともに、国道113号、114号、115号、288号、399号、459号、主要地方道等の整備を推進します。
○　増大する交通量に対応し、通過交通の市街地への流入を防ぐため、国道6号相馬バイパスの整備を促進します。
○　本地域から福島空港への規格の高いアクセスルートの整備の必要性について検討します。
○　利用者への適切な鉄道輸送サービスを提供するため、ＪＲ常磐線の高速化、複線化を促進します。
○　地域と密着した道路網である一般県道、市町村道の整備を進めるとともに、バス交通サービスの向上を促進します。
○　「うつくしま、ふくしま。」を運動スローガンとして県民運動を推進するとともに、その運動と連携した行政施策を積極的に推進します。

（安全でやすらぎのある県土の建設）
○　治水機能の向上を図るため、請戸川、地蔵川等の河川改修等を進めるとともに、ダム事業による洪水対策を推進します。
○　海岸侵食や高潮等の災害を防止するため、請戸海岸等の海岸保全施設を整備するとともに、良好な海洋環境の保全のため、北泉大磯海岸等の海岸環境の整備を推進します。
○　県土の保全を図り、災害の発生を防ぐため、治山事業及び砂防事業を推進します。

（水資源・エネルギー対策の推進）
○　水需要の増加に対応し、安定的な水の供給を確保するため、木戸ダムの建設を推進するとともに、新田川ダムの早期着工を図ります。
○　相馬地方広域水道企業団、双葉地方広域水道供給企業団による広域水道施設の整備を促進します。
○　原町火力発電所、新地火力発電所、浪江・小高地点原子力発電所の建設を促進します。
○　電源地域の自立的、恒久的な振興を図るため、定住環境の整備や、雇用機会の確保に努めるとともに、電源地域定住圏計画に基づき総合的な地域振興対策を推進します。

（総合的な土地対策の推進）
○　国土利用基本計画の適切な管理運営により、総合的かつ計画的な土地利用を促進するとともに、届出制度の適切な運用等により適正な地価水準の形成に努めます。

北泉大磯海岸

い・わ・き・地・域

将来像　多彩な余暇活動空間と進む都市集積を生かした新しい生活文化圏

●現状と課題

○　いわき地域は、太平洋に面し、緑豊かな変化に富む自然を有し、また、平坦地には都市が分散した多核型の都市構造となっています。

交通面では、重要港湾小名浜港に加え、磐越自動車道、常磐自動車道の整備が進んでおり、第二次産業の集積とあいまって、産業構造の高度化が進み、南東北の工業拠点地域としての役割を担うとともに、交通体系の要衝として、地域の発展可能性は高まりつつあります。

○　今後、本地域においては、温暖な気候、良質な居住環境、首都圏との近接性、多様な産業基盤、都市機能の集積など地域の特性を生かし、新しい生活文化を創造・提案できる地域の形成が期待されています。

また、高等教育機関や多様な産業集積を生かし、高度技術産業、研究開発機能等の導入を促進し、高度な産業構造の形成を図るとともに、賑わいの場の創出等多様な都市機能の集積を促進し、求心力を持つ都市構造の構築が期待されています。

さらに、北関東と東北、浜通り軸と横断道軸・南部軸との結節点として、交通基盤の整備を進め、地域資源を生かした広域的な交流拠点としての役割を担っていくことが期待されています。

●基本的発展方向

○新しい生活文化を創造・提案する地域の形成

地域の持つ自然的、社会的特性を生かし、豊かな生活の実現を目標とし、職･住･遊のバランスがとれた新しい生活文化を創造・提案する地域の形成を目指します。

○高度な産業構造の形成

隣接する首都圏の諸機能の積極的な誘導を図りながら、高度技術産業、研究開発機能、産業支援サービス業などの集積を促進するとともに、都市近郊型農業や林業、水産業等の振興を図り、高度な産業構造の形成を図ります。

○求心力のある都市づくりと交流拠点の整備

各地区における個性的な機能の整備とその連携を図り、業務機能、情報機能などの高次都市機能を有した求心力のある都市づくりを進めるとともに、首都圏及び県内他地域との広域的な交流を進めるため、文化機能等が集積した交流拠点の整備を促進します。

○小名浜港の機能高度化と高速交通体系を活用した地域整備

小名浜港において国際的な視野に立った港湾機能の整備、親水機能の充実を図るとともに、広域的な物流機能の整備促進など高速交通体系を活用した地域整備を進め、さらに地域内を有機的に連関させる幹線交通網の整備を進めます。

リーディング・プロジェクト　いわき地域

この地域の整備に先導的な役割を果たすプロジェクトです。

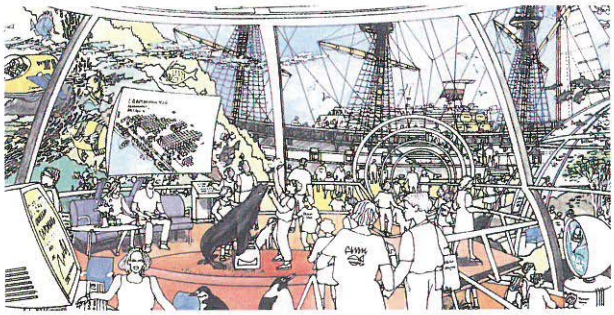

「海洋文化・学習施設」イメージ図

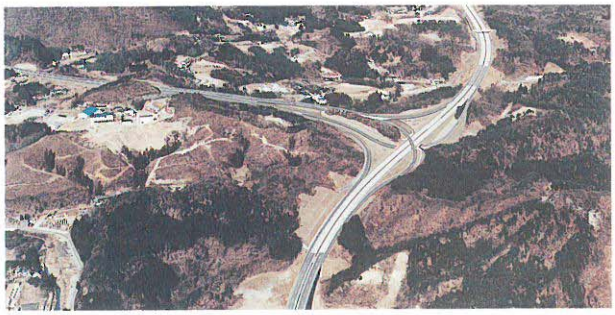

常磐自動車道と磐越自動車道のジャンクション付近

1　振興拠点地域構想

地域特性に即した特色ある機能を集積し、地域の振興を図るため、開発整備の方針、重点整備地区、中核的施設等を検討するなど振興拠点地域の基本構想の策定を進め、その実現を図ります。

2　21世紀ＦＩＴ構想

小名浜港の積極的活用や福島空港・常陸那珂港等との連携により、業務・商業・文化・交流機能を備えた物流拠点の整備を進めるとともに、温暖な気候を生かした質の高い居住空間の整備や工業はじめ多様な産業集積を活用した業務機能、研究開発機能の導入、さらには、海を生かしたリゾート・レクリエーション拠点づくりを促進し、茨城・栃木両県等との広域的な連携により魅力あるアメニティライフゾーンの形成を図ります。

3　常磐郡山地区新産業都市建設事業

先端技術産業等の誘導等による産業の一層の集積を促進するとともに、魅力ある居住環境、生活環境の整備や文化施設等の整備を進め、都市機能の一層の集積を促進します。

4　ふくしま沿岸域総合利用構想・「海洋文化・学習施設」整備事業

沿岸域の環境の保全を図るとともに、多面的利用可能性を積極的に引き出し、その総合的・広域的な利用により魅力ある地域振興を図るため、沿岸域の総合的な活用方策を検討します。

また、通年型の海洋性レクリエーション活動の定着を図り、県民の海に対する知識や親近感を深めるため、「海洋文化・学習施設」の整備を進めます。

5　21世紀の森整備構想

地域の中央に位置する丘陵地帯において、緑豊かな自然を保全しながら、地域の核となるゆとりと潤いのある広域的な交流拠点の整備を促進します。

6　小名浜港機能高度化事業

国際貿易港としての物流機能を強化するため、ポートアイランド（東港）等の新たな埠頭を整備するとともに、貨物の流動を円滑にするため、臨港道路等の整備拡充や常磐自動車道へのアクセスの向上について検討を進めます。

また、マリーナ等の整備を推進するとともに、民間の活力の導入などにより、市街地整備との連携を図りながら、業務・商業・文化・交流等の機能を備え、水際線の魅力を生かした交流拠点づくりを進めます。

7　常磐自動車道・磐越自動車道建設・利活用促進事業

常磐自動車道及び磐越自動車道の早期開通を促進するとともに、沿線地域の振興を図るため、それらの利活用を促進します。

8　阿武隈地域総合開発事業

豊かな開発可能性を持つ阿武隈地域において、常磐自動車道や磐越自動車道の利活用を踏まえ、豊かな森林資源を活用し、農林業体験、自然教育を目的とする自然レクリエーション等の各種機能の整備を図り、ふれあい・交流の場づくりを促進するとともに、道路網等の生活基盤の整備に努めます。

主要な施策　いわき地域

教育文化

（21世紀を担う心豊かでたくましい児童生徒・青少年の育成）

○　学校規模の適正化や施設設備の充実などの教育条件の整備充実に努めるとともに、児童生徒の学力向上、情報化・国際化への対応などの教育内容・方法の改善充実に努めます。

○　青少年の健全育成を図るため、県民運動の展開や社会環境の整備、相談指導体制の充実に努めるとともに、社会参加活動の促進や青少年活動の場の充実、指導者の養成を進めます。

（新しい時代の要請にこたえる高等教育機関の充実）

○　高等教育機関の教育研究機能の充実に努めるとともに、生涯学習機会の拡充や施設の開放など地域社会との連携を促進します。

（ふれあいと生きがいに満ちた生涯学習の推進）

○　生涯学習を推進するため、推進体制等基盤の整備、学習機会の整備充実、普及啓発に努めるとともに、社会教育等の充実を図ります。

○　心身ともに健康でたくましい青少年の育成を図るため、海浜地域の自然・産業・文化等の特色を学習するための社会教育施設「いわき少年自然の家（仮称）」の早期開設に努めます。

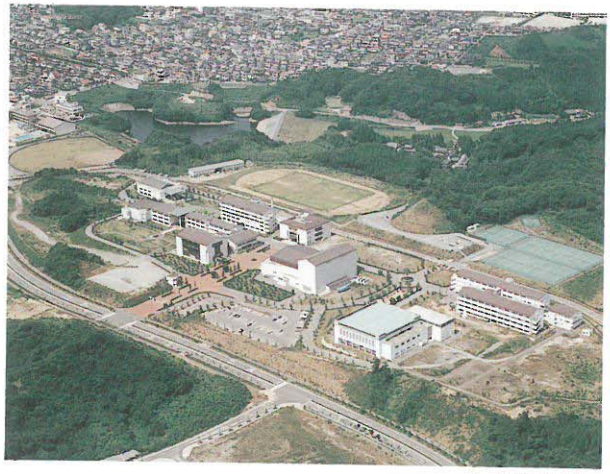

いわき明星大学

（国際感覚を備えた人づくりの推進）

○　草の根レベルの国際交流を推進するため、市・民間国際交流団体と一体となった多様な国際交流事業を推進します。

○　国際化に対応した教育の充実を図るとともに、語学指導等を行う外国青年招致事業の推進、青年・女性等の海外派遣研修の促進などにより、国際的視野を持つ人づくりに努めます。

（潤いと個性に満ちた文化の振興）

○　文化活動推進体制の整備を促進するほか、文化財保護・保存体制の充実を図るとともに、美術館等の文化施設の整備充実を促進します。

（県民の活力を育むスポーツ・レクリエーションの振興）

○　生涯スポーツ等の振興に努めるとともに、21世紀の森公園等の都市公園、キャンプ場、小名浜港マリーナ等スポーツ・レクリエーション施設の整備充実を進めます。

県民生活

（生涯にわたる健康づくり）

○　保健所機能の充実等を図るとともに、母子保健、成人・老人保健等の充実を図ります。

○　地域医療のセンター的役割を果たす公的医療機関の施設設備の充実を図るとともに、民間医療機関の施設設備の高度化を促進します。

○　救命救急センターの機能充実を促進するとともに、山間部における医療提供体制の確立を図ります。

○　保健医療機関相互の連携を強化するとともに、保健・医療・福祉関係機関が一体となった在宅ケアサービスの提供に努めます。

（安全で安心できる生活の確保）

○　防犯・交通安全対策、消防・防災対策を推進

するとともに、食品等の安全確保、消費者保護対策等の充実に努めます。

○　公害防止施設の整備を促進するとともに、大気・水質汚染等公害監視体制の充実強化、環境基準未達成の流域における生活排水対策等の推進などを図ります。

○　公共関与による産業廃棄物最終処分場の確保に努めるなど廃棄物の適正な処理の確保を図ります。

（ともに生きる社会づくり）

○　福祉教育の充実、ボランティア活動の振興を図るとともに、保健・医療と連携した在宅・施設福祉サービスの提供に努めます。

○　高齢者、障害者等の社会参加・就労機会の拡大を図るとともに、高齢者、障害者に配慮した人にやさしいまちづくりに努めます。

○　公私協働による福祉活動の中核的機関である市社会福祉協議会の活性化を図ります。

（ゆとりと潤いのある生活空間づくり）

○　いわきニュータウン等の良質な公的住宅・宅地の供給や民間住宅の支援・誘導に努め、地域の特性に応じた豊かな住まいづくりを進めます。

○　屋外広告物規制等により美しい都市景観の形成に努めるとともに、公園緑地や夏井川等における水辺空間の整備等ゆとりあるオープンスペースづくりを進め、潤いのある居住環境づくりに努めます。

○　駅前広場等交流拠点の整備、「まちの顔」となるシンボルロードの整備など賑わいのあるまちづくりに努めます。

（美しい自然空間の形成）

○　森林の保全、野生鳥獣の保護など自然環境の保全に努めるとともに、美しい景観の形成、地域の緑化を進めます。

○　自然公園の整備、河川・ダム湖等の親水空間の整備を進め、自然とふれあう環境づくりを図ります。

夏井川河口付近における親水空間整備完成予想図

産業経済

（時代の潮流に即応した、活力ある農林水産業の展開）

○　担い手の育成確保や農地の利用集積等により地域農業構造の再編成に努めるとともに、産地銘柄化、流通体制の充実を図り、高生産性・高付加価値農業の実現を図ります。

○　冬季温暖な気候等の地域特性を生かし、施設野菜の振興による周年出荷体制づくりを推進するなど、生産性の高い産地の形成に努めます。

○　都市近郊の立地を生かし、消費者ニーズに柔軟に対応できる多品目園芸作物の生産体制の確立を図るとともに、鉢物を中心とした花きの産地化を図ります。

○　かんがい排水事業、ほ場整備事業、農道整備事業等を推進し、農業生産基盤の整備を進めるとともに、農地防災事業の推進により農地等の保全管理に努めます。

○　体系的な森林の整備による森林資源の充実を図るとともに、林道等路網の整備など林業の生産基盤づくりを進めます。

○　県産材の安定供給を図るとともに、特用林産物の振興に努めます。

○　機能的な漁場造成など漁業生産基盤の整備を進めるとともに、生態系に配慮した資源管理型漁業を推進します。

○　小名浜、江名、中之作、四倉等の漁港整備を

進めるとともに、地域水産物の付加価値向上を図るため、産地市場の集約化と流通加工施設の強化を促進します。

○　水産試験場の試験研究体制の整備を推進するとともに、情報ネットワークの整備拡充等により開発された技術の指導体制の充実強化を図ります。

○　水産業を核とする沿岸域及び沖合水域の総合的な整備開発を進めるため、マリノベーション構想を推進します。

（高い技術力を誇る工業の充実）

○　知識集約型・高付加価値型工業及び研究開発型工業の集積を図るなど、工業集積の一層の高度化に努めます。

○　工業団地の整備を促進するなど工業基盤の整備を図ります。

○　地場産業に密着した研究・指導機関として、ハイテクプラザいわき技術支援センターの整備充実に努めます。

（新しい時代に対応した魅力ある商業・サービス業の展開）

○　平駅周辺地区において、市街地再開発事業と一体となった商業基盤施設の整備を図り、商店街の近代化、高度化を図ります。

○　組織化・共同化等により卸売業の活性化を図ります。

○　産業支援サービス業の振興に努めるとともに、生活にゆとりと豊かさをもたらす余暇関連サービス業等の振興を図ります。

（個性豊かで魅力ある観光・リゾートの振興）

○　海洋資源、山岳、温泉、歴史資源などを生かした魅力的な観光・リゾート地づくりを促進します。

○　茨城県、栃木県と結ぶ広域観光ルートの形成を促進します。

（地域に根ざした産業の振興）

○　地域企業の技術力の向上や企業診断・指導、金融対策等による経営基盤の強化に努め、地域企業の振興を図ります。

○　ふるさと産業おこし運動を推進し、ふるさと産品の開発・ブランド化・販路開拓、運動の核となる人材の育成、地域間の交流を促進します。

（ニーズに対応した雇用機会の確保と働きやすい環境づくり）

○　高齢者、障害者等の雇用の促進に努めるとともに、地域の雇用環境を整備し、魅力ある雇用機会の確保を図ります。

○　職業能力開発の促進、労働福祉の充実を図り、働きやすい環境づくりに努めます。

いわき好間中核工業団地

県土基盤

（個性と魅力ある地域づくり）

○　住民の自治と連帯によるコミュニティの形成を図るため、基盤整備やコミュニティ活動を支援します。

○　平地区と小名浜地区を結ぶ都市軸を中心にいわきニュータウンの整備などを促進するとともに、平駅周辺及び小名浜における市街地再開発事業や土地区画整理事業を促進し、快適な都市環境の整備を図ります。

○　大規模な国鉄清算事業団用地を生かし、都市機能の強化に資する新たな機能の導入を検討します。

○　広域公園いわき公園の整備を推進するとともに、地域の特色を生かした都市公園の整備を促進します。

○　公共用水域の良好な水質確保や都市環境の整備を図るため、公共下水道の整備を促進します。

○　農山村地域において、集落排水施設、集落道等の整備を推進するとともに、優れた景観、文化等を生かしたゆとりある快適な生活環境を整備します。

（交流ネットワークの形成）

○　他地域との交流を進めるため、国道6号、49号の整備を促進するとともに、国道289号、349号、399号、主要地方道等の整備を推進します。

○　増大する交通量に対応し、通過交通の市街地への流入を防ぐため、国道6号常磐バイパス、国道6号久之浜バイパス、国道49号平バイパスの整備を促進します。

○　都市内交通の円滑化や渋滞対策の推進を図るため、内郷駅平線等の幹線街路の整備や駅周辺及び中心市街地における駐車場の整備を進めます。

○　利用者への適切な鉄道輸送サービスを提供するため、ＪＲ常磐線、磐越東線の高速化等を促進します。

○　地域と密着した道路網である一般県道、市道の整備を進めるとともに、バス交通サービスの向上を促進します。

○　情報化・国際化に対応した高度な情報通信基盤の整備を図るため、情報化未来都市構想を促進します。

○　「うつくしま、ふくしま。」を運動スローガンとして県民運動を推進するとともに、その運動と連携した行政施策を積極的に推進します。

（安全でやすらぎのある県土の建設）

○　治水機能の向上を図るため、夏井川等の河川改修等を進めるとともに、ダム事業による洪水対策を推進します。

○　海岸侵食や高潮等の災害を防止するため、久之浜海岸等の海岸保全施設を整備するとともに、良好な海洋環境の保全のため、夏井海岸等の海岸環境の整備を推進します。

○　県土の保全を図り、災害の発生を防ぐため、治山事業及び砂防事業を推進します。

（水資源・エネルギー対策の推進）

○　水需要の増加に対応し、安定的な水の供給を確保するため、小玉ダムの建設を推進するとともに、夏井川ダムの建設を検討します。

（総合的な土地対策の推進）

○　国土利用基本計画の適切な管理運営により、総合的かつ計画的な土地利用を促進するとともに、届出制度の適切な運用等により適正な地価水準の形成に努めます。

海王丸入港でにぎわう小名浜港

広域公園いわき公園

計画推進のために

1　県民参加による計画の推進

計画の目標である「21世紀の新しい生活圏ー美しいふくしまーの創造」を実現していくためには、県、市町村、民間団体、県民が一体となって協力していく必要があります。

県、市町村等の行政は、時代の潮流変化と県民の意向を絶えず的確に把握し、行政の諸施策に反映させ、計画の実現に努めなければなりません。

また、民間団体や県民一人ひとりは、それぞれの立場に応じた役割を分担し、自らの地域づくりのために、自己の創意工夫をもって積極的に計画の推進に参画することが大切です。

2　国、市町村、隣接県等との連携

計画の実現を図るため、県が自らの機能と責任を明確にし、国、市町村、隣接県等との相互協力と連携に務めながら施策を推進していく必要があります。

このため、直接県民との関わりが強い市町村との緊密な連携を保つとともに、国への積極的な支援と協力の要請などにより、総合的・一体的な計画の推進に努めます。

また、高速交通体系の整備、情報化の進展等により、県域を越えた広域的な対応がより一層重要になってきているため、隣接県等との協力・連携を図ります。

3　行財政の効率的な運営

本県を取り巻く時代潮流変化は、今後も一層速度を早めていくことが予測されるため、これらに対応できる柔軟な行政体制を確立する必要があります。

このため、行財政運営の全般にわたって常に見直していくとともに、行政事務の簡素合理化や行政に対する県民のニーズに対応した組織の整備等を図りながら、行政の効率的な運営に努めます。

また、職員の能力開発と資質の向上に努め、時代の潮流や行政ニーズの変化を先取りし、柔軟に対応できる職員の育成を図ります。

さらに、各種施策に適切に対応していくためには、所要財源の確保を図りながら、適切な財政運営を行い、また、財政基盤をしっかりとしたものにする必要があります。

このため、県税をはじめとする一般財源の充実に努める一方、施策の優先度・緊急度を考慮しながら、限られた財源の重点的、効率的な配分に努めます。

また、国に対しては、地方において自主的かつ効果的な施策が実施できるよう、地方分権の観点に立った大幅な権限と財源の移譲を強く要望していきます。

4　計画の進行管理

計画の実現を図るためには、本県を取り巻く時代の潮流変化に的確に対応しながら、施策の効果的、弾力的な展開を図る必要があります。

このため、計画実施のための中期的な指針づくりや推進体制づくりを行うとともに、計画の進捗状況を的確に把握し、以後の政策運営や予算編成への反映を図るなど適切な進行管理を行い、計画の円滑な推進を図ります。

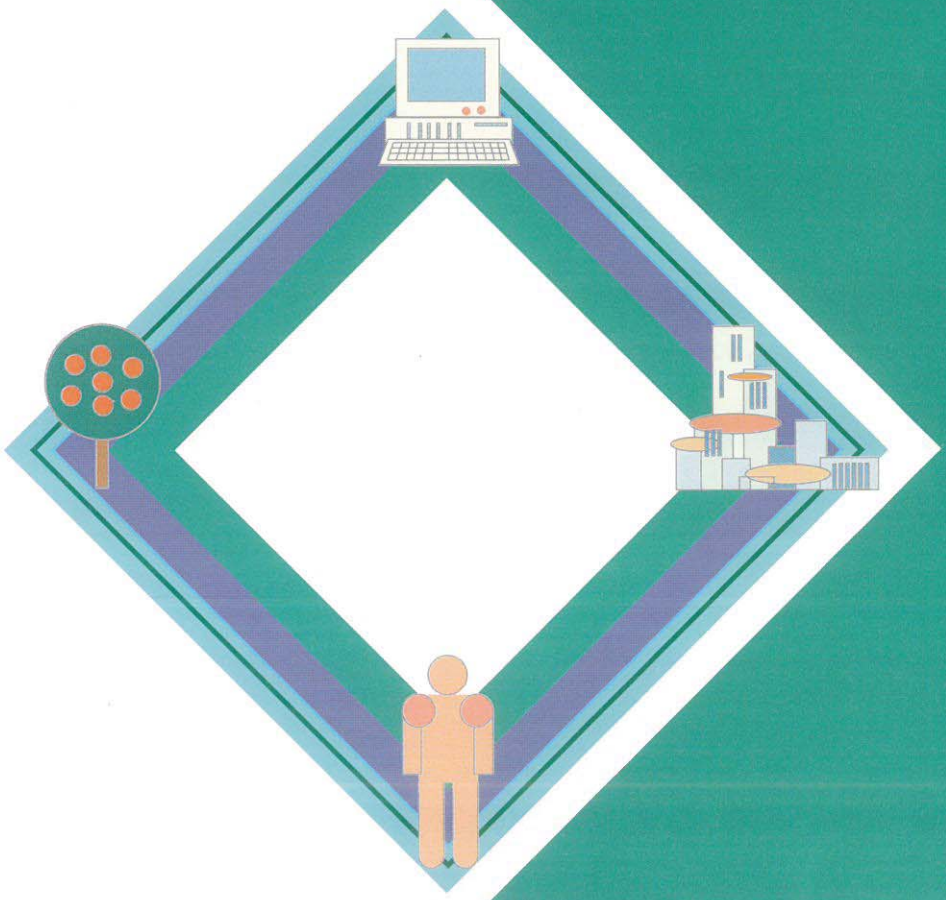

付属資料

1　諮問文・答申文
2　福島県総合開発審議会委員名簿
3　同　策定小委員会・検討小委員会委員名簿
4　ふくしま新世紀プラン策定に関する経緯

諮問文

4企調第629号
平成4年11月30日

福島県総合開発審議会
会長 中村嘉吉 様

福島県知事 佐藤栄佐久

「ふくしま新世紀プラン（案）」について（諮問）

福島県総合開発審議会条例（昭和40年福島県条例第2号）第2条の規定に基づき、別添の「ふくしま新世紀プラン（案）」について、貴審議会の意見を求めます。

答申文

4総審第10号
平成4年12月1日

福島県知事 佐藤栄佐久 様

福島県総合開発審議会
会長 中村嘉吉

「ふくしま新世紀プラン」について（答申）

平成4年11月30日付け4企調第629号をもって諮問のあった「ふくしま新世紀プラン（案）」については、審議の結果適当と認め、この旨答申します。

なお、この計画に基づく施策の実施等にあたっては、特に、以下の点に格別の配慮を払われるよう要望します。

記

1 本計画の推進にあたっては、県民の十分な理解と協力が不可欠であるとともに、県外の人々の共感を得ることが重要であり、このため、あらゆる機会を通じて、広く県内外に、計画の趣旨及び内容の周知等を図ること。

2 一人ひとりがゆとりと潤いのある生活を実現できるよう、価値観の多様化や人口構造の変化等に十分配慮しながら、生活圏づくりを進めること。
また、同時に地域間ネットワークの形成や多様な交流の促進に努めること。

福島県総合開発審議会役員名簿

（敬称略・五十音順）

◎ 部会長　○ 副部会長

氏　名	役　職　名	所属部会
（会長）		
中　村　嘉　吉	福島大学名誉教授	第３部会
（副会長）		
太　田　緑　子	福島県社会福祉協議会顧問	第１部会
坪　井　孚　夫	福島県商工会議所連合会会長	第２部会
（委員）		
有　賀　一　義	福島県議会議員	第１部会
五十嵐　有美子	㈱ＴＲ建築アトリエ取締役	○第３部会
市　原　四　郎	建設省東北地方建設局長	第１部会
伊　藤　備　文	福島県町村会長	第２部会
井戸沼　俊　顕	福島県議会議員	第１部会
瓜　生　信一郎	福島県議会議員	第２部会
奥　山　健　一	福島県副知事	第３部会
大日向　寛　畝	林野庁前橋営林局長	第１部会
樫　村　利　道	福島大学教育学部教授	◎第１部会
加　藤　勝　洋	日本大学工学部教授	第１部会
加　藤　貞　夫	福島県議会議員	第３部会
河　面　慶四郎	通商産業省東北通商産業局長	第２部会
木　下　　隆	福島民友新聞社代表取締役社長	第３部会
栗　原　る　み	福島大学行政社会学部助教授	○第２部会
玄　葉　光一郎	福島県議会議員	第１部会
今　野　修　平	大阪産業大学経済学部教授	第３部会
斎　藤　栄　吉	福島県森林組合連合会副会長	第１部会
斎　藤　範　幸	福島民報社代表取締役専務	第３部会
斎　藤　文　昭	福島県議会議員	第２部会
酒　井　惇　一	東北大学農学部教授	第２部会
佐　藤　喜　春	福島県農業協同組合中央会長	第２部会

氏　名	役　職　名	所属部会
塩　田　智　禧	福島県議会議員	第２部会
渋　谷　家寿一	日本労働組合総連合会福島県連合会長	第１部会
嶋　　多　門	福島県医師会長	第１部会
下　平　尾　勲	福島大学教授	◎第２部会
白　井　英　男	農林水産省東北農政局長	第２部会
鈴　木　省　吾	福島県農業会議会長	第３部会
瀬　谷　俊　雄	福島県銀行協会長	第１部会
高　橋　力　雄	日本労働組合総連合会県連合会副会長	第２部会
高　橋　義　典	運輸省東北運輸局長	第１部会
竹　川　佳寿子	福島県立医科大学教授	○第１部会
成　井　英　夫	福島県議会議員	第３部会
橋　本　丑　恵	福島県議会議員	第３部会
福　田　博　志	日本銀行福島支店長	第２部会
町　田　俊　彦	東北大学農学部教授	◎第３部会
松　本　正　典	福島県青少年団体連絡協議会長	第２部会
村　山　　浩	福島県漁業協同組合連合会長	第２部会
大　和　郭　二	福島県工業クラブ会長	第３部会
山　本　ナ　力	福島県婦人団体連合会長	第３部会
吉　田　修　一	福島県市長会長	第１部会
渡　辺　敬　夫	福島県議会議員	第３部会

策定小委員会委員名簿

（敬称略・五十音順）

氏　名	役　職　名
五十嵐　有美子	㈱ＴＲ建築アトリエ取締役
井戸沼　俊　穎	福島県議会議員
太　田　緑　子	福島県社会福祉協議会顧問
加　藤　貞　夫	福島県議会議員
渋　谷　家寿一	日本労働組合総連合会福島県連合会長
嶋　　多　門	福島県医師会長
鈴　木　省　吾	福島県農業会議会長
瀬　谷　俊　雄	福島県銀行協会長
坪　井　孚　夫	福島県商工会議所連合会長
中　村　嘉　吉	福島大学名誉教授
町　田　俊　彦	福島大学経済学部教授（当時）
松　本　正　典	福島県青少年団体連絡協議会長
吉　田　修　一	福島県市長会長

検討小委員会委員名簿

（敬称略・五十音順）

氏　名	役　職　名
太　田　緑　子	福島県社会福祉協議会顧問
加　藤　誠　吉	福島県議会議員
黒　崎　恭　士	福島県議会議員
佐　藤　公　威	福島県議会議員
渋　谷　家寿一	日本労働組合総連合会福島県連合会長
鈴　木　省　吾	福島県農業会議会長
瀬　谷　俊　雄	福島県銀行協会長
坪　井　孚　夫	福島県商工会議所連合会長
中　村　嘉　吉	福島大学名誉教授
羽　田　達　夫	福島県青少年団体連絡協議会長
町　田　俊　彦	福島大学経済学部教授（当時）
吉　田　修　一	福島県市長会長

ふくしま新世紀プラン策定に関する経緯

平成元年７月	県民意識調査の実施。
12月１日	福島県総合開発審議会（以下「審議会」という。）を開催し、「新福島県長期総合計画」の総点検に着手することを決定。審議・検討のため、二つの部会を設置。
平成２年１月29日	審議会第二部会の第１回会議を開催し、「基本構想」、「基本計画第３章」、「地域整備構想」を中心に審議検討。
２月30日	審議会第一部会の第１回会議を開催し、「基本構想」、「基本計画第１章、第２章」を中心に審議検討。
３月８日	審議会第二部会の第２回会議を開催し、総点検報告素案や21世紀の県づくりの課題を中心に審議検討。
３月９日	審議会第一部会の第２回会議を開催し、総点検報告素案や21世紀の県づくりの課題を中心に審議検討。
３月30日	審議会を開催し、「新福島県長期総合計画総点検報告」を了承。 併せて、知事に対して、新しい長期総合計画を策定すべき旨を提言。
６月25日	新計画策定について決定。
同日	庁内における策定組織として、「新長期総合計画策定会議」を設置。
７月16日	審議会を開催し、新しい長期総合計画の策定について了承。 併せて、新計画の基本的考え方について審議検討する「検討小委員会」を設置。

10月	「21世紀の福島県を語る懇談会」を県内7地域別及び東京・大阪で開催。
11月16日	第1回検討小委員会を開催し、「21世紀に向けての時代潮流変化と本県の課題」について検討。
平成3年2月1日	県内市町村長に対して、「21世紀に向けた県政の課題と新しい長期総合計画のあり方（案）」について、意見照会。
2月4日	第2回検討小委員会を開催し、「21世紀に向けた県政の課題と新しい長期総合計画のあり方」について検討。
3月14日	第3回検討小委員会を開催し、「検討小委員会報告（案）」について検討。
6月10日	審議会を開催し、検討小委員会報告「21世紀に向けた県政の主要課題と新しい長期総合計画のあり方」について了承。 併せて、人口・経済フレーム、基本計画施策体系、地域整備の基本的考え方を審議検討する「策定小委員会」を設置。
8月26日	第1回策定小委員会を開催し、「人口・経済フレーム」、「基本計画施策体系」について検討。
12月2日	第2回策定小委員会を開催し、「人口・経済フレーム」、「基本計画施策体系」、「地域整備の基本的考え方」について検討。
平成4年2月13日	「新しい長期総合計画についての市町村担当者会議」を開催。 併せて、県内市町村長に対して、「新しい長期総合計画への意見・要望等について」意見照会。
2月21日	第3回策定小委員会を開催し、「人口・経済フレーム」、「基本計画施策体系」、「地域整備の基本的考え方」について検討。
3月25日	第4回策定小委員会を開催し、「策定小委員会報告（案）」について検討。
6月12日	審議会を開催し、策定小委員会報告「人口・経済フレーム、基本計画施策体系及び地域整備構想の基本的考え方について」を了承。
6月15日	新計画に盛り込む絵画を小・中・高校生を対象に募集（「うつくしま、ふくしま。絵画コンクール」）。
7月	県内7地域別検討会議の開催（各市町村、広域圏等）。
9月22日	審議会に「ふくしま新世紀プラン（仮称）計画素案」を提示。 併せて、計画素案を審議・検討するため、三つの部会を設置。
同日	審議会第一部会の第1回会議を開催し、「基本構想第1章～第6章」、「基本計画第2章、第4章」を中心に審議検討。
同日	審議会第二部会の第1回会議を開催し、「基本構想第1章～第6章」、「基本計画第1章、第3章」を中心に審議検討。
同日	審議会第三部会の第1回会議を開催し、「基本構想第1章～第6章」、「基本構想第7章」、「地域整備構想」を中心に審議検討。
9月25日	県内市町村長に対して、「ふくしま新世紀プラン（仮称）計画素案」について意見照会。
10月15日	審議会第一部会の第2回会議を開催し、所掌分野を中心に審議検討。
同日	審議会第二部会の第2回会議を開催し、所掌分野を中心に審議検討。
10月21日	審議会第三部会の第2回会議を開催し、所掌分野を中心に審議検討。
11月4日	審議会第一部会の第3回会議を開催し、計画素案に対する意見等の取りまとめを中心に審議検討。
同日	審議会第二部会の第3回会議を開催し、計画素案に対する意見等の取りまとめを中心に審議検討。
11月6日	審議会第三部会の第3回会議を開催し、計画素案に対する意見等の取りまとめを中心に審議検討。
11月20日	審議会の正副会長及び正副部会長会議を開催し、各部会での意見等について調整。
11月30日	「ふくしま新世紀プラン（案）」を審議会に諮問。 諮問（案）のとおり答申することに決定。
12月1日	審議会より「ふくしま新世紀プラン（案）」を知事へ答申。
同日	「ふくしま新世紀プラン」を決定。

福島県長期総合計画

ふくしま新世紀プラン

21世紀の新しい生活圏―美しいふくしま―の創造

編集・発行　福　島　県
〒960 福島県福島市杉妻町２番16号
TEL（0245）21－1111

印　刷　キング印刷株式会社
〒960 福島県福島市吉倉字前田６－１
TEL（0245）45－1231

21世紀の新しい生活圏―美しいふくしま―の創造

ふくしま新世紀プランに関するお問い合わせは、

福島県企画調整部企画調整課　総合計画担当
TEL（0245）21－1111　内線 2321、2327
（0245）21－7109　（直通）